

令和元年度

八代市政の概要

八代市議会事務局

市 章



合併した旧 6 市町村の「6」をイメージしたものに、未来への躍動感を加えた造形となっており、その中に、新しさの中にも親しみを感じさせるよう旧八代市章をアレンジしたマークを入れたものです。

宣 言

- 交通安全都市宣言 (平成 18 年 6 月 23 日議決)
- 人権尊重都市宣言 (平成 18 年 6 月 23 日議決)
- 健康都市宣言 (平成 18 年 7 月 28 日議決)
- 非核平和都市宣言 (平成 18 年 8 月 1 日公告第 60 号)
- 男女共同参画都市宣言 (平成 21 年 6 月 19 日議決)

市 の 花：桜 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市 の 木：晩白柚 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市 の 鳥：かわせみ (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市民の花：やっしろ草 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

目

I 市 勢

1. 位 置 ・ 地 勢	3
2. 沿 革	3
3. 市 政	4
4. 市 域 の 変 遷	5
5. 人 口 ・ 世 帯	5
6. 土 地 利 用 状 況	8

II 議 会 ・ 選 挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議 会 構 成	12
3. 議 員 構 成	12
4. 委 員 会 構 成	13
5. 議 会 活 動 状 況	14
6. 議 会 傍 聴 者 数	16
7. 政 治 倫 理	17
8. 政 務 活 動 費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項(抜粋)	19
10. 行政視察来訪状況(地域別)	20
11. 議 会 図 書 室	21
12. 議 会 広 報	21
13. 議 会 事 務 局	22
14. 議会費予算(令和元年度当初)	23
15. 選 挙	24

III 総 務 ・ 企 画

1. 歴 代 特 別 職	27
2. 総 合 計 画	29
3. 行 政 機 構	31
4. 職 員 構 成	33
5. 報 酬 ・ 給 与	34
6. 旅 費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行 財 政 改 革	42
9. 市 町 村 合 併	46
10. 公 共 交 通	50
11. 情 報 管 理	51
12. 広 報 広 聴	53
13. 市 民 相 談 等	56
14. 国 際 交 流	57
15. 表 彰	59
16. 開発(港湾・干拓・土地開発)	60
17. 広 域 行 政	68
18. 市 庁 舎	78

次

IV 財 政

1. 予算(令和元年度当初)	81
2. 地方債(企業債)現在高	84
3. 補助(助成)金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決 算	100
7. 市 税	107
8. 市有財産(物品、基金を除く)	110

V 市 民 協 働

1. 人権・同和対策	115
2. 人権同和教育啓発	115
3. 男女共同参画推進	116
4. 青少年健全育成	117
5. 協働と住民自治の推進	118
6. 市民活動支援	120
7. 交 通 安 全	121

VI 文 化 ・ ス ポ ー ツ

1. 文 化 振 興	125
2. 市 民 ス ポ ー ツ	134

VII 消 防 ・ 防 災

1. 消 防	155
2. 非 常 備 消 防	156
3. 危 機 管 理	157

VIII 環 境

1. 環 境 保 全 対 策	161
2. 環 境 衛 生 対 策	170
3. 廃 棄 物 対 策	171
4. 廃 棄 物 処 理	173
5. 斎 場	181

IX 健康福祉

1. 援 護	185
2. 児 童 福 祉	189
3. 高 齢 者 福 祉	200
4. 障がい者(児)福祉	216
5. 国 民 年 金	224
6. その他の福祉	225
7. 健康福祉施設	229
8. 医 療 機 関	232
9. 国民健康保険事業	234

X 産業経済

1. フードバレー推進	241
2. 農 業	243
3. 林 業	259
4. 水 産 業	263
5. 商 業	264
6. 工 業	270
7. 観 光 ・ 物 産	281
8. 産業活性化支援事業	288
9. 地籍調査事業	289

XI 建設

1. 都 市 計 画	293
2. 市 街 地 開 発	300
3. 道 路 (橋 梁)	300
4. 建 築	305
5. 下 水 道 事 業	311
6. 日奈久港整備事業	332
7. 鏡 港 整 備 事 業	333
8. 九州新幹線整備関連事業	336

XII 教 育

1. 学 校 教 育	341
2. 社 会 教 育	354

XIII 水道・病院事業

1. 上 水 道 事 業	367
2. 病 院 事 業	375

巻 末 資 料

○平成30年主要付議事件一覧 及びその処理状況	381
----------------------------------	-----

作 成 要 領

1. 記載されている各事項は、原則として平成31年4月1日現在。ただし、数値等は、令和元年6月18日までの資料収集した時点現在。また、一部収集時点により掲載し、それぞれの該当部分に注記した。
2. 内容は合併後の八代市を範囲としており、市の各課かい、国・県・広域・生活環境・学校等の関係機関から収集。

※本書作成に当たり、御協力いただいた皆様方に心より感謝いたします。

市勢

議会
選挙

総務
企画

財政

市民
協働

文化
スポーツ

消防
防災

環境

健康
福祉

産業
経済

建設

教育

水道
病院
事業

巻末
資料

I 市 勢

1. 位置・地勢	3
2. 沿革	3
3. 市政	4
4. 市域の変遷	5
5. 人口・世帯	5
6. 土地利用状況	8

1 位置・地勢

八代市は、県都・熊本市の南約 40 km に位置し、市域は東西約 50 km、南北約 30 km にわたり、約 681 km² の面積を有しています。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火の海八代海を隔てて天草諸島を臨みます。全面積の約 73% が山間地、約 27% が平野部からなっており、日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和 55 年に九州縦貫自動車道八代インターチェンジ、平成 13 年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通しました。また、平成 16 年 3 月には九州新幹線の新八代―鹿児島中央間が先行開業し、これに伴い J R 鹿児島本線の八代―川内間が経営分離され、第三セクター・肥薩おれんじ鉄道として開業しました。そして、平成 23 年 3 月には博多―新八代間の営業運転が始まり、九州新幹線全線が開業し、基本計画から約 39 年、ようやく九州の南北である博多―鹿児島中央間（257 km）が開通しました。

さらに、海の玄関口である八代港は、昭和 34 年に国の重要港湾に選定され、平成 11 年、韓国・釜山港を結ぶコンテナ定期航路が開設されて以降、現在、韓国便 3 便と神戸港との間に国内航路が就航しています。また、平成 19 年度からは 5.5 万トン級船舶に対応する水深 14m 岸壁の整備が進められており、平成 25 年 3 月に岸壁と泊地が完成しています。さらに、平成 29 年 7 月に大型ガントリークレーンが設置され、平成 30 年 4 月からは新コンテナターミナルが供用開始されています。

また、人流の面では、平成 29 年 7 月に、国の「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されて以降、令和 2 年 4 月のクルーズ旅客ターミナル供用開始に向けクルーズ客船専用岸壁等の整備が進められており、完成すると世界最大 22 万トン級の大型クルーズ客船も受け入れ可能となります。

今後も港湾施設の整備が進み、物流・人流の双方の拠点として重要な役割を担っていきます。

このように、九州の真ん中に位置するという地の利から、陸・海路の交通の要衝となっています。

2 沿 革

平成 17 年 8 月 1 日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の 1 市 2 町 3 村が合併し、新「八代市」となりました。八代地域は、地理的、歴史的な共通点を持ち、同一生活圈・経済圏にあり、これまでも一部の行政サービスでは広域での取り組みを行っていましたが、近年の少子高齢化の加速、住民の日常生活圏の広がり、地方分権社会の推進など、社会環境や社会構造の変化に対応した新しいまちづくりを進めるために合併しました。

「やつしろ」の地名が文献上、初見されるのは日本書紀で、その地名の由来を肥後国誌は里俗の説として、「やつしろ上古ハ神所也、故ニ社（ヤシロ）ト言い、後ニ八代（ヤツシロ）と為ルナリ」と記されており、今日この説が一般的とされています。市の周辺には縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が分布し、八代の文化のあけぼのはその頃であると推察されます。

古墳時代末期、大陸から伝来した妙見信仰の広がりから、平安時代に妙見上宮、平氏政権時に中宮、源氏政権下で下宮―現在の八代神社（妙見宮）―が勧請され、下宮創建以後は、ここを中心に門前町が興り、八代に初めて商工業の諸座ができ、中世を通じて大いに栄えたと伝えられています。

戦国時代末期以降、佐々成政、小西行長らの領地となり、麦島に平城が築かれ、小西行長没後、加藤清正の領地下となったものの、元和 5 年（1619 年）の大地震により城郭が崩壊したため、幕府

の許可を得て築城に着手し、元和8年に新城が落成となりました。この八代城は江戸幕府の一国一城令にもかかわらず存置を許された城であり、当時八代が幕府にとって重要な衝と見られていたことがうかがえます。その後、細川忠興、その家老の松井氏が城主として滞在し、この間に産業経済が格段に発展し、肥後南部における政治・経済・文化の中心地として繁栄しました。

八代地域は本市の中央部を貫流する球磨川、北部を流れる氷川などの河川に育まれ、その排出土砂、そして不知火海の干満潮の著しい高低差による自然作用が相乗して干拓事業を可能にし、藩政時代から今日までに人工的に生み出された新地は約6,000haといわれています。一方、球磨川の豊富な水は、広大な八代平野を潤し、古くから肥後米・畳表原料のイグサを初めとする農産物の一大生産地を形成してきました。

さらに、恵まれた自然条件に加え、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られてきたことから、中央資本の工場が早くから進出し、県南最大の工業都市としても発展してきました。

3 市 政

全国的に合併推進がなされる中、平成17年3月、近隣6市町村による廃置分合議決がなされ、同年8月1日に合併し、人口約13.7万人、約681㎢となる県下第二の都市、新「八代市」がスタートを切りました。

その背景には、人口の減少、少子高齢社会の到来という状況があり、本市もその例外にもれず、平成27年には人口が約13万人に減少、高齢化率は29.5%となり、国（26.0%）・県（27.5%）の平均を上回ると推計されます。また、いまだ景気の先行きが不透明で国の財政状況も厳しく、各自治体における行財政運営の効率化も求められているところです。

そのような中であって、新市建設計画（平成17年度～32年度）では、「“創世”輝く新都八代 ―豊かな資源を生かし、個性きらめく交流拠点都市へ―」を新市づくりの理念に掲げ、人・自然・産業・交通基盤などさまざまな異なった資源とこれまで旧市町村で培われたまちづくりを広域的観点から展開できるよう各施策に取り組んでいます。

この新市建設計画を尊重しつつ、本市では、2008（H20）年3月に、合併後最初の総合計画となる「八代市総合計画」を策定しました。当計画は、市政において最上位に位置づけられる総合的な計画として、2017（H29）年度を最終年度として各種施策を進めてきました。

このような中、総合計画の計画期間終了に伴い、第2次八代市総合計画基本構想（2018年度～2025年度）が平成30年3月定例会において議決されました。

当計画では、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定されました。さらに、第1期基本計画（2018年度～2021年度）を策定し、市の将来像である、「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”」の実現に向けて、各種施策の推進に取り組んでいます。

また、将来にわたり安定した行財政運営を行うため、今後の市政のあり方に対する改革の指針を示し、総合計画の着実な達成を行財政面から支援する八代市行財政改革大綱（第三次：2018年4月～2025年3月）では、限りある予算・人財・資源といった行政資源を効率的に活用し、市民目線を取り入れた改革を進めています。

合併により広大な市域を有し、山・川・海の豊かな自然に恵まれることとなった本市は、子どもから高齢者まで、安全で安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、県南地域の中核都市として、南九州における物流・人流の拠点機能をさらに高め、一層魅力あふれる都市づくりを目指します。

4 市域の変遷

市町村	面積 (km ²)	年 月 日	合体・編入等	旧 市 町 村
旧八代市	147.97	昭和15年9月1日 昭和18年4月1日 昭和25年7月1日 昭和29年4月1日 昭和29年7月1日 昭和30年4月1日 昭和31年4月1日 昭和32年1月1日 昭和36年3月1日	合体 編入 分立 編入 〃 〃 〃 〃 〃	八代町・太田郷町・植柳村・松高村、市制施行 郡築村 市より郡築村分立 金剛村・高田村・八千把村 郡築村 宮地村・日奈久町 昭和村 二見村 龍峯村
旧坂本村	162.82	昭和36年4月1日	合体	上松求麻村・下松求麻村・百済来村、村制施行
旧千丁町	11.18	明治22年4月1日 昭和3年9月1日 昭和51年9月1日	合体 分立	古閑出村・新牟田村・吉王丸村・太牟田村（千丁村になる） 昭和村分立 町制施行
旧 鏡 町	28.24	昭和30年2月1日	合体	鏡町・有佐村・文政村
旧東陽村	64.56	昭和30年2月1日	合体	種山村・河俣村、村制施行
旧 泉 村	266.59	昭和29年10月1日	合体	柿迫村・栗木村・仁田尾村・樅木村・椎原村・久連子村・葉木村・下岳村、村制施行
八代市	681.36	平成17年8月1日	合体	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村、市制施行

5 人口・世帯

（１）国勢調査人口推移

区別 年	人 口			世 帯 数 (戸)	性 比 (女100人につき)	1世帯当たり 人 員
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)			
昭和25	155,373	74,627	80,746	27,592	92.42	5.63
30	164,725	79,106	85,619	29,017	92.39	5.68
35	164,685	78,341	86,344	31,828	90.73	5.17
40	156,277	73,289	82,988	33,968	88.31	4.60
45	149,647	69,802	79,845	36,072	87.42	4.15
50	147,715	69,237	78,478	38,266	88.22	3.86
55	150,389	70,862	79,527	40,818	89.10	3.68
60	149,421	70,529	78,892	42,188	89.40	3.54
平成 2	145,959	68,273	77,686	42,975	87.88	3.40
7	143,712	67,613	76,099	44,956	88.85	3.20
12	140,655	65,917	74,738	46,056	88.20	3.05
17	136,886	63,823	73,063	46,983	87.35	2.91
22	132,266	61,446	70,820	47,458	86.76	2.79
27	127,472	59,221	68,251	47,972	86.77	2.66

(2) 年齢別人口推移

(国勢調査)

調査年 人口 年齢別	平成 22 年			平成 27 年		
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)
	132,266	61,446	70,820	127,472	59,221	68,251
0～4歳	5,010	2,537	2,473	4,998	2,552	2,446
5～9	5,509	2,777	2,732	5,200	2,672	2,528
10～14	6,323	3,240	3,083	5,577	2,822	2,755
15～19	6,640	3,565	3,075	6,386	3,403	2,983
20～24	5,099	2,323	2,776	4,625	2,118	2,507
25～29	6,075	2,909	3,166	5,504	2,572	2,932
30～34	6,790	3,289	3,501	6,192	3,014	3,178
35～39	7,413	3,628	3,785	6,859	3,352	3,507
40～44	7,373	3,569	3,804	7,482	3,638	3,844
45～49	7,829	3,772	4,057	7,299	3,523	3,776
50～54	8,732	4,277	4,455	7,853	3,792	4,061
55～59	10,034	4,827	5,207	8,628	4,219	4,409
60～64	10,600	5,156	5,444	9,951	4,798	5,153
65～69	8,676	3,924	4,752	10,347	5,005	5,342
70～74	8,427	3,618	4,809	8,246	3,631	4,615
75～79	8,218	3,376	4,842	7,698	3,178	4,520
80～84	6,574	2,528	4,046	6,962	2,648	4,314
85～89	3,495	976	2,519	4,628	1,546	3,082
90～94	1,496	325	1,171	1,948	404	1,544
95～99	432	66	366	509	75	434
100歳以上	60	7	53	86	13	73
不詳	1,461	757	704	494	246	248

(3) 住民基本台帳人口

①推移

(3月31日現在)

区分 年	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯 数 (戸)
H27	130,911	60,881	70,030	54,309
H28	130,023	60,378	69,645	54,874
H29	129,358	60,158	69,200	55,417
H30	128,311	59,694	68,617	55,704
H31	127,306	59,141	68,165	56,216

②校区别人口及び世帯数

(3月31日現在)

年 校区分	H 29				H 30				H 31			
	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)
代 陽	3,733	3,614	4,277	7,891	3,756	3,579	4,302	7,881	3,764	3,567	4,274	7,841
八 代	2,579	2,537	2,922	5,459	2,560	2,488	2,865	5,353	2,596	2,473	2,822	5,295
太田郷	6,950	7,186	8,159	15,345	6,949	7,158	8,075	15,233	7,005	7,114	8,081	15,195
植 柳	2,076	2,259	2,549	4,808	2,091	2,263	2,544	4,807	2,113	2,230	2,519	4,749
麦 島	3,609	3,757	4,325	8,082	3,613	3,748	4,263	8,011	3,604	3,674	4,209	7,883
松 高	4,781	5,459	6,101	11,560	4,807	5,402	6,073	11,475	4,841	5,345	6,043	11,388
八千把	6,716	7,335	8,273	15,608	6,775	7,330	8,309	15,639	6,917	7,332	8,385	15,717
高 田	3,973	4,142	4,722	8,864	4,023	4,164	4,676	8,840	4,052	4,148	4,626	8,774
金 剛	2,207	2,718	3,076	5,794	2,225	2,680	3,040	5,720	2,250	2,628	3,021	5,649
郡 築	2,080	2,099	2,785	4,884	2,161	2,093	2,818	4,911	2,252	2,067	2,858	4,925
昭 和	479	544	720	1,264	482	525	708	1,233	523	518	745	1,263
宮 地	1,506	1,599	1,849	3,448	1,509	1,571	1,816	3,387	1,500	1,551	1,781	3,332
龍 峯	670	813	907	1,720	668	799	887	1,686	662	767	871	1,638
日奈久	1,414	1,262	1,562	2,824	1,387	1,234	1,512	2,746	1,364	1,217	1,480	2,697
二 見	831	840	969	1,809	815	808	931	1,739	805	782	900	1,682
坂 本	1,784	1,714	2,099	3,813	1,738	1,644	2,009	3,653	1,699	1,575	1,905	3,480
千 丁	2,609	3,350	3,796	7,146	2,662	3,388	3,807	7,195	2,739	3,442	3,835	7,277
鏡	5,790	6,924	7,947	14,871	5,857	6,849	7,882	14,731	5,921	6,813	7,796	14,609
東 陽	817	1,034	1,158	2,192	821	1,028	1,125	2,153	810	991	1,086	2,077
泉	813	972	1,004	1,976	805	943	975	1,918	799	907	928	1,835
計	55,417	60,158	69,200	129,358	55,704	59,694	68,617	128,311	56,216	59,141	68,165	127,306

(4) 人口動態

(3月31日現在)

区 分 年	増減 (人)	自 然 動 態			社 会 動 態			
		出 生(人)	死 亡(人)	増 減(人)	転 入(人)	転 出(人)	その他(人)	増 減(人)
H27	△ 886	1,023	1,686	△ 663	3,715	3,782	△ 156	△ 223
H28	△ 888	992	1,583	△ 591	3,713	3,784	△ 226	△ 297
H29	△ 665	936	1,808	△ 872	3,938	3,467	△ 264	207
H30	△ 1,047	939	1,757	△ 818	3,937	3,729	△ 437	△ 229
H31	△1005	868	1,727	△859	4,218	3,967	△397	△146

※その他 住所設定者・職権削除者（実態調査に基づくもの・法務省通知に基づくもの）等

(5) 産業別就業人口

(単位：総数～人、比率～%)

(国勢調査) %

(国勢調査)

年 区 別		H 7		H 12		H 17		H 22		H 27	
		総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率
総 数		70,523	100.0	67,649	100.0	65,043	100.0	59,261	100.0	59,562	100.0
第一次産業	農 業	12,183	17.3	9,656	14.3	9,008	13.8	7,816	13.5	7,968	13.4
	林 業	178	0.3	164	0.2	95	0.1	160	0.3	153	0.3
	漁 業	530	0.8	405	0.6	304	0.5	271	0.5	174	0.3
	計	12,891	18.3	10,225	15.1	9,407	14.5	8,247	14.2	8,295	13.9
第二次産業	鉱業、採石業、 砂利採取業	216	0.3	146	0.2	52	0.1	37	0.1	37	0.1
	建 設 業	7,492	10.6	7,619	11.3	6,506	10.0	4,924	8.5	4,803	8.1
	製 造 業	11,128	15.8	10,517	15.5	9,516	14.6	8,391	14.5	8,038	13.5
	計	18,836	26.7	18,282	27.0	16,074	24.7	13,352	23.0	12,878	21.6
第三次産業	電気・ガス・熱 供給・水道業	345	0.5	335	0.5	246	0.4	211	0.4	228	0.4
	情 報 通 信 業	4,100	5.8	3,876	5.7	205	0.3	205	0.4	241	0.4
	運 輸 業 ・ 郵 便 業					3,058	4.7	3,023	5.2	3,048	5.1
	卸 売 業 ・ 小 売 業	15,664	22.2	14,819	21.9	11,987	18.4	9,966	17.2	9,196	15.4
	金 融 業 ・ 保 険 業	1,358	1.9	1,261	1.9	1,070	1.6	942	1.6	901	1.5
	不動産業・物 品 賃 貸 業	242	0.3	202	0.3	279	0.4	476	0.8	551	0.9
	宿泊業・飲食 サービス業	15,111	21.4	16,272	24.1	2,825	4.3	2,862	4.9	2,716	4.6
	教育、学習 支 援 業					2,440	3.8	2,335	4.0	2,326	3.9
	医 療、福 祉					7,226	11.1	8,228	14.2	9,655	16.2
	複合サービス 事業業					968	1.5	562	1.0	645	1.1
	学術研究、専門・ 技術サービス業					6,816	10.5	961	1.7	1,001	1.7
	生活関連サービ ス業、娯楽業							2,309	4.0	2,133	3.6
	サービス業(他に 分類されないもの)							2,532	4.4	2,805	4.7
	公務(他に分類さ れるものを除く)	1,915	2.7	2,228	3.3	2,038	3.1	1,765	3.0	1,785	3.0
	計	38,735	54.9	38,993	57.6	39,158	60.2	36,377	62.7	37,231	62.5

※総数には「分類不能産業」を含む。

6 土地利用状況

(4月1日現在、単位：ha)

年	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
H27	6,973	1,329	2,685	104	15,920	165	636	40,324	68,136
H28	6,949	1,333	2,700	103	16,178	155	639	40,079	68,136
H29	6,937	1,326	2,710	103	16,168	155	651	40,086	68,136
H30	6,921	1,319	2,720	103	16,370	155	655	39,893	68,136
H31	6,903	1,317	2,738	102	16,214	153	659	40,050	68,136

(平成31年度 概要調書より)

Ⅱ 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 政務活動費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）	19
10. 行政視察来訪状況（地域別）	20
11. 議会図書室	21
12. 議会広報	21
13. 議会事務局	22
14. 議会費予算（令和元年度当初）	23
15. 選挙	24

1 歴代正副議長・現職議員名簿

(1) 歴代正・副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
山本 幸廣	平成 17 年 9 月 20 日～平成 19 年 9 月 4 日	清水 弘	平成 17 年 9 月 20 日～平成 19 年 9 月 4 日
渡辺 俊雄	平成 19 年 9 月 4 日～平成 21 年 9 月 3 日	村上 光則	平成 19 年 9 月 4 日～平成 21 年 9 月 3 日
山本 幸廣	平成 21 年 9 月 16 日～平成 23 年 9 月 21 日	田中 茂	平成 21 年 9 月 16 日～平成 23 年 9 月 21 日
古嶋 津義	平成 23 年 9 月 21 日～平成 25 年 9 月 3 日	増田 一喜	平成 23 年 9 月 21 日～平成 25 年 9 月 3 日
橋本 幸一	平成 25 年 9 月 20 日～平成 27 年 9 月 25 日	田中 安	平成 25 年 9 月 20 日～平成 26 年 12 月 17 日
鈴木田幸一	平成 27 年 9 月 25 日～平成 29 年 9 月 3 日	百田 隆	平成 26 年 12 月 17 日～平成 29 年 9 月 3 日
増田 一喜	平成 29 年 9 月 14 日～平成 30 年 8 月 27 日	田方 芳信	平成 29 年 9 月 14 日～
福島 安徳	平成 30 年 8 月 27 日～		

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

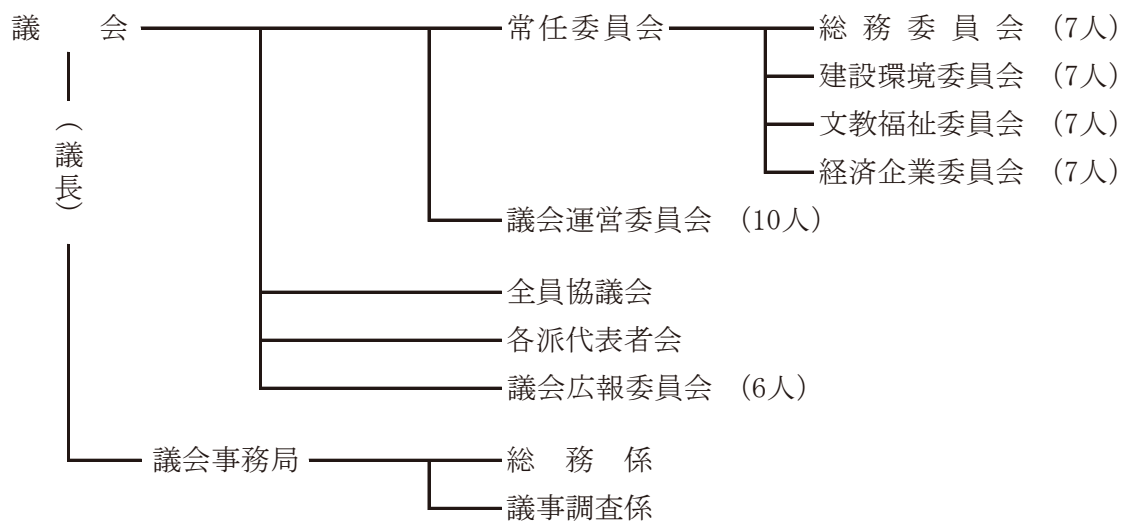
(2) 市議会議員

第 4 期 (任期：平成 29 年 9 月 4 日～令和 3 年 9 月 3 日)

氏 名	住 所	氏 名	住 所
上村 哲三	八代市坂本町葉木 4352 番地	野崎 伸也	八代市日置町 186 番地 2
大倉 裕一	〃 毘舎丸町 7 番 53 号	橋本 幸一	〃 東陽町北 471 番地
太田 広則	〃 古城町 3009 番地 5	橋本徳一郎	〃 東片町 464 番地 1
金子 昌平	〃 松江町 64 番地 5	橋本 隆一	〃 鏡町塩浜 143 番地
亀田 英雄	〃 坂本町鮎舁 1512 番地	福島 安徳	〃 千丁町太牟田 1461 番地 1
北園 武広	〃 日奈久新田町 2081 番地	古嶋 津義	〃 鏡町内田 855 番地
庄野 未藏	〃 築添町 1959 番地 14	堀 徹男	〃 古城町 1694 番地 1
鈴木田幸一	〃 鏡町貝洲 643 番地	前川 祥子	〃 鏡町貝洲 1226 番地 6
高山 正夫	〃 西宮町 1490 番地 2	増田 一喜	〃 豊原下町 3426 番地
田方 芳信	〃 高島町 4137 番地 3	村山 俊臣	〃 大福寺町 933 番地 7
谷川 登	〃 泉町柿迫 2055 番地	村上 光則	〃 西片町 2297 番地
中村 和美	〃 二見洲口町 1867 番地	村川 清則	〃 郡築五番町 51 番地 2
成松由紀夫	〃 上野町 1948 番地 1	百田 隆	〃 平山新町 5515 番地 3
西濱 和博	〃 横手町 1189 番地 19	山本 幸廣	〃 葭牟田町 34 番地

(平成 31 年 4 月 1 日現在、五十音順による)

2 議会構成



3 議員構成（平成31年4月1日現在）

任期	平成29年9月4日～令和3年9月3日					
議員数	条例定数	28人	現員数	28人		
会派別議員数	自由民主党 礎	6人	自由民主党 絆	5人	自由民主党 和	5人
(平成29年9月14日届出)	改革・市民の会	4人	無所属 未来八代	3人	公明党	2人
	日本共産党	1人	新風	1人	21世紀を考える会	1人

年齢別議員数

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均
1人	5人	5人	11人	6人	60.78歳

当選回数別議員数（旧市町村での当選回数含む）

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	計
6人	3人	3人	3人	5人	2人	6人	28人

新旧別議員数

前議員	元議員	新議員	計
22人	0人	6人	28人

4 委員会構成

(1) 常任委員会

委員会名		定数	所 管 事 項
常任委員会 (任期2年)	総 務	7人	(1)市長公室の所管に属する事項 (2)総務企画部の所管に属する事項 (3)財務部のうち財政課、資産経営課、新庁舎建設課、市民税課、資産税課及び納税課の所管に属する事項 (4)市民環境部のうち市民活動政策課、市民課及び人権政策課の所管に属する事項 (5)会計課の所管に属する事項 (6)選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 (7)他の委員会の所管に属しない事項
	建設環境	7人	(1)財務部のうち契約検査課の所管に属する事項 (2)市民環境部のうち環境課、循環社会推進課、環境センター管理課の所管に属する事項 (3)建設部の所管に属する事項
	文教福祉	7人	(1)健康福祉部の所管に属する事項(病院事業に関する事項を除く。) (2)教育委員会の所管に属する事項
	経済企業	7人	(1)健康福祉部の所管に属する事項のうち病院事業に関する事項 (2)経済文化交流部の所管に属する事項 (3)農林水産部の所管に属する事項 (4)農業委員会の所管に属する事項 (5)水道局の所管に属する事項

(2) 議会運営委員会

委員会名	定数	所 管 事 項
議会運営委員会	10人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

(3) 会派別委員構成

(平成31年4月1日現在)

会派名 委員会名		自由 民主 党	自由 民主 党 礎	自由 民主 党 和	改 革 ・ 市 民 の 会	無 所 属 未 来 八 代	公 明 党	日 本 共 産 党	新 風	2 1 世 紀 を 考 え る 会
常任委員会	総 務	2	1	1	1	1	1			
	建 設 環 境	1	1	2	1	1	1			
	文 教 福 祉	1	2	1	1			1		1
	経 済 企 業	2	1	1	1	1			1	
議 会 運 営 委 員 会		3	2	2	2	1				

5 議会活動状況

(1) 定例会・臨時会推移

(上段：定例会、下段：臨時会)

年 別	定 例 会 ・ 臨 時 会					合 計				
	回 数	会 期	本会議	会議時間	実時間	回 数	会 期	本会議	会議時間	実時間
年	回	日間	日間	時 分	時 分	回	日間	日間	時 分	時 分
H25	4	96	23	76:58	63:07	5	97	24	81:38	64:03
	1	1	1	4:40	0:56					
H26	4	97	25	103:04	71:32	4	97	25	103:04	71:32
	0	0	0	0:00	0:00					
H27	4	97	24	116:39	76:00	5	98	25	121:42	76:19
	1	1	1	5:03	0:19					
H28	4	96	23	79:42	65:42	4	96	23	79:42	65:42
	0	0	0	0:00	0:00					
H29	4	99	28	98:54	68:57	5	100	29	103:59	69:49
	1	1	1	5:05	0:52					
H30	4	101	24	89:09	57:42	5	102	25	95:26	58:35
	1	1	1	6:17	0:53					

(2) 議会開会及び議案審議等状況（平成30年）

区 分	会期 (日)	本 会 議			付 議 案 件										議 決 結 果		質 疑 質問者数
		日数	会議 時間	会 議 実時間	提出者	条例 規則	予算	決算	人事	専決 処分	契約 財産	意見書 決 議	その他	計	議 決	結 果	
3月定例会	26	6	20:36	15:32	市長	27	20		1	1	2	6	5	62	可 決	62	15
					議員	1								1	可 決	1	
6月定例会	24	6	27:46	14:12	市長	1	5		23	8	3	1		41	可 決	41	14
					議員												
11月臨時会	1	1	6:17	0:53	市長	1	1			1				3	可 決	3	0
					議員												
9月定例会	26	6	21:57	14:40	市長	6	4	14	2	2	1		2	31	可 決 継続審査 (11/26認定)	20 11	14
					議員												
12月定例会	25	6	18:50	13:18	市長	7	15		3	1			10	36	可 決	36	13
					議員												
計	102	25	95:26	58:35	市長	42	45	14	29	13	6	7	17	173	可 決 継続審査	162 11	56
					議員	1	0	0	0	0	0	0	0	1	可 決	1	

(3) 委員会及び諸会議（平成30年1月～12月）

委 員 会 名 等			定数	開催日数	会議時間	摘 要
委 員 会	常 任	総 務	7	8 (6)	18 : 59 (15 : 09)	管内調査 1 回
		建設環境	7	10 (7)	14 : 54 (11 : 59)	管内調査 2 回
		文教福祉	7	15 (7)	19 : 48 (13 : 18)	管内調査 6 回
		経済企業	7	9 (6)	15 : 29 (12 : 02)	管内調査 1 回
		小 計		42 (26)	69 : 10 (52 : 28)	
	特 別	新庁舎建設促進	10	3 (2)	3 : 36 (2 : 58)	
		山本幸廣君に対する懲罰	10	1 (1)	1 : 10 (1 : 10)	
		小 計		4 (3)	4 : 46 (4 : 08)	
	計			46 (29)	73 : 56 (56 : 36)	
議 会 運 営 委 員 会			10	23 (17)	7 : 26 (3 : 25)	
諸 会 議	全 員 協 議 会		28	11 (11)	3 : 05 (3 : 05)	
	各 派 代 表 者 会		9	16 (14)	4 : 53 (3 : 30)	
	議 会 広 報		6	14 (8)	10 : 54 (7 : 22)	
	計			64 (50)	26 : 18 (17 : 22)	
合 計				110 (79)	100 : 14 (73 : 58)	

※表中()内数字は会期内の開会を示し、上段の内数

(4) 請願・陳情処理状況（平成30年）

【請 願】

（単位：件）

	前定例会 までの継 続審査	新 規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採 択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤 回	備 考
3 月定例会	0	0							
6 月定例会	0	0							
9 月定例会	0	0							
1 2 月定例会	0	1	1						
計	—	1	1						

【陳 情】

	前定例会 までの継 続審査	新 規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採 択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤 回	備 考
3 月定例会	2	2					4		
6 月定例会	0	1					1		
9 月定例会	0	1				1			
1 2 月定例会	0	1					1		
計	—	5				1	6		

※上記、請願・陳情の件名については、387ページ参照。

②採択した請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区 分	種 別	新規	議 会 に おいて処理	執 行 機 関 送 付			意 見 書 送 付 (地方自治法第99条)
		前定例会までの継続審査		市長	教育委員長	その他	
3月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	2					
		2					
6月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	1					
		0					
9月定例会	請 願	0					
		0					
	陳 情	1					
		0					
12月定例会	請 願	1		1			
		0					
	陳 情	1					
		1					
計	請 願	1		1			
	陳 情	8		0			
	合 計	9		1			

6 議会傍聴者数

(1) 本会議（平成30年、臨時会は除く）

(単位：人)

区 分	人数
3月定例会	85
6月定例会	97
9月定例会	110
12月定例会	87
計	379

(2) 委員会（平成30年）

(単位：人)

委 員 会 名	人数
総 務 委 員 会	0
建 設 環 境 委 員 会	0
文 教 福 祉 委 員 会	0
経 済 企 業 委 員 会	8
議 会 運 営 委 員 会	0
新庁舎建設推進特別委員会	2
計	10

7 政治倫理

(1) 八代市政治倫理条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日 (旧八代市：平成 10 年 12 月 1 日)
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (旧八代市：平成 11 年 4 月 1 日)
目 的	市政に対し、誠実かつ公正にその職務を行い、清浄で民主的な市政の発展に寄与する。
対 象 者	市議会議員、市長、副市長
遵 守 基 準	①市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。 ②政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。 ③その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。 ④職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取り計らいをしないこと。 ⑤職務の遂行に当たり廉潔及び公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
遵守事項等	①議員及び市長等の配偶者、3 親等以内の親族及び住民登録上の同居者は、市工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努める。なお、辞退届が提出されたときは、公表することができる。 ②議員及び市長等は、誓約書を提出する。
実 績	①平成 25 年度改選時：誓約書提出件数 32 件 ②平成 28 年度：辞退届 0 件 ③平成 29 年度改選時：誓約書提出件数 28 件

8 政 務 活 動 費

(1) 八代市議会政務活動費の交付に関する条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日 (旧八代市：平成 13 年 3 月 6 日)
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (旧八代市：平成 13 年 4 月 1 日)
趣 旨	地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、八代市議会議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に交付する。
交 付 対 象	八代市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む）に対して交付する。
交 付 額	会派の所属議員 1 人当たり月額 3 万円
交 付 方 法	4 月と 10 月の各月 1 日に在籍する議員数に応じて会派へ年 2 回、交付月の 25 日（休日の場合はその翌日）までに交付する。
使 途 基 準	政務活動費使途基準（次ページ参照）
収支報告の 保存及び閲覧	①議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。 ②議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる者：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(2) 政務活動費使途基準

項 目	内 容	支 出 項 目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入費、リース代等

(3) 八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせ（平成28年11月14日 議会運営委員会決定）

- ①規則第2条に規定する交付申請書は、4月5日まで提出されたものについて4月25日までに交付するものとする。なお、提出に当たっては、交付申請書及び交付請求書を同時に提出するものとする。
- ②改選時における交付申請は、八代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第11号）のとおりとする。
- ③証ひょう書類の提出に当たっては、収支報告書提出時に領収書を添付して議長に提出することとする。なお、この審査は毎年5月に実施するものとする。
- ④政務活動費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開することとする。
- ⑤調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとする。

- ア 海外行政調査は、現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないこととする。
 - イ 国内行政調査の扱いは次のとおりとする。
 - a 相手先へ公文書で依頼した都市又は民間企業等を調査できることとし、会派において調査内容及び調査都市を特定した上で調査の2週間前まで事務局へ申し出るものとする。
 - b 先進都市の調査に当たっては、市職員を含めて民間人は同行しないこととする。
 - c 常任委員会もしくは会派による先進都市の調査は、1年以上経過しなければ調査できないこととする。ただし、緊急かつ特定の案件について調査の必要が生じた場合、議長が認めたものに限り行うことができるものとする。
 - d 日当の中に昼食代が含まれていることに鑑み、昼食を伴う調査日程は極力作成しないものとし、調査市からの昼食は辞退するものとする。
 - ウ 旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例、及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するものとする。
 - ⑥資料作成費、資料購入費及び会派事務所費における事務機器購入、図書、資料の購入及び備品の保管、整理に当たっては、それぞれ図書台帳、備品台帳を備え付けるものとする。ただし、任期満了及び会派が解散した場合、その所有権は喪失するものとする。
 - ⑦会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的事例が発生した時点で協議するものとする。なお、政党事務所は、会派事務所とは別物と考えるものとする。
 - ⑧会派控室にインターネットの回線を引き込むことができることとし、その回線の設備料及びプロバイダーの使用料、並びに通信料については広報費から支出することができる。なお、会派控室の使用に当たっては、庁舎管理規則に従って使用するものとする。
 - ⑨支出できないものは、次のとおりとする。なお、このほかについては具体的事例が発生した時点で協議するものとする。
 - ア 交際費的な経費（慶弔、餞別、寸志、病氣見舞、慶弔電報、新聞広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺印刷など）
 - イ 政党本来の活動に属する経費（党費、党大会賛助金、党大会参加費及び旅費、所属政党発行の機関紙購読料など）
 - ウ 会議等に伴う食事の経費（懇親会費、昼食費など）
 - エ 選挙活動に要する経費
 - ⑩通帳及び印鑑の保管については、各派の経理責任者において保管することとする。
- 附則 1 熊本地震に伴い鏡支所内議会棟に会派控室を供与できないことから、熊本地震発災以降に会派活動を目的に設置した事務所を会派控室とみなす扱いとする。なお、このみなし規定は議会棟に議員控室を供与できるまでの期間とする。

9 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

（平成 17 年 9 月 9 日 事務打ち合わせ会決定）

（1）会派に関すること

- ①議会内交渉団体としての会派の設立に要する構成議員数は、3 人以上とする。
- ②会派控室は、
 - ア 交渉団体と認められた会派
 - イ 「政党」と認められた団体の構成員で、その政党名を名乗る複数もしくは個人の会派につい

ては、個別に供与される。

ウ アもしくはイの要件を満たさない会派もしくは個人については、共用のものを供与される。

なお、各会派の協議により、原則として所属議員の多い会派から順次広い部屋を割り当てる。

(2) 発議に関すること

①発議案は、原則として委員会最終日までに提出する。

②会派提出の発議案は、各派代表者会及び議会運営委員会で当該会派代表者から説明する。

(3) 発言に関すること

①発言通告要旨には、原則として「その他」という項目は記載せず、やむを得ない事情により記載する場合は、他議員の具体的発言通告内容を先取りした発言はしない。

②一般質問の発言順位については、受付締め切り後、直ちに受付順により抽選で決定するが、抽選に欠席した議員の順位は、出席者が優先して交代できるものとする。(H19. 11. 19 議運決定)

③質問の時間は、答弁を含めて1人当たり60分以内とする。

④質問回数については、登壇して質問をした後、発言席からの再質問は1項目につき3回以内とする。小項目が複数になる際にも大項目ごとに3回以内とする。

⑤議員の質疑、質問に対する最初の総括的な答弁は、登壇して行わせる。

⑥前列中央席は登壇後の自席発言席と指定する。

⑦一般質問の形式については、総括質問を原則とし、一問一答も認めるが、一問一答の場合は、質問通告時に申請するものとする。(H23. 4. 19 議運決定)

(4) 請願・陳情に関すること

①定例会開会日の翌日までに受理した請願・陳情は、その会期中に当該委員会に付託する。その後受理したものは、議会運営委員会に諮って、その処理を決める。

②市外から郵送された陳情は、参考資料として、所管の委員会へコピーを配付する扱いとする。

③採択または不採択となった請願・陳情は、その旨提出者（代表者）あてに通知する。(R1. 5. 30 議運決定)

(5) 委員会における資料の配付に関すること

①マスコミ関係者への資料配付については、委員会終了後、委員長の許可があった場合、配付する。

②一般傍聴については、資料を配付しない。

10 行政視察来訪状況（地域別）

年度	地 域 人数等	北海道	東北	北信越	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	計
H26	団体数	1	4	2	9	4	3	0	1	1	25
	人 数	6	25	13	54	30	28	0	9	11	176
H27	団体数	0	3	2	6	1	3	5	2	1	23
	人 数	0	21	6	32	10	21	29	10	8	137
H28	団体数	1	2	0	1	2	2	1	1	1	11
	人 数	5	18	0	10	16	8	3	4	3	67
H29	団体数	0	2	1	3	4	4	1	2	5	22
	人 数	0	16	7	31	30	22	10	4	30	150
H30	団体数	2	5	1	5	4	2	1	1	5	26
	人 数	7	29	6	40	23	11	3	7	35	161

11 議会図書室

(1) 蔵書数(分類別)

(単位:冊)

分類別	専 門 図 書						一般 図書	行政 資料	計
	法 規	国 政	地方自治	議会運営	政治一般	小 計			
冊数	125	9	127	71	9	341	189	0	530

(2) 官 公 報

・官報

(3) 購読新聞・雑誌

日刊紙 …… 朝日、熊本日日、西日本、毎日、読売

雑 誌 …… ガバナンス

12 議会広報

(1) やつしろ市議会だより

「やつしろ市議会だより」は委員長(副議長)及び各会派(交渉要件を持つ3人以上の会派)1人ずつで構成する議会広報委員会の編集により、年4回16ページで発行している。

編集方法 一般質問の項は、①質問内容を議員が、答弁内容を執行部がそれぞれ原稿を作成する方法、②質問及び答弁内容すべての原稿を議員が作成する方法のいずれかにより作成し、他は委員と事務局で作成した原稿を議会広報委員会で検討、協議して作成している。

配布部数 全世帯(4万9,300部)、年4回

配布方法 市報「広報やつしろ」と一緒に市政協力員を通じて各世帯に配布。

経 費 平成31年度:4,042千円

(2) 議会中継システム

本市では、平成12年8月臨時会から本会議と各委員会を本庁舎内にてテレビ放送を始めたが、平成28年4月の熊本地震以降、議会本会議場等を鏡支所に移したため、これまで本庁舎内で行っていたテレビ放送は行っていない。また、平成16年6月定例会からインターネットでの生中継を開始、さらには平成24年3月定例会から本会議、平成28年9月定例会から各委員会の過去の映像が議会ホームページ中継ライブラリーから視聴可能となった。

また、機器の老朽化により配信時の画像や音声に不具合が生じていたため、議会中継システムを更新し、平成26年6月定例会から新システムでの供用を開始している。

事業年度 平成25年度、平成26年度(平成26年6月定例会から供用開始)

事業費	音響映像システム	15,823千円
	(本会議場・委員会室)	
	デジタル放送・配信機器等	4,855千円
	その他工事・調整費等	3,014千円

合 計 23,692千円

財源内訳 国庫支出金 21,298千円 一般財源 2,394千円

(3) ホームページ

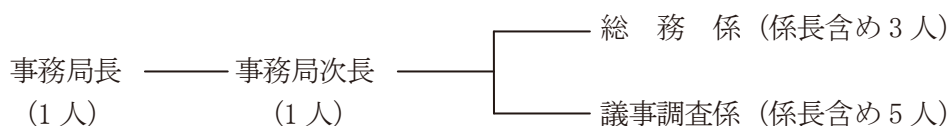
概 要	市議会の仕組みや活動状況を広報するため、八代市ホームページのリニューアルにあわせて議会ホームページを開設。		
開始年度	平成 14 年度（旧八代市：平成 15 年 4 月 1 日から運用開始）		
掲載内容	①議長あいさつ	②市議会のあらまし	③請願・陳情について
	④議会の傍聴について	⑤市議会の構成（議員名簿）	⑥会議日程
	⑦市議会の取り組み	⑧会議録の閲覧（検索システム）	
	⑨市議会だより	⑩議会中継ライブラリー	⑪八代市政の概要
	⑫政務活動費	⑬行政視察の受け入れ	

13 議 会 事 務 局

(1) 職 員 数

定数 10 人 現員数 10 人（ほか非常勤職員 2 人）

(2) 組 織



14 議会費予算（令和元年度当初）

目	本年度	節		メ モ
		区 分	金 額	
1 議 会 費	千円 368,305	1 報 酬	千円 146,064	【議員共済給付費負担金】 $430,000円 \times 28人 \times 12ヵ月 \times 36.9/100 = 53,313,120円$ 【議員共済事務費負担金】 $13,000円 \times 28人 = 364,000円$ ※平成23年6月1日の地方議会年金制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する負担 【会議出席費用弁償】 ※延べ1,232人分 (他に、広報委員会出席分延べ96人分) 10km未満 3,300円／1日 10km以上20km未満 4,100円／1日 20km以上30km未満 4,800円／1日 30km以上 5,500円／1日 【議員期末手当】 6月 1.675ヵ月 12月 1.675ヵ月 $\times$ 加算率1.15 計 3.35ヵ月
		2 給 料	41,679	
		3 職員手当等	69,043	
		4 共 済 費	68,078	
		7 賃 金	3,209	
		9 旅 費	14,607	
		10 交 際 費	600	
		11 需 用 費	6,213	
		12 役 務 費	75	
		13 委 託 料	6,790	
		14 使用料及び賃借料	613	
		19 負担金補助及び交付金	11,334	
計	368,305		368,305	

15 選 挙

(1) 選挙人名簿登録者数（9月定時登録日現在）

年	登録者数
H26年	107,834人
H27年	107,113人
H28年	108,683人
H29年	107,950人
H30年	106,851人

(2) 選 挙 結 果

①市長

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者得票
H17. 9. 4	112,144人	89,587人	79.89%	4人	39,021票
21. 8. 23	110,139	85,109	77.27	2	44,633
25. 9. 1	107,955	72,318	66.99	2	39,926
29. 8. 27	107,240	67,847	63.27	2	43,501

②市議会議員

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H17. 9. 4	112,144人	89,587人	79.89%	34人	45人	3,596票	1,672票
21. 8. 23	110,139	85,099	77.27	34	40	4,280	1,623
25. 9. 1	107,955	72,354	67.02	32	35	4,161	1,498
29. 8. 27	107,240	67,878	63.30	28	38	2,946	1,432.723

③県知事

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当 選 者 の 八代市得票分
H20. 3. 23	110,727人	50,242人	45.37%	5人	21,706票
24. 3. 25	108,796	37,783	34.73	2	33,917
28. 3. 27	105,865	50,740	47.93	3	35,137

④県議会議員

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	定 数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H19. 4. 8	110,903人	70,220人	63.32%	4人	7人	15,629票	11,540票
23. 4. 10	108,788	54,026	49.66	4	5	16,552	10,715
27. 4. 12	106,212	52,133	49.08	4	6	15,949	7,965
31. 4. 7	106,497	-	-	4	4	-	-

※H31. 4. 7執行の県議会議員一般選挙は定数を超える立候補者がいなかったため、無投票

Ⅲ 総務・企画

1. 歴代特別職	27
2. 総合計画	29
3. 行政機構	31
4. 職員構成	33
5. 報酬・給与	34
6. 旅費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行財政改革	42
9. 市町村合併	46
10. 公共交通	50
11. 情報管理	51
12. 広報広聴	53
13. 市民相談等	56
14. 国際交流	57
15. 表彰	59
16. 開発（港湾・干拓・土地開発）	60
17. 広域行政	68
18. 市庁舎	78

1 歴代特別職

(1) 市長（任期4年）

氏 名	就 任	退 任	備 考
坂 田 孝 志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福 島 和 敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中 村 博 生	平成25年 9月 4日	平成29年 9月 3日	
中 村 博 生	平成29年 9月 4日		

(2) 副市長（任期4年）

氏 名	議会同意年月日	就 任	退 任	備 考
片 岡 楯 夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐 藤 克 英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畑 坂 純 夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上 野 美 麿	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永 原 辰 秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
田 中 浩 二	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日		

(3) 監査委員（識見者）（任期4年）

氏 名	議会同意年月日	就 任	退 任	備 考
福 嶋 達 期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡 山 元 紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小 嶋 宣 雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕 川 邦 紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江 崎 眞 通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
江 崎 眞 通	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日		
藤 崎 智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年10月31日	※
上 原 治	平成29年10月20日	平成29年11月 1日		※

（注）備考欄の※は非常勤を示す

(4) 監査委員（議会選出）（任期4年）

氏 名	議会同意年月日	就 任	退 任	備 考
渡 辺 俊 雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田 中 安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢 本 善 彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋 本 幸 一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上 村 哲 三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年 9月 3日	
福 嶋 安 徳	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	平成30年8月27日	
増 田 一 喜	平成30年9月21日	平成30年9月22日		

(5) 教 育 長（任期3年） 平成27年3月まで任期4年

氏 名	就 任	退 任	備 考
増 田 國 夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増 田 國 夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉 田 浩 一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広 崎 史 子	平成24年10月 1日	平成27年 3月31日	
北 岡 博	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日	
北 岡 博	平成30年 4月 1日		

特別職現職者氏名

(6) 教育委員（任期4年）

（教育委員会）

職 名	氏 名	任 期
委員（教育長職務代理者）	富 田 壽 人	H29. 11. 2～R3. 11. 1
委 員	小 嶋 ひ ろ み	H27. 10. 1～R1. 9. 30
委 員	松 永 松 喜	H30. 10. 1～R4. 9. 30
委 員	水 田 千 春	H29. 11. 2～R3. 11. 1

(7) 公平委員（任期4年）

（公平委員会）

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	水 本 和 人	H28. 10. 1～R2. 9. 30
委員長職務代理者	加 藤 泰 憲	H29. 11. 2～R3. 11. 1
委 員	山 本 八 重 子	H27. 10. 1～R1. 9. 30

(8) 固定資産評価審査委員（任期3年）

（固定資産評価審査委員会）

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	丹 後 田 良 一	H29. 9. 22～R2. 9. 21
委 員	末 富 一 徳	H29. 9. 22～R2. 9. 21
委 員	稲 田 新 一	H29. 9. 22～R2. 9. 21

(9) 農業委員・農地利用最適化推進委員（任期3年）

（農業委員会）

職 名	氏 名	任 期
会 長	白 石 勝 敏	H30. 8. 1～R3. 7. 31
会長職務代理者	内 田 孝 光	H30. 8. 1～R3. 7. 31
会長職務代理者	本 田 友 治	H30. 8. 1～R3. 7. 31

※定数：農業委員19人、農地利用最適化推進委員29人

(10) 選挙管理委員（任期4年）

（選挙管理委員会）

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	高 浪 智 之	H29. 10. 30～R3. 10. 29
委員長職務代理者	尾 崎 信 一	H29. 10. 30～R3. 10. 29
委 員	木 本 博 明	H29. 10. 30～R3. 10. 29
委 員	堀 泰 彦	H29. 10. 30～R3. 10. 29
補 充 員	水 本 和 博	H29. 10. 30～R3. 10. 29
補 充 員	松 永 京 子	H29. 10. 30～R3. 10. 29
補 充 員	榎 本 節 男	H29. 10. 30～R3. 10. 29
補 充 員	石 田 清 春	H29. 10. 30～R3. 10. 29

2 総合計画

(1) 新市建設計画（計画期間 平成 17 年度～平成 32 年度）

計画の主旨	新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第 3 条第 1 項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。
新市づくりの理念	「“創生” 輝く新都八代」 —豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ—
市の将来像	恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち 人と地域が主役のまち
将来目標人口	13 万人
施策の大綱	・「実りのくに」づくり ・「躍りのくに」づくり ・「抛りのくに」づくり ・「誇りのくに」づくり

(2) 第 2 次八代市総合計画（計画期間 2018（平成 30）年度～2025 年度）

①基本構想（要旨）

目的	第 2 次八代市総合計画は、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。
構成と期間	この計画は、基本構想、基本計画で構成する。
基本構想	・ ・ ・ まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。 2018（平成 30）年度から 2025 年度までの 8 カ年の計画を策定する。
基本計画	・ ・ ・ 基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。 - 第 1 期 4 カ年の計画とする。
市の将来像	しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”
目標年次	2025 年度
目標人口	12 万人
基本目標	誰もがいきいきと暮らすまち
及び施策の大綱	・ 人権が尊重されるまちづくり ・ 安心して子どもを産み育てられるまちづくり ・ 支え合い健やかに暮らせるまちづくり - 郷土を担い学びあう人を育むまち ・ 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり ・ 誰もが学べる生涯学習のまちづくり ・ スポーツに親しむまちづくり ・ 郷土の文化・伝統に親しむまちづくり - 安全・安心・快適に暮らせるまち ・ 災害に強く安全・安心なまちづくり ・ 快適に暮らせるまちづくり ・ 暮らしを支えるまちづくり ・ 公共交通の充実したまちづくり

計画推進の方策 第三次八代市行政改革大綱	地域資源を活かし発展するまち	
	・活力ある産業と雇用を創出し魅力に満ちたまちづくり	
	・交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくり	
	人と自然が調和するまち	
	・環境を支えるひとづくり	
	・自然と共生するまちづくり	
	・環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり	
	改革の柱1	効率的な行政運営
	改革の柱2	健全な財政運営
	改革の柱3	情報化の推進
	改革の柱4	市民参画の推進
	改革の柱5	住民自治の推進

(3) 過疎計画

①八代市過疎地域自立促進計画（計画期間 平成28年度～平成32年度）

策定の意義 平成24年の過疎地域自立促進特別措置法の改正・施行により、同法が5年間（平成33年3月末日まで）延長されたことにより、計画（平成28～32年度）を平成27年度（3月議会議決）に策定した。

平成21年の法改正により市町村計画の策定義務はなくなったものの、今後も過疎地域における生活基盤整備等が地域振興を図る上で重要ととらえ、新たに計画策定を行っている。

なお、平成22年度以降は坂本、東陽、泉の3地域が合併前の旧過疎市町村を区域とする一部過疎地域として指定を受けている。

議決年月日 平成28年3月22日

計画の大綱

第1部 産業の振興

- ・農業 ・林業 ・水産業
- ・商業 ・工業 ・観光

第2部 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・交通通信 ・地域間交流の促進

第3部 生活環境の整備

- ・上水道・生活排水処理 ・ごみ・し尿処理 ・防災

第4部 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・高齢者福祉 ・障がい者福祉 ・児童福祉
- ・母子・父子福祉、生活保護

第5部 医療の確保

第6部 教育の振興

- ・学校教育 ・社会教育
- ・スポーツ・レクリエーション

第7部 地域文化の振興等

第8部 集落の整備

第9部 その他地域の自立促進に関し必要な事項

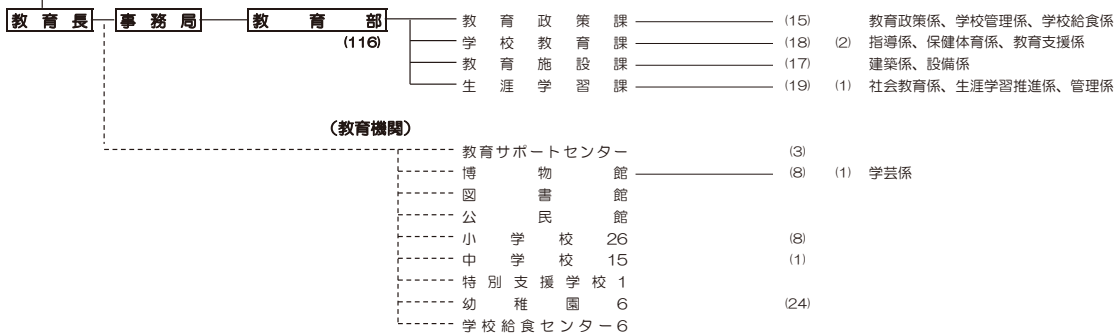
3 行政機構

3 行政機構

9 部			64 課	154 係	
					平成31年4月1日現在
市長	副市長	市長公室	秘書	広報	(11) 秘書係、広報広聴係
		(46)	人事		(24) 人財育成係、人事給与係
			国際		(4) 政策推進係
		総務企画部	企画政策	(14)	企画係、政策係、行政改革係
		(114)	危機管理	(9)	(1) 危機管理係、消防防災係
			文書統計	(11)	文書法規係、統計係
			情報政策	(9)	情報化推進係、システム管理係
		支所	〔坂本支所、千丁支所、鏡支所、東陽支所、泉支所〕		(64) (3) ※〔支所の組織図〕参照
		財務部	財政	(9)	財政政策係
		(95)	資産経営	(7)	公有財産運用推進係、ファシリティマネジメント推進係
			新庁舎建設	(9)	新庁舎建設係
			契約検査	(9)	契約係
					工事検査員
			市民税	(17)	(2) 諸税係、市民税係
			資産税	(21)	土地係、家屋係、償却資産係
			納税	(19)	納税推進係、第一納税係、第二納税係、債権対策室
		市民環境部	市民活動政策	(14)	市民活動政策係、第一住民自治推進係、第二住民自治推進係
		(105)		(25)	(3) 交通防犯係、消費生活センター
			市民	(23)	出張所10、コミュニティセンター21
			人権政策	(11)	第一市民係、第二市民係、戸籍係
					人権同和政策係、啓発推進係、男女共同参画推進室
			環境	(11)	(1) 青少年室、人権啓発センター
				(3)	くらし環境係、環境保全係、環境施設整備推進室
			循環社会推進	(7)	(3) 衛生処理センター
			環境センター管理	(8)	循環社会推進係、廃棄物指導係
		健康福祉部	健康福祉政策	(11)	政策係、指導監査係、八代地域在宅医療・介護連携支援センター
		(260)		(1)	椎原診療所
				(3)	(1) 坂本健康福祉地域事務所
				(4)	千丁健康福祉地域事務所
				(7)	鏡健康福祉地域事務所
				(3)	東陽健康福祉地域事務所
				(3)	泉健康福祉地域事務所
			障がい者支援	(17)	生活支援係、認定給付係、障がい者虐待防止センター
			長寿支援	(29)	保険料係、介護給付係、審査認定係、地域支援係、事業所指導係
			こども未来	(17)	(1) 保育係、子育て支援係
				(76)	(3) 公立保育園11
			生活支援	(25)	(1) 保護給付係、第一保護係、第二保護係、第三保護係
			国保ねんきん	(26)	保険料係、医療給付係、後期高齢者医療係、年金係
			健康推進	(35)	(2) 業務係、第一保健予防係、第二保健予防係、第三保健予防係
		経済文化交流部	商工政策	(10)	(1) 商業振興係、工業振興係
		(75)	観光振興	(10)	観光振興係
		国際港湾振興	(7)	国際港湾振興係	
		イベント推進	(6)	イベント推進係	
		文化振興	(11)	文化振興係、文化財係	
		(4)		(5)	厚生会館
					(鏡文化センター)
			スポーツ振興	(17)	管理係、振興係、スポーツプロジェクト推進室
		農林水産部	農林水産政策	(10)	(1) 政策係、営農支援室
		(97)		(3)	農事研修センター
				(3)	坂本農林水産地域事務所
				(4)	千丁農林水産地域事務所
				(7)	鏡農林水産地域事務所
				(3)	東陽農林水産地域事務所
				(5)	泉農林水産地域事務所
			農業振興	(12)	農産係、園芸畜産係
			フードバレー推進	(9)	流通企画係、輸出促進係、マーケティング戦略係
			農地整備	(12)	(1) 農地管理係、農地整備係
			水産林務	(11)	(1) 水産係、森林環境整備係
			地籍調査	(15)	(2) 第一地籍調査係、第二地籍調査係、地籍管理係
		建設部	建設政策	(9)	都市計画係、開発景観係
		(134)		(4)	坂本建設地域事務所
				(3)	(2) 千丁建設地域事務所
				(6)	(1) 鏡建設地域事務所
				(2)	(1) 東陽建設地域事務所
				(4)	泉建設地域事務所
			土木	(25)	管理係、道路維持係、道路建設係、河川港湾係
			建築住宅	(14)	(1) 建築係、設備係、住宅係
			建築指導	(10)	指導係、審査係
			都市整備	(15)	街路係、公園緑地係、区画整理係
			下水道総務	(17)	(1) 経営係、業務係、水美化促進係
			下水道建設	(11)	計画係、建設係
				(5)	水処理センター
			用地	(6)	用地係

会計管理者 ———— 会 計 課 ———— (8) 会計係
 ———— 水 道 局 ———— (15) (2) 業務係、工務係、簡易水道係

教育委員会



議 会 ———— 議 会 事 務 局 ———— (10) 総務係、議事調査係

選挙管理委員会 ———— 選挙管理委員会事務局 ———— (6) (1) 選挙係

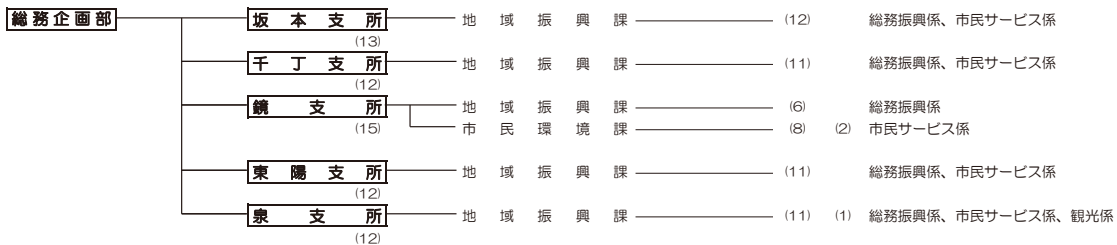
監 査 委 員 ———— 監 査 委 員 事 務 局 ———— (5) 監査係

農 業 委 員 会 ———— 農 業 委 員 会 事 務 局 ———— (7) 農地係

公 平 委 員 会 ———— 選挙管理委員会事務局
職 員 併 任

固定資産評価
審査委員会 ———— 職 員 併 任

※
支所の組織図



平成31年4月1日現在 (1093) 名 (40)

【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本 4228 番地 12	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田 1502 番地 1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田 453 番地 1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南 1105 番地 1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫 3131 番地	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太田郷 出張所	八代市井上町 601 番地 1	0965-32-4995
八千把 出張所	八代市上野町 1193 番地 1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町 505 番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市場町 800 番地 2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町 61 番地 2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町 383 番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町 730 番地 1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町 1952 番地	0965-39-0001
日奈久 出張所	八代市日奈久塩南町甲 13 番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町 2432 番地 1	0965-38-9222

※高田出張所はコミセン建替えに伴い移転中

4 職 員 構 成

(1) 職員定数

改 正 議 決 施 行 年 月 日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1
総 計	1,329	1,329	1,329
市長事務部局	1,096	1,081	1,077
議会事務局	10	10	10
選管委事務局	7	7	7
農業委事務局	8	8	8
監査委事務局	7	7	7
教育委員会	184	199	199
公平委事務局	1	1	1
水道企業	16	16	20

5 報 酬 ・ 給 与

(1) 主要特別職報酬給料額推移 (月額)

単位：(円)

職 名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21	H30. 3. 23
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1	H30. 4. 1
議 長		497,000	493,000	506,000
副 議 長		451,000	448,000	460,000
議 員		423,000	420,000	431,000
市 長		920,000	914,000	925,000
副 市 長		736,000	731,000	744,000
監 査 委 員 (識 見 常 勤)		497,000	493,000	506,000
監 査 委 員 (識 見 非 常 勤)		105,000	105,000	105,000
監 査 委 員 (議 会 選 出)		27,600	27,600	27,600
教 育 委 員 会 委 員		60,700	60,700	60,700
教 育 長		644,000	639,000	674,000
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長		30,100	30,100	30,100
委 員		26,900	26,900	26,900
補 充 員 (日 額)		6,200	6,200	6,200
公 平 委 員 会 委 員 長		18,900	18,900	18,900
委 員		17,900	17,900	17,900
農 業 委 員 会 会 長		46,000	46,000	40,000
職 務 代 理		39,500	39,500	33,500
委 員		36,800	36,800	30,800
農地利用最適化 推 進 委 員		36,800	36,800	30,800
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 (日 額)		8,400	8,400	8,400
適 用		H18. 4. 1～H21. 3. 31ま での特例 ・ 市長855,000円 ・ 副市長684,000円 ・ 監査委員(識見常 勤)462,000円 ・ 教育長598,000円		

(2) 級別職員給料 (月額)

(平成31年4月1日現在)

区分	職務 の級	職員数 (人)	給 料 (円)			摘 要
			最 高	最 低	平 均	
行政職	7級	39	444,600	365,500	429,541	部(公室)長、議会事務局長、総括審議員、部(公室)次長、支所長、会計管理者、首席審議員、理事
	6級	67	410,200	334,500	402,434	部(公室)次長、危機管理監、支所長、理事、課長、部(公室)審議員、審議員
	5級	203	393,000	357,000	383,800	審議員、課長、議会事務局次長、課長補佐、主幹、上席参事
	4級	324	380,700	306,500	353,747	主幹、係長、主査、参事
	3級	206	349,500	242,100	298,608	主査、主任、副主任
	2級	129	303,900	199,400	222,117	主事、技師
	1級	105	247,300	151,900	186,078	主事、技師
技能労務職	5級	8	339,600	317,600	326,125	主任技師
	4級	3	294,200	288,200	293,766	主任技師
	3級					技師、主任技師
	2級					技師
	1級					技師
医療職 1	4級					診療所の所長
	3級					診療所の所長
	2級	1	*****	*****	*****	診療所の所長
	1級					診療所の所長
合 計		1,085			321,691	

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職及び医療職を除く。(級号給分布表より)

(注2) 個人を特定できるものについては、記載していません。

(3) 初 任 給 (平成31年4月1日現在)

新制高校卒業 1級 5号給 (148,600円)

短期大学卒業 1級15号給 (161,300円)

新制大学卒業 1級25号給 (180,700円)

(4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H25	105.1 (97.1)	H28	98.5
H26	97.5	H29	98.1
H27	97.5	H30	97.6

※25年度の括弧内の数値は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部（公室）長、技監、議会事務局長	月額 70,900円
総括審議員	月額 67,900円
部（公室）次長、危機管理監、支所長、会計管理者	月額 60,200円
首席審議員	月額 57,200円
政策調整審議員、理事、総括工事検査員、課長（ただし、給料の調整に関する規則（平成17年八代市規則第40号）の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。）、市長公室審議員、総務企画審議員、財務審議員、市民環境審議員、健康福祉審議員、経済文化交流審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局次長	月額 47,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準（一般職）
6月	期末手当	1.675ヵ月分	1.675ヵ月分	1.1ヵ月分	1.3ヵ月分	1.3ヵ月分
	勤勉手当	—	—	1.125	0.925	0.925
	計	1.675	1.675	2.225	2.225	2.225
12月	期末手当	1.675	1.675	1.1	1.3	1.3
	勤勉手当	—	—	1.125	0.925	0.925
	計	1.675	1.675	2.225	2.225	2.225
合計	期末手当	3.35	3.35	2.225	2.6	2.6
	勤勉手当	—	—	2.225	1.85	1.85
	計	3.35	3.35	4.45	4.45	4.45

（注）平成31年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日	250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日	300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日	250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日	200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回	1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回	2,000円
感染症防疫作業手当	感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日	400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日	350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日	100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件	400円
	衛生処理センターに勤務する職員が破砕機、し渣除去装置等の清掃作業又はし渣の運搬作業に直接従事したとき。	1日	500円
	衛生処理センターに勤務する職員	1日	100円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日	800円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日	300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日	250円
訪問指導手当	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日	200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日	470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。		
	（ア）巡回監視に直接従事したとき。	1日	480円
	（イ）応急作業に直接従事したとき。	1日	730円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月	65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円

6 旅 費

(1) 会議等出席費用弁償 (議員のみ)

①支給範囲

- ア 議会の会議に出席したとき
- イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき
- ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

②支給額

- ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円
- イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円
- ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円
- エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

(2) 旅費

職 名		車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
		円	円	円	円
市 議 会 議 員		37	3,000	14,800	3,000
市 長		37	3,000	14,800	3,000
副 市 長 ・ 監 査 委 員		37	2,700	13,100	2,700
教 育 長 ・ 教 育 委 員		37	2,700	13,100	2,700
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)		37	2,700	13,100	2,700
一 般 職	6～7級の職務者	37	2,500	11,800	2,500
	5級以下の職務者	37	2,200	10,900	2,200

①鉄道賃

- ア 運賃の等級を 2 階級に区分する場合は、上級の運賃
- イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
- ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道 100km 以上は特別急行料金、片道 50km 以上は普通急行料金を支給
- エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50km 以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100km 以上のものに該当する場合に限り支給

②船賃

- ア 運賃の等級を 3 階級に区分する場合、地方自治法第 207 条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
- イ 運賃の等級を 2 階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
- ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
- エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
- オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに 2 以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃

③航空賃

航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給

④日当

熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の 2 分の 1 に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない

⑤宿泊料

旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する

⑥食卓料

水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する

⑦外国旅行

外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）

⑧市内出張旅費

- ア 在勤地から目的地までの距離が 8km 以上の市内出張の場合は、1km 当り 37 円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
- イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
- ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の 2 分の 1 に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

7 職員の退職・研修

（１）職員の退職制度

早期退職希望者募集制度

目 的
対 象 者

職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
退職すべき期日において年齢が 45 歳以上のもの。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員又は任期を定めて任用されている職員
- (3) 定年に達したことにより年度末に退職することとなる職員
- (4) 懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

募 集 人 員
募 集 期 間
退職すべき日
優 遇 措 置

10 名
当該年度の 12 月 27 日まで
年度末までの間で市長が定める日
①退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 20 年以上 25 年未満の職員には、退職手当は条例第 5 条を適用する。
②退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 25 年以上の職員には、退職手当は条例第 6 条を適用する。（別記 1 参照）

(別記1) 八代市職員退職手当支給条例に基づく支給率

退職事項 期間区分	第4条 (普通退職)		第5条 (中期勤務の定年退職等)		第6条 (長期勤務の定年退職等)		第6条の3 (早期退職の特例)	第7条	第7条の5
	第1項	第2項	第1項・第3項	第2項	第1項・第3項	第2項		最高限度額	第7条の5
	傷病・公務外死亡災害	第2項 一項以外の自己都合	第1項・第3項 未滿勤続以上二十五年	第2項 (一) 病未滿勤続以上二十五年 (二) 公務外死亡災害等	第1項・第3項 死亡・傷病・職過労・公務等	第2項 (一) 死亡・傷病・職過労・公務等 (二) 死亡・傷病・職過労・公務等	定年 早期退職者以上勤		第7条の5
1 年 未 満									月額×270/100
1 年 以 上									月額×360/100
2 年 未 満									月額×450/100
2 年 以 上									月額×540/100
3 年 未 満									月額×540/100
3 年 以 上									月額×540/100
1 年 以 上	月額×100/100×年数	月額×100/100×年数×60/100	月額×125/100×年数		月額×150/100×年数		(月額+月額×(定年-年数) ×0.03)×150/100×年数		
10 年 以 上	月額×110/100×年数	月額×110/100×年数×80/100	月額×137.5/100×年数						
11 年 以 上					月額×165/100×年数		(月額+月額×(定年-年数) ×0.03)×165/100×年数		
15 年 以 上		月額×160/100×年数×90/100							
16 年 以 上									
19 年 以 上	月額×160/100×年数								
20 年 以 上									
16 年 以 上									
24 年 以 上			月額×200/100×年数						
21 年 以 上									
25 年 以 上									
26 年 以 上									
30 年 以 上									
26 年 以 上					月額×180/100×年数		(月額+月額×(定年-年数) ×0.03)×180/100×年数		
34 年 以 上									
31 年 以 上									
35 年 以 上					月額×105/100×年数		(月額+月額×(定年-年数) ×0.03)×105/100×年数		
最高限度額								月額×60	

(2) 職員研修制度

実 施 平成 30 年度

目 的 職務を遂行する上で必要な知識・技能を体系的かつ効率的に習得することで、職員が持つ能力を最大限に引き出し、組織力の向上につなげることを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階 層 別	新規採用職員研修	新規採用職員
	中級 1 部研修	採用後 5 年目の職員
	主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
	新任課長研修	課長職昇任者
派 遣	市町村職員中央研修所派遣研修	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
	国土交通大学校派遣研修	推薦する職員
	全国建設研修センター派遣研修	実務担当者
	熊本県市町村職員研修協議会派遣研修	希望する職員
特 別	職場内研修担当者研修	各職場内研修担当職員
	人事評価研修	一次評価者・管理監督職
	アサーティブ・コミュニケーション研修	希望する職員
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	希望する職員・新規採用職員
	ハラスメント防止研修	未受講職員
	住民満足度向上研修	希望する職員
	女性活躍推進研修	希望する女性職員、管理監督職
	庶務事務研修	希望する職員
	接遇研修	希望する職員・新規採用職員
	問題解決力向上研修	希望する職員
	判断力向上研修	希望する職員
	交渉力向上研修	希望する職員
	組織連携強化研修	希望する職員
	タイムマネジメント研修	希望する職員
	整理力向上研修	希望する職員
	メンタルヘルス研修（ラインケア）	管理監督職
	再任用職員研修	新規再任用職員・再任用職員
	チームワーク強化研修	希望する職員
	多様性理解促進研修	管理監督職
	コンプライアンス意識向上研修	全職員
自己 啓発	通信教育・ I T 研修・ E ーラーニング 資格取得	希望する職員

8 行財政改革

(1) 八代市の行財政改革

①八代市行財政改革推進本部

設置	平成 17 年 10 月 7 日
目的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要事項に関すること。
組織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部（公室）長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹事会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。

②八代市行財政改革推進委員会

設置	平成 17 年 12 月 26 日（第 3 期：平成 29 年 7 月 3 日）
目的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組織	委員は 10 人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(2) 行財政改革の取組

①第二次八代市行財政改革

基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』」 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続しながら、 今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186 項目 ・行政運営力の向上 ―行財政運営の改革― ・組織力の向上 ―組織人財の改革― ・地域力の向上 ―市民協働の推進―
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 30 年 3 月まで
目標額	約 49 億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて

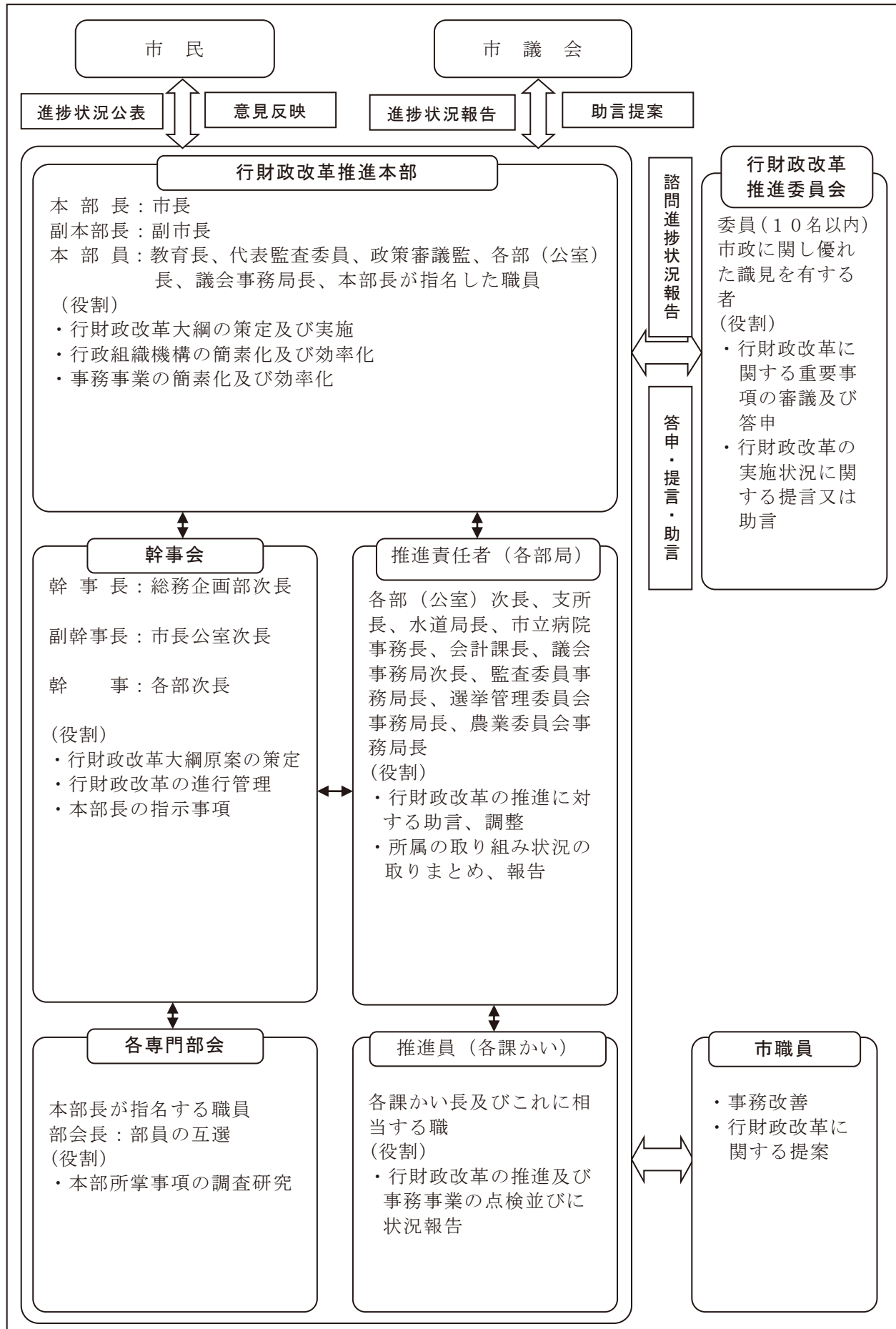
◆取組結果

効果額約 54 億円（※歳入増加・歳出削減合わせて）で目標額を上回る成果を上げた。
また、全 186 項目の取組項目のうち 148 項目（全体の約 80%）が目標を達成し、残る 38 項目（約 20%）は、未達成であった。

②第三次八代市行財政改革

基本方針	「市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して」 総合計画を下支えする取組みであり、計画推進の方策として位置づけている。これまでの「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で推し進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して推進する。
改革が目指すもの	効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進
取組事項	149 項目
計画期間	平成 30 年 4 月から令和 8 年 3 月まで
目標額	約 9 億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて（第 1 期実施計画）

八代市行財政改革推進体制



(3) 本市の特徴的な取組

○民営化等推進事業

- | | |
|-----|--|
| 経 緯 | ・ 第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。平成 29 年度に「八代市アウトソーシング推進に関する基本方針」を策定し、第三次行財政改革実施計画において、アウトソーシングに関する取組項目を掲げる。 |
| 理 念 | ・ 関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。 |
| 目 的 | ・ 受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。 |
| 内 容 | 民間でできるものは民間に委ねる改革の実施
民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。
民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの。 |

◆民営化事例

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・ 養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員 50 人） | 平成 26 年 4 月 1 日民営化 |
| ・ 北新地保育園（入所定員 60 人） | 平成 27 年 4 月 1 日民営化 |

○目標管理制度

- | | |
|-----------|--|
| 目 的 | 市の総合計画、市長の政策公約その他の方針等に基づく組織の目標を明確にし、組織の目指す方向及び役割を共有することにより、組織の活性化及び組織力の向上を図り、もって市政運営の計画的かつ柔軟な推進に資することを目的とする。 |
| 施行年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 対 象 組 織 | 部に相当する組織及び課かい |
| 対 象 期 間 | 毎年度における 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間 |
| 手法（事務の流れ） | ①各部における組織目標（重点施策）の設定（4 月）
↓
②各課における組織目標（重点事業）の設定（4 月）
↓
③目標達成状況の確認（3 月）
↓
④翌年度の目標設定に活用・反映 |

○行政評価

行政評価の目的	市行政内部及び市民の視点で、市の施策・事務事業について評価・見直しを行うことで、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。
評価の対象	施策及び事務事業とする。
評価の方法	ア 施策 ・内部評価 各部（公室）において、部（公室）長が行政評価の責任者となり、所管する施策について施策評価シートに基づき、自ら評価を行う。 ・外部評価 施策について実施する市民意識調査で評価を行う。 ・最終評価 八代市行財政改革推進本部が、外部評価の結果を受けて施策の所管部（公室）が整理した取組方針の内容を踏まえて最終的な評価及び取組方針の決定を行う。 イ 事務事業 各課において、課長が行政評価の責任者となり、所管する事務事業について事務事業票に基づき、所管部（公室）長等との協議を経て、自ら評価を行う。
評価の区分	ア 施策 ・進んでいる ・現状維持 ・進んでいない イ 事務事業 ・不要、廃止等 ・民間による実施 ・次に掲げるいずれかの条件を付した上での市による実施 - 民間委託の拡大及び市民等との協働化等 - 要改善 - 現行どおり - 規模拡充
評価結果の公表	評価結果は、市ホームページ等で公表する。
評価結果の活用	評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用する。

（４）広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。

○実績

- ア 平成 29 年度まで
- ・市ホームページバナー広告
 - ・公用封筒への公告記載
 - ・市民課窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料
 - ・広告入り庁舎等案内図
 - ・印刷物への広告記載 「八代市暮らしの便利帳」
- イ 平成 30 年度（導入は、平成 31 年 4 月 1 日）
- ・八代市総合体育館へネーミングライツ導入「八代トヨオカ地建アリーナ」

(5) 入札監視委員会

- 導入概要** 入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では、平成 17 年 8 月 1 日入札監視委員会設置要綱を定め、毎年度 4 回の定例会議を開催している。
- 組織構成** 学識経験者等による第三者で構成。
- 目 的** ①委 員 数 5 名（技術分野 1 名・法律分野 1 名・経済分野 2 名・その他 1 名）
②委員の任期 2 年
③委員会の回数 定例会議：毎年度 4 回 臨時会議：必要に応じて
入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。
- 役 割** ①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。
そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。
②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。

平成 30 年度 入札契約方式別件数

入 札 契 約 方 式		件数
総 件数 ((1)+(2)+(3))		341
(1) 一般競争入札		59
(2) 指名競争入札 (①～⑨)		265
①1 億 5000 万円以上		0
②1 億円以上 1 億 5000 万円未満		0
③5000 万円以上 1 億円未満		0
④3000 万円以上 5000 万円未満		3
⑤1000 万円以上 3000 万円未満		73
⑥500 万円以上 1000 万円未満		78
⑦300 万円以上 500 万円未満		50
⑧130 万円以上 300 万円未満		61
⑨130 万円未満		0
(3) 随意契約		17

9 市町村合併

(1) 八代地域の市町村合併の概要

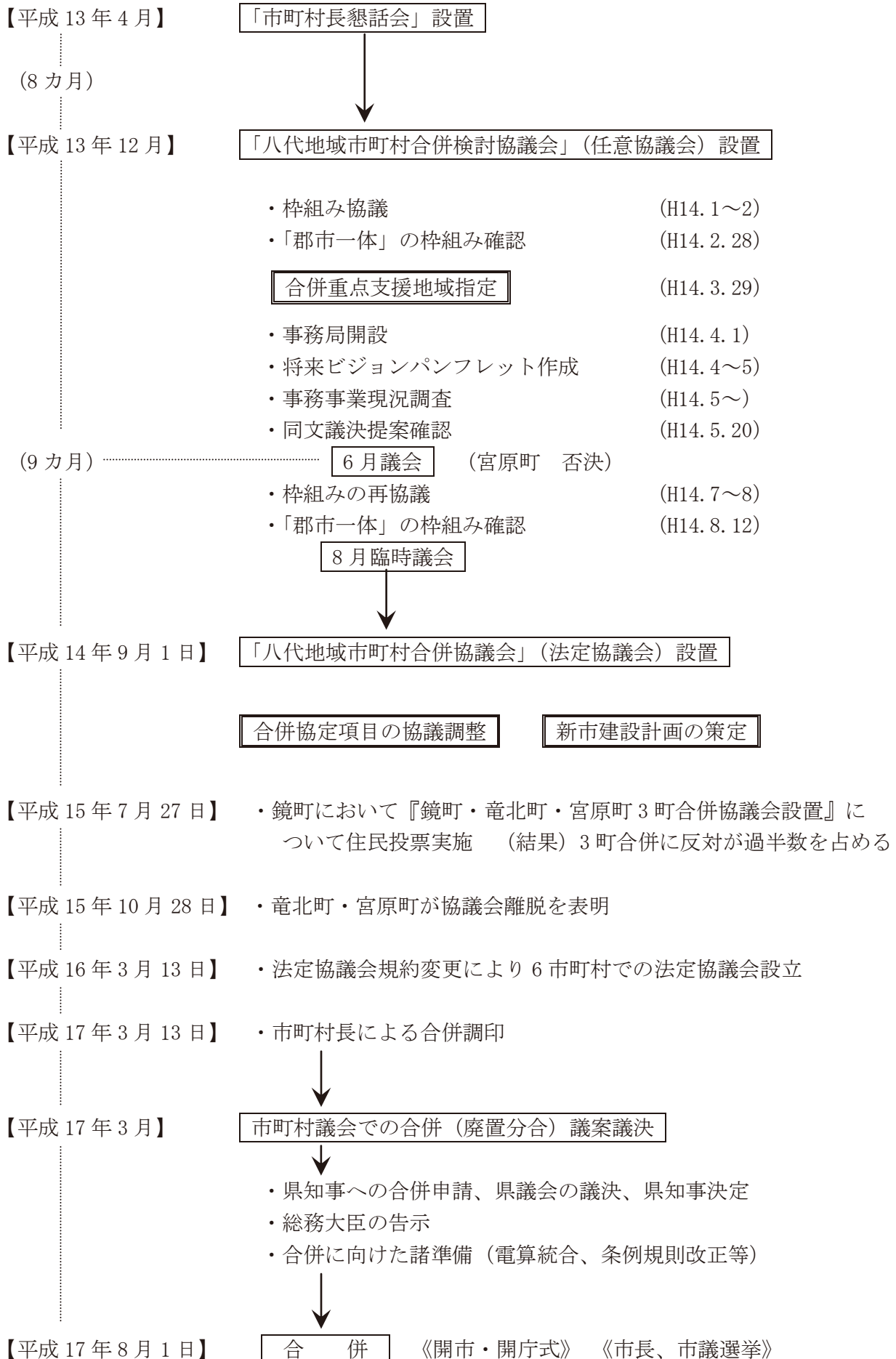
- 八代地域市町村合併協議会
 - ・平成 14 年 9 月 1 日 法定協議会設置
 - ・平成 17 年 7 月 31 日 法定協議会解散
- 合併後の総人口 136,886 人
- 合併後の総面積 680.24 km²
- 合併方式 新設合併
- 新市の名称 八代市
- 合併日 平成 17 年 8 月 1 日
- 合併地域図

旧市町村名	人 口(人)	面 積(km ²)
八 代 市	103,976	146.85
坂 本 村	5,208	162.82
千 丁 町	6,896	11.18
鏡 町	15,681	28.24
東 陽 村	2,659	64.56
泉 村	2,466	266.59

(※平成 17 年国勢調査による)



(2) 八代地域市町村合併までの経緯



(3) 地域審議会

設置目的 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置。

設置期間 平成17年8月1日～平成28年3月31日

事務分掌 ○市長の諮問に応じて審議・答申する事項

- ・新市建設計画の変更に関する事項
- ・新市建設計画の進捗状況に関する事項
- ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- ・地域振興のための基金の活用に関する事項
- ・その他、市長が必要と認める事項

○地域審議会から市長に意見を述べる事項

- ・新市建設計画の執行状況に関する事項
- ・住民自治に関する事項
- ・情報提供に関する事項
- ・その他、審議会が必要と認める事項

組 織 委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担 当 課 等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画振興部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所地域振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	11(1)人	千丁支所地域振興課
鏡 地域審議会	旧 鏡 町	12(2)人	鏡支所地域振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所地域振興課
泉 地域審議会	旧 泉 村	10(0)人	泉支所地域振興課

※表中の委員数は、第6期(平成27年度)を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

答 申 ○住民自治によるまちづくりの推進について(平成19年1月26日答申)
○八代市総合計画基本構想について(平成19年3月19日答申)
○新庁舎建設候補地の優先順位について(平成26年11月26日答申)
○新市建設計画の変更について(平成26年11月26日答申)

(4) 八代市地域づくり会議

設置目的 合併協議により設置された地域審議会が、平成28年3月31日で設置期間満了となったことから、市民の意見をきめ細やかに市政に反映させ、市域全体の一体性を基本とする個性豊かな地域づくりの推進に資するため設置

設置期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

所掌事務 ○地域づくりの推進のため市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言
○市長に意見を述べる事項

- ・市町村合併の検証に関する事項
- ・地域に係る施策及び課題に関する事項
- ・その他地域づくり会議が必要と認める事項

組 織	委員は、30 人以内とし、市内に住所を有する者で、地域・年齢・性別等に偏りがないよう配慮
委員任期	市長が委嘱した日から翌年度の 3 月 31 日まで

(5) 地域振興施設

①振興センターいずみ（八代市泉町柿迫 3188-2）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事業費	606,194 千円
整備年度	平成 7～8 年度
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積	1,410 m ²
建築面積	563.77 m ²
主な施設	1 階 管理事務所、消費者センター室、横田診療所、八代市歯科診療所、倉庫 2 階 農林研修室、特産品研修室、木工品試作室、パッケージデザイン室 図書閲覧室、八代市つどいの広場、八代市商工会泉支所 3 階 研修ホール

②振興センター五家荘（八代市泉町椎原 148、旧泉第七小学校）

整備年度	昭和 54 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	1,781 m ²
建築面積	718 m ²
主な施設	1 階 事務所、会議室、健康増進室、調理室 2 階 体育館

10 公共交通

(1) 八代市乗合タクシー運行事業

目 的	市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。
施行年月日	平成22年10月1日～ 坂本地域、東陽地域、泉地域で運行開始 平成26年4月1日～ 運行内容変更 (※1) 平成29年10月1日～ 運行内容変更 (※2)
事業内容	○坂本地域 『百済来・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路4便、復路5便 『百済来・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行 『渋利・坂本線』予約運行 火・木 各1往復運行 『中津道・坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 月・水・金曜日 各1往復運行 『鮎婦・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便 『鮎婦・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行 『鮎婦・坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日 各1往復運行 『深水・坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日 各1往復運行 『深水・八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火曜日 各1往復運行 ○東陽、泉地域 『河俣・種山線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便 『河俣・種山線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行 『河俣・種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日 各1往復運行 『小浦・種山線』予約運行 火・金曜日 各1往復運行 『落合・種山線』予約運行 毎日 各3往復運行 『岩奥・落合線』予約運行 月～土曜日 往路2便、復路4便 『古園・落合線』予約運行 月～土曜日 往路2便、復路3便 ○その他の地域 『平和町線（右廻り・左廻り）』定期運行 毎日 各4便 『東町線』予約運行 毎日 各4往復運行 『産島線』予約運行 毎日 各5往復運行 『日奈久・坂本線』予約運行 毎日 各5往復運行

(※1) 乗合タクシー利用者の利便性向上ため、平成26年4月1日から運行内容を変更。

- ・運行時刻の変更

(※2) 乗合タクシー利用者の利便性向上ため、平成29年10月1日から運行内容を変更。

- ・運賃の変更（150円均一運賃の導入）
- ・定期運行の往路を1便減便
- ・その他の地域において新規運行開始

11 情報管理

(1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実 施 機 関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公 開 内 容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費 用 負 担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

公 開 実 績（平成 30 年度）（件）

実 施 機 関	全部公開	部分公開	非公開	取下げ
市 長 公 室	0	0	0	0
総務企画部	0	1	1	0
財 務 部	2	2	1	1
市民環境部	3	7	0	0
健康福祉部	0	0	1	0
経済文化交流部	0	1	0	0
農林水産部	1	1	0	0
建 設 部	26	293	2	1
教育委員会	0	2	1	0
市 立 病 院	0	0	0	0
水 道 局	0	0	0	0
農業委員会	0	0	1	1
合 計	32	307	7	3

(2) 八代市個人情報保護条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正、消去及び利用等中止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実 施 機 関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

【実施機関が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①収集の制限 実施機関が個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

- ②利用及び提供の制限 実施機関は、法令に定めがある場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を内部で利用し、又は外部へ提供してはならない。
- ③適正管理 実施機関は、保有する個人情報を正確で最新のものとし、漏えい、滅失など必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。
- ④事務の届出 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとするとき、又は廃止したときは、届出書を作成し、市長に届け出なければならない。

【開示、訂正、消去及び利用等中止】

- ①開示請求 実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③消去請求 個人情報「収集の制限」に反して収集されたときは、その消去を請求することができる。
- ④利用等中止請求 個人情報「利用及び提供の制限」に反して利用され、又は提供されているときは、その中止を請求することができる。

これらの請求のできる者

- 費用負担 ①閲覧手数料は無料
②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

開示実績（平成30年度）

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	財務部	3
	部分開示	市民環境部	3
		健康福祉部	6
	不開示	市民環境部	4

12 広報広聴

(1) 広報やつしろ

創刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲載事項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適当と認めた事項
サイズ及びページ数	A4 版 (32 ページ)
発行回数	月 1 回 年間 12 回
発行部数	1 回につき 49,460 部
配布先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など (無料)
配布方法	市政協力員

(2) 市長への手紙

事業目的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事業期間	平成 14 年 6 月 1 日～
事業概要	専用の提言用紙と封筒 (料金差出人払い) を市の公共施設に設置し、郵便やファクスなどで提言をいただく。市長をはじめ関係部署で供覧し、必要に応じて市長が提言者へ回答する。
平成 30 年度実績	受付数 45 件、提言数 59 件
平成 29 年度実績	受付数 51 件、提言数 69 件
平成 28 年度実績	受付数 47 件、提言数 82 件
平成 27 年度実績	受付数 98 件、提言数 152 件
平成 26 年度実績	受付数 105 件、提言数 128 件

(3) まちづくり出前講座

事業目的	市民団体等が主催する集会等に 105 の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事業実施対象者	平成 15 年 9 月 1 日～ 市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実施日時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間 (土・日・祝日は担当課が対応できる場合に実施)
事業内容	市民団体等がメニューの中から講座を選んでもらい、申し込む。担当する課が指定された日時に出向いて、講座の内容に関する状況の説明を行う。
平成 30 年度実績	受付件数 104 件
平成 29 年度実績	受付件数 91 件
平成 28 年度実績	受付件数 99 件
平成 27 年度実績	受付件数 142 件
平成 26 年度実績	受付件数 149 件

(4) エフエムやつしろ

開 局 期 日	平成 9 年 10 月 1 日
開 設 目 的	地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会 社 名	(株)エフエムやつしろ (愛称：かっぱFM)
資 本 金	8,600 万円 (うち市出資額 800 万円)
職 員 構 成	職員数 (正社員) 6 名 放送スタッフ 30 名
出 力	20W
可 聴 エ リ ア	八代市、近隣自治体の一部等
放 送 委 託 料	3,940 千円/年間
市 政 番 組 放 送	月～金曜日の午前 10 時～10 分間 (なお、放送局が自発的に無償で午後 2 時 50 分から再放送を実施中)

(5) 八代市ホームページ

開 設 経 緯	八代市から市内外への地域情報発信として、インターネットに市のホームページを平成 10 年 2 月 23 日に開設し、合併後も継続。 平成 22 年 3 月 1 日リニューアル。平成 28 年 3 月 1 日、CMS を入れ替えて完全リニューアルし、スマートフォンにも対応した。
ア ド レ ス	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/
Eメールアドレス	info@city.yatsushiro.lg.jp
経 費	919,080 円/年間
掲 載 項 目	・市長の部屋 ・市議会 ・防災サイト ・まちのわだい ・移住・定住情報 ・観光情報 ・文化情報発信 ・キッズサイト ・イベントカレンダー ・広告 など

(6) 市民と市長とのテーマトーク

事 業 目 的	市政に関する具体的なテーマの下に市民と市長が懇談する場を設けることにより、市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とする。
事 業 実 施 対 象 者	平成 26 年 5 月 19 日～ 市内に居住、または通勤・通学している人により構成された団体やグループ (各種団体、自治会、企業、学校のサークルなど) で、特定の政党を支持する団体や暴力団、宗教を目的とする団体などは除く。
テ ー マ	一方的な要求や苦情などではなく、広く市民生活に関することなど、具体的なテーマを団体などで設定。
開 催 期 日	平日の午前 9 時から午後 9 時の間で時間は 90 分以内。
開 催 方 法	・会場の手配や準備は、主に申込団体で行う。 ・市長のほか市長が必要と認める職員が同席する。 ・懇談会の内容は、団体などの代表者からの趣旨説明、テーマについての市長説明、市民と市長との懇談を基本とする。
平成 30 年度実績	開催件数 3 件
平成 29 年度実績	開催件数 3 件
平成 28 年度実績	開催件数 2 件
平成 27 年度実績	開催件数 1 件

(7) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。		
事業内容	・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供 ・放送局のテレビジョン放送の再送信 ・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供 ・非常災害及び緊急時の通報及び連絡 ・教育及び文化に関する情報の提供 ・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達 ・加入者相互の通信及び通話業務の提供 ・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供		
使用料	ケーブルテレビ	一般世帯 1,230 円	事業所 1,740 円
	インターネット	一般世帯 2,570 円	事業所 4,110 円

①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開局期日	平成 17 年 4 月 1 日（一部開局） 平成 18 年 4 月 1 日（全面開局）
対象区域	坂本町の全域
総事業費	873,558 千円
財源内訳	国庫補助 76,840 千円、県支出金 13,622 千円 地方債 552,900 千円、一般財源 230,196 千円
加入者数	1,501（平成 31 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 1,501 世帯 インターネット 424 世帯）

②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開局期日	平成 16 年 4 月 1 日
対象区域	東陽町の全域
総事業費	570,544 千円
財源内訳	国庫補助 190,181 千円、地方債 380,300 千円 一般財源 63 千円
加入者数	742（平成 31 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 742 世帯 インターネット 321 世帯）

③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開局期日	平成 17 年 4 月 1 日
対象区域	泉町の全域
総事業費	856,231 千円
財源内訳	国庫補助 95,101 千円、地方債 713,300 千円、 一般財源 47,830 千円
加入者数	713（平成 31 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 713 世帯 インターネット 231 世帯）

◎平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者制度導入

13 市民相談等

(1) 市民相談室

平成 30 年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催回数	相談件数
行政なんでも相談	行政相談委員	毎月第 2・4 火曜 9:00～12:00	24	28
人権・心配ごと相談	人権擁護委員	毎月第 1 金曜 10:00～15:00	11	1
司法書士法律相談	司法書士	毎月第 2 月曜 10:00～12:00	12	67
労働相談	社会保険労務士	毎月第 2 水曜 10:00～12:00	12	8
建築相談	建築士	毎月第 2 木曜 13:00～15:00	12	1
税務相談	税理士	毎月第 3 水曜 10:00～12:00	12	27
身体障がい者相談	身体障害者相談員	毎月第 3 木曜 10:00～15:00	11	0
成年後見制度相談	司法書士	毎月第 3 金曜 10:00～12:00	12	9
社会保険労務相談	社会保険労務士	毎月第 3 火曜 10:00～12:00	12	5
弁護士法律相談	弁護士	毎月第 2・4 金曜 10:00～16:00	24	240
消費生活相談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 10:00～19:00	244	946 (新規のみ)
婦人の悩みごと相談	婦人相談員	月曜～金曜 8:30～17:00	204	359
児童の悩みごと相談	家庭児童相談員	月曜～金曜 8:30～17:00	204	283
ひとり親家庭自立支援 相談	母子・父子自立支援員	月曜～金曜 8:30～17:00	204	292
市民生活相談	市民生活相談員	月曜～金曜 9:00～15:45	244	483
入管問題相談	行政書士	2. 5. 8. 11 月の 第 3 火曜 13:00～15:00	4	14

(2) 消費生活センター

名 称	八代市消費生活センター
住 所	八代市松江城町 1-25(八代市役所仮設庁舎東棟 1 階)電話 0965-33-4162
目 的	消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。
事 業 内 容	・消費生活に関する相談及び苦情の処理 ・消費者啓発のための講演会、講座等の開催 ・消費生活に関する情報収集及び提供 ・平成 29 年度より八代市・氷川町・芦北町による消費者行政広域連携
消費生活専門相談員による相談日及び相談時間	月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00 木曜日…10:00～19:00 〔氷川町での出張相談〕毎月第 2 水曜日…10:00～17:00 〔芦北町での出張相談〕毎月第 4 水曜日…10:00～17:00
相 談 件 数	946 件（平成 30 年度新規のみ）

14 国際交流

(1) 友好都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成8年3月5日締結）

①北海市の概要

- 位 置 中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口（香港の西方約 500 km）
- 気 候 亜熱帯海洋性気候
平均気温 22.9℃、平均年間降雨量 1,775 mm
- 人 口 約 174 万人（2017 年）
大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。
- 主要産業 電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。
特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。
- 特 色 1984 年には中国に 14 ある沿海開放都市の 1 つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が 24 km も続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。2010 年 11 月には、中華人民共和国国務院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

②交流事業

- 平成 30 年度 1) 北海市代表団受入れ
2) 北海市青少年友好訪問団受入れ
3) 八代市青少年友好派遣団派遣
4) 北海市行政経済視察団受入れ
- 平成 29 年度 1) 八代市ジュニア友好派遣団派遣
2) 北海市ジュニア教育文化交流団受入れ
- 平成 28 年度 1) 八代市民使節団派遣
2) 八代市ジュニアスポーツ交流団派遣
3) 北海市青少年民族楽器代表団受入
4) 保育園児による絵画・メッセージ交換
- 平成 27 年度 1) 北海市教育代表団受入れ
2) 八代市青少年文化交流団派遣
- 平成 26 年度 1) 北海市青少年代表団受入れ
2) 八代市ジュニア友好派遣団派遣

台湾基隆市（平成 30 年 4 月 19 日締結）

①基隆市の概要

- 位 置 台湾の最北端（台北市から東方約 30 km）
- 気 候 温暖湿潤気候
平均気温 25.4℃、平均年間降雨 3,755 mm
- 人 口 約 37 万人（2016 年）
- 特 色 戦前の日本が残した都市基盤を下に、軍用共用の港湾都市として発展。基隆港は台湾第 2 位の貨物取扱量を誇り、港周辺の整備による観光化が進められ、大型クルーズ客船等の船舶による観光客数が多い。国際的なターミナル港として発展が見込まれている。

②基隆市との交流

- 平成 30 年度 1) 八代市・基隆市友好交流協定調印式
2) 基隆市答礼訪問団受入れ

(2) おしえて青年海外協力隊

趣 旨	県内在住の青年海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによって、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。		
期 日	平成 30 年度内で実施		
場 所	市内小中学校		
実 績	平成 30 年度	参加者：424 名 (文政小学校、二見中学校、植柳小学校、八竜小学校、八代小学校、八千把小学校、鏡小学校)	
	平成 29 年度	参加者：725 名 (八竜小学校、有佐小学校、千丁小学校、第六中学校、鏡小学校、麦島小学校、郡築小学校、八代小学校、植柳小学校)	
	平成 28 年度	参加者：439 名 (泉小中学校、郡築小学校、八竜小学校、日奈久中学校、鏡小学校、植柳小学校、太田郷小学校)	
	平成 27 年度	参加者：537 名 (泉小中学校、鏡中学校、宮地小学校、八千把小学校、八竜小学校、昭和小学校、八代市適応指導教室)	
	平成 26 年度	参加者：390 名 (泉中学校、第八中学校、昭和小学校、泉小学校、高田小学校、第七中学校)	

(3) 多文化共生講座

日本語支援ボランティア養成講座

趣 旨	日本語支援の必要な外国籍住民が増加しているが、日本語支援ボランティアの学ぶ場所が不足している傾向にある。 特にボランティア人材の確保が喫緊の課題であるため、日本語支援ボランティア養成講座を開催し、外国籍住民のニーズに応えられるような環境づくり、地域の外国籍住民との距離を縮めてもらうきっかけづくりを行う。		
対 象	市民 (20 名程度)		
実 績	平成 29 年度	2 月 25 日、3 月 11 日 (計 2 回) (場所：やつしろハーモニーホール 中会議室)	
	平成 28 年度	3 月 18 日、3 月 25 日 (計 2 回) (場所：八代市代陽コミュニティセンター)	
	平成 27 年度	2 月 7 日、2 月 21 日、3 月 6 日、3 月 13 日 (計 4 回) (場所：八代市厚生会館、八代市立図書館)	

多文化共生に関する講演会

趣 旨	八代市内在住の外国籍住民数は年々増加し、日本人・外国人がともに暮らしやすい地域を作るために、多文化共生のまちづくりの重要性が高まってきている。そのため、市民を対象に多文化共生に対して理解を深めてもらうことを目的とした講演会を実施するもの。		
対 象	市民 (20～30 名程度)		
実 績	平成 30 年度	11 月 12 日、13 日、15 日 (場所：やつしろハーモニーホール大会議室)	
	平成 29 年度	2 月 15 日 (場所：鏡コミュニティセンター研修室) 2 月 22 日 (場所：郡築コミュニティセンター大会議室) 2 月 26 日 (場所：金剛コミュニティセンター和室)	

15 表 彰

(1) 名誉市民

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（条例制定）
目 的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資 格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推 挙 の 方 法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②市の施設の利用に対する便宜の供与 ③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明 ④その他市長が必要と認める特典

(2) 市民栄誉賞表彰

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（規程制定）
趣 旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に関係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その栄誉をたたえ表彰することが適当と認められるもの。
表 彰 の 決 定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民栄誉賞審議会を組織し決定する。
表 彰 の 方 法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇

(3) 有功者表彰

施行年月日	平成 28 年 6 月 23 日（規則制定）
表 彰 の 基 準	①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者 ②特別職の職員として同一職に満 16 年以上在職した者 ③公益のため本市に 1,000 万円以上の私財を寄附した者 ④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者 そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における市長による哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇

16 開発（港湾・干拓・土地開発）

（１）港湾

（単位：千円）

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業 用地 造成事業	環境整備 事業	その他	事業費	財 源 内 訳		
										国	県	市
H6	2,485,400	1,053,000	0	150,000	735,000	60,000	3,030,000	0	7,513,400	2,601,700	4,904,200	7,500
H7	2,349,000	926,000	0	171,600	489,000	100,000	3,648,000	0	7,683,600	2,635,300	5,039,720	8,580
H8	2,099,400	730,000	75,000	150,000	445,000	50,000	3,400,000	0	6,949,400	2,364,700	4,564,700	20,000
H9	2,150,500	900,000	75,000	150,000	380,000	0	3,578,028	0	7,233,528	2,519,757	4,693,771	20,000
H10	2,000,200	900,000	42,000	170,000	1,065,000	0	4,256,000	0	8,433,200	2,613,100	5,804,600	15,500
H11	1,597,000	750,000	30,000	224,000	787,000	0	1,700,000	0	5,088,000	1,833,780	3,238,020	16,200
H12	1,598,125	601,750	180,000	120,000	70,000	48,000	100,000	0	2,717,875	1,378,600	1,303,275	36,000
H13	1,201,329	282,000	178,500	70,000	82,000	0	0	0	1,813,829	953,926	826,653	33,250
H14	1,091,830	30,000	369,000	0	0	0	600,000	0	2,090,830	975,583	1,053,747	61,500
H15	965,520	152,500	156,000	3,000	0	0	1,000,000	0	2,277,020	976,558	1,274,312	26,150
H16	800,000	123,000	96,000	33,100	0	0	500,000	0	1,552,100	675,050	859,395	17,655
H17	800,000	180,000	60,000	0	0	0	786,960	0	1,826,960	746,740	1,070,220	10,000
H18	742,090	180,000	165,000	0	0	0	380,000	0	1,467,090	696,208	687,778	83,105
H19	796,560	180,000	120,000	0	0	0	499,000	0	1,595,560	760,999	691,955	142,606
H20	1,586,969	630,000	210,000	0	0	120,000	660,000	0	3,206,969	1,514,388	1,403,012	289,569
H21	3,451,000	202,000	1,104,000	0	0	100,000	1,185,000	148,000	6,190,000	2,994,800	2,878,750	316,450
H22	1,035,857	87,000	232,800	0	0	100,000	0	0	1,455,657	732,062	574,826	148,769
H23	1,798,000	234,702	218,000	0	0	0	0	0	2,250,702	1,282,325	742,661	225,716
H24	1,764,390	1,945,900	380,000	0	0	0	0	50,000	4,140,290	2,202,413	1,549,928	387,949
H25	1,713,000	941,540	109,500	0	10,000	0	0	12,691	2,786,731	1,489,208	1,046,923	250,600
H26	1,838,000	370,244	111,100	0	100,000	0	0	47,250	2,466,594	1,333,899	900,645	232,050
H27	2,650,000	443,880	220,608	0	250,000	0	0	1,506	3,565,994	1,800,661	1,507,612	257,721
H28	2,812,000	137,520	567,600	0	915,000	0	0	108,568	4,540,688	1,928,897	2,265,554	346,237
H29	4,550,000	0	483,000	0	670,000	0	0	115,500	5,818,500	2,884,958	2,409,712	523,828
H30	6,740,000	0	435,600	0	120,000	0	0	52,000	7,347,600	4,135,890	2,709,840	501,870

※その他…H27年までは海岸老朽化対策事業、H28年は海岸老朽化対策事業と港湾利活用促進事業

（資料 熊本県港湾課）

八代港の海上出入貨物の推移

(単位：トン)

暦年	総 計			外 貿			内 貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
H26	301,803	3,717,761	4,019,564	177,212	1,602,082	1,779,294	124,591	2,115,679	2,240,270
H27	416,227	3,485,766	3,901,993	293,426	1,463,902	1,757,328	122,801	2,021,864	2,144,665
H28	456,546	3,852,636	4,309,182	344,252	1,665,190	2,009,442	112,294	2,187,446	2,299,740
H29	488,678	3,952,862	4,441,540	277,394	1,669,314	1,946,708	211,284	2,283,548	2,494,832
H30	526,604	4,141,890	4,668,494	257,212	1,613,423	1,870,635	269,392	2,528,467	2,797,859

(資料 熊本県八代港管理事務所)

公共岸壁数

外港：5,000 トン岸壁 2 バース、10,000 トン岸壁 1 バース、15,000 トン岸壁 4 バース、30,000 トン岸壁 1 バース、55,000 トン岸壁 1 バース

内港：2,000 トン岸壁 8 バース、5,000 トン岸壁 2 バース、1,000 トン岸壁 9 バース 他

八代港の沿革

年 号	概 要
明治 5 年	蛇籠港に－1.5m物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地（専用物揚場－2m）により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	（6 月 1 日）重要港湾指定（港湾法）
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定（不知火・有明・大牟田地区） 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成（－7.5m、－9m）
昭和 41 年	（4 月 1 日）貿易港指定（関税法）
昭和 42 年	木材指定港（植物防疫法）
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成（－10m）
昭和 57 年	港湾計画改訂（外港地区－12m計画）
平成 4 年	外港地区岸壁（－12m）1 バース目完成
平成 6 年	（4 月 1 日）外国産食糧（麦）の輸入指定港
平成 7 年	港湾計画改訂（大島地区岸壁－14m計画等）
平成 10 年	外港地区岸壁（－12m）2 バース目完成 外国産食糧（米穀）の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁（－10m）4 バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い 5 万 T E U 達成（1 月）
平成 17 年	港湾計画改訂（外港地区岸壁－14m計画等）
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸（興亜海運、高麗海運）
平成 19 年	－14m岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い 10 万 T E U 達成（9 月） 国際コンテナ定期航路協調配船スタート（11 月 23 日）
平成 20 年	小口混載貨物サービススタート（5 月 16 日）

年 号	概 要
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航（4 月 25 日） 重要港湾指定 50 周年（6 月 1 日） コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定（8 月 3 日）
平成 25 年	外港地区岸壁（－14m）1 バース
平成 27 年	コンテナ取扱い 20 万 T E U 達成（8 月）
平成 28 年	港湾計画一部変更（外港地区旅客船埠頭 岸壁－1 2 m 計画等）
平成 29 年	国際クルーズ拠点形成港湾に選定（1 月、全国 6 港湾のうちの一つ） 国際旅客船拠点形成港湾に指定（7 月）、新ガントリークレーン設置（7 月）
平成 30 年	新コンテナターミナル供用開始（4 月）

海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税関支署（昭和 38 年開所）、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（昭和 45 年開所）、熊本海上保安部八代海上保安署（昭和 36 年開所、平成 25 年昇格）〔いずれも八代港合同庁舎（昭和 48 年 3 月竣工）に入居〕、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所

- ②県 八代港管理事務所

主要取扱貨物

（単位：トン）

暦年	出入	1 位		2 位		3 位	
	区分	品目	数量	品目	数量	品目	数量
H 2 6	輸出	金属くず	69,920	原木	44,156	再利用資材	26,261
	輸入	木材チップ	553,464	石炭	347,981	とうもろこし	327,434
	移出	鋼材	48,100	化学薬品	22,570	砂利・砂	17,906
	移入	セメント	803,092	石油製品	701,503	砂利・砂	177,690
H 2 7	輸出	金属くず	87,526	原木	69,129	鋼材	35,250
	輸入	木材チップ	509,110	石炭	302,560	とうもろこし	287,602
	移出	鋼材	41,372	化学薬品	32,304	砂利・砂	15,420
	移入	石油製品	683,358	セメント	673,389	砂利・砂	215,691
H 2 8	輸出	金属くず	169,357	原木	62,362	再利用資材	33,589
	輸入	木材チップ	593,425	とうもろこし	363,313	石炭	278,688
	移出	化学薬品	38,820	鋼材	22,649	砂利・砂	18,200
	移入	セメント	750,444	石油製品	743,083	砂利・砂	213,014
H 2 9	輸出	金属くず	135,637	原木	76,311	鋼材	27,180
	輸入	木材チップ	536,601	とうもろこし	360,116	石炭	304,682
	移出	セメント	46,683	鋼材	45,117	再利用資材	37,461
	移入	セメント	888,075	石油製品	709,180	砂利・砂	198,150
H 3 0	輸出	原木	107,677	金属くず	81,425	鋼材	18,437
	輸入	木材チップ	527,116	とうもろこし	424,444	石炭	276,043
	移出	セメント	116,177	鋼材	38,751	鉄材	24,880
	移入	セメント	1,010,901	砂利・砂	364,383	動植物性製造肥	62,484

（資料 熊本県港湾課）

大型クルーズ客船寄港実績

年度	客船名及び寄港回数
H26	につぼん丸（1）、飛鳥Ⅱ（2）、コスタ・アトランティカ（1）
H27	飛鳥Ⅱ（2）、スカイシー・ゴールド・エラ（1）、ボイジャー・オブ・ザ・シーズ（3）、クァンタム・オブ・ザ・シーズ（3）、レジェンド・オブ・ザ・シーズ（2）、マリナー・オブ・ザ・シーズ（1）
H28	飛鳥Ⅱ（2）、マリナー・オブ・ザ・シーズ（1）、クァンタム・オブ・ザ・シーズ（8）、オペレーション・オブ・ザ・シーズ（3）、ダイヤモンド・プリンセス（1）
H29	クァンタム・オブ・ザ・シーズ（29）、オペレーション・オブ・ザ・シーズ（19）、マリナー・オブ・ザ・シーズ（9）、ノルウェー・ジョイ（5）、コスタセレーナ（2）、マジェスティック・プリンセス（1）、飛鳥Ⅱ（1）
H30	クァンタム・オブ・ザ・シーズ（16）、コスタセレーナ（5）、ノルウェー・ジョイ（4）、オペレーション・オブ・ザ・シーズ（2）、飛鳥Ⅱ（2）、MSC スプレンドイダ（1）、につぼん丸（1）

順不同、（ ）内の数字は寄港回数

(2)干拓事業

○藩政時代(歴史上明らかなもの)

(単位:ha)

元号(西暦)	八代地域			千丁地域			鏡地域		
	場	所	面積	場	所	面積	場	所	面積
慶長1年(1607年)									
慶長2～13年									
寛永1年(1655年)	海士江新地		13.12	新牟田開		89.39			
明暦1年(1655年)	松崎新地		34.49	外牟田開		95.00			
明暦2年(1655年)	明歴古閑(八千把)		39.91	浄信寺墾田		20.00～30.00			
寛文8年(1668年)	寛文古閑(八千把)		48.00						
延宝4年(1691年)	高小原新地		121.27						
元禄11年(1707年)	宝永古閑(金剛)		(面積不詳)						
宝永4年(1707年)	北岡開(金剛)		98.00						
享保年間	宝歴古閑		(面積不詳)						
宝暦3年(1753年)				十町開		12.32	鏡村沖御開		30.70
宝暦10年									
宝暦13年	揚新地(金剛)		(面積不詳)						
明和1年(1764年)	敷川内新地		132.00						
明和6年	山城(松高)		(面積不詳)						
明和7年	安永古閑(八千把)		(面積不詳)	手永開		41.00	北村御開		16.90
安永7年(1778年)									
安永9年(1789年)	築添新地		16.25						
寛政1年(1789年)	寛政古閑(八千把)		(面積不詳)						
寛政4年				新牟田十町開		14.67			
寛政5年				北村開		25.06			
寛政6年				高田手永開		41.00			
寛政10年									
寛政11年									
文化1年(1804年)	添築新地(金剛)		83.30						
文化2年	三江湖添築(金剛)		88.48						
文化3年	中牟田新地(植柳)		23.80						
文化4年				八町開		9.99	百町開		101.50
文化10年				三町開		3.81			
文化13年				七町開		8.02			
文政2年(1819年)	高島新地(松高)		206.20	四百町新地		228.56			
文政4年									
天保8年(1837年)	高下差槌鳴新地(金剛)		17.80						
天保11年	高千把二ノ丸		47.50						
天保13年	高千把(金剛)		105.00						
天保14年	水島新地(金剛)		148.00						
天保14年	築延新地(松高)		(面積不詳)						
天保14年(1845年)	催合新地(金剛)		52.67						
弘化2年	日奈久新地		34.68						
弘化2年	岩崎新地(日奈久)		2.15						
弘化4年	小三新地(八千把)		6.57						
弘化4年	沖洲新地(植柳)		41.73						
安政1年(1854年)	北原新地(金剛)		26.78						
安政1年	蛇籠新地(植柳)		24.23						
安政2年	北牟田新地(植柳)		14.30	二ノ丸新地		86.47			
安政2年	三江湖新地(金剛)		78.87	八代新地		30.23			
慶応2年(1866年)							野崎新地		183.00

○明治以降

① 郡築新地（事業主体：八代郡）

沿 革	明治29年 6月	八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
	〃 30年 2月	八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手（日本勧業銀行より434,304円借入）
	〃 33年 7月	堤防及び潮止口地囲工事着手
	12月	松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
	〃 35年 5月	台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任ぜられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託（日本勧業銀行より354,000円余借入）
	〃 36年	未完成工事部分の請負契約締結
	〃 37年2月9日	潮止工事完工
	〃 37年	入植開始（37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸）（人口1,332人）（以上はいずれもその年における在入植戸数）出身地別入植戸数（大正6年）339戸（八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸）
	明治42年	熊本県令をもって郡築村と命名
築造面積	1,046.7ha	
堤防延長	5,692m	
築 造 費	83万円	

② 明治新田（事業主体：民間共同（坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎））

沿 革	明治29年 4月	堤防築造工事起工
	〃 32年	完工
築造面積	258.8ha（うち耕地230ha）	
築 造 費	210万円	
入 植 者	10人、他は地元増反者	

③ 県営南新地（事業主体：熊本県）

沿 革	大正 8年12月	工事請負契約締結
	〃 9年 3月	起 工
	〃 11年12月	潮止口決壊
	〃 12年 3月	大鞘川筋堤防決壊
	〃 14年 6月	完 工
	〃 15年 3月	197haの整地を終え、第1回目70戸入植
	昭和 2年 5月	第2回目85戸入植
築造面積	570.45ha（この外、同時施工の北新地（文政村）637.00ha）	
築 造 費	598万円（北新地施工分含む）	

④ 金剛干拓（事業主体：国）

沿 革	昭和18年 8月	農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
	〃 22年 9月	農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
	〃 32年 3月	開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、営農開拓開始
	〃 33年 3月	工事完工
築造面積	420ha（うち耕地315ha）	
堤防延長	7,470m	
築 造 費	6億7,136万円	
土地配分	a 入植者168戸、268.8ha（1戸当たり1.6ha）、出身地別内訳〔熊本県141戸（八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4）、長野県20戸、鹿児島県7戸〕	
	b 地元増反187戸、46.2ha（1戸0.03～0.4ha）	

- ⑤ 八代港干拓 （事業主体：国（工事は熊本県において代行））
- | | | |
|-----|----------|---|
| 沿 革 | 昭和21年 | 農林省において農業用干拓地として事業計画策定 |
| | 〃 22年 4月 | 工事着手（24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降） |
| | 〃 40年10月 | 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収（面積255.02ha） |
| | 〃 40年 | 工事完了 |
- 築造面積 253.18ha
堤防延長 3,669.2m
工業用地造成事業（熊本県施工）
- | | |
|---------|---|
| 面 積 | 216.6ha（工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha） |
| 同上工区別面積 | 第1工区70.2ha（埋立、分譲完了）、第2工区60.7ha（埋立、分譲完了）、第3工区85.7ha（埋立、分譲完了） |
| 石油配分基地 | 14.92ha（昭和41年12月基地建設） |
| 進出企業 | 8社 |
- ⑥ 芦北干拓 （事業主体：国（営）（工事は熊本県が代行））
- | | | |
|-----|----------|---|
| 沿 革 | 昭和22年 | 面積179.8ha（日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6）の干拓を目的にして日奈久工区より着手 |
| | 〃 26年 | 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は廃工に計画変更 |
| | 〃 40年 | 基本工事完了 |
| | 〃 41年 | 県施行による付帯事業（道路用排水路、その他）完成 |
| | 〃 42年10月 | 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha（0.055ha～7戸、0.5ha～26戸）非補助入植（漁業補償）60戸、8.4ha（1戸当たり0.14ha） |
- 築造面積 33.03ha（うち耕地25.25ha）
堤防延長 1,994m
築 造 費 2億7,236万円
- ⑦ 日奈久地先埋立 （昭和55年～平成3年）
- | | |
|-----|---|
| 面 積 | 23.76ha |
| 用 途 | 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地 |
- 概算総事業費 40億8,300万円（内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円）
- ⑧ 鏡地域
- | | | |
|--------------|-------|----------|
| 大正15年（1926年） | 県営北新地 | 637.00ha |
|--------------|-------|----------|

（3） 八代市土地開発公社

- | | |
|------|--|
| 設 立 | 昭和49年3月30日〔従来の財団法人八代市開発公社（昭和45年9月1日設立）を組織変更〕 |
| 目 的 | 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため |
| 設立団体 | 八代市 |
| 資本財産 | 300万円 |
| 組 織 | （任期2年） 理事長 1人 副理事長 2人以内 常務理事 1人
理事 15人以内 監事 2人以内 |
| 業 務 | ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
ア 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
ウ 公営企業の用に供する土地
エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 |

- オ 観光施設事業の用に供する土地
- カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。
- ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
- ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

事業推移

①用地取得（買収）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取得17区画

②土地造成

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	工期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63. 6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H 3. 3.19～H 3. 6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H 3. 2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H 3. 6.29～H 3. 9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H 4.10.21～H 5. 2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H 9. 1. 6～H 9. 3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H 8.12. 8～H 9. 3.24	

③用地処分（売却）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	処分先	摘要
H2	麦島線道路用地	822.47	29,105	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	麦島線道路用地	767.34	27,154	八代市	中北町 (S62年度取得分)
	政府管掌健康保険熊本保健センター 「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
	日奈久地先埋立事業	7,660.07	222,142	建設省	日奈久平成町
H5	日奈久地先埋立事業	55,348.54	1,605,108	建設省	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H9	日奈久地先埋立事業	7,245.00	215,325	八代市	日奈久平成町
	日奈久地先埋立事業	7,332.28	212,636	建設省	日奈久平成町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H17	有佐駅西側宅地整備事業	568.23	10,657	個人	2区画 所有権移転
H18	有佐駅西側宅地整備事業	862.84	15,676	個人	3区画 所有権移転
H19	有佐駅西側宅地整備事業	570.63	10,702	個人	2区画 所有権移転
	日奈久地先埋立事業	150,530.86	1,582,813	八代市	日奈久平成町 (清算譲渡)
H21	有佐駅西側宅地整備事業	898.90	16,465	個人	3区画 所有権移転
	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H22	有佐駅西側宅地整備事業	569.27	10,498	個人	2区画 所有権移転
H23	有佐駅西側宅地整備事業	894.21	15,964	個人	3区画 所有権移転
H28	有佐駅西側宅地整備事業	1,086.37	20,836	個人	4区画 所有権移転
H29	有佐駅西側宅地整備事業	1,422.06	24,755	個人	5区画 所有権移転

17 広域行政

(1) 八代広域行政事務組合

①構成団体

八代市、氷川町（1市1町）

②共同処理事務

ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）に関すること。

イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務

a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

③組織機構 69ページ参照

④議会の組織

議員定数 10人

選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）

任期 関係市町議会議員として在任する期間

⑤執行機関の組織

ア 管理者及び副管理者

関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。

イ 会計管理者

管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

ウ 監査委員

管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。その任期は組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

⑥職員現数 消防職員 233人

⑦組織の概要（H31.4.1現在） 消防本部（155ページ参照）

⑧経費の負担割合

区 分		第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1	経常費	(1) 地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2	建設事業費	(1) 組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費については八代市が負担する。	
3	その他	(1) 1及び2に定めるもののほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

平成31年度(2019年度)予算額(当初)2,127,900千円

うち八代市負担分 1,819,941千円

平成31年4月1日現在



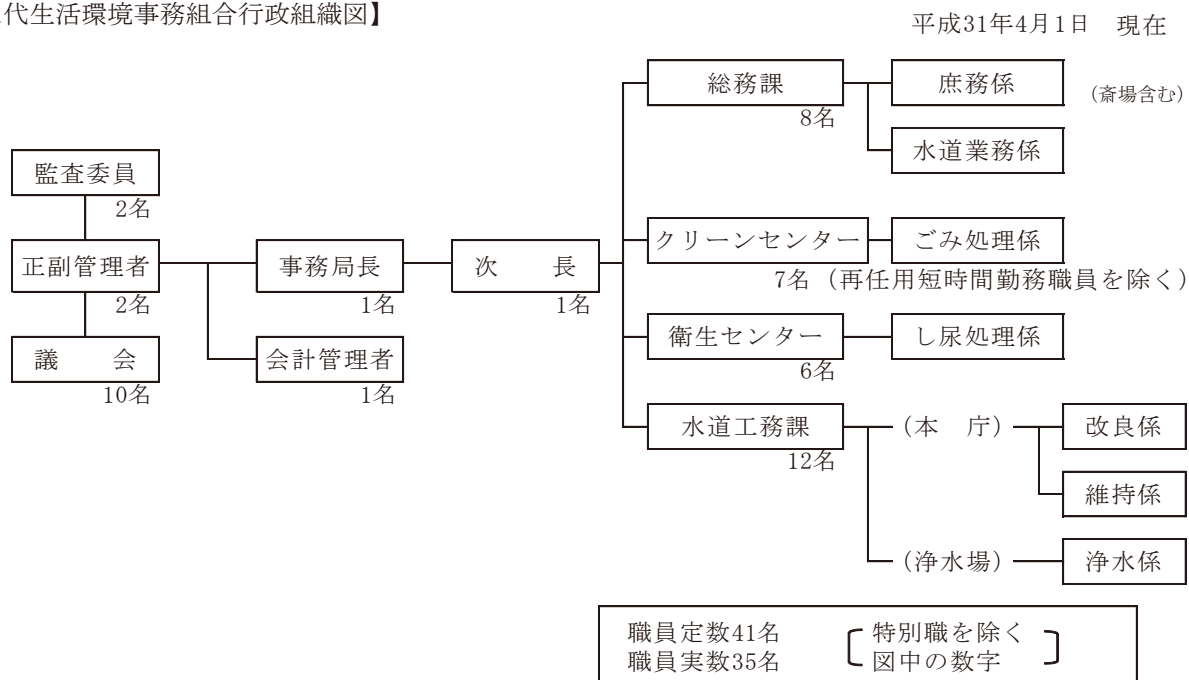
(2) 氷川町及び八代市中学校組合

設 立	昭和 36 年 3 月 1 日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和 50 年 10 月 28 日より施行)(市議会の議決は同年 6 月 21 日)	
構成団体	八代市、氷川町	
組合の事務	組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く。)を管理し、及び執行する。	
議会の組織	議員定数 8 人	
選挙方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市 4 人、氷川町 4 人)	
執行機関の組織	管理者・副管理者	各 1 人置き、関係市町長の互選による選任。任期は当該市町長として在任する期間
	会計管理者	管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命
	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの
	監査委員	氷川町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の議員の中から選任(任期は組合議員の任期)
	経費の負担割合	関係市町の生徒数(5 月 1 日現在)をもって按分
	生徒数	102 人(八代市 8 人、氷川町 94 人)
	学級数	5 学級
	職員数	27 人
		(校長 1 人、教頭 1 人、事務長 1 人、教諭 11 人、教壇外教諭 2 人、養護教諭 1 人、栄養職員 1 人、事務職員 1 人、給食調理員 3 人、図書司書 1 人、庁務手 1 人、講師 2 人、特別支援教育支援員 1 人)
	令和元年度予算額(当初) 78,698 千円(うち八代市負担分 5,454 千円)	

(3) 八代生活環境事務組合

構 成 団 体	八代市、氷川町 (1市1町)
共同処理事務	上水道事業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用事業)に関する事務 (八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、管理運営に関する事務のうちごみ処理に関する事務を除く事務であって、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)
組 織 機 構	組 織 図 72 ページ参照
議 会 の 組 織	議員定数 10 人 選出方法 関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選出 (八代市 7 人、氷川町 3 人)
執行機関の組織	任 期 関係市町の議会の議員として在任する期間 管理者及び副管理者 関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。 会計管理者 管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。 監査委員 管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から 1 人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から 1 人を、それぞれ選任。 その任期は、組合議員の中から選任される者にあつては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とする。
職 員 現 数	35 人 (再任用短時間勤務職員を除く)
経費の負担割合	上水道事業 毎年度組合の議会の議決を経て予算で定める。 (昭和 63 年度以降徴収していない。)
	じん芥処理 国勢調査人口割 50% ごみ搬入量割 50%
	し尿処理費 共通経費割 20% (八代市 7 分の 5、氷川町 7 分の 2) 国勢調査人口割 30% し尿搬入量割 50%
	火 葬 場 共通経費割 30% (八代市 6 分の 4、氷川町 6 分の 2) 国勢調査人口割 70%
	平成 31 年度一般会計予算額 (当初) 446,085 千円 うち、八代市負担分 165,164 千円 { じん芥 52,963 千円 し 尿 91,201 千円 火葬場 21,000 千円

【八代生活環境事務組合行政組織図】



○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日	事業創設認可	昭和43年11月25日	供用開始	昭和48年6月1日
地方公営企業法適用年月日	昭和44年4月1日（全部適用）			
現在給水人口	17,746人（八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町）			
同 戸 数	6,962戸（同上）			
普 及 率	73.32%（対給水区域内人口比）（同上）			
施 設				
水 源 地	氷川ダム 取水能力（1日）10,500m ³ （八代生活環境事務組合全域）			
導 水 管	調圧水槽～浄水場入口：φ700～φ600mm、DCIP管、総延長L＝6,159m			
椎屋浄水場（八代市東陽町大字北）				
着 水 井	φ300電動バタフライ弁（流量調整弁） φ300電動仕切り弁（自動開閉弁）			
薬品混和池	縦型フラッシュミキサー 0.75KW、40R／min、1基、12.3m ³			
フロック形成池	縦型フロキュレタ 0.4KW、4R／min、2基 縦型フロキュレタ 0.4KW、6R／min、2基 2池 276m ³			
沈 殿 池	横流式傾斜板、気圧式自動排泥装置（スカッシャー） 2池 1,820m ³			
急速ろ過池	2層ろ過（砂、アンソライト）、自動洗浄方式 ろ過面積 12.5m ² ／池、10池			
第1浄水池	2池 491m ³			
第2浄水池	1池 800m ³			
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ（前塩、後塩）3基 ポリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基 粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基			
自家発電装置	100KVA、220V、1基			
泉町送水ポンプ施設	φ50*89m*0.42m ³ ／m*11KW 2台			
送 水 管	浄水池～配水池：φ400mm、塗覆装鋼管、L＝6,790m φ200mm、DCIP管、L＝2,385m			
配 水 池	・東段配水池 RC造 2池 3,600m ³ ・野津配水池 PC造 1池 3,000m ³ ・第3配水池 PC造 1池 5,000m ³			
配 水 管	φ50～φ450mm、総延長L＝228,168m			

加圧ポンプ施設	・ 泉町平ポンプ場	$\phi 80 \times 66 \text{m} \times 0.45 \text{m}^3 / \text{min} \times 11 \text{KW}$	2台
	・ 泉町尾園ポンプ場	$\phi 40 \times 90 \text{m} \times 0.22 \text{m}^3 / \text{min} \times 7.5 \text{KW}$	2台
	・ 泉町土生ポンプ場	$\phi 40 \times 90 \text{m} \times 0.22 \text{m}^3 / \text{min} \times 7.5 \text{KW}$	2台
	・ 東陽町黒淵ポンプ場	$\phi 40 \times 60.5 \text{m} \times 0.16 \text{m}^3 / \text{min} \times 3.7 \text{KW}$	2台
	・ 東陽町重見ポンプ場	$\phi 32 \times 60 \text{m} \times 0.14 \text{m}^3 / \text{min} \times 3.7 \text{KW}$	2台
	・ 東陽町栗林ポンプ場	$\phi 50 \times 67 \text{m} \times 0.36 \text{m}^3 / \text{min} \times 7.5 \text{KW}$	2台
	・ 氷川町桜ヶ丘ポンプ場	$\phi 100 \times 60 \text{m} \times 0.70 \text{m}^3 / \text{min} \times 5.5 \text{KW} \times 3$	1台
	・ 氷川町川上ポンプ場	$\phi 50 \times 68 \text{m} \times 0.36 \text{m}^3 / \text{min} \times 7.5 \text{KW}$	2台
	・ 氷川町大野ポンプ場	$\phi 25 \times 45 \text{m} \times 0.07 \text{m}^3 / \text{min} \times 1.1 \text{KW}$	1台

取水量（平成30年度）※平成30年3月～平成31年2月

1日最大 5,434 m^3 （八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町）

1日平均 4,963 m^3 （同上）

年間総配水量 1,844,683 m^3 （同上）

給水量（平成30年度）※平成30年3月～平成31年2月（同上）

1,629,475 m^3

有収水量 1,629,475 m^3 有収率 88.33%

導・送・配水管延長 243,498m（八代生活環境事務組合全域）

沿革（八代生活環境事務組合全域）

- ① S43.4.15 「八代郡上水道組合」設立
- ② S43.11.25 上水道事業許可
- ③ S44.4.1 「八代郡水道企業団」に名称変更
- ④ S44.12.17 建設事業 総事業費 1,001,369千円
 計画給水人口 41,000人
 S48.3.31 1日最大給水量 9,950 m^3
- ⑤ S48.6.1 給水開始
- ⑥ S51.6.30 「八代郡生活環境事務組合」設立のため「八代郡水道企業団」解散
- ⑦ S51.7.1 「八代郡生活環境事務組合」設立
- ⑧ S54.3.31 浄水場排水処理施設完成
- ⑨ S63.3.31 浄水場急速ろ過池改良工事完成
- ⑩ H4.2.28 現在地に新庁舎を建設
- ⑪ H8.3.15 浄水場沈殿池横流板傾斜装置工事完成
- ⑫ H9.3.15 浄水場急速ろ過池増設工事完成
- ⑬ H10.3.15 野津配水池築造工事完成
- ⑭ H11.1.29 浄水場中央監視盤及びデータロガー更新工事完成
- ⑮ H17.3.22 第2浄水池築造工事完成
- ⑯ H21.1.19 排水処理場天日乾燥床増設工事
- ⑰ H26.3.25 第3配水池築造工事完成
- ⑱ H28.2.25 第3配水池倉庫築造工事完成

水道使用料金

①専用給水装置（令和元年10月使用分～）

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金 （水量1立方メートルにつき）
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,100円	137.5円

※消費税を含む（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）

事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

（単位：千円）

事 項		年 度	H26	H27	H28	H29	H30
給 水 人 口		(人)	27,383	26,978	26,838	26,488	26,233
普及率（対給水区域人口）		(%)	73.07	71.82	73.12	72.87	72.70
総 配 水 量		(m ³)	3,500,263	3,513,488	3,545,040	3,426,837	3,480,246
一 日 最 大 配 水 量		(m ³)	11,852	14,555	11,227	10,448	10,445
有 収 水 量		(m ³)	3,164,565	3,188,166	3,189,618	3,129,872	3,145,871
有 収 率		(%)	90.41	90.74	89.97	91.33	90.39
導 ・ 送 ・ 配 水 管 延 長		(m)	239,006	240,015	241,237	242,707	243,498
職 員 数		(人)	12	12	12	12	12
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益		429,735	422,252	409,944	417,927	406,031
	うち (1) 給 水 収 益		384,768	386,504	390,178	392,033	391,790
	(2) 受 託 工 事 収 益		42,914	31,653	17,503	23,003	12,293
	2. 営 業 外 収 益		4,227	10,563	5,138	4,841	4,651
	3. 特 別 利 益		1	0	5	0	0
	総 収 益	(A)	433,963	432,815	415,087	422,768	410,682
	1. 営 業 費 用		379,691	370,561	363,246	389,126	358,865
	うち (1) 人 件 費		68,965	69,164	68,081	73,834	72,496
	(2) 経 費		229,165	218,776	202,200	220,840	190,629
	(3) 減 価 償 却 費		81,561	82,621	92,965	94,452	95,740
	2. 営 業 外 費 用		11,379	11,191	9,268	9,344	8,045
	3. 特 別 損 失		8,951	0	7	6	0
	総 費 用	(B)	400,021	381,752	372,521	398,476	366,910
	当年度純利益(損失) (A)-(B)	(C)	33,942	51,063	42,566	24,292	43,772
	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金						
	(未 処 理 欠 損 金)	(D)	201,053	160,873	118,745	64,993	108,533
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 等 処 分 額	(E)	73,822	84,810	51,179	15,701	39,761
	年 度 末 積 立 金 残 高	(F)	252,848	197,929	197,814	224,679	209,210
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金						
	(累 計 欠 損 金)	(G)	167,111	109,810	76,179	40,701	64,761
資 本 的 収 支	(1) 企 業 債	(イ)	0	0	0	0	0
	(2) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		2,659	1,982	5,799	1,998	53,132
	収 入 計	(H)	2,659	1,982	5,799	1,998	53,132
	(1) 建 設 改 良 費		148,552	156,295	135,376	94,403	172,539
	(2) 企 業 債 償 還 金	(ロ)	21,332	21,677	22,028	22,385	22,748
	(3) そ の 他		0	0	0	0	0
	支 出 計	(I)	169,884	177,972	157,404	116,788	195,287
	差 引 き 計	(H)-(I)	△ 167,225	△ 175,990	△ 151,605	△ 114,790	△ 142,155
	流 動 資 産	(J)	348,938	299,214	327,613	325,935	367,547
流 動 負 債	流 動 負 債	(K)	59,167	43,541	80,909	71,003	108,973
	不 良 債 務	(K)-(J)	—	—	—	—	—
	企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ)	(ハ)	563,826	542,149	520,121	497,736	474,988
減 価 償 却 累 計 額			1,783,566	1,858,575	1,943,444	2,031,988	2,118,874

○じん芥処理施設・八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町椿 313 番地 1）

竣 工	平成 11 年 3 月
施 工 者	株式会社 川崎技研
ごみ処理施設	
炉 形 式	機械化バッチ焼却式燃焼炉
処理能力	22 t / 8 h × 2 炉 計 44 t / 日
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式焼却炉・自動燃焼制御方式
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却式水噴射方式（完全蒸発形）
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルター集塵方式
排水処理設備	ごみ汚水 : 蒸発酸化処理方式（炉内噴霧） プラント排水 : 凝集沈殿ろ過処理後再循環無放流方式 生活排水 : 下水道放流
通風設備	平衡通風方式 煙突（内筒式H=50m）
灰出設備	焼却残渣 : 灰押出機＋灰バンカ方式 飛灰 : 薬品固化処理＋固化物バンカ方式
不燃物資源化施設	
処理能力	9 t / 5 h
処理対象ごみ	資源ごみ・不燃ごみ
選別施設	7 種選別方式（可燃物、不燃物、アルミ、鉄、生ビン、カレット、不適物、危険物）
貯留搬出設備	ホッパ方式、ヤード方式
集じん設備	サイクロン、バグフィルター方式
総工事費	3,413,617 千円
財源内訳	国庫補助 282,997 千円 地方債 2,851,400 千円 一般財源 279,220 千円
工事費内訳	総工事費 3,413,617 千円 本体工事 3,052,665 千円 整備計画・工事管理費 62,791 千円 用地取得費 200,145 千円 用地造成・周辺整備費 80,826 千円 設計・工事管理費 17,190 千円
職 員 数	7 名（再任用短時間勤務職員を除く）、委託 5 名

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町椿 353 番地 1）

工 期	着工 平成 16 年 7 月 竣工 平成 18 年 1 月
施 工 者	株式会社 鴻池組
対象事業実施区域面積	13,500 m ²
埋立用地面積	13,020 m ² （内埋立面積 5,499 m ² ）
最終処分場埋立地	
埋立形式	一般廃棄物最終処分場
埋立容量	約 19,032 m ³
埋立期間	約 10 年間
埋 立 物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣
浸出水処理施設	
処理能力	25 m ³ /日
浸出液調整槽容量	250 m ³
処理方式	凝集沈殿処理＋逆浸透（RO）膜処理＋中和・消毒処理
汚泥処理方式	濃縮＋蒸発乾燥
総工事費	2,123,103 千円

財源内訳	国庫補助	327,112 千円	地方債	1,468,000 千円
	一般財源	327,991 千円		
工事費内訳	本体工事	1,753,500 千円		
	調査・計画・設計	29,581 千円		
	県条例環境影響調査	100,345 千円		
	整備計画・実施計画	30,450 千円		
	補助申請・工事管理	35,175 千円		
	用地取得・払い下げ	174,052 千円		

○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）

設 置

工 期	着工	昭和 51 年 7 月	竣工	昭和 53 年 3 月
施 工 者	栗田工業株式会社			
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式（脱窒素運転）＋高度処理方式			
処理能力	60k1/日（し尿：48k1/日、浄化槽汚泥：12k1/日）			
総工事費	699,283 千円			
財源内訳	国庫補助	102,300 千円	県補助金	500 千円
	地方債	557,300 千円	一般財源	39,183 千円
工事費内訳	本体工事	499,000 千円	附帯工事	200,283 千円

増改築等

工 期	着工	平成 4 年 7 月	竣工	平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去			
施 工 者	栗田工業株式会社			
総 工 費	138,020 千円			
財源内訳	地方債	102,700 千円	一般財源	35,320 千円
敷地面積	8,137 m ²			
職 員 数	6 名・委託 1 名			

○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期	着工	平成 6 年 5 月 9 日	竣工	平成 7 年 3 月 10 日
施 工 者	富士建設工業株式会社			
構造及び面積	総用地面積	18,820.66 m ²		
	敷地面積	3,537.25 m ²		
	建築面積	1,020.35 m ²		
	延床面積	838.82 m ²		
	構 造	鉄筋コンクリート平屋建		
	火葬炉	大型炉 3 基		
総事業費	694,891 千円			
財源内訳	地方債	618,100 千円	（資金運用部資金・市町村振興資金）	
	一般財源	76,791 千円		
工事費等内訳	用地・立木補償費		33,703 千円	
	用地造成・進入道路工事		254,359 千円	
	建築・火葬炉設備・外構工事	353,290 千円		
	場内舗装工事費・その他	20,373 千円		
	測量・設計・工事監理費	33,166 千円		
職 員 数	委託 3 名			

斎場使用料

種 別		単 位	使 用 料	
			構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円	20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円	15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円	10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円	5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円	20,000 円

18 市 庁 舎

(1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着 工	昭和45年10月17日	昭和41年12月10日	平成 4年 6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年 3月
竣 工	昭和47年 6月 1日	昭和42年 5月31日	平成 5年 7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年 2月
構 造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m ²	16,423.40	5,430.26	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m ²	3,190.99	1,669.00	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m ²	2,453.92	-	-	-	212.00	-
1階 m ²	2,888.56	1,185.00	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m ²	2,489.33	484.00	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m ²	1,117.60	-	832.27	1,169.85	-	364.00
4階 m ²	1,117.60	-	-	-	-	-
5階 m ²	1,117.60	-	-	-	-	-
塔屋1階 m ²	145.40	-	140.63	84.52	-	-
塔屋2階 m ²	151.76	-	-	-	-	-
塔屋3階 m ²	32.21	-	-	-	-	-
議会棟面積 m ²	1,296.00	-	-	-	-	-
別館面積 m ²	945.82	-	-	-	-	-
1階 m ²	446.45	-	-	-	-	-
2階 m ²	421.48	-	-	-	-	-
基本設計	建設省九州地方建設局	-	-	-	-	-
実施設計	株式会社和田コンサル タント	株式会社汎建築設計 事務所	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	鹿島建設株式会社	三井建設株式会社	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	西田工業株式会社
電気設備	九州電気工事株式会社		九電工・太陽建設共 同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	
機械設備	鹿島建設株式会社		日産・第一建設共同 企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

(2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	1,040,624	79,602	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	171,253	3,198	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	17,608	1,199	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	512,055	63,300	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	58,681	-	125,145	80,560	21,054	-
機械設備	154,669	-	198,790	164,949	24,700	-
外構工事、 付帯工事	47,045	-	221,763	138,381	3,000	-
備品購入	46,773	3,015	137,963	60,000	34,430	-
その他	32,540	8,890	17,247	35,176	-	-
国県支出金	-	-	-	-	-	30,000
基金繰入金	267,111	26,904	777,026	380,000	148,400	-
地 方 債	275,000	21,000	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	294,722	31,698	448,279	337,871	6,728	50,828

IV 財 政

1. 予算（令和元年度当初）	81
2. 地方債（企業債）現在高	84
3. 補助（助成）金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決 算	100
7. 市 税	107
8. 市有財産（物品、基金を除く）	110

1 予算（令和元年度当初）

（１）会計別予算総括

会 計 別			令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		前年度との 比 較
			予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
一 般 会 計			55,812,000	57.0	56,820,600	57.1	△ 1,008,600
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		17,472,431	17.8	17,812,874	17.9	△ 340,443
	後 期 高 齢 者 医 療		1,819,282	1.9	1,761,635	1.8	57,647
	介 護 保 険		14,545,477	14.9	14,588,143	14.6	△ 42,666
	簡 易 水 道 事 業		371,068	0.4	238,326	0.2	132,742
	農業集落排水処理施設事業		100,754	0.1	111,228	0.1	△ 10,474
	浄化槽市町村整備推進事業		48,793	0.1	58,029	0.1	△ 9,236
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業		22,666	0.0	49,196	0.1	△ 26,530
	診 療 所		83,518	0.1	84,875	0.1	△ 1,357
	久 連 子 財 産 区		290	0.0	283	0.0	7
	椎 原 財 産 区		234	0.0	233	0.0	1
	計		34,464,513	35.2	34,704,822	34.8	△ 240,309
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	484,913	0.5	473,623	0.5	11,290
		資 本 的 支 出	318,779	0.3	320,980	0.3	△ 2,201
		小 計	803,692	0.8	794,603	0.8	9,089
	病 院	収 益 的 支 出	0	0.0	393,519	0.4	△ 393,519
		資 本 的 支 出	0	0.0	13,859	0.0	△ 13,859
		小 計	0	0.0	407,378	0.4	△ 407,378
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,988,108	3.1	2,921,289	2.9	66,819
		資 本 的 支 出	3,866,548	3.9	3,976,035	4.0	△ 109,487
		小 計	6,854,656	7.0	6,897,324	6.9	△ 42,668
	計		7,658,348	7.8	8,099,305	8.1	△ 440,957
	合 計		97,934,861	100.0	99,624,727	100.0	△ 1,689,866

——メモ——

財 政 指 標	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算
① 財 政 力 指 数	0.48	0.49	0.49
② 経 常 収 支 比 率	89.10%	91.90%	92.00%
③ 実 質 公 債 費 比 率	11.90%	11.00%	10.50%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款別	令和元年度		平成30年度		前年度との比較
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	15,416,577	27.6	14,977,108	26.4	439,469
2 地 方 譲 与 税	552,000	1.0	546,000	1.0	6,000
3 利 子 割 交 付 金	36,500	0.1	26,300	0.0	10,200
4 配 当 割 交 付 金	48,000	0.1	27,000	0.1	21,000
5 株式等譲渡所得割交付金	68,000	0.1	52,000	0.1	16,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,621,000	4.7	2,521,000	4.4	100,000
7 ゴルフ場利用税交付金	6,000	0.0	5,800	0.0	200
8 自動車取得税交付金	55,700	0.1	120,000	0.2	△ 64,300
9 環境性能割交付金	35,000	0.1		0.0	35,000
10 地 方 特 例 交 付 金	498,366	0.9	63,800	0.1	434,566
11 地 方 交 付 税	14,690,000	26.3	14,980,000	26.4	△ 290,000
12 交通安全対策特別交付金	19,000	0.0	19,000	0.0	0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	625,310	1.1	808,372	1.4	△ 183,062
14 使 用 料 及 び 手 数 料	794,069	1.4	816,665	1.4	△ 22,596
15 国 庫 支 出 金	8,368,113	15.0	8,556,522	15.1	△ 188,409
16 県 支 出 金	4,763,408	8.5	4,563,361	8.0	200,047
17 財 産 収 入	96,013	0.2	190,063	0.3	△ 94,050
18 寄 附 金	315,859	0.6	315,898	0.6	△ 39
19 繰 入 金	399,617	0.7	598,291	1.1	△ 198,674
20 繰 越 金	1,100,000	2.0	1,100,000	1.9	0
21 諸 収 入	972,168	1.7	883,420	1.6	88,748
22 市 債	4,331,300	7.8	5,650,000	9.9	△ 1,318,700
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

②税目別市税額

税 目		令和元年度		平成30年度		前年度との比較
		予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
市 民 税		6,122,900	39.7	6,000,000	40.0	122,900
内 訳	個 人	4,888,000	31.7	4,883,000	32.6	5,000
	法 人	1,234,900	8.0	1,117,000	7.5	117,900
固 定 資 産 税		7,943,377	51.5	7,686,708	51.3	256,669
内 訳	固 定 資 産 税	7,902,334	51.3	7,644,995	51.0	257,339
	固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	41,043	0.3	41,713	0.3	△ 670
軽 自 動 車 税		453,100	2.9	412,700	2.8	40,400
市 た ば こ 税		883,000	5.8	862,000	5.8	21,000
入 湯 税		14,200	0.1	15,700	0.1	△ 1,500
合 計		15,416,577	100.0	14,977,108	100.0	439,469

③歳出（目的別）

款 別	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 議会費	368,305	0.7	367,858	0.7	447
2 総務費	5,559,498	10.0	6,244,854	11.0	△ 685,356
3 民生費	23,374,151	41.9	22,992,236	40.5	381,915
4 衛生費	3,661,864	6.6	3,863,646	6.8	△ 201,782
5 農林水産業費	2,923,412	5.2	3,052,091	5.4	△ 128,679
6 商工費	1,837,372	3.3	1,606,922	2.8	230,450
7 土木費	4,791,150	8.6	5,374,476	9.5	△ 583,326
8 消防費	2,792,399	5.0	2,155,979	3.8	636,420
9 教育費	4,150,199	7.4	4,833,137	8.5	△ 682,938
10 災害復旧費	4,474	0.0	20,967	0.0	△ 16,493
11 公債費	6,198,649	11.1	6,160,272	10.8	38,377
12 諸支出金	130,527	0.2	128,162	0.2	2,365
13 予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

④歳出（性質別）

性 質 別	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
人件費	8,401,415	15.0	8,251,104	14.5	150,311
扶助費	15,674,471	28.1	15,548,078	27.3	126,393
公債費	6,198,649	11.1	6,160,272	10.8	38,377
物件費	6,454,115	11.6	6,256,078	11.0	198,037
維持補修費	462,693	0.8	458,290	0.8	4,403
補助費等	6,651,485	11.9	6,632,650	11.7	18,835
積立金	253,185	0.5	279,712	0.5	△ 26,527
出資・貸付金	518,480	0.9	533,841	0.9	△ 15,361
繰出金	6,363,242	11.4	6,281,717	11.1	81,525
予備費	20,000	0.1	20,000	0.1	0
建設事業費	4,814,265	8.6	6,398,858	11.3	△ 1,584,593
普通建設	4,763,197	8.5	5,330,536	9.4	△ 567,339
災害復旧	51,068	0.1	1,068,322	1.9	△ 1,017,254
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

2 地方債（企業債）現在高

（単位：千円）

区 分		平成28年度末 現在高	平成29年度		
			起債額	元金償還金	年度末現在高
一般 会 計	1. 普通債	36,666,306	6,261,000	3,822,499	39,104,807
	(1) 総務	1,074,284	10,100	277,989	806,395
	(2) 民生	508,947	43,600	76,687	475,860
	(3) 衛生	2,823,445	3,018,600	135,886	5,706,159
	(4) 農林水産業	2,440,973	435,800	272,946	2,603,827
	(5) 商工	396,772	67,100	33,961	429,911
	(6) 土木	18,042,398	1,920,100	2,207,388	17,755,110
	(7) 消防	1,345,552	75,500	103,648	1,317,404
	(8) 教育	10,033,935	690,200	713,994	10,010,141
	2. 災害復旧債	385,034	217,900	31,982	570,952
	(1) 単独	120,572	189,500	2,021	308,051
	(2) 補助	264,462	28,400	29,961	262,901
	3. その他	25,052,837	1,758,800	1,741,390	25,070,247
	(1) 減収補てん債	90,000		15,000	75,000
	(2) 減税補てん債	546,820		113,681	433,139
	(3) 臨時税収補てん債	58,192		58,192	0
	(4) 臨時財政対策債	24,357,825	1,758,800	1,554,517	24,562,108
	計	62,104,177	8,237,700	5,595,871	64,746,006
特別 会 計	簡易水道事業債	1,362,232	153,700	91,774	1,424,158
	農業集落排水処理施設事業債	416,160	10,600	50,765	375,995
	浄化槽市町村整備推進事業債	93,430	2,100	7,142	88,388
	診療所事業債	10,196	1,300	962	10,534
	ケーブルテレビ事業債	173,152	0	35,740	137,412
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	2,055,170	167,700	186,383	2,036,487
企業 会 計	上水道事業債	1,068,829	0	72,614	996,215
	病院事業債	6,554	0	3,477	3,077
	下水道事業債	23,844,187	1,303,000	1,892,789	23,254,398
	計	24,919,570	1,303,000	1,968,880	24,253,690
合 計		89,078,917	9,708,400	7,751,134	91,036,183

3 補助（助成）金交付状況

（１）交付基準（条例化したもの）

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額			H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	均等割 園児数割	60% 40%	件数	金額（円）			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費				4	761,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政策
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又 は生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器	施設整備費	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円		0	0			循環社会推 進課
		生ごみ処理機	一世帯あたり1年間に3基まで 購入価格の1/2、上限5,000円／基			51	196,708	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	
こども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も（但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外）	医療費	中学校3年生まで （満15歳到達前初の3月31日までの間にある者） 医療費に要した一部負担金の額	一世帯あたり5年間に1機まで 購入価格の1/2、上限30,000円		37	1,012,506			こども未来
						232,837	418,051,207	条例 H17. 8. 1 現行 H28. 4. 1 規則 H17. 8. 1 現行 H25.10.1	条例 施行規則	
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母のいない児童（但し、 生活保護法による保護を受け ていないときは対象外）	医療費	当該支払額の2/3以内			15,174	26,929,365	規則 H17. 8. 1 現行 H25.9.18 要綱 H17. 8. 1 現行 H20.3.24	規則 事務取扱 要綱	こども未来

補助事業名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金（限度）額	H30年度実績		施 行 年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額（円）			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き続き1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち最寄のバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれかに該当するものであること。 ア 事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの（以下「非課税高齢者」という。）であって、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	長寿支援
社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	軽減	軽減対象サービス		軽減対象費用		対象経費の3／4		
		介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者（利用者負担5%以下の者）ユニット型個室の住居費負担、 (2) 前号の者以外 介護費負担、食費負担、住居費負担					
		訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護	介護費負担					
		通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	介護費負担、食費負担					
		短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	介護費負担、食費負担、滞在費負担					
		小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	介護費負担					
		0	0	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援

補助事業名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金 (限度) 額	H30年度実績		施 行 年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額 (円)			
社会福祉法 人による介 護保険利用 者負担の軽 減に対する 補助金交付 事業	介護保険サービスを提供した 社会福祉法人が利用者負担の 一部を減免した場合 ※八代市の被保険者の利用で の減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を減免した総額（減免総 額）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担 収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1の1/2以内の金額) と (対象経費2全額) の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援
		訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能 型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた 部分		0	0			
高齢者及び障害者住宅 改造助成事業	1 本市に継続して2年以上居 住し、市税、介護保険料等 を完納している者 2 以下のいずれかに該当する 者と同居し、若しくは同居 しようとする者 (i) 65歳以上の高齢者であつ て介護保険要介護認定・ 要支援において要介護・ 要支援認定を受けた者 (ii) 身体障害者手帳1級又は 2級を所持する者 (iii) 療育手帳A1又はA2を所 持する者 3 当該世帯の生計中心者の前 年所得税課税年額が、7万 円以下の世帯に属する者	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の 要介護高齢者が利用する部分で、その当該要介護高齢者等 の利用しやすいように実施する改造に要する経費。(やむ を得ない場合以外は新築、増築、改築は対象としない) ※事前相談必要	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 助成対象額の 3/3 (1,000円未満は 切り捨て) 上限70万円	長寿支援 1 350,000 障がい者支援 0 0	H17. 8. 1 現行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援 障がい者支援	
		上記以外で前年度所得税課税年額が 7万円以下世帯 助成対象額の 2/3 (1,000円未満は 切り捨て) 上限46万6千円	長寿支援 0 障がい者支援	1 466,000				
重度心身障がい者医療 費助成事業	重度心身障がい者で以下の全 てに該当し、市長が認定した もの 1 満3歳以上の者で市内に居 住し、住民登録している者、 又は障害者総合支援法の規 定により八代市が支給決定 を行うべきもの 2 医療保険各法の規定による 被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療確保 法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除し た額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの 賠償金分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から 第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に 係る規定を準用する	51,197 253,898,324	H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援	
介護保険住宅改修支援 事業	本市の被保険者につき住宅改 修支援を行った居宅介護支援 事業者、その他住宅改修費の 支給の対象となる住宅改修に ついて十分な専門性を有する と認められる者	介護保険法第45条の規定に基づく居宅介護住宅改修費又は 第57条の規定に基づく居宅支援住宅改修費の支給に際し、 理由書を作成したもののうち、当該月において居宅介護支 援計画費を請求していないもの	住宅改修支援1件につき2,000円	8 16,000	H17. 8. 1	要綱	長寿支援	
認知症高齢者見守りネ ットワーク事業	認知症により徘徊のおそれの ある高齢者の同居者または介 護している親族 ※高齢者と同居者または介護 している親族がともに本市の 住民基本台帳に記録されて おり、市税に滞納がないこと。	GPS (全地球測位システム) 機能による徘徊探知機の利用に 係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の付属機器の購入費 ・加入手数料又は登録手数料	対象経費に相当する額 (上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	0 0	要綱 H31. 4. 1	要綱	長寿支援	
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同 組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 34事業 農地整備 20 243,985,798	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策 農業振興 農地整備	

補助事業名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金（限度）額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額（円）			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者（助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。） ③市税等の滞納がない者	①建築主自らが居住するために新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市長が別に指定する構造材の木材使用財積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築においては、八代市産の量を6%以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	12	1,688,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工政策
小売商業店舗共同化事業				0	0	規則 H17. 8. 1		
集団化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0			
一般共同化事業				0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
中小企業団体の結成に対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき		(1組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額の範囲内	0	0			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	5	1,793,000	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工政策
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組合と協力し、商店街のにぎわいの向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 その他市長が適当と認めるもの	5	486,000			
商店街連合事業	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	9	3,637,000			
		連合会等の運営に関する事業	1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1	1,801,000			

補助事業名	対象者	対象事業	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額（円）			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改裝費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他の市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円（予算の範囲内で交付する。）	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工政策
				店舗の改裝費及びその他の補助対象経費の3分の2で限度額300万円（予算の範囲内で交付する。） ※1会計年度において、1事業につき1の振興会等に1回限り交付する。	0	0			
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しイベント等を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 借家料（連続して10日以上又は断続的に14日以上（週3日以上とする。）開催するものに限る。）	借家料の2分の1で限度額月額10万円 （予算の範囲内で交付する。） ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について交付する。	0	0			
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用し新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改裝費 （1から3までのいずれかの経費に限る。）	借家料の3分の1で限度額月額5万円 （予算の範囲内で交付する。） ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、6月ごとに交付する。	0	0			
	商店街再生事業			市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限度額100万円（建物の建設の前に解体を要する場合は、200万円）（予算の範囲内で交付する。） ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間に店舗を閉鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円（建物の建設の前に解体を要する場合には100万円）とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
				店舗の改裝費の3分の1で限度額60万円（店舗のうち事務所に係るものについては、改裝費の3分の1で限度額48万円）。ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過する日までの間に店舗を閉鎖した場合は、改裝費の6分の1で限度額30万円（店舗のうち事務所に係るものについては、改裝費の6分の1で限度額24万円）とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	7	3,936,000			
				店舗の改裝費の3分の1で限度額50万円（予算の範囲内で交付する。） ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	1	420,000			

補助事業名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金（限度）額	H30年度実績		施行 年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額（円）			
創業支援事業補助	市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者（企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 ①次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し、先代経営者が代表者を退任する予定の者 ②補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受ける。 イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う（第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。） ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。 ③3年以上継続して事業を行う見込みがある ④市税等の滞納がない ⑤暴力団等でない ⑥過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない	【対象事業】 ①事業所改修事業 ②設備・備品購入等事業 ③販路促進事業 ④その他市長が適当と認める事業 【対象経費】 ①事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用（事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。） ②事業の実施に必要な設備及び備品の購入費並びにリース料（中古品の購入費を含む、消耗品等の購入費を除く。） ③広告宣伝費 パンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 ④市長が適当と認める経費	補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ※20万円を上限とする。	5	895,000	要綱 H30. 3.23 施行 H30. 9.25	要綱	商工政策

補助事業名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金（限度）額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額（円）			
企業振興促進事業補助	【対象要件】 工場等の投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上（中小企業の場合2,000万円）以上かつ以下の①②のうちいずれかの要件を満たすもの ①新規雇用者（雇用保険被保険者に限る）の数が5名以上（中小企業の場合：2名以上） ②地域経済牽引事業計画の具知事の承認を受けたもの又は、事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの 【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①のために建設、取得する施設（立地決定済みに限る）	固定資産税の減免（対象要件①又は②を満たすもの） 工場等建設補助金（対象要件①を満たすもの）	【減免率】 初年度～3年度（3年間） 100／100 4年度～5年度（2年間） 50／100 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。 ①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合	5	5,479,889	条例 H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1	条例 施行規則	商工政策
				6	31,763,000	条例 H17. 8. 1 現行 H24. 4. 1		
				0	0			
				5	39,424,000			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		施行年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)			
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る家屋のうら直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)		H17. 8. 1	規則	下水道総務
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び鏡処理区を除く。)	くみ取便所からの改造工事	80,000円	16	1,280,000	下水道総務
			みなし浄化槽からの改造工事	40,000円	56	2,240,000	
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者)	30,000円	22	660,000	
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者)	20,000円	6	120,000	
			くみ取便所からの改造工事	80,000円	2	160,000	下水道総務
八代市水洗便所改造工事費等助成事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び鏡処理区に限る。)	みなし浄化槽からの改造工事	40,000円	4	160,000	
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者)	30,000円	1	30,000	
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者)	20,000円	0	0	
			予算の範囲内	80,000円	2	160,000	下水道総務
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困窮している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育実技用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内		H17. 8. 1	要綱	学校教育 教育政策
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増築又は修繕をする地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上)	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円		H17. 8. 1	要綱	生涯学習
		修繕(一部改築含む)の場合は総事業費が50万円以上	総事業費の50% 上限50万円			16	4,660,152

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)	件数	金額(円)			
幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園(認定子ども園を除く。)に在園する満3～5歳の保護者	平成31年4月から令和元年9月まで(以下「前期分」という。) の保育料等 ①世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。 ②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 右記の単価 × 前期分保育料の支払い月数÷12 (100円未満を四捨五入) ③実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。 ※令和元年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、平成31年4月から令和元年9月までが補助対象期間となるため、補助金限度額は次の算式により算定した額となる。 右表の額×前期分保育料の支払い月数÷12	・生活保護世帯	すべての園児	0	0	H17. 8. 1	要綱	教育政策
			・市町村民税非課税世帯	最年長者(第1子)	0	0	実績はH30年度適用の金額		
			・市町村民税所得割非課税世帯	次年長者(第2子)	0	0			
			・上記以外の園児(第3子以降)	上記以外の園児(第3子以降)	0	0			
			・最年長者(第1子)	最年長者(第1子)	10	1,796,000			
			・次年長者(第2子)	次年長者(第2子)	5	916,600			
			・上記以外の園児(第3子以降)	上記以外の園児(第3子以降)	3	576,000			
			・市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯	最年長者(第1子)	1	216,000			
			34,500円+①+②	次年長者(第2子)	0	0			
			※①16歳未満の扶養親族の数×21,300円	上記以外の園児(第3子以降)	0	0			
			・16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	最年長者(第1子)	10	1,621,100			
			・上記以外の園児(第3子以降)	次年長者(第2子)	8	1,445,000			
			・上記以外の園児(第3子以降)	上記以外の園児(第3子以降)	1	64,000			
			・市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯	小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子)	64	3,696,100			
			171,600円+③+④	小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子)	40	6,950,700			
			※③16歳未満の扶養親族の数×19,800円	上記以外の園児(第3子以降)	4	555,000			
			④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子)	18	2,590,000			
			・上記以外の世帯	上記以外の園児(第3子以降)	3	468,000			

※ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。
 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者(ただし、保護者と同一の世帯に属する者を除く。)
 ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
 ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)
 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(平成30年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額
		件数	金額 (円)		
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	12	530, 198	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	24	1, 706, 434		
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0		
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	28	555, 000	対象経費の全額 (1, 000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)	対象経費の2分の1 (1, 000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0		
	熊本県創業者支援資金融資制度	4	174, 187		

(2) 平成31年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通安全指導員会助成金	380	農林水産業費	生活研究グループ連絡協議会補助金	150
	市政協力員協議会補助金	2,979		青年農業者クラブ連絡協議会補助金	70
	私立幼稚園に対する補助金(4園)	761		緑の少年団育成事業補助金	175
	八代人権擁護委員会協議会補助金	563		茶業振興協議会補助金	190
	自衛隊協力会補助金	200		花き園芸組合助成金	142
	自衛隊父兄会補助金	200		特殊農産物振興協議会助成金	95
	私立高校に対する補助金(2校)	460		計	822
	定時制通信制教育振興会補助金	84	商工費	商工会・商工会議所補助金	35,120
	市小中養護学校生活指導連絡協議会補助金	77		八代高等職業訓練校補助金	145
	八代地区高等学校生徒指導部会補助金	29		八代産業振興協議会補助金	700
	八代地区保護司会補助金	582		泉観光協会補助金	1,924
	くまもと被害者支援センター補助金	0		計	37,889
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,740	消防費	消防団本部運営費補助金	532
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	4,000		消防分団運営費補助金	1,942
	地域協議会活動交付金	60,730		計	2,474
	計	72,785	教育費	八代市小学校体育連盟補助金	113
民生費	八代市シルバー人材センター運営費補助金	21,911		八代市中学校体育連盟補助金	1,516
	老人クラブ育成事業補助金	5,203		八代市学校保健会補助金	311
	八代市社会福祉協議会活動補助金	116,693		国指定文化財公開活用事業補助金	6,700
	八代市遺族連合会補助金	668		八代妙見祭活性化事業補助金	1,564
	八代市民生・児童委員協議会助成金	8,375		八代市文化協会補助金	547
	八代市盲人福祉協議会補助金	160		市指定無形民俗文化財保存会補助金	718
	八代市ろう者福祉協会補助金	160		八代市スポーツ推進委員協議会補助金	1,359
	八代地域精神障害者家族会補助金	625		八代市体育協会補助金	7,000
	八代市手をつなぐ育成会補助金	370		八代市学校人権同和教育研究会補助金	259
	八代市母子寡婦福祉連合会補助金	490		八代市教育研究会補助金(小学校)	633
	計	154,655		八代市教育研究会補助金(中学校)	437
衛生費	医師会立准看護高等専修学校補助金	1,000		計	21,157
	八代歯科口腔センター運営補助市補助金	582			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	1,000			
	計	2,582			

4 預託金運用状況

(平成30年度実績)

款 名		商				工 費		
預託状況	預託金名	経営安定資金	中小企業大規模小売 店対策特別融資制度	中小企業設備近代化 資金融資制度	中小企業高度化資 金融資制度	中小企業団体合理 化資金融資制度	企業誘致特別資金 融資制度	中小企業勤労者特 別融資制度
	金額(千円)	485,000	0	13,000	1,000	0	0	1,000
金融機関	金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店		市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店
	期間	1年	1年	1年	1年		1年	1年
利率	利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (普通預金無利息型)		年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)
	協調倍率	2	2	2	1		2	2
利率	利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	年1.90%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75%		各金融機関所定の 利率による	年2.70%
	期間	7年以内	6年以内	10年以内	10年以内	7年以内	10年以内	5年以内
貸付金	貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を 限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17.8.1 現在高	H25年度決算			H26年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17.8.1	1,730,443	1,804	0	3,515,267	1,768	0	3,517,035
減 債 基 金	H17.8.1	1,198,396	13,900	0	748,900	13,933	33,500	729,333
市 有 施 設 整 備 基 金	H17.8.1	2,365,952	503,682	0	4,012,994	4,515	0	4,017,509
地 域 福 祉 基 金	H17.8.1	200,000	1,145	253	214,770	937	300	215,407
教育文化センター建設基金	H17.8.1	616,958	1,381	0	629,312	1,202	0	630,514
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19.3.30		86,975	0	140,127	46,402	68,000	118,529
坂本九州新幹線渇水等 被害対策基金	H17.8.1	130,000	74	1,335	120,581	73	1,325	119,329
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17.8.1	26,922	12	744	22,078	13	1,070	21,021
坂田道男・道太文庫基金	H17.8.1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17.8.1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20.3.24		0	2,015	55,127	34	2,471	52,690
谷口政夫次世代育成基金	H21.3.26		40	0	30,420	39	0	30,459
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21.3.26		3,100	2,567	15,183	5,225	3,100	17,308
二見川渇水対策施設 維持管理基金	H21.3.9		86	926	41,241	59	1,908	39,392
八代文化振興基金	H23.3.29		2,373	0	5,474	2,475	259	7,690
まちづくり交流基金	H25.3.28		0	42,164	837,920	2,751	14,866	825,805
庁舎建設基金	H26.3.28		0	0	0	300,000	0	300,000
学校施設整備基金	H27.12.22		0	0	0	0	0	0
平成28年熊本地震復興基金	H30.5.31							
学校・子ども教育応援基金	H30.5.28							
国民健康保険財政調整基金	H17.8.1	867,358	3,863	440,000	1,049,752	3,434	880,000	173,186
介護保険給付費準備基金	H17.8.1	70,819	0	0	103,850	177	0	104,027
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21.3.9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17.8.1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17.8.1	10,193	3	0	11,626	3	0	11,629
久連子財産区基金	H17.8.1	4,902	962	226	5,292	5	121	5,176
椎原財産区基金	H17.8.1	4,742	224	64	4,394	97	65	4,426

(3月31日現在、単位：千円)

H27年度決算			H28年度決算			H29年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
1,951	0	3,518,986	1,803	1,380,000	2,140,789	2,189	0	2,142,978
6,910	33,500	702,743	481	0	703,224	89	0	703,313
304,429	0	4,321,938	2,487	1,000,000	3,324,425	449	2,000,000	1,324,874
447	300	215,554	1,601	403	216,752	572	454	216,870
1,198	0	631,712	829	0	632,541	1,281	143,957	489,865
5,509	81,000	43,038	102,455	123,101	22,392	97,066	88,683	30,775
72	1,287	118,114	102	1,555	116,661	50	1,255	115,456
13	1,043	19,991	5	1,108	18,888	5	1,169	17,724
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
33	1,740	50,983	32	1,130	49,885	19	1,019	48,885
40	0	30,499	40	0	30,539	20	0	30,559
43,085	3,903	56,490	234,923	158,932	132,481	65,151	56,717	140,915
58	2,754	36,696	55	1,642	35,109	56	1,764	33,401
2,256	1,456	8,490	2,050	4,260	6,280	1,670	1,363	6,587
1,597	25,718	801,684	1,251	31,930	771,005	538	39,588	731,955
500,000	0	800,000	500,611	0	1,300,611	1,844	0	1,302,455
1,484	0	1,484	1	0	1,485	141	0	1,626
						280,041	0	280,041
						10,000	0	10,000
2,416	175,602	0	300	300	0	0	0	0
177	0	104,204	177	0	104,381	191	0	104,572
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	11,633	3	4,100	7,536	3	2,500	5,039
6	275	4,907	2	250	4,659	1	149	4,511
1	205	4,222	36	262	3,996	2	238	3,760

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

H31. 4. 1現在高	現 金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1, 487, 321	4, 046	72, 041	0	0

年 度	積立金	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入	支 出	現 金	不 動 産			
					土 地		建 物	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H20	2, 404	0	14, 303	941, 129	42, 955. 47	615, 632	0	0
H21	3, 069	403, 174	0	1, 347, 372	14, 544. 47	212, 458	0	0
H22	2, 445	412, 653	38, 025	1, 353, 956	12, 510. 47	208, 319	0	0
H23	1, 744	41, 400	0	1, 397, 100	9, 906. 47	166, 919	0	0
H24	1, 454	45, 216	0	1, 443, 771	7, 021. 47	121, 703	0	0
H25	1, 017	38, 025	0	1, 482, 813	4, 491. 47	83, 678	0	0
H26	1, 018	0	0	1, 483, 831	4, 491. 47	83, 678	0	0
H27	1, 127	0	0	1, 484, 958	4, 491. 47	83, 678	0	0
H28	1, 352	0	0	1, 486, 310	4, 046. 47	83, 678	0	0
H29	1, 011	0	0	1, 487, 321	4, 046. 47	72, 041	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 会 計 区 分	H25			H26		
	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計	59, 135, 621	57, 264, 750	1, 870, 871	59, 643, 429	57, 874, 152	1, 769, 277
特 別 会 計	33, 668, 995	33, 482, 478	186, 517	34, 551, 062	34, 458, 500	92, 562
国 民 健 康 保 険	18, 294, 711	18, 214, 357	80, 354	18, 488, 083	18, 479, 955	8, 128
老 人 保 健 医 療	—	—	—	—	—	—
後期高齢者医療特別会計	1, 634, 795	1, 605, 114	29, 681	1, 647, 241	1, 614, 159	33, 082
介 護 保 険	12, 933, 052	12, 856, 811	76, 241	13, 486, 393	13, 435, 243	51, 150
八 代 圏 域 介 護 認 定 審 査 事 業	—	—	—	—	—	—
簡 易 水 道 事 業	286, 440	286, 399	41	342, 738	342, 736	2
交 通 災 害 共 済 事 業	—	—	—	—	—	—
日 奈 久 温 泉 施 設	—	—	—	—	—	—
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	105, 242	105, 242	0	109, 768	109, 768	0
浄 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	61, 668	61, 668	0	59, 459	59, 459	0
ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	269, 604	269, 604	0	341, 595	341, 595	0
診 療 所	81, 920	81, 920	0	75, 297	75, 297	0
久 連 子 財 産 区	1, 174	1, 074	100	226	126	100
椎 原 財 産 区	389	289	100	262	162	100

(単位：千円)

H27			H28			H29		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
62,178,323	60,642,824	1,535,499	65,105,799	61,816,437	3,289,362	70,571,921	66,002,184	4,569,737
37,274,236	37,386,616	-112,380	36,499,646	36,563,006	-63,360	37,405,776	37,135,386	270,390
20,906,112	21,240,717	-334,605	19,802,605	20,298,404	-495,799	20,268,845	20,666,047	-397,202
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,638,765	1,607,641	31,124	1,640,053	1,608,176	31,877	1,691,629	1,658,804	32,825
13,855,108	13,664,238	190,870	14,341,050	13,952,039	389,011	14,786,602	14,152,146	634,456
—	—	—	—	—	—	—	—	—
341,381	341,350	31	325,435	314,084	11,351	368,768	368,657	111
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
112,161	112,161	0	105,132	105,132	0	108,874	108,874	0
55,249	55,249	0	57,378	57,378	0	54,809	54,809	0
287,262	287,262	0	149,478	149,478	0	46,866	46,866	0
77,512	77,512	0	77,765	77,765	0	78,794	78,794	0
380	280	100	352	252	100	250	150	100
306	206	100	398	298	100	339	239	100

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項 \ 年 度		H25	H26	H27	H28	H29
入 歳	市 税	13,791,010	13,783,501	14,375,013	14,554,788	15,065,557
	地 方 譲 与 税	516,041	499,047	524,235	521,096	518,829
	利 子 割 交 付 金	23,614	20,065	17,158	11,577	21,379
	配 当 割 交 付 金	22,942	72,640	62,145	26,766	29,860
	株式等譲渡所得割交付金	4,671	72,763	52,995	19,534	43,002
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,229,884	1,492,920	2,503,398	2,226,864	2,324,752
	ゴルフ場利用税交付金	7,432	7,042	5,878	5,537	6,825
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,072	42,535	67,458	83,772	120,715
	地 方 特 例 交 付 金	36,849	39,763	44,852	50,784	54,864
	地 方 交 付 税	17,736,955	17,419,375	17,468,885	17,239,264	16,112,378
	交通安全対策特別交付金	24,953	21,558	22,396	19,779	16,922
	分 担 金 及 び 負 担 金	975,888	985,641	872,637	827,654	849,179
	使 用 料 及 び 手 数 料	807,811	770,052	772,599	762,400	793,804
	国 庫 支 出 金	8,971,985	8,958,801	9,598,543	11,158,840	12,222,114
	県 支 出 金	6,612,217	6,498,669	4,950,601	5,753,835	6,869,119
	財 産 収 入	126,127	128,408	54,078	148,903	196,280
	寄 附 金	17,082	19,684	58,376	341,069	199,065
	繰 入 金	50,004	126,799	152,701	2,704,061	2,335,970
	繰 越 金	1,922,107	1,870,871	1,769,276	1,535,499	3,289,362
	諸 収 入	908,977	919,195	2,081,899	1,034,377	1,264,245
	地 方 債	5,259,000	5,894,100	6,723,200	6,079,400	8,237,700
入 歳 総 額 (A)		59,135,621	59,643,429	62,178,323	65,105,799	70,571,921
出 歳	人 件 費	7,826,055	7,791,493	8,155,408	8,204,681	8,188,238
	扶 助 費	12,972,815	14,026,678	14,799,669	15,610,688	15,785,819
	公 債 費	6,819,439	6,803,605	6,662,857	6,283,005	6,113,125
	物 件 費	5,398,028	5,471,592	5,687,379	6,221,048	6,712,154
	維 持 補 修 費	449,090	449,747	447,206	483,863	468,420
	補 助 費 等	5,066,361	5,130,127	8,785,894	6,622,703	6,707,223
	積 立 金	601,172	366,029	862,382	848,726	461,181
	投資・出資金・貸付金	684,778	554,677	548,786	665,930	546,226
	繰 出 金	7,239,367	7,420,810	6,033,441	6,107,144	6,060,454
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	10,207,645	9,859,394	8,659,802	10,768,649	14,959,344
	うち普通建設事業費	10,058,259	9,800,978	8,192,530	9,769,220	14,520,835
	災 害 復 旧 費	149,386	58,416	467,272	999,429	438,509
	失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0
出 歳 総 額 (B)		57,264,750	57,874,152	60,642,824	61,816,437	66,002,184

事 項 \ 年 度	H25	H26	H27	H28	H29
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	1,870,871	1,769,277	1,535,499	3,289,362	4,569,737
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	167,346	174,604	89,480	2,049,304	2,873,916
実質収支 (E) (C) - (D)	1,703,525	1,594,673	1,446,019	1,240,058	1,695,821
単年度収支 (F)	1,614	△ 108,852	△ 148,654	△ 354,615	455,763
積立金 (G)	1,804	1,768	1,951	1,803	2,189
繰上償還金 (H)	0	0	0	0	0
積立金取りくずし額 (I)	0	0	0	1,380,000	0
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	3,418	△ 107,084	△ 146,703	△ 1,732,812	457,952
基準財政収入額	11,780,978	11,984,396	12,660,848	12,908,971	13,177,535
基準財政需要額	24,602,296	24,852,117	26,044,587	26,445,336	26,600,928
標準財政規模	34,119,194	33,874,904	34,217,497	33,524,497	33,206,970
財政力指数	0.470	0.480	0.480	0.490	0.490
実質収支比率 (%)	5.0	4.7	4.2	3.7	5.1
経常一般財源比率 (%)	94.7	95.4	98.8	98.6	99.4
実質公債費比率 (%)	14.4	13.2	11.9	11.0	10.5
積立金現在高 (財調等特定目的)	10,342,494	10,615,221	11,358,402	9,503,067	7,628,277
地方債現在高 (政府・その他)	61,540,760	60,910,074	62,033,367	62,287,529	64,893,956
債務負担行為額	4,454,055	24,008,976	24,276,542	22,587,876	14,941,684

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H26	H27	H28	H29
市 民 税	5,618,730	5,634,877	5,649,720	5,941,288
個 人	4,513,128	4,628,188	4,621,036	4,800,058
法 人	1,105,602	1,006,689	1,028,684	1,141,230
固 定 資 産 税	6,939,352	7,525,857	7,620,882	7,856,166
固 定 資 産 税	6,891,830	7,480,147	7,576,861	7,813,837
交 付 金	47,522	45,710	44,021	42,329
軽 自 動 車 税	313,539	321,437	383,587	402,293
市 た ば こ 税	898,522	877,448	885,188	851,336
鉦 産 税	0	0	0	0
入 湯 税	13,358	15,394	15,412	14,474
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0
合 計	13,783,501	14,375,013	14,554,789	15,065,557

(4) 目的(款)別歳出

年 度		H25		H26	
区 分 款		決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
1	議 会 費	406,305	0.71	437,550	0.76
2	総 務 費	5,019,285	8.76	5,105,998	8.82
3	民 生 費	20,069,071	35.05	21,116,936	36.49
4	衛 生 費	3,639,814	6.36	3,911,796	6.76
5	農 林 水 産 業 費	5,702,253	9.96	5,430,398	9.38
6	商 工 費	1,402,863	2.45	1,344,887	2.32
7	土 木 費	5,644,137	9.86	5,583,982	9.65
8	消 防 費	1,991,023	3.48	2,261,947	3.91
9	教 育 費	5,911,628	10.32	5,802,640	10.03
10	災 害 復 旧 費	148,429	0.26	57,960	0.1
11	公 債 費	6,806,045	11.88	6,790,425	11.73
12	諸 支 出 金	523,897	0.91	29,633	0.05
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計		57,264,750	100.00	57,874,152	100.00
主な施策		パトリア千丁外壁改修工事 南北アクセス線整備事業 北部幹線整備事業 泉中学校体育館等改築事業 第七中学校体育館改修事業 金剛小学校体育館改築事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 環境センター建設事業		携帯電話等エリア整備事業 代陽小学校校舎解体事業 松高小学校校舎増築事業 泉第三小学校体育館解体事業 宮地小学校体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 高田小学校校舎耐震改修事業 二見小学校体育館耐震改修事業 坂本中学校柔剣道場解体事業 第七中学校校舎耐震改修事業 養護学校校舎・体育館改築等事業 第四中学校体育館改築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 第二中学校校舎耐震改修事業	

H27		H28		H29	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
434,220	0.72	391,249	0.63	371,848	0.56
5,495,138	9.06	5,942,725	9.61	5,533,261	8.38
21,982,195	36.25	22,985,510	37.18	23,194,188	35.14
4,427,738	7.3	6,501,606	10.52	9,480,716	14.37
3,679,932	6.07	3,731,816	6.04	5,252,791	7.96
2,879,038	4.75	1,625,601	2.63	1,584,408	2.4
5,660,182	9.33	5,839,838	9.45	6,173,692	9.35
2,749,441	4.53	2,024,519	3.28	2,248,203	3.41
5,854,235	9.65	4,773,907	7.72	4,610,278	6.99
464,480	0.77	1,473,722	2.38	1,089,713	1.65
6,656,375	10.98	6,283,006	10.16	6,113,125	9.26
359,850	0.59	242,938	0.4	349,961	0.53
0	0.00	0	0.00	0	0.00
60,642,824	100.00	61,816,437	100.00	66,002,184	100.00
第六中学校校舎耐震改修・体育館改築事業 千丁小学校校舎耐震改修事業 南部幹線整備事業 環境センター建設事業 龍峯公園整備事業 東陽中学校耐震改修事業 松高小学校校舎増築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 松高小学校校舎耐震改修事業 西片西宮線整備事業 龍峯小学校校舎・体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 金剛小学校校舎改築事業 八の字線整備事業 第四中学校校舎耐震改修事業 日奈久小学校校舎耐震改修事業		環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業		環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐震改修事業 西片西宮線整備事業	

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節 \ 年 度	H25	H26	H27	H28	H29
1 報 酬	504,306	508,634	536,390	488,462	487,775
2 給 料	3,702,168	3,720,594	3,758,240	3,773,788	3,823,410
3 職 員 手 当 等	2,709,981	2,609,992	2,872,422	3,047,779	2,951,470
4 共 済 費	1,444,827	1,489,371	1,496,115	1,407,843	1,469,924
5 災 害 補 償 費	2,916	1,981	2,814	1,313	1,960
6 恩 給 及 年 金 退 職 金	1,539	1,539	1,381	594	594
7 賃 金	449,097	443,735	571,956	570,001	568,127
8 報 償 費	210,915	195,456	118,446	237,103	167,900
9 旅 費	80,198	77,280	87,942	72,884	75,909
10 交 際 費	1,841	959	1,449	1,053	922
11 需 用 費	1,618,764	1,605,458	1,785,413	1,947,798	1,763,995
12 役 務 費	258,820	297,046	280,794	297,447	316,327
13 委 託 料	7,887,418	8,000,866	9,156,918	9,224,803	9,729,272
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	476,903	469,052	468,278	532,095	617,551
15 工 事 請 負 費	4,821,323	4,806,114	4,632,528	6,738,340	9,844,349
16 原 材 料 費	68,134	64,300	58,540	58,019	53,465
17 公有財産購入費	184,019	279,127	405,847	27,119	97,065
18 備 品 購 入 費	226,683	247,738	202,723	291,116	288,556
19 負担金補助及び 交 付 金	9,554,180	9,705,958	9,928,034	8,995,005	10,110,609
20 扶 助 費	8,771,104	9,180,967	9,669,528	9,946,682	10,125,175
21 貸 付 金	623,530	509,970	521,760	637,090	527,757
22 補償・補てん 及 び 賠 償 金	228,087	337,513	195,605	154,093	184,276
23 償還金・利子 及 び 割 引 料	6,990,644	6,978,610	6,844,381	6,449,539	6,263,109
24 投資及び出資金	0	0	0	0	0
25 積 立 金	615,590	380,447	870,209	850,078	462,189
26 寄 附 金	0	0	0	0	0
27 公 課 費	5,484	6,245	5,380	6,068	15,310
28 繰 出 金	5,826,279	5,955,200	6,169,731	6,060,325	6,055,188
合 計	57,264,750	57,874,152	60,642,824	61,816,437	66,002,184

7 市 税

(1) 税 率

① 普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(H31.4.1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個 人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法 人 12.1%（令和元年10月1日以降に開始する事業年度は8.4%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自動車

(i) 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの

(ivを除く)

2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの

2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの

2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの

3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（側車付を含む） 3,600円

車 種 区 分			税 額（年 額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物 用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区 分				グリーン化特例適用税率 （令和元年度）		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三 輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四 輪 以 上	乗 用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨 物 用	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
			営業用	2,900円	1,900円	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車 6,000円

※軽自動車を取得した際に課税される税金である自動車取得税が令和元年9月末日で廃止され、10月1日より軽自動車税環境性能割（市町村税）が導入されます。

エ 市たばこ税（平成30年10月1日から） 1,000本につき5,692円

※旧三級品（H31.4.1～R1.9.30）1,000本につき4,000円

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合150円（特に市長が認めるものについては30円）

b 宿泊しない場合、又は引き続き3日以上滞在の場合50円

イ 国民健康保険税

a 基礎課税

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

平成30年7月1日現在

課税標準額の段階等			平成30年度		
			課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数
個人	均 等 割 (A)		—	205, 408	58, 688
	所得割	10万円以下の金額	851, 745	25, 753	2, 839
		10万円 超 100万円	12, 516, 496	670, 814	21, 735
		100万円 " 200万円	20, 589, 788	1, 157, 590	14, 493
		200万円 " 300万円	15, 050, 683	859, 235	6, 061
		300万円 " 400万円	10, 943, 925	643, 645	3, 159
		400万円 " 550万円	7, 027, 348	410, 641	1, 513
		550万円 " 700万円	2, 859, 527	166, 387	457
		700万円 " 1, 000万円	3, 097, 137	176, 828	362
		1, 000万円を超える金額	8, 933, 854	511, 952	441
		計 (B)	81, 870, 503	4, 622, 845	51, 060
	内訳	給与所得	66, 148, 472	3, 783, 808	41, 428
		営業等所得	3, 851, 445	223, 395	1, 934
		農業所得	2, 859, 529	166, 029	1, 036
		その他の所得	5, 322, 031	298, 606	6, 229
分離(譲渡所得等)		3, 689, 026	151, 007	433	
法人	均 等 割 (C)		—	395, 865	3, 110
	法 人 税 割 (D)		—	745, 983	3, 110
合 計 (A) + (B) + (C) + (D)			—	5, 970, 101	115, 968

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		H 28		H 29		H 30	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
本 庁 舎		23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	そ の 他 の 施 設	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53
公共用 財 産	学 校	872,619.56	217,880.30	867,424.65	217,197.71	867,424.65	217,197.03
	公 営 住 宅	189,653.37	76,164.58	189,653.37	75,912.28	189,653.37	75,790.46
	公 園	620,221.06	4,575.03	620,221.06	4,628.30	620,345.06	4,670.70
	そ の 他 の 施 設	2,190,401.17	193,360.10	2,207,275.14	195,011.21	2,211,116.39	214,402.48
山 林		8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00
普 通 財 産		942,048.62	13,302.49	919,362.21	14,048.32	918,175.55	14,048.32
計		12,971,185.14	534,106.66	12,960,177.79	535,621.98	12,962,956.38	554,933.15
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八 代 森 林 組 合 出 資 金		24,926		24,926		24,926	
県 信 用 保 証 協 会 出 捐 金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県 農 地 管 理 公 社 出 捐 金		1,070		1,070		1,070	
県 農 業 公 社 出 資 証 券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
県 栽 培 漁 業 協 会 出 捐 金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代ふるさと市町村圏基金出資金		0		0		0	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
県角膜腎臓バンク協会出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県 林 業 公 社 出 資 金		400		400		40	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		17,600		17,600		18,600	
バイオ研究開発基金出捐金		1,000		1,000		0	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
熊本開発研究センター出捐金		287		287		287	
八字農林水産振興協議会出捐金		460		460		0	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県 環 境 整 備 事 業 団 出 捐 金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		346,729		346,729		345,909	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法 人 名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90

V 市民協働

1. 人権・同和対策	115
2. 人権同和教育啓発	115
3. 男女共同参画推進	116
4. 青少年健全育成	117
5. 協働と住民自治の推進	118
6. 市民活動支援	120
7. 交通安全	121

1 人権・同和対策

(1) 人権同和問題啓発事業

八代市人権問題啓発推進協議会（H30 年度 交付金 4,100 千円）

設 置：平成 3 年 5 月

事業内容：同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決、人権意識の普及、高揚を図るため、啓発活動を推進する。

- ・人権セミナーやつしろ、地域講演会、部会セミナーの開催
- ・人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催
- ・人権作品の募集・展示
- ・広報誌「しあわせ」発行
- ・啓発用ビデオ貸出など

構 成：会長 1 人、副会長 4 人、理事 22 人、監査 2 人

- ・部会 (6 部会・54 機関団体)
- ・専門委員 (30 人)

(2) 人権同和対策事業

人権政策審議会

設 置：平成 17 年 8 月

構 成：委員 9 人（地区代表 1 人・学識経験者 8 人）

任 期：2 年

2 人権同和教育啓発

(1) 実施事業

事業名	実施回数		
	H28	H29	H30
家庭教育学級での研修会	21	14	9
婦人学級での研修会	3	0	0
高齢者教室での研修会	9	1	1
各種団体・協議会での研修	4	4	5
行政機関での研修	5	5	5
学校（児童・生徒・教職員）での研修	3	3	4
企業・事業所等での研修会	7	9	7
地域交流事業	19	16	13
各種大会、研修会への参加	8	10	10
人権セミナーやつしろ	3	3	3
部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ	1	1	1
地域講演会、校区研修会	4	1	2
人権作品募集	3,624(点)	4,002(点)	4,158(点)
八代市人権問題啓発推進協議会及び八代地域人権教育のための推進会議等の関係機関・団体との連携・協力			

(2) 人権啓発センター（千丁支所3階）

目 的 地域住民や人権に関わる機関・団体等のネットワーク化を図り、人権教育・人権啓発を総合的に推進する活動の拠点として設置する。

設置年月日 平成23年4月1日

センター機能

- | | |
|------------|------------------------------|
| ①学習機会の提供機能 | セミナーや各種講座の開催、講師派遣・紹介事業などを行う。 |
| ②情報の提供機能 | 人権に関する情報を収集し、提供を行う。 |
| ③広報・啓発機能 | 各種啓発事業や広報活動を通して、人権啓発を行う。 |
| ④調査・研究機能 | 学習・啓発のための方法などの調査・研究を進める。 |
| ⑤展示機能 | 人権同和教育に関する展示を行う。 |
| ⑥相談機能 | 住民が安心して相談できる窓口を設置する。 |
| ⑦連携機能 | 地域や関係機関・団体と緊密に連携し、広く推進する。 |

事業内容

- | | |
|--------------|---|
| ①人権相談業務 | 人権相談員を2人配置し、人権に関する様々な相談に、電話又は面談により対応する。(平成30年度 相談件数 延べ360件 ※実件数40件) |
| ②人権おもいやりミニ講座 | 家庭や地域、職場等における人権教育・人権啓発を推進するための学習の場を提供する。
(平成30年度 全6回開催 受講者数延べ161人) |
| ③センターだよりの発行 | 定期的にセンターだよりを発行し、住民への人権に関する情報の提供や啓発を図る。 |
| ④映画上映会 | 各コミュニティセンターを会場に、人権啓発映画上映会を開催。
平成30年度10会場(参加者数延べ93人) |

3 男女共同参画推進

(1) 計画の推進、進行管理

- ①男女共同参画都市宣言(平成21年6月19日)
- ②計画策定(平成21年3月)、改定(平成26年3月)、第2次計画策定(平成31年3月)

(2) 意識啓発

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ①イベント「いっそDEフェスタ」の開催 | 【実績】平成30年度 参加者数 700人 |
| ②情報誌「Mi☆Rai」の発行(年1回) | 【実績】平成30年度 第15号発行 |
| ③アドバイザー派遣事業 | 【実績】平成30年度 7回実施 合計707人受講 |

(3) 苦情解決の取り組み

- ①男女共同参画専門委員の設置(弁護士2人、臨床心理士1人)
- ②苦情等の受付及び解決の支援

(4) 女性のエンパワーメント

- ①ステップアップセミナーの開催、女性人材リストの整備
【実績】女性人材リスト登録者28人(H31.3.31現在)
- ②審議会等への女性の登用状況調査
【実績】審議会、委員会等への女性の登用率32.4%(H31.3.31現在)
- ③地域リーダー育成研修派遣事業

(5) 推進体制

- ①八代市男女共同参画社会づくりネットワーク育成事業
【実績】会員数 13団体、7個人(H31.3.31現在)
- ②八代市男女共同参画審議会(平成17年8月設置、委員12人、任期2年)
- ③八代市男女共同参画行政推進委員会(平成17年8月設置、委員:副市長・部長、幹事:課かい長)

4 青少年健全育成

(1) 委 員 (R 元. 6. 1 現在)

八代市青少年指導員 (任期 2 年 定員 250 人、現員 210 人)

地域指導員 (5 支所・15 校区) 168 人

中央指導員 42 人 (地域指導員と重複 2 人)

報酬 22 : 00 まで 2, 100 円 / 回 22 : 00 以降 2, 500 円 / 回

(2) 業 務

①育成業務

青少年の健全育成のため、各関係機関・団体と連携し、情報交換を行い、青少年を取り巻く環境や状況を調査・把握し、青少年の非行防止に取り組む。

- ・さわやかコンサート (6 月)
- ・「社会を明るくする運動」強調期間 (7～8 月)
- ・さわやかヤングステージ (8 月)
- ・薬物乱用防止教室実施 (対象：高校生) (10 月)
- ・善行児童・生徒の表彰 (3 月)

②街頭指導業務

青少年指導員のうち、中央指導員は、青少年室において毎月の指導計画を作成し、指導業務にあたる。また、地域指導員は、各支所・校区において毎月の指導計画を作成し、指導業務にあたる。

- ・指導形態：地域指導、特別指導、駅前指導、中央指導

③街頭指導状況 (昼間：22:00 まで、夜間：22:00～)

(H31. 3 月末現在)

区分 年度	指導を実施した延べ回数			指導に従事した人員			指導した青少年の 延べ人数 () は女子で内数
	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計	
H26	334	0	334	1, 859	0	1, 859	349 (82)
H27	329	0	329	1, 828	0	1, 828	237 (49)
H28	311	0	311	1, 697	0	1, 697	302 (71)
H29	324	0	324	1, 708	0	1, 708	231 (35)
H30	335	0	335	1, 713	0	1, 713	179 (21)

④相談業務

人権政策課青少年室の少年相談員が、青少年や保護者の不安や悩みの相談に応じる。

(月～金曜日、9:00～17:00)

- ・電話相談：青少年室に「ヤングテレフォンやつしろ」の名称で専用電話を設置
- ・メール相談：青少年室に専用メールを設置
- ・来所相談：青少年室に相談室を設置し、相談に応じている
- ・訪問相談：要望により訪問

⑤相談事項及び相談件数 (延べ件数)

(H31. 3 月末現在)

内容 年度	相談実 数	不登校	いじめ	その他 の学校 内問題	進路 就職 転職	交遊 (非行)	交友	家出	健康	家庭内 問題	その他	計
H26	1, 428	120	20	208	109	0	123	2	161	159	526	1, 428
H27	1, 160	169	5	212	126	21	87	6	162	173	199	1, 160
H28	1, 056	88	0	175	90	6	75	3	206	237	176	1, 056
H29	1, 096	85	26	139	123	0	89	0	227	221	186	1, 096
H30	1, 018	67	0	298	406	0	119	0	389	333	519	2, 131

※1 件の相談 (相談実数) に対し、相談事項が多岐にわたるため、H30 よりそれぞれの事項に積算することとしたため、合計欄が増加したもの。

⑥その他、青少年の健全な育成及び非行防止のために必要な業務

5 協働と住民自治の推進

(1) 住民自治によるまちづくり

①住民自治によるまちづくり基本指針（平成 19 年 9 月策定）

めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進により、住民と行政の協働によるまちづくりは、ますます重要となる。地域住民の協力体制の強化とともに、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築いていく。

基本理念 住民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自のまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現することが、住民自治を基本とするまちづくりとなる。「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”」を住民と行政の共通目標とし、「加（か）たって、語（かた）って、協働によるまちづくり」を推進・展開していく。

基本方針

- ・協働の領域と責任
- ・協働を進める上での基本原則
- ・新たな住民自治組織の確立

②住民自治によるまちづくり行動計画（平成 22 年 3 月策定）

基本指針に示した理念を着実に推進していくため、26 の施策、188 の推進項目内容とスケジュールを盛り込み、さらに「住民が主体的に取り組むもの」「住民と行政が協働で取り組むもの」「行政が主体的に取り組むもの」の 3 つに振り分けている。

計画期間 平成 22 年度～26 年度 前期計画

③住民自治によるまちづくり行動計画（後期）（平成 27 年 3 月策定）

後期計画は、「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ、地域住民の更なる自治力向上と主体的な運営ができるようなまちづくりの推進に取り組むため、7 つの重点政策を盛り込んでいる。

計画期間 平成 27 年度～31 年度 後期計画

(2) 地域協議会（概ね小学校区を単位とした新たな住民自治組織）

地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定機関及び活動機関。

校区名	名 称 設立年月日	校区名	名 称 設立年月日
金 剛	金剛まちづくり協議会 平成 24 年 3 月 9 日	植 柳	植柳校区住民自治協議会 平成 25 年 5 月 10 日
代 陽	代陽校区住民自治推進協議会 平成 24 年 3 月 23 日	昭 和	昭和まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 26 日
麦 島	麦島住民自治協議会 平成 24 年 3 月 28 日	日奈久	日奈久住民自治会 平成 25 年 6 月 16 日
二 見	二見住民自治協議会 平成 24 年 4 月 20 日	泉	泉まちづくり協議会 平成 26 年 3 月 8 日
東 陽	東陽まちづくり協議会 平成 24 年 5 月 8 日	坂 本	坂本住民自治協議会 平成 26 年 4 月 11 日
宮地東	東町地域まちづくり協議会 平成 25 年 2 月 17 日	郡 築	郡築汐風まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 14 日
八 代	八代校区住民自治協議会 平成 25 年 3 月 24 日	高 田	高田まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 24 日
八千把	八千把校区まちづくり協議会 平成 25 年 3 月 27 日	鏡	鏡まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 27 日
太田郷	明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会 平成 25 年 3 月 29 日	宮 地	まちづくり協議会みやじ 平成 26 年 4 月 27 日
千 丁	千丁校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日	松 高	松高自治協議会 平成 26 年 4 月 29 日
龍 峯	龍峯校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日		

(3) 地域協議会連絡会議（地域協議会会長で構成される連絡会議）

目 的 地域住民による自主的・主体的なまちづくり及び八代市と連携・協力し協働で地域のまちづくりに取り組むための組織である地域協議会の円滑な運営と地域協議会間の情報共有や連携促進、地域が抱える共通課題の解消を図るとともに、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、地域協議会と行政との連携強化を図る目的で設置。

発 足 平成 27 年 4 月 28 日

構成人数 21 人

平成 30 年度開催回数 会長会議 2 回、事務局長部会 4 回

(4) コミュニティセンター

目 的 拠点施設として地域住民、市民活動団体等による地域づくりを推進し特色ある地域社会の形成に資する。

設 置 平成 29 年 4 月 1 日

施 設 名	所在地	電話番号	平成 30 年度 利用者数 (人)
代陽コミュニティセンター	西松江城町 2-18	31-5507	49,933
八代コミュニティセンター	新地町 6-3	34-3479	15,644
太田郷コミュニティセンター	井上町 601-1	35-0222	51,216
植柳コミュニティセンター	植柳下町 4251-2	33-5909	13,718
麦島コミュニティセンター	古城町 2259	35-3822	43,624
松高コミュニティセンター	永碇町 754-2	34-8801	26,746
八千把コミュニティセンター	上野町 1193-1	35-0660	17,210
高田コミュニティセンター	本野町 505 (現在建替中)	34-3031	13,608
金剛コミュニティセンター	揚町 800-2	31-5553	8,012
郡築コミュニティセンター	郡築 6 番町 61-2	37-0175	9,369
宮地コミュニティセンター	宮地町 383	31-5557	6,238
宮地東コミュニティセンター	東町 5497-1	31-5557	848
日奈久コミュニティセンター	日奈久塩南町甲 13	38-2390	14,528
昭和コミュニティセンター	昭和明徴町 730-1	37-2741	6,899
二見コミュニティセンター	二見下大野町 2432-1	38-9932	10,652
龍峯コミュニティセンター	興善寺町 1952	39-0411	3,227
坂本コミュニティセンター	坂本町坂本 4228-24	45-2228	9,483
千丁コミュニティセンター	千丁町新牟田 1432	46-1720	39,054
鏡コミュニティセンター	鏡町内田 1339-1	52-7841	26,674
東陽コミュニティセンター	東陽町南 1285	65-2210	3,217
泉コミュニティセンター	泉町栗木 5866	67-2029	1,658

6 市民活動支援

(1) まちづくりを支える団体の育成と支援

① 市民活動団体支援

目 的	市民と行政の協働による活力あるまちづくり実現のために、市民活動の推進と市民活動団体に対する情報提供等の支援を行う。
事業内容	ア 各種NPOセミナー等開催 イ やつしろNPO情報誌 年4回発行 ウ 市民活動団体登録制度 H30年度末時点で41団体登録

(2) 市政協力員

設 置	平成18年4月1日
任 期	2年（任期の始期4月1日）
勤務形態	非常勤特別職
委嘱方法	地区内住民により選出された町内会長、区長等を市長が委嘱する。
人 数	331名
取扱い事務	①通達事項の徹底及び市民との連絡事務 ②各種証明及び軽易な調査報告事務 ③市広報等の配布 ④世帯一覧表の整理 ⑤住民実態調査への協力 ⑥その他市長が特に依頼する事務
報 酬	①均等割額 月額15,000円 五家荘地区における地域手当 月額800円 ②世帯数割 月額70円／世帯
事務費	年額12,000円／人

7 交通安全

(1) 交通事故の推移

区分 年	全 国			熊 本 県			八 代 市		
	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
H26	573,842	4,113	711,374	7,584	76	9,650	474	9	577
H27	536,899	4,117	666,023	6,641	79	8,537	355	4	433
H28	499,201	3,904	618,853	6,151	67	7,929	286	3	362
H29	472,165	3,694	580,847	5,786	73	7,369	270	9	335
H30	430,601	3,532	525,846	4,784	60	6,081	239	5	313

資料：熊本県警察交通事故統計、警察庁交通局交通事故統計

(2) 安全教育及び安全運動の推進

①幼児対策

- ア 幼稚園、保育園における交通安全指導の充実を図るため園の安全主任等の研修を実施し、各園における年間計画が完全実施されるように努める。
- イ 幼児交通安全クラブのリーダー研修会を開催するなど育成に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブの組織ができない園は、保護者による交通委員選任をすすめ、委員研修など園と連携しての指導体制を整える。

②小・中・特別支援学校児童・生徒対策

- ア 教育委員会と連携し、交通安全主任研修会などを通して、学校現場における交通安全教育の充実を図る。
- イ 市内小・中・特別支援学校において自転車の安全な乗り方教室を実施する。又、児童・生徒が乗用する自転車の点検・整備を推進する。
- ウ 保護者の交通安全意識を高め、学校と地域の連携のもと、校区の実情に適した対策を推進する。
- エ 交通指導員の育成強化を図り、登下校（園）時の指導、保護、誘導の充実に努める。

③高齢者等一般市民対策

- ア 老人クラブ連合会との協調を図り、生活安全委員、特に女性リーダーの充実を図り、生活安全委員会を中心とした自主学習を促進すると共に、警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会など関係団体と協力して個別対応老人（交通社会で手助けを要する高齢者）の対策、モデル老人クラブ、モデル地域の育成に努める。
- イ 交通安全母の会の自主事業を支援し、交通委員の育成と年間計画及び他団体との協同事業の推進を図る。
- ウ 高校・大学は学校と連携をとり合いながら対応する。

④運転者対策

- ア 交通安全協会を中心とした、法令講習会や施設の整備点検を行なうとともに、交通指導員会など関係機関と連携し、交通事故の未然防止に努める。
- イ 各事業所の安全運転管理者を軸に諸活動ができるよう安全運転管理者等協議会と連携し、啓発活動を推進する。

(3) 交通安全対策関係組織

八代市交通指導員

設置年月日 平成 18 年 4 月 1 日

目 的 本市における道路交通の安全保持と交通安全運動の推進を図る

委 嘱 次の各号に該当する者のうちから市長が八代・氷川警察署長の意見を聞いて委嘱

- ①本市各校区の八代地区交通安全協会支部又は氷川地区交通安全協会支部から推薦のあった者
- ②本市に住所を有する年齢満 25 歳以上 75 歳未満の者
ただし、再任のときはこの限りでない
- ③交通安全活動に熱意を持ち、心身強健で指導力を有すると認められる者

任 期 2 年（再任を妨げない）
 職 務 ①警察署その他交通安全推進機関と密接な連絡をとり、交通安全のために必要な指導及び交通安全思想の普及高揚に努めること
 ②園児・児童及び生徒の登下校時の通学路等において交通指導を行うこと
 ③本市が主催する各種事業等において交通指導及び交通整理を行うこと
 指導員現数 73 人（令和元年 5 月 1 日現在）

（４）市営駐車場

①中央駐車場

所 在 地 八代市松江城町 4 番 35 号
 供用時間 午前 8 時から午後 9 時 30 分まで
 駐車料金

料金区分		金額	備考
午前 8 時から 午後 9 時 30 分まで	1 時間以内	100 円	
	1 時間を超える場合は 30 分増すごとに	50 円	30 分未満の端数は 30 分として計算

利用実績

年度	利用台数	利用額（千円）
H26	18,457	3,160
H27	17,930	2,979
H28	17,508	2,684
H29	19,389	2,845
H30	18,759	2,722

委託先 （社）シルバー人材センター
 委託料 4,690 千円

②新八代駅東口駐車場

所 在 地 八代市上日置町 4778 番地
 供用時間 24 時間
 駐車料金

供用時間	料 金		備 考
午前 0 時から 午後 12 時まで	20 分まで	無料	・駐車時間に 1 時間の端数がある場合は、1 時間として計算する。 ・駐車時間が 10 時間を超え、24 時間未満の場合は 1,020 円とする。 ・24 時間を超える場合は、上記の方法により算定した金額を加算する。
	20 分～1 時間まで	100 円	
	以後 1 時間ごと	100 円	
	10 時間～24 時間以内	1,020 円	
月極駐車 （月額）	鉄道定期券所有者	6,170 円	・月極駐車を希望の場合、申請が必要。
	その他の方	10,280 円	

利用実績

年度	利用台数	利用額（千円）
H26	81,708	14,882
H27	82,741	15,135
H28	81,453	17,057
H29	83,418	17,087
H30	81,399	15,821

委託先 アマノマネジメントサービス（株）福岡支店
 委託料 2,787 千円

VI 文化・スポーツ

1. 文化振興	125
2. 市民スポーツ	134

1 文化振興

(1) 文化財保護

①伝統文化財保存事業（妙見祭）

概 要 国指定重要無形民俗文化財であり、平成 28 年 12 月 1 日にユネスコ無形文化遺産に登録された「八代妙見祭の神幸行事」の保存継承とともに、行列の円滑な進行を図るため、保存団体への支援を行う。また、妙見祭への市民の理解を深め、伝承基盤の強化と後継者育成を図り、妙見祭や八代の歴史と文化を生かした振興事業を行う。

※11 月 22 日（行列お下り・御夜）、11 月 23 日（行列お上り）

組 織

ア 「八代妙見祭保存振興会」（平成 30 年度市補助：6,569 千円）

国指定重要無形民俗文化財の保護団体として、組織統合により平成 22 年 11 月 30 日より活動開始。妙見祭のより一層の振興と発展を図るための諸事業を行う。

イ 「八代市伝統文化活性化協議会」（平成 20 年 6 月 6 日設立）

（平成 30 年度市補助：1,564 千円）

妙見祭をはじめとする地域伝統行事の活性化を図るための諸事業を行う。

・「情報発信・育成」事業 ・「普及・啓発」事業 ・「継承・体験」事業

②ユネスコ無形文化遺産活用事業

事業内容 ユネスコに登録された九州の他団体と連携した事業展開を行うとともに、妙見祭の魅力を発信し、ユネスコ効果を生かした交流人口の増加を図る。

ア 妙見祭多言語音声案内システム言語追加

イ 妙見祭リーフレット作成

ウ 妙見祭案内所兼お土産販売所設置

事業費 平成 30 年度：1,717 千円

③伝統文化財復元修復事業

概 要 平成 23 年 3 月 9 日に国の重要無形民俗文化財に指定された「八代妙見祭の神幸行事」について、国指定文化財としての適切な保存継承を図る。

事業費 平成 30 年度：2,070 千円 平成 29 年度：220 千円 平成 28 年度：219 千円
平成 27 年度：148 千円 平成 26 年度：451 千円

④民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業

概 要 平成 28 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「八代妙見祭」をはじめ、市内各所の無形民俗文化財を支える様々な方策の一つとして、将来にわたる着実な保存継承とともに、公開による情報発信を行うことで民俗文化財を活かした本市の活性化が図られるよう建設整備を進める。平成 29 年度は、関係団体の意向確認などを踏まえ、建設の実現に必要な規模・機能・施設内容・建設候補地選定・予算などの条件を整理した基礎調査報告書を取りまとめた。

平成 30 年度は、施設の整備に向けた基本・実施設計を進めた。

事業費 平成 30 年度：34,722 千円 平成 29 年度：5,163 千円 平成 28 年度：115 千円

⑤指定文化財保存管理事業

ア 市内指定文化財等件数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

指定別	区分	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計
	種別	建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸品	考古	歴史資料	有形	無形	史跡	名勝	天然	
国指定文化財		2	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	1	3	0	11
県指定文化財		1	0	3	0	0	7	6	0	0	1	2	6	0	2	28
市指定文化財		40	2	5	1	0	11	19	16	9	6	24	53	1	8	195
国登録文化財		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計		49	2	9	1	0	20	26	16	9	7	27	60	4	10	240

※上記以外で重要美術品 3 件、国選択無形民俗文化財 3 件（県指定と 2 件は重複）

イ 指定文化財の保存活用、維持管理に伴う補助事業

- a 指定文化財保存整備費補助金 平成 30 年度：319 千円 平成 29 年度：91 千円
平成 28 年度：1,041 千円 平成 27 年度：692 千円 平成 26 年度：554 千円
- b 指定文化財管理費補助金 平成 30 年度：450 千円 平成 29 年度：450 千円
平成 28 年度：450 千円 平成 27 年度：450 千円 平成 26 年度：500 千円

c 民俗文化財維持管理費補助金

八代市民民俗文化財保存連合会の公開活動補助

概要 平成 27 年 12 月、市内の民俗文化財保存団体が結集し、過疎化や少子高齢化による後継者不足などの諸課題について、協調連携し効果的な保存継承を目指す統轄団体として八代市民民俗文化財保存連合会が設立された。本年度は、傘下の各民俗文化財保護団体が実施する公開活用事業への助成や各団体の映像記録などの事業を行う。

事業費 平成 30 年度：718 千円 平成 29 年度：718 千円 平成 28 年度：718 千円
平成 27 年度：718 千円 平成 26 年度：760 千円

d 水島保存管理事業

概要 平成 22 年度に策定した「名勝不知火及び水島保存管理計画」に基づき、崩落の進行が心配される水島の本格的な保存整備工事の実施設計に向けて必要な情報収集を行うとともに、水島の岩体、植生の変化を観察する。

事業費 平成 30 年度：14 千円 平成 29 年度：14 千円 平成 28 年度：14 千円
平成 27 年度：14 千円 平成 26 年度：19 千円

備考 平成 18～20 年度 水島崩落防止応急保存処理工事 29,000 千円(1/2 県補助)

ウ 干拓遺跡保存整備事業

干拓遺跡群の現状を調査し、保存と国指定化（史跡）を図る。平成 29 年度は平成 28 年度に引き続き、干拓遺跡群に関する資料調査等を実施し、調査報告書を刊行した。

事業費 平成 29 年度：2,321 千円（緊急発掘調査及び保存処理事業）※国庫補助事業

⑥文化財保護啓発事業

ア やつしろ観光ガイド協会によるガイド活動の支援

概要 平成 27 年度、市内 4 つの観光ボランティア団体が統合され設立。（一社）DMO やつしろなどと連携しガイド活動の充実を図る。

イ 八代の歴史や文化に関連した講座の開催

ウ 史跡めぐり等の開催（史跡めぐり「国史跡八代城跡」、笠鉾組立見学ツアーなど）

エ 文化財普及（文化財パネル、埋蔵文化財の展示活用等）

オ 文化財説明板、標本等の修繕

カ 文化財図書の刊行、配布・販売

キ 文化財防火デー（1月26日）に伴う防火訓練の実施など、防火防犯意識の啓発

事業費 平成30年度：730千円 平成29年度：741千円 平成28年度：1,089千円
平成27年度：164千円 平成26年度：188千円

H30年度実績

a 出前講座利用者数：学校関係者・児童生徒316人、一般市民235人

b 史跡めぐり等参加者数：延べ35人

c 文化財防火デー：シャルトル聖パウロ修道院記念館（平成31年1月26日）

⑦八代市文化財保護委員会

設置 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会へ建議。（市条例により設置）

委員数 13名（定員15名以内）

任期 2年（任期 平成29年8月1日～平成31年7月31日）

事業費 平成30年度：165千円 平成29年度：200千円 平成28年度：200千円
平成27年度：193千円 平成26年度：187千円

⑧埋蔵文化財の調査活用

ア 緊急発掘調査及び保存処理事業（※国庫補助事業）

a 緊急発掘調査

遺跡や遺跡周辺での各種開発工事について試掘確認調査を実施する。また、平成30年度は有佐大塚古墳の発掘調査報告書を刊行した。

b 保存処理事業

市内の発掘調査で出土した木製品や金属製品などの遺物の保存処理を行い、八代市の貴重な文化財として継承し、活用を図る。平成15年度～24年度は麦島城跡発掘調査で出土した建築部材の保存処理を行った。

事業費 平成30年度：3,771千円 平成29年度：2,511千円 平成28年度：2,680千円
平成27年度：2,233千円 平成15～26年度：125,717千円（1/2国庫補助）

イ 埋蔵文化財管理活用事業

市内遺跡から出土した埋蔵文化財を西部社会教育センター（旧西部小）で一元的に保管し、出土品及び記録類の分類整理作業を行っている。

事業費 平成30年度：2,155千円 平成29年度：2,056千円 平成28年度：2,260千円
平成27年度：2,687千円 平成26年度：2,018千円

ウ 公共事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の発掘調査

都市計画道路西片西宮線建設に伴う第1次埋蔵文化財発掘調査（西片稲村遺跡、西片下通丸遺跡、西片乙津遺跡）を、平成26～28年度にかけて実施し、報告書を刊行した。

事業費 平成28年度：57,697千円 平成27年度：90,487千円
平成26年度：27,594千円（建設部国補助）

⑨八代城跡群の保存と活用

a 古麓城跡、麦島城跡、八代城跡、平山瓦窯跡が、平成25年度に「八代城跡群」として国指定史跡になった。平成29年2月に古麓城跡の一部が追加指定された。

b 平成27～29年度にかけて八代城跡群保存活用計画を策定した。（国庫補助）

事業費 平成29年度：7,921千円 平成28年度：4,933千円 平成27年度：3,579千円

(2) 文化振興

①八代市文化振興懇話会

設 置	平成 19・20 年度で策定、平成 26 年度に一部改定した八代市文化振興計画（平成 21～29 年度）の進行管理を行い、文化に関する施策を総合的・計画的に推進する。
委 員 数	12 名
会 議	年 4 回
事 業 費	令和元年度：284 千円

②八代市文化祭

目 的	文化祭の開催を通じて、市内の各種文化活動団体に発表と参加の機会、及び市民に鑑賞の機会を提供し、本市の文化の発展と向上を図る。
期 間	令和元年 9 月～11 月
会 場	市内各公共施設等（やつしろハーモニーホール、八代市立博物館ほか）
内 容	展示（美術・写真・書道・華道・園芸・水墨画・寒蘭・盆栽・押花）、舞台（洋舞・日舞・民俗文化財・合唱・詩吟・器楽・民謡）、文芸（短歌）、茶道の各分野において、市民が日頃の活動成果を発表する。

実 績

年度	来場者（人）	参加者（人）	事業費（千円）	財源内訳（千円）
H26	11,069	1,687	1,502	市 1,195、参加者負担等 307
H27	11,247	1,614	1,595	市 1,152、参加者負担等 443
H28	9,370	1,451	1,422	市 1,118、参加者負担等 304
H29	9,995	1,575	1,245	市 1,085 参加者負担等 160
H30	8,888	1,391	1,123	市 1,085 参加者負担等 38
R 元	—	—	（予算額）1,678	市 1,575 参加者負担等 103

③八代市伝統文化継承事業

ア 八代市まちの先生派遣事業

目 的	日本伝統文化及び近代文化の芸術芸能の普及と振興を図ると共に、次世代を担う若者の育成並びに継承活動の一環として、本市登録の専門講師を派遣し、市民に技術指導を提供することで、文化芸術の活動を促進し、併せて地域文化の活性化に資することを目的とする。
-----	---

事業主体 八代市文化協会（八代市委託事業）

内 容	受講を希望する団体がメニューの中から講座を選び申し込む。音楽や舞踊、美術、茶道、華道、伝統芸能など各分野の登録した講師が、指定された日時に出向いて講座を行う。
-----	---

年度	実施団体	受講者（人）	対象者
H26	123	3,883	主として小・中学生 ※一部、幼児及び高校生、大学生等も対象とする。
H27	120	3,961	
H28	133	4,000	
H29	146	4,504	
H30	130	4,001	

イ 伝統文化継承事業

目 的 市内各地域で伝統文化を伝承している団体に発表と交流の場を提供し、地域文化の保存・継承を促進する。また、伝統文化を体験することで、市民の歴史や伝統、文化に関する関心や理解を深め、後継者の育成を図る。

実 績

年度	開催日等	内 容
H27	伝統文化親子教室 伝統文化親子教室発表会	華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡など年間を通じて教室を開講 14 団体 21 教室 【発表会】1 月 16 日 171 人参加
H28	伝統文化親子教室 伝統文化親子教室発表会	華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡など年間を通じて教室を開講 18 団体 24 教室 【発表会】1 月 14 日 229 人参加
H29	伝統文化親子教室 伝統文化親子教室発表会	華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡など年間を通じて教室を開講 22 団体 25 教室 【発表会】1 月 21 日 255 人参加
H30	伝統文化親子教室 伝統文化親子教室発表会	華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡など年間を通じて教室を開講 21 団体 23 教室 【発表会】1 月 14 日 249 人参加

④八代市文化事業補助金

目 的 地域に残る文化資源を活用し、地域文化の振興を促進する事業、文化・芸術を活用し、地域の世代間や各種団体間の文化交流を促進する事業、市民に地域の文化・芸術活動に参加する機会を提供し、地域文化を担う人材育成に寄与する事業等を行う文化団体に対し、補助金を交付する。

実 績

(単位：千円)

団体名等	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
八代市文化協会	684	684	664	644	625	607	547	547

⑤芸術文化大会等参加奨励費

目 的 文部科学省又は文化庁主催の各種芸術文化大会等に参加する芸術文化団体又は個人に対し、奨励のため補助金を支給する。

実 績

年度	開催地	参加者 (人)	事業費 (千円)
H26	茨城県	67	536
H27	滋賀県	8	40
H28	広島県	29	145
H29	宮城県	43	330
H30	長野県	46	368
R 元	佐賀県	23	(予算) 215

(3) 市民会館

①厚生会館（八代市西松江城町1-47）

工 期 着工 昭和36年4月7日 竣工 昭和37年3月31日

開 館 昭和37年7月18日

敷地面積 10552.38㎡

延床面積 4,921.71㎡

建 物

(単位：㎡)

階 別	館 別	本 館	別 館	合 計
地 階	階	345.10	631.12	976.22
1	階	2,122.12	796.79	2,918.91
2	階	644.08		644.08
3	階	382.50		382.50
合 計		3,493.80	1,427.91	4,921.71

本 館 地階は奈落。1・2階観客席(ワンスロープ)。3階は映写室・音響調整室。全館冷暖房、固定席 964席(収容人員1,200名)、楽屋(洋室4、シャワー室2)、舞台、花道、オーケストラピット、ホワイエ。
別 館 地階はコントロール室。1階はグリル、大集会室(定員90名)、中集会室(定員50名)、小集会室(定員20名)、和室(定員30名)、館長室、事務室、休憩室。

総 工 費 211,400千円

本 館 85,597千円

冷暖房換気設備 20,104千円

電気設備 22,656千円

諸 経 費 21,955千円

財源内訳 地 方 債 130,000千円

別 館 26,844千円

給排水衛生設備 7,080千円

舞台吊物 5,000千円

そ の 他 22,164千円

一般財源 81,400千円

【平成30年度自主文化事業実績】

事 業 名		期 日	入場者
鑑 賞 型 普 及 事 業	音楽 めざまし LIVE COUNTRY TOUR 2018 in YATSUSHIRO	4月14日(土)	1200人
	音楽 NAOTO & 清塚信也 アコースティック・デュオ コンサート	2月24日(日)	755人
学 習 型 事 業	第32回 八代市高校演劇舞台技術講習会	8月 5日(日)	70人
	第45回 八代市高校演劇大会	10月14日(日)	
	第51回 八代市中学生音楽教室	10月15日(月)	1,136人
舞 台 芸 術 型 舞 台 試 験 事 業	演劇ワークショップ 「真夏の演劇チャレンジ！」	8月25日(土) ～26日(日)	参加36人
ア ー ツ 中 心 型 舞 台 芸 術 事 業	平成30年度実績なし	—	—
舞 台 芸 術 型 舞 台 試 験 事 業	ホワイエコンサート 公演：13回 出演：6団体 7個人	4月～ 3月	のべ630人

厚生会館利用状況

(単位：件・人)

年 度	ホ ー ル		大集会室		中集会室		小集会室		和 室		ホワイエ		備 考
	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	
H26	110	36,608	202	16,448	238	10,372	281	4,684	80	2,510	12	579	舞台吊物装置ワイヤロープ取替工事並びに内外壁等調査及び改修工事設計業務委託のためH26.9.16～H26.10.9ホール休館
H27	99	34,388	225	17,089	267	11,056	257	4,642	88	2,994	19	1,200	ホール内壁改修工事のためH28.1.25～28.3.24ホール休館
H28	113	35,889	162	13,423	285	10,372	175	3,197	76	2,606	31	984	熊本地震のため、H28.4.15～6.12の間はホール休館、4.16～7.24の間は別館が経済文化交流部の執務室として占用された。ただし中集会室は4.18から貸し出した。
H29	127	44,302	235	11,129	270	8,155	293	4,269	96	2,043	20	1,180	
H30	129	41,455	206	10,836	278	8,314	276	3,887	86	1,736	13	630	休館開始時期が数回変更された影響で利用者に迷惑がかかり、利用件数の減少を招いた。

使用料

(単位：円)

区 分			9時～12時	13時～17時	18時～22時	全 日	9時以前又は 22時以降 (1時間につき)	冷暖房 (1時間当たり)
ホ ー ル	入場料又はこれ らに類するもの を徴収する場合	平 日	18,360	32,400	36,720	81,000	9,720	4,110
		土・日 休 日	21,600	39,960	45,360	102,600	12,960	4,110
	入場料又はこれ らに類するもの を徴収しない場 合	平 日	10,800	16,200	18,360	37,800	4,320	4,110
		土・日 休 日	11,880	18,360	20,520	46,440	5,400	4,110
集 会 室 等	大 集 会 室		1,390	1,720	1,720	4,530	530	410
	中 集 会 室		1,080	1,390	1,390	3,670	530	300
	小 集 会 室		750	1,080	1,080	2,690	530	200
	和 室		1,510	1,830	1,830	4,850	530	300
	ホ ワ イ エ		2,690	4,850	5,400	11,330	3,240	—

- 備考 1. 営利を目的とした宣伝行為等の催し物を行う場合で、入場料又はこれらに類するものを徴収しない場合は、その使用料の10割増とする。
2. 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。

②鏡文化センター（八代市鏡町内田468-1）

工 期 着工 平成9年10月31日 竣工 平成11年3月19日
 開 館 平成11年4月15日
 敷 地 面 積 11,603㎡
 延 床 面 積 3,623.85㎡（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）
 建 物 （単位：㎡）

1 階	3,187.47
2 階	308.24
3 階	105.42
ホール上部階	22.72
合 計	3,623.85

ホ ー ル 1・2階客席(ワンスロープ)。3階はピンスポット室。固定席594席、
 車椅子スペース4席、親子室12席、楽屋(洋室3)、舞台、リハーサル室、
 ホワイエ。

建 設 工 事 費 1,376,000千円（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）

建 築	713,386 千円	舞 台 機 構	47,706 千円
機 械 設 備	204,013 千円	外 構	39,650 千円
電 気 設 備	167,615 千円	諸 経 費 他	203,630 千円

財 源 内 訳	地 方 債	1,187,414 千円	一 般 財 源	188,586 千円
---------	-------	--------------	---------	------------

【平成30年度自主文化事業実績】

事 業 名		期 日	入場者
鑑賞普及型事業	ソプラニスタ岡本知高 奇跡の歌声ChristmasConcert2018	12月16日(日)	593人
	ケロポンズファミリーコンサートinやつしろ (2回公演)	1月13日(日)	782人
市民参加型事業	第19回かがみふるさと音楽祭	2月17日(日)	538人
普及型舞台芸術事業	旅立ち、そして… 思い出がいっぱいコンサート♪	3月3日(日)	253人

鏡文化センター利用状況

(単位：件・人)

年 度	ホー ル		ホ ワ イ エ		リハーサル室		楽 屋		研 修 室		視 聴 覚 室		備 考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H 26	99	16,759	21	660	144	3,970	61	897	143	4,965	102	2,013	
H 27	120	35,709	19	380	159	7,368	65	2,503	135	9,528	113	4,358	
H 28	109	15,776	17	680	157	4,763	108	2,042	92	3,735	87	2,283	ホールは、熊本地震のため、4月15日から5月31日まで休館
H 29	89	28,105	17	255	137	5,854	60	3,995	143	8,594	102	4,578	
H 30	121	15,110	47	480	169	4,640	74	1,850	135	4,060	105	2,356	

使用料

(単位：円)

区 分			9時～12時	13時～17時	18時～22時	全 日	9時以前又は22時以降（1時間につき）	冷暖房（1時間当たり）
ホー ル	入場料を徴収する場合（又は営利を目的とした宣伝行為を行う場合）	平 日	14,400	18,510	22,620	51,420	5,140	4,110
		土・日 休 日	17,480	24,680	28,800	65,820	6,170	4,110
	入場料非徴収	平 日	7,200	9,250	11,310	25,710	3,080	4,110
		土・日 休 日	9,250	11,310	13,370	30,850	4,110	4,110
舞 台		平 日	2,050	2,570	3,080	7,200	1,020	2,050
		土・日 休 日	2,570	3,080	4,110	9,250	1,020	2,050
ホ ワ イ エ			2,050	2,570	3,080	7,200	720	—
リ ハ ー サ ル 室			1,020	1,540	2,050	4,110	510	410
楽 屋			410	610	820	1,540	200	200
研 修 室			1時間につき410円				410	410
視 聴 覚 室			1時間につき410円				410	410

2 市民スポーツ

(1) 体育施設

①八代市総合体育館（八代市緑町 11-1）

工 期 着工 昭和 56 年 12 月 8 日 竣工 昭和 58 年 2 月

総 工 費 1,842,946 千円

建築主体工事 1,204,794 千円 電気設備工事 188,538 千円

機械設備工事 273,566 千円 舞台設備工事 81,300 千円

電波障害設備工事 5,320 千円 ブラインド、その他 5,250 千円

植栽工事 27,150 千円 設計委託 27,328 千円

工事管理委託 29,700 千円

財源内訳 国庫補助金 107,550 千円

地 方 債 1,563,800 千円（中小企業退職共済事業団の還元融資）

寄 附 金 1,400 千円

一般財源 170,196 千円

敷地面積 18,092.65 m²

建築面積 6,653.15 m²

延床面積 7,832.22 m²

規模・構造 地上 3 階建、鉄筋コンクリート及び鉄骨造

施設概要 大体育室（大アリーナ）1,728.00 m²（48×36m）

バレーボールコート 3 面、バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 10 面、ハンドボールコート 1 面、テニスコート 2 面、卓球 20 面

小体育室（小アリーナ）1,080.00 m²（36×30m）

バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 6 面、卓球 12 面、テニスコート 1 面

トレーニング室、会議室、研修室、和室

観客席 大体育室（大アリーナ）固定席 1,400 席

小体育室（小アリーナ）固定席連結型 92 席

設備概要 受水槽（35.00 m³）高架水槽（14.00 m³）、発電機（80KVA、非常用）、舞台放送照明設備、テレビ共聴設備、照度（大アリーナ 3 段階 1,200Lx～700Lx、小アリーナ 3 段階 900Lx～500Lx）、トップライト（大アリーナ 20 カ所、小アリーナ 8 カ所）、大アリーナ・小アリーナ・ホール冷暖房設備

総合体育館使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	154,073	154,360	※90,539	※117,166	139,302

※熊本地震により利用人数減少

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

施設	使用時間				9～13	13～17	17～22	全日	左記以外 1 時間につき
	使用区分								
体 育 室	全 面 使 用	入場料金 等を徴収 しない場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	大体育室	円 5,500	円 5,500	円 8,800	円 19,800	円 1,640
			その他	小体育室	3,300	3,300	4,400	11,000	1,100
				大体育室	27,500	27,500	38,500	93,500	11,000
				小体育室	22,000	22,000	33,000	77,000	11,000
				営利を目的として使用する場合は、上記料金の 10 割増しをした額					
		入場料金 等を徴収 する場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	大体育室	円 17,600	円 17,600	円 22,000	円 57,200	円 5,500
			その他	小体育室	14,300	14,300	18,700	47,300	4,400
				大体育室	44,000	44,000	55,000	143,000	16,500
				小体育室	38,500	38,500	49,500	126,500	16,500
				営利を目的として使用する場合は、上記料金に最高入場料(税込み) の 100 倍を加算した額					
	全面使用の高校生以下の使用料については上記使用料合計金額の半額とする。(その額に 10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)								
	部 分 使 用	種 目		単 位		大・小体育室			
						一 般		高校生以下	
		バスケットボール		1 面 1 時間		660 円		320 円	
		バレーボール		1 面 1 時間		660		320	
		バドミントン		1 面 1 時間		320		150	
		卓球		1 台 1 時間		220		100	
		テニス		1 面 1 時間		1,100 (大体育室のみ)		540 (大体育室のみ)	
	ハンドボール		1 面 1 時間		1,100 (大体育室のみ)		540 (大体育室のみ)		
	トレーニング室		1 人 1 回につき			220		100	
会 議 室	研修室・会議室				1 時間 320 円				
	和 室				1 時間 440 円				
冷 暖 房	大 体 育 室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合			30分		5,230 円		
		そ の 他			30分		8,380 円		
	会 議 室			30分		150 円			
冷 暖 房	小 体 育 室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合			30分		1,570 円		
		そ の 他			30分		2,610 円		

②八代市民プール（八代市緑町 11 - 1）

増 改 築	昭和 55 年 12 月（50mプールコンクリート製 9 コース低盤嵩上工事） 平成 23 年 2 月（50mプール F R P 防水へ改修）		
総 工 費	9,210 千円		
設 置	昭和 61 年 3 月 15 日（25mプール FRP 製 6 コース、幼児プール SUS 製、 スライダーSUS 製 2 連 15m）		
開放期間	7 月 1 日～8 月 31 日		
敷地面積	4,448.49 m ²		
規 模	管理棟、鉄骨造 2 階建延 472.50 m ² 1 階 事務室、ロッカー室（約 1,000 人分収容） 2 階 集会室、厨房		
総 工 費	191,850 千円		
	建築工事	136,500 千円	機械設備工事 41,150 千円
	電気設備工事	11,000 千円	植栽工事 2,920 千円
	フチ石工事	280 千円	
財源内訳	県補助金	3,000 千円	
	地 方 債	131,100 千円	（まちづくり特別対策事業債・中小企業 退職金共済事業団還元融資）
	一般財源	57,750 千円	

市民プール使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	20,994	23,521	26,984	28,522	25,179

※利用者数は、プール及びプール集会室利用。

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分			50mプール	25mプール
団 体	一般	全面	1 時間 2,740 円	1 時間 1,640 円
		コース別	1 コース 1 時間 410 円に利用 人数分の個人の使用料を加算 した額	1 コース 1 時間 320 円に利 用人数分の個人の使用料を 加算した額
	小・中・ 高校生	全面	1 時間 1,370 円	1 時間 810 円
		コース別	1 コース 1 時間 220 円に利用 人数分の個人の使用料を加算 した額	1 コース 1 時間 150 円に利 用人数分の個人の使用料を 加算した額
個 人	一 般		1 回 220 円	
	小・中・高校生		1 回 100 円	
	幼 児		1 回 50 円	
集会所	1 時間 440 円 冷暖房代 30 分 150 円			
	合宿に限り上記の使用料金額に 1 人 1 泊につき 220 円を加算する。			

※幼児とは 6 歳未満のものをいう。

③八代市テニスコート（八代市郡築四番町 136-2）

設 置 平成 13 年 7 月 1 日

工 期 着工 平成 12 年 8 月 1 日 竣工 平成 13 年 6 月 29 日

総 工 費 1,732,630 千円

用地費 571,368 千円 造成工事 108,150 千円

新設工事 522,480 千円 電気設備工事 108,150 千円

給排水設備工事 28,966 千円 植栽工事 64,072 千円

クラブハウス新築工事 210,515 千円 道路改良工事 60,142 千円

設計委託 38,140 千円 工事監理委託 7,350 千円

備品購入費 12,500 千円 事務費 797 千円

財源内訳 地 方 債 14,676,000 千円（地域総合整備事業債ふるさとづくり）

一般財源 265,130 千円

敷地面積 36,186.00 m²（4,000.00 m² 平成 27 年 4 月 15 日購入）

施設概要 テニスコート(16,206.00 m²) 砂入り人工芝コート 16 面、夜間照明 12 面、
屋根付観覧スタンド 600 人収容

クラブハウス(775.00 m²) 鉄骨造平屋建、会議室 90 人収容、更衣室、
シャワー室、トイレ

芝生広場(2,527.00 m²)

駐 車 場(7,408.00 m²) 大型車 5 台、乗用車 280 台

駐 輪 場(645.00 m²) 自転車 300 台

広場・緑地(8,234.00 m²) エントランス広場、多目的広場

アクセス道路(391.00 m²) 進入道路、施設管理橋

テニスコート使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	45,211	46,618	48,158	52,701	50,080

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

施設	単 位	一 般	高校生以下
テニスコート	1 時間 1 面	440 円	220 円
	大会 1 日 1 面	1,760 円	1,100 円
会議室	1 時 間	540 円	
	冷房代 30 分	150 円	
夜間照明	30 分 1 面	260 円	

④八代市立武道館（八代市松江城町 6 - 13）

設 置	昭和 54 年 4 月 1 日		
敷 地	1,500.52 m ²		
建物の構造	鉄骨 2 階建		
建物の延面積	1,907.44 m ²		
総 工 費	186,935 千円		
財 源 内 訳	建築主体工事	155,350 千円	電気設備工事 13,835 千円
	管工事	12,500 千円	外構工事 5,250 千円
	補助金	7,032 千円	
	地方債	123,000 千円	
	一般財源	56,903 千円	
施 設 内 容	1 階	932.84 m ² （柔道、空手道場、管理人室）	
	中 2 階	103.90 m ² （男女更衣室）	
	2 階	870.74 m ² （剣道場）	

武道館使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	18,146	21,249	21,393	18,922	17,254

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分	個 人		団 体
	1 回	1 カ 月	1 時 間
一 般	60 円	780 円	660 円
高校生以下	30 円	380 円	320 円

⑤八代市民球場（八代市古閑中町 1495）

工 期	着工 昭和 59 年 6 月 11 日		竣工 昭和 60 年 3 月	
敷 地 面 積	24,344.10 m ²			
球 場 面 積	11,493.26 m ²			
内野スタンド	1,213.63 m ²	外野スタンド	871.26 m ²	
総 工 費	491,646 千円			
財 源 内 訳	建築主体工事	354,000 千円	浄化槽工事	18,100 千円
	機械設備工事	33,600 千円	電気設備工事	40,200 千円
	事務費	1,031 千円	備品購入費	1,000 千円
	散水設備工事	2,150 千円	植栽工事	8,500 千円
	設計委託	10,150 千円	環境整備工事	20,670 千円
	球場出入口拡幅及び舗装工事 2,245 千円			
	(まちづくり特別対策事業費)			
	県補助金	5,000 千円		
地 方 債	312,900 千円 (中小企業退職金共済事業団還元融資)			
〃	70,800 千円 (市町村振興資金)			
地 方 債	20,600 千円			
寄 附 金	1,800 千円			
一般財源	80,546 千円			

収 容 人 員 4,000 人(内野 2,000 人、外野 2,000 人)
 駐 車 台 数 自動車 192 台、自転車 183 台
 施 設 の 概 要 事務室、医務室、会議室、本部、放送、記者室、記録室、選手控室、
 選手更衣室、ダッグアウト、審判室、屋内練習場、砂置場

市民球場使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	25,750	31,865	24,046	27,606	21,759

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

入場料金等を徴収しない場合	一 般		1 時間 660 円	
	高 校 生 以 下		1 時間 320 円	
入場料金等を徴収する場合	野 球	一 般	上 記 使 用 料 に	最高入場料（税込み） の 50 人分を加算した額
		高校生以下		最高入場料（税込み） の 30 人分を加算した額
		職 業		最高入場料（税込み） の 100 人分を加算した額
	そ の 他			
会議室	冷暖房使用料		30 分当たり 150 円	

◎サブグラウンド (八代市古閑中町 1495)

設 置 昭和 56 年 12 月

敷 地 面 積 8,569.90 m²

運動行為面積 8,554.90 m²

防 球 ネット 8m×86m

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 320 円	1 時間 150 円

⑥八代市弓道場 (八代市緑町 11-1)

工 期 着工 昭和 58 年 4 月 1 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷 地 面 積 2,712.65 m²

建 築 面 積 734.35 m²

床 面 積 643.35 m²

規 模 構 造 鉄骨平屋建

弓道場概要 弓道場 10 人立 観客席 100 人

総 工 費 89,954 千円

本体工事 69,181 千円 管 工 事 6,900 千円

電気工事 6,150 千円 植栽工事 1,690 千円

設計委託 2,960 千円 備品購入費 2,280 千円

そ の 他 793 千円

財 源 内 訳 地 方 債 77,300 千円
 一般財源 12,654 千円

弓道場使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	6,851	7,263	13,889	14,978	7,467

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

個 人	一 般		高校生以下	
	1 回	120 円	1 回	60 円
	1 カ月	1,320 円	1 カ月	660 円
団 体	1 時間	320 円	1 時間	150 円
研修室	冷暖房使用料		30 分当たり	150 円

⑦八代市相撲場（八代市松江城町 7）

工 期 着工 昭和 58 年 11 月 25 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷 地 面 積 451.80 m²

相 撲 場 144.00 m²

土俵屋根高さ 3.4m

土 俵 廻 り 64m

最 高 高 さ 5.5m

収 容 観 客 800 人

控 室 55.29 m²

総 工 費 21,643 千円（一般財源）

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般		高校生以下	
1 時間	310 円	1 時間	150 円

⑧八代市球技場（八代市港町 3 丁目 1 番地）

工 期 着工 平成 8 年 1 月 26 日 竣工 平成 8 年 7 月 22 日

面 積 23,484.00 m²

基 本 仕 様 球技面全面芝張 1 面

サブグラウンド全面芝張 1 面

駐車場 バス 5 台 乗用車 60 台

木造トイレ 1 棟

総 工 費 195,970 千円

競技施設工事 118,009 千円 造成工事 21,156 千円

植栽工事 15,399 千円 建築工事 17,346 千円

設備工事 12,154 千円 実施設計委託 6,180 千円

現場技術業務委託 5,726 千円

財 源 内 訳 地 方 債 188,700 千円（市町村振興資金）

一般財源 7,270 千円

球技場使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	6,145	4,913	5,210	3,143	※81

※H30 は芝養生のため貸出制限

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

八 代 市 球 技 場			
メイングラウンド		サブグラウンド	
一 般	540 円	一 般	220 円
高校生以下	270 円	高校生以下	100 円

⑨八代市百済来スポーツセンター（八代市坂本町田上 150）

設 置 昭和 55 年 12 月 12 日
敷地面積 9,289.00 m²
運 動 場 5,472.00 m²
施設概要 ソフトボール 2 面、駐車場 30 台

百済来スポーツセンター使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数(人)	364	1,545	410	175	95

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

⑩八代市千丁体育館（八代市千丁町新牟田 1869-1）

設 置 昭和 54 年 4 月 1 日
敷地面積 3,043.00 m²
建築面積 1,076.00 m²
延床面積 891.00 m²
規模構造 平屋建て・鉄筋コンクリート造
施設概要 バレー 2 面、バスケットボール 1.5 面、バドミントン 4 面、卓球 8 台、
駐車場 70 台
総 工 費 127,491 千円

千丁体育館使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	12,925	17,925	21,985	23,906	20,952

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バレーボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
卓 球	1 時間 1 台	100 円	50 円
全面使用	1 時間	730 円	360 円

⑪八代市千丁テニスコート（八代市千丁町古閑出 2449-5）

設 置 平成 3 年 4 月 1 日

敷地面積 4,072.00 m²施設概要 テニスコート（2,417.00 m²）砂入り人工芝 4 面、観覧スタンド 252 人
収容、駐車場 41 台（駐輪場有り）

千丁テニスコート使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	13,781	7,970	7,530	7,204	8,048

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

単 位	一 般	高校生以下
1 時間 1 面	200 円	100 円
1 日 1 面	1,670 円	830 円

⑫八代市千丁東グラウンド（八代市千丁町太牟田 1131）

設 置 昭和 54 年 4 月 1 日

敷地面積 11,364.00 m²運 動 場 8,874.00 m²

施設概要 ソフトボール 2 面、器具庫、トイレ、駐車場 107 台（駐輪場有り）

千丁東グラウンド使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	18,121	15,540	14,371	12,024	13,257

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑬八代市千丁西グラウンド（八代市千丁町古閑出 1419）

設 置 昭和 41 年

敷地面積 15,364.00 m²

運動場 8,670.00 m²
 芝生広場 5,400.00 m²
 施設概要 ソフトボール1面、芝生広場、ベンチ、トイレ、駐車場59台（駐輪場有り）

千丁西グラウンド使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	23,825	21,457	15,209	19,123	15,818

使 用 料 令和元年10月1日施行

一 般	高校生以下
1時間 100円	1時間 50円

⑭八代市鏡体育館（八代市鏡町両出1430）

設 置 平成7年3月24日
 敷地面積 5,403.00 m²
 建築面積 1,559.92 m²
 延床面積 1,537.77 m²
 建築構造 平屋建て・鉄筋コンクリート造
 施設概要 大体育室 1,184.00 m²
 バレーボールコート2面・バスケットボールコート2面、バドミントンコート6面、卓球1台、ミーティングルーム、会議室、事務室
 駐車場224台（総合グラウンド共有）

総 工 費 277,651千円

鏡体育館使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	22,118	25,053	22,176	29,844	29,386

使 用 料 令和元年10月1日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1時間1面	410円	200円
バレーボール	1時間1面	410円	200円
バドミントン	1時間1面	200円	100円
全 面 使 用	1時間	730円	360円

⑮八代市鏡プール（八代市鏡町両出1430）

設 置 平成7年3月24日
 敷地面積 1,126.00 m²
 施設概要 25mプール (25×15)7コース、FRP製 水深1.1m-0.9m
 幼児プール スライダー付属、モザイクタイル、水深0.6m-0.3m
 管 理 棟 更衣室、トイレ、駐車場224台（総合グラウンド共有）

鏡プール使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	1,923	1,825	1,788	1,586	1,852

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分		25mプール
団 体	一 般	1 時間 830 円
	小 ・ 中 ・ 高 校 生	1 時間 410 円
個 人	一 般	1 回 100 円
	小 ・ 中 ・ 高 校 生	1 回 50 円
	幼 児	

⑩八代市鏡武道館（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 1,204.00 m²

施設概要 柔道場 1 面・剣道場 1 面・弓道場（4 人立ち）・四半的道場（3 人立ち）
 遠的場兼アーチェリー場（3 人立ち）
 駐車場 224 台（総合グラウンド共有）

鏡武道館使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	17,572	15,353	17,962	19,136	19,350

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

使 用 区 分	一 般	高校生以下
個 人	1 回 40 円	1 回 20 円
団 体	1 時間 310 円	1 時間 150 円

⑪八代市鏡テニスコート（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日（H21.8.1 クレーコート 2 面を人工芝コートへ改修）

敷地面積 2,760.00 m²

施設概要 テニスコート
 砂入り人工芝 4 面、夜間照明
 駐車場 224 台（総合グラウンド共有）

鏡テニスコート使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	13,451	13,276	15,753	14,190	13,795

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

単 位	一 般	高校生以下
1 時間 1 面	200 円	100 円
1 日 1 面	1,670 円	830 円
夜間照明 1 時間 1 面につき		200 円

⑱八代市鏡相撲場（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日
敷地面積 1,204.00 m²
駐 車 場 224 台（総合グラウンド共有）

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 310 円	1 時間 150 円

⑲八代市鏡総合グラウンド（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日
敷地面積 19,550.00 m²
施設概要 300mトラック、野球・ソフトボール場 2 面兼用、夜間照明
駐車場 224 台（大型 3 台）

総 工 費 1,177,103 千円

鏡総合グラウンド使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	42,427	38,876	42,140	36,395	28,911

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

使用区分	一 般	高校生以下
全面使用	410 円	200 円
半面使用	200 円	100 円

⑳八代市北新地グラウンド（八代市北新地 1205）

敷地面積 12,023.00 m²
北新地グラウンド使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	1,754	1,149	1,128	1,085	1,511

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

㉑八代市東陽スポーツセンター（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日
敷地面積 2,945.00 m²
建築面積 2,590.00 m²
建築構造 平屋建
施設概要 バレー 2 面、バドミントン 10 面、卓球台 20 台
駐車場 100 台（運動公園駐車場と共有）

東陽スポーツセンター使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	23,814	17,297	※1,415	※5,303	13,077

※熊本地震により利用人数減少

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バレーボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
卓 球	1 時間 1 台	100 円	50 円
全 面 使 用	1 時間	730 円	360 円

㊤八代市東陽運動公園（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日

敷地面積 11,620.00 m²

施設概要 ソフトボール 2 面、夜間照明

駐車場 100 台（運動公園駐車場と共有）

東陽運動公園使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	7,392	8,823	7,460	6,100	※3,901

※H30 はグラウンド排水改修のため減

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

㊦八代市河俣山村広場（八代市東陽町河俣 2650-2）

設 置 平成 6 年 1 月 31 日

敷地面積 9,145.00 m²

施設概要 ソフトボール 1 面 駐車場 50 台

河俣山村広場使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数（人）	4,447	2,510	1,680	2,220	3,165

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

㊧八代市泉運動広場（八代市泉町下岳 3000）

設 置 平成 2 年 3 月 15 日

敷 地 面 積 8,960.00 m²

管理棟面積 18.00 m²
 施設概要 防球ネット (H=5m×L80m) フェンス (H=2m×L131.7m)、夜間照明
 駐車場 100 台
 総工費 70,263 千円

泉運動広場使用状況

年 度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
利用者数 (人)	4,245	4,566	6,748	2,841	8,204

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

㊤八代市荒瀬ダムボートハウス (八代市坂本町葉木 1700 番地)

設 置 平成 6 年 4 月 1 日
 延床面積 774.34 m²
 建築構造 木造 2 階建
 施設概要 監視事務室、和室 (1・2)、資料室、トレーニングルーム、管理事務室、
 展示室、艇庫
 総工費 334,107 千円

※平成 22 年 4 月 1 日から休館中

(2) 学校体育施設の社会体育等への開放

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設等を、学校教育の管理運営に支障のない限り、一般市民の利用に供し、もって市民の体育の増進その他社会教育活動の向上を図るため開放する体育施設等

体育施設	屋内運動場（附属設備を含む。）	
	屋外運動場	運動場、バレーコート、バスケットコート、テニスコート、相撲場及び夜間照明灯

使 用 料

（令和元年 10 月 1 日施行）

施 設 名	区 分		単 位	金 額
屋内運動場 (附属設備を 含む。)	団体利用	バレーコート	1 面 1 時間	200 円
		バドミントンコート	1 面 1 時間	100 円
		テニスコート (第八中)	1 面 1 時間	410 円
		剣 道 場	1 時間	100 円
		柔 道 場	1 時間	100 円
		多目的室(千丁中)	1 時間	200 円
	団体利用以外		1 時間	1,040 円
屋外運動場	運 動 場			無 料
	バレーコート			
	バスケットコート			
	テニスコート			
	相 撲 場			

- 備考 1 入場料、会費その他これに類する金銭を徴収する場合は、上記使用料の 2 倍とする。
 2 団体利用とは、市内に居住、在勤又は在学する者が社会教育活動（スポーツ、レクリエーションを含む。）のため 10 人以上の団体をつくり利用する場合で、かつ、成人の責任者がいる場合とする。
 3 体育施設の高校生以下の利用については、上記使用料の半額とする。

(3) 夜間照明施設設置状況

施設名	設置年月日	事業費			照明灯数
		一般財源	国庫補助	計	
代陽小学校	平成12年10月	千円 21,044	千円 6,340	千円 27,384	1kw×48灯(灯柱6本)
					223ルックス
八代小学校	平成10年 9月	19,115	5,980	25,095	1kw×36灯(灯柱6本)
					239ルックス
太田郷小学校	平成 7年 8月	17,853	2,953	20,806	1kw×36灯(灯柱6本)
					262ルックス
植柳小学校	平成21年 3月	16,854	8,611	25,515	1kw×32灯(灯柱6本)
					220ルックス
麦島小学校	平成11年 9月	20,995	5,780	26,775	1kw×48灯(灯柱6本)
					258ルックス
松高小学校	平成 9年 2月	19,217	5,503	24,720	1kw×36灯(灯柱6本)
					281ルックス
八千把小学校	平成13年11月	20,855	6,340	27,195	1kw×48灯(灯柱6本)
					205ルックス
二見小学校	平成14年11月	19,040	8,260	27,300	1kw×48灯(灯柱6本)
					222ルックス
龍峯小学校	平成16年10月	15,409	3,071	18,480	1kw×32灯(灯柱4本)
					258ルックス
第五中学校	平成20年2月	17,314	8,411	25,725	1kw×32灯(灯柱6本)
					209ルックス
第六中学校	平成29年 3月	25,488	0	25,488	1kw×32灯(灯柱6本)
					257ルックス
第八中学校	平成23年2月	19,161	4,989	24,150	1kw×32灯(灯柱6本)
					286ルックス
日奈久中学校	平成9年 9月	15,503	4,050	19,553	1kw×48灯(灯柱8本)
					203ルックス
郡築運動広場	平成 7年 3月	18,446	9,220	27,666	1kw×48灯(灯柱8本)
					238ルックス
昭和農村広場	平成 4年 1月	13,565	6,778	20,343	1kw×48灯(灯柱8本)
					205ルックス
坂本中学校	昭和61年 9月				1kw×40灯(灯柱8本)
					162ルックス
千丁中学校	昭和54年 9月				1kw×32灯(灯柱6本)
					105ルックス
東陽小学校	平成27年 2月	14,154	5,610	19,764	1kw×28灯(灯柱4本)
					334ルックス
泉第八小学校	平成12年10月				1kw×16灯(灯柱4本)
					381ルックス
泉中学校	平成11年 4月				1kw×32灯(灯柱5本)
					300ルックス

※使用料1時間1,040円

(4) ゲートボール場の設備

施設数 108カ所 170コート、休憩所 85カ所設置

(5) スポーツ推進委員協議会

①スポーツ推進委員（旧体育指導委員）の役割

地域のスポーツ推進事業を実施する際の実技の指導や助言を行い、スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくることを目的に市より委嘱する非常勤職員（任期2年）。

②在籍者数《平成30年4月1日現在》

第一地域部会 21名（太田郷、八千把、龍峯、宮地・宮地東、千丁、東陽、泉）

第二地域部会 19名（代陽、八代、松高、郡築、昭和、鏡）

第三地域部会 24名（植柳、麦島、高田、金剛、日奈久、二見、坂本）

③主な事業

・スポーツ推進委員派遣事業

派遣回数 37回、派遣人員 232名、参加人員 3,284名

・ニュースポーツ普及事業

実施回数 3回、人員 16名、参加人員 185人

(6) 市主催のスポーツ大会

①第13回八代市民体育祭

総合開会式 平成30年5月7日（月）

大会期日 平成30年5月20日（日）～9月8日（土）

実施競技 25競技

水泳、相撲、軟式野球、ソフトテニス、バレーボール、卓球、柔道、テニス、剣道、弓道、ソフトボール、バドミントン、サッカー、バスケットボール、登山、柔剣道、空手道、ゲートボール、陸上、ボウリング、ハンドボール、ゴルフ、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、障がい者スポーツ競技（フライングディスク）

参加者数 3,585名

成績	男女総合優勝	松高校区
	男子総合優勝	太田郷校区
	女子総合優勝	松高校区
躍進賞		日奈久校区

②第14回八代市校区対抗駅伝競走

開催日時 平成31年1月14日（日）

コース 県営八代運動公園から球磨川スポーツ公園折り返し10区間 31.7km

参加校区 18校区

17チーム（300名：1チームエントリー最大20名）

成績	優勝	金剛校区	3位	太田郷校区
	準優勝	鏡校区	躍進賞	麦島校区

(7) 八代市大会等運営補助金

※平成29年度より観光振興課からスポーツ振興課へ事務移管。

設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種大会を誘致し、開催する者に対し補助金を交付する。

- 補助対象 次に掲げる要件に該当する大会
- ア 市内において開催する大会参加者が 100 人以上の九州大会以上の規模の大会
 - イ 市内において開催する大会で、宿泊の実人数（以下「宿泊者数」という。）が 50 人以上のもの
 - ウ その他市長が適当と認める大会
- ※ただし、次に掲げる大会に対しては補助金を交付しない。
- ア 政治的活動を目的とする大会
 - イ 宗教的活動を目的とする大会
 - ウ 個人又は、企業等の営利目的で開催する大会
 - エ 要領に定める補助金以外に助成等を受けて開催する大会
 - オ その他、市長が適当でないと認める大会

補助金額

基準 1 大会参加者に応じて、補助する。

大会参加者数	補 助 金 額
100 人以上 500 人未満	20,000 円
500 人以上 1,000 人未満	30,000 円
1,000 人以上	50,000 円

基準 2 宿泊実績に応じて、補助する。

宿 泊 者 数	補 助 金 額
50 人以上 100 人未満	25,000 円
100 人以上 200 人未満	50,000 円
200 人以上 300 人未満	100,000 円
300 人以上 400 人未満	150,000 円
400 人以上 500 人未満	200,000 円
500 人以上	250,000 円

補助実績

年 度	交付団体数	補助金交付額
H26	33	3,470,000 円
H27	33	2,705,000 円
H28	23	1,405,000 円
H29	27	1,800,000 円
H30	29	1,995,000 円

（８）八代市合宿応援補助金

※平成 29 年度より観光振興課からスポーツ振興課へ事務移管。

設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種合宿を行う者に対して補助金を交付する。

補助対象 本市において開催されるスポーツ・文化活動等の技術等の向上のために実施される合宿で以下の全ての要件を満たすもの

- ア 短期大学、大学等の学生または社会人によって構成される団体
 であること
- イ 市内の宿泊施設を利用していること
- ウ 市内の施設等を利用していること
- エ 1 回の合宿における延べ宿泊者数が 20 人以上であること
- 補助金額 延べ宿泊数×1,500 円（上限 10 万円）
- ※平成 28 年度より 2,000 円から 1,500 円に変更
- 補助実績

年 度	交付団体数	補助金交付額
H26	5	428,000 円
H27	10	920,000 円
H28	4	282,500 円
H29	8	690,500 円
H30	6	436,500 円

VII 消防・防災

1. 消	防		155			
2. 非	常	備	消	防		156
3. 危	機	管	理		157	

1 消 防

(1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 233 名

消防正監 1 人、消防監 5 人、消防司令長 13 人、消防司令 15 人、消防司令補 59 人、
消防士長 38 人、消防副士長 30 人、消防士 71 人、その他の職員 1 人

②現有消防力 消防車両 54 台

＜本部＞ 指令車、防災指導車、査察指導車、危険物広報車、災害連絡車、事務連絡車、人員搬送車、支援車Ⅰ型、津波・大規模風水害対策車、水陸両用バギー

＜八代消防署＞ 水槽付ポンプ車、化学車、ポンプ車、高規格救急車 2、救急指導車、屈折はしご車、救助工作車、資機材搬送車、水難救助支援車、水槽車、指揮車、消防自動二輪車 2、非常用消防ポンプ車、非常用救急車

＜新開分署＞ 高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車、ポンプ車、高規格救急車、広報車

＜日奈久分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜坂本分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜鏡消防署＞ 水槽付ポンプ車、ポンプ車、高規格救急車、救助工作車、指揮車、
消火通報訓練指導車、消防自動二輪車、非常用救急車、人員搬送車

＜泉分署＞ ポンプ車、非常用消防ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜氷川分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

③活動状況

年	火 災 発 生						救 急	
	出火 件数	焼損 棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物(m ²)	林野(a)				
H26	41 (33)	38 (33)	1,585 (1,414)	1,999 (1,999)	20 (20)	94,908 (91,271)	6,475 (5,849)	6,051 (5,469)
H27	31 (28)	28 (26)	802.2 (802.2)	0 (0)	15 (14)	69,666 (69,406)	6,508 (5,766)	6,048 (5,393)
H28	45 (41)	38 (36)	1,398 (1,398)	0 (0)	25 (25)	62,176 (61,945)	7,083 (6,398)	6,639 (5,996)
H29	55 (49)	53 (47)	1,575 (1,117)	125 (125)	26 (22)	169,427 (133,743)	7,189 (6,520)	6,742 (6,101)
H30	50 (41)	24 (21)	834 (752)	0 (0)	15 (14)	42,973 (37,386)	7,394 (6,572)	6,950 (6,156)

※（ ）内数字は、八代市分。

④庁舎の状況

署 名 \ 項 目	敷地面積 (m ²)	建物の構造	延べ面積 (m ²)	総工費 (千円)	職 員 (人)
消 防 本 部 八 代 消 防 署	7,607.48	鉄骨一部鉄筋 コンクリート造 2 階建	4,356.74	2,116,402	104
新 開 分 署	2,188.27	鉄筋コンクリート 1 階建	385.00	74,531	27
日 奈 久 分 署	2,502.00	鉄骨 1 階建	489.99	321,229	17
坂 本 分 署	1,666.64	鉄筋コンクリート 1 階建	230.00	43,654	14
鏡 消 防 署	6,420.23	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 3 階建	2,237.39	694,043	43
泉 分 署	1,926.65	鉄筋コンクリート 1 階建	230.00	49,063	14
氷 川 分 署	6,080.00	鉄骨 1 階建	479.22	473,118	14

(2) 消防施設

消火栓 1,222(1,047) 詮 防火井戸・突井戸 719(716) カ所 防火水槽 520(502) 基

※（ ）内数字は、八代市分

2 非常備消防

(1) 消防団

分 団 数	73 分団				
消防団員の階級	団長	1 人	副団長	17 人	
	指導員	9 人	分団長	74 人	
	副分団長	72 人	部長	136 人	
	班長	382 人	団員	1,605 人	
	消防団員の定員	条例定数 2,500 人	実員数	2,296 人	(H31.4.1)
団 員 の 任 期	団長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年				
	副分団長・部長・班長・団員は、任期なし				
報 酬 (年 額)	団長	150,000 円	副団長	120,000 円	
	指導員	83,000 円	分団長	63,000 円	
	副分団長	45,000 円	部長	40,000 円	
	班長	26,000 円	団員	22,000 円	
	団保有消火機動力	消防ポンプ車	7 台		
		小型ポンプ付積載車	116 台		
		小型動力ポンプ	99 台		
退職報償金(平成 26 年 4 月 1 日改定施行)					

(単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。
種 類 及 び 授与の対象	①殉職者賞じゅつ金 殉職者の遺族（範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による） ②殉職者特別賞じゅつ金 殉職者の遺族（範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による） ③障害者賞じゅつ金 災厄を被った本人
支 給 額	平成 17 年 8 月 1 日改定適用 ①殉職者賞じゅつ金 490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。 なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しな

い。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000 万円

③障害者賞じゅつ金

障 害 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	20,600,000 円以下 4,900,000 円以上
第 2 級	15,500,000 " 4,600,000 "
第 3 級	13,600,000 " 4,100,000 "
第 4 級	12,100,000 " 3,600,000 "
第 5 級	10,300,000 " 3,100,000 "
第 6 級	9,000,000 " 2,800,000 "
第 7 級	7,600,000 " 2,300,000 "
第 8 級	6,400,000 " 1,900,000 "

(注) 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第3条別表第2の定めによる。

3 危機管理

(1) 防 災

指定緊急避難場所一覧（津波時を除く）

	第1避難施設		第2避難施設		第3避難施設		合 計	
	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員
本 庁	20	7,060	30	16,478	14	11,840	64	35,378
坂本支所	8	2,680	13	4,305	—	—	21	6,985
千丁支所	1	100	4	1,892	—	—	5	1,992
鏡 支 所	1	100	2	1,253	6	2,652	9	4,005
東陽支所	1	300	3	1,010	3	799	7	2,109
泉 支 所	4	832	5	450	—	—	9	1,282
特別避難所	1	50	1	150	—	—	2	200
合 計	36	11,122	58	25,538	23	15,291	117	51,951

備蓄倉庫及び水防倉庫 (H31.3.31 現在)

	備蓄倉庫		水防倉庫 箇 所 数
	箇所数	食糧備蓄量	
本 庁	29	15,050	9
坂本支所	3	1,100	1
千丁支所	2	2,210	2
鏡 支 所	3	2,600	6
東陽支所	1	600	1
泉 支 所	2	550	1
合 計	40	22,110	20

※食糧備蓄量はアルファーマで換算 (単位：食)

主な備蓄品 毛布・タオル・アルファーマ・缶詰・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等

主な水防備品 スコップ・杭・かけや・土嚢袋等
 自主防災組織 (H31.3 現在)

	組織数	世帯数
本 庁	67	44,237
坂本支所	60	1,698
千丁支所	17	2,730
鏡 支 所	23	5,888
東陽支所	20	811
泉 支 所	33	798
合 計	220	5,612

※八代市結成率 86.99% (H31.3)

(2) 八代市国民保護計画

目 的	国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
計 画 内 容	国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
根 拠 法	国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）

(3) 八代市危機管理指針

目 的	危機管理指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速に対応し、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。
指 針 の 内 容	対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、応急対策及び事後対策の基本的事項を示す。

VIII 環 境

1. 環境保全対策	161
2. 環境衛生対策	170
3. 廃棄物対策	171
4. 廃棄物処理	173
5. 斎場	181

1 環境保全対策

(1) 公害苦情等の件数

①公害苦情等の件数

(単位:件)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	計
H26	50	14	19	0	24	0	0	134	241
H27	58	18	12	0	6	0	0	161	255
H28	41	11	18	1	13	0	0	183	267
H29	59	9	18	1	6	0	0	174	267
H30	53	31	22	1	14	0	0	78	199

②平成 30 年度発生源別苦情件数内訳

(単位:件)

発生源 種類別		農 業 ・ 畜 産	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ガ ス・水 道業	運 輸・通 信業	卸 売・小 売業・ 飲食業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他								
												公 園	家 庭 生 活	事 務 所	道 路	空 き 地	神 社・ 寺院等	そ の 他	不 明	合 計
典 型 7 公 害	大気汚染	10			3	2			1				28			1		4	4	53
	水質汚濁	6				1	1		3	1			2					2	15	31
	騒音	1			5	5		1	2	3			4						1	22
	振動									1										1
	悪臭	1				3				4			4						2	14
	土壌汚染																			
	地盤沈下																			
	計	18			8	11	1	1	6	9			38			1		6	22	121
そ の 他		2			8	1		1	3	1			27		3	7	1	20	4	78
合 計		20			16	12	1	2	9	10			65		3	8	1	26	26	199

(2) 公害の現状

①大気

ア 二酸化硫黄 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八 代 (自動車排ガス測定局)
H25	0.002	0.002	0.003
H26	0.002	0.003	0.003
H27	0.002	0.002	0.003
H28	0.002	0.002	0.002
H29	0.002	0.002	0.003

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第 53 報」熊本県環境生活部（平成 30 年 9 月）発行

イ 二酸化窒素 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八 代 (自動車排ガス測定局)
H25	0.011	0.008	0.007	0.015
H26	0.010	0.007	0.007	0.015
H27	0.010	0.007	0.006	0.014
H28	0.009	0.007	0.007	0.013
H29	0.008	0.007	0.006	0.013

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第 53 報」熊本県環境生活部（平成 30 年 9 月）発行

ウ 浮遊粒子状物質 (年平均値)

(mg/m³)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八 代 (自動車排ガス測定局)
H25	0.022	0.021	0.020	0.024
H26	0.021	0.020	0.019	0.023
H27	0.017	0.019	0.016	0.016
H28	0.018	0.021	0.019	0.018
H29	0.018	0.019	0.017	0.016

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第 53 報」熊本県環境生活部（平成 30 年 9 月）発行

②水質

ア 河川の水質（BODの年平均）

(mg/ℓ)

水 域 名	河川名	地 点 名	類 型	環 境 基準値	年 度				
					H25	H26	H27	H28	H29
球 磨 川	球磨川	坂 本 橋	A	2 以下	0.7	0.9	0.5	0.6	0.5
		横 石	A	2 以下	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
		新萩原橋	A	2 以下	0.7	0.5	0.6	0.5	<0.5
		金 剛 橋	A	2 以下	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6
	前 川	前 川 橋	A	2 以下	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6
氷 川 等	氷 川	白 岩 戸	A	2 以下	<0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5
	大鞘川	第二大鞘橋	B	3 以下	1.2	1.3	0.9	0.9	1.2
そ の 他	水無川	産 島 橋	—	—	12	18	12	18	11
	流藻川	千 鳥 橋	—	—	1.5	1.2	1.8	1.4	—
		流藻川河口	—	—	1.5	2.3	1.3	1.3	1.5

出典：「平成 29 年度水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」熊本県（平成 30 年 10 月）発行

イ 海域の水質（CODの年平均）

(mg/ℓ)

水 域 名	地 点 名		類 型	環 境 基準値	年 度				
					H25	H26	H27	H28	H29
八代地先	S t-1	水無川河口	C	8 以下	2.2	1.9	2.1	2.3	2.1
	S t-2	八 代 港 内	C	8 以下	2.5	1.9	2.0	2.0	2.0
	S t-3	大鞘川地先	B	3 以下	2.2	2.0	2.0	2.0	1.9
	S t-4	水無川地先	B	3 以下	2.1	1.9	2.1	2.0	1.9
	S t-5	前 川 河 口	B	3 以下	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9
	S t-6	水無川地先	A	2 以下	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8
	S t-7	前 川 地 先	A	2 以下	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7
	S t-8	球磨川河口	B	3 以下	2.0	1.9	1.9	2.0	1.9

出典：「平成 29 年度水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」熊本県（平成 30 年 10 月）発行

ウ 主な工場の排水水質（年平均）

(mg/ℓ)

工 場 名	項 目	年 度				
		H26	H27	H28	H29	H30
日 本 製 紙 (株) 八 代 工 場	S S	22	22	22	17	18
	C O D	39	38	39	40	40
KJケミカルズ(株)八代工場	S S	5	7	10	9	7
	C O D	10	8.9	9.7	10	9.8
Y K K A P (株)九州製造所	S S	<2	<2	<2	<1	<1
	C O D	5.3	5.1	6.5	7.8	8.2

※八代市調査結果

③悪臭

ア 主要な事業場の敷地境界線における特定悪臭物質

事業場及び項目 年度		日本製紙㈱八代工場			
		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
H26	最大値 (ppm)	0.029	0.0034	0.004	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	1/12	0/12	0/12
H27	最大値 (ppm)	0.006	0.0011	<0.001	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H28	最大値 (ppm)	0.007	<0.0002	0.002	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H29	最大値 (ppm)	0.018	0.0019	0.003	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H30	最大値 (ppm)	0.019	0.016	0.004	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12

※八代市調査結果

④地下水位（年平均）

（海面海拔高度：m）

観測井名	地層区分	年平均水位			
		H27	H28	H29	H30
麦 島 小 学 校	S	1.04	1.08	1.05	1.04
日 奈 久 新 開 町	S	0.00	0.05	0.03	0.02
南 平 和 町	S	0.30	0.32	0.27	0.28
古 閑 上 公 民 館	S	0.84	0.91	0.87	0.84
第 七 中 学 校	D I	-0.24	-0.23	-0.30	-0.28
八 代 清 流 高 校	F	2.53	2.64	2.56	2.59
降 雨 量 (mm)		1691.0	2299.0	2306.0	1961.0

※F・・・扇状地礫層 S・・・島原海湾層 D I・・・未区分洪積層Ⅰ層 D II・・・未区分洪積層Ⅱ層

（３）法令に基づく公害規制

①大気汚染防止法

ア いおう酸化物の排出規制（K値）

区域	K値
（旧）八代市の区域	11.5
その他の区域	17.5

②水質汚濁防止法

工場・事業場名	p H	規制基準値					
		S S (mg/ℓ)		C O D (mg/ℓ)		B O D (mg/ℓ)	
		日最大	日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
日本製紙(株)八代工場	5.8～8.6	50	35	80	65	80	65
KJケミカルズ(株)八代工場	5.8～8.6	40	18.5※	45	35	80	60
メルシャン(株)八代工場	5.8～8.6	50	35※	30	20	30	20
YKKAP(株)九州製造所	5.8～8.6※	25※	20※	25	20	—	—

※市と締結している環境保全協定で規定している協定値

③悪臭防止法

(ppm)

特定悪臭物質	臭気強度			基準適用年月日
	2.5	3	3.5	
ア ン モ ニ ア	1	2	5	昭和 49 年 3 月 1 日
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2	
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1	昭和 53 年 4 月 1 日
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
ス チ レ ン	0.4	0.8	2	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2	平成 3 年 6 月 1 日
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006	
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004	
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	平成 8 年 1 月 1 日
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20	
酢 酸 エ チ ル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
ト ル エ ン	10	30	60	
キ シ レ ン	1	2	5	

※ は、八代市の規制基準

④騒音規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	朝（午前 6 時～午前 8 時） 夕（午後 7 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
騒 音 基 準	85 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

⑤振動規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	夜間（午後 7 時～午前 8 時）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
振 動 の 基 準	75 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

（４）八代市公害防止条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより市民の健康を保護すると共に生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。

(5) 啓発・広報活動

八代市では、地球環境及び地域環境の現状について多くの市民、特に次世代を担う子ども達に情報を提供することにより、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境を守る取り組みの第一歩を身近なところから始めてもらうきっかけをつくることを目的として次のような啓発・広報活動を行っている。

①こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は次世代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として実施されている事業で、八代市においても平成7年7月に環境課内にこどもエコクラブの事務局を設置し、自主開催イベントによる啓発活動を展開している。

平成30年度八代市では8クラブ86人がこどもエコクラブに登録した。

こどもエコクラブイベント実績（平成30年度）

イベント名	開催日時	開催場所	参加人数
干潟観察会	平成30年5月26日(土)	大島干潟	27
水生生物観察会	平成30年8月3日(金)	水無川ほとりの里公園	31
植物観察会	平成30年11月17日(土)	大鼠蔵山	14
野鳥観察会	平成31年2月3日(日)	球磨川河口右岸（鼠蔵町）	17

②「まちづくり出前講座」

ア 目的

環境問題に関する出前講座の要望に対しては、環境行政に携わる市職員（環境課及び廃棄物対策課）が直接出向き、地球環境問題をはじめ私達の生活に身近な環境・自然の状況について事例紹介等を行い、地球及び本市の環境について考える機会を提供する。

イ 内容等

小・中学校等が希望する環境に関する内容に対し、事前打合せをもとに準備可能なものについては、簡易実験等を取り入れ実施しており、また、干潟観察会等の野外活動や自然観察についても可能な限り対応している。

ウ まちづくり出前講座事業実績

平成30年度は、35回（延べ1,229人）の申込みがあった。「エコイトやつしろ」の供用開始に伴い、ごみ問題に関する内容の依頼が多かった。

③環境月間等

ア 「環境月間」及び「環境の日」

6月5日は国連の「世界環境デー」であり、これは昭和47年6月にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して決定されたもので、わが国においても平成3年度からは、6月を「環境月間」として新たに設け、なお一層の環境保全活動の推進を図っている。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では6月5日を「環境の日」と定めしており、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう明記されている。八代市としてもクリーンな地域環境を維持、向上させるため、次の活動を計画し、実施した。

平成 30 年度「環境月間」行事

行 事 名	期 日	内 容
夏の軽装(クールビズ)	5 月 1 日～ 10 月 31 日	市庁舎等の室内温度を 28℃に設定することに伴い、職員のノーネクタイ・ノー上着ファッションを実施した。
市内一斉清掃	5 月 28 日～ 6 月 30 日	環境の日(6 月 5 日)を中心に町内会において、市内一斉清掃(ボランティア)を実施し生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	6 月中	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。

イ 平成 30 年度「環境衛生週間」

生活環境の保全及び公衆衛生を向上させるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である 9 月 24 日(清掃の日)から「浄化槽法」の施行日である 10 月 1 日(浄化槽の日)までの期間「環境衛生週間」にあわせ、八代市では次の活動を実施した。

平成 30 年度「環境衛生週間」行事

行 事 名	期 日	内 容
市内一斉清掃	9 月 25 日～ 10 月 27 日	9 月 25 日～10 月 27 日の間で、各町内の実情に応じて、市政協力員等の呼びかけにより町内の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	9 月 25 日～ 10 月 19 日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。
環境美化推進善行者表彰	10 月 16 日	日頃から住みよいきれいな地域社会及び美しい街づくりに尽力している個人、団体を表彰し、その功績を称えた。

(6) 八代市環境基本条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市における環境政策の理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。

(7) 第 2 次八代市環境基本計画

計画決定 2019 年 2 月

計画期間 2019 年度から 2026 年度までの 8 年間

目 的 八代市環境基本条例に基づき、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項を定め、環境像として掲げた「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を図る。

(8) 第 3 次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

計画決定 2019 年 2 月

計画期間 2019 年度から 2030 年度までの 12 年間

目 的 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を定め、環境負荷の低減を図る。

目 標 2013 年度を基準年度とし、基準年度の温室効果ガス総排出量 31,793 トンに対し、2030 年度までに 25,925 トン以下(削減量 5,868 トン)とする。

(9) 環境保全協定等の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、次表のとおり環境保全協定を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株) 九州製造所	非鉄金属素形 材製造業	新港町	S48. 10. 8 H12. 10. 11(全改) H19. 3. 29(一改)	- ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品等(定期報告の義務有) - 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製 品製造業	新港町	S62. 1. 6	- ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定 の義務有) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	神田工業(株)	電子部品・電 子機器組立	鏡町	S63. 5. 23	大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項
4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品 等製造業	新港町	H 1. 7. 4	- 排出水(許容限度の設定、自主測定(の義務有)) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	- 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と 定期報告の義務有) - 農薬使用(使用制限、報告の義務有) - 廃棄物処理に関する事項
6	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	- ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定 の義務有) - 廃棄物処理に関する事項
7	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製 造業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	- ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品・廃棄物処理(定期報告の義務有) - 地下水保全(定期報告の義務有)
8	(株)クリーンアメニティ	産廃及び一般 廃棄物処理業	二見 赤松町	H 6. 3. 30 H13. 5. 31(一改)	- 操業時間・搬入物・搬入時間の制限 - 水質汚濁防止・地下水保全(許容限度の設 定、自主測定と報告の義務有) - 粉じん・悪臭に関する事項
9	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	- ばい煙(許容限度の設定、自主測定(の義務有)) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
10	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	大気汚染・水質汚濁防止・土壌汚染・騒音・振動に関する事項
11	中山砂利(有)				
12	KJケミカルズ(株) 八代工場	合成樹脂・化 学工業薬品製 造	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	- ばい煙・排出水・悪臭・騒音(許容限度の 設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有) - 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
13	メルシャン(株) 八代工場	飲料・飼料製 造業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(一改)	- ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有) - 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
14	ヤマハ熊本プロダク ツ(株)	輸送用機械器 具製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(一改)	- ばい煙・悪臭(許容限度の設定、自主測定と 定期報告の義務有) - 排出水・騒音・地下水保全に関する事項 - 使用薬品等・廃棄物処理に関する事項(定期 報告の義務有)

15	つちやゴム㈱	一般用・産業用ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	■ 大気汚染・水質汚濁防止・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項
16	日本マイクロバイオファーマ㈱八代工場	医薬品製造業	三楽町	H25. 2. 5	■ ばい煙・騒音・悪臭（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ■ 水質汚濁に関する事項 ■ 地下水保全・使用薬品等・廃棄物処理（定期報告の義務有）
17	興人フィルム&ケミカルズ㈱八代工場	化学フィルム製造業	興国町	H29. 3. 3	■ ばい煙・悪臭・騒音（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ■ 使用薬品等、廃棄物処理（定期報告の義務有） ■ 地下水保全（揚水量制限、定期報告の義務有）

＜備考＞ 1.（一改）は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日
 2.（全改）は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

2 環境衛生対策

（１）衛生害虫等の駆除事業

目 的 感染症予防法に基づき実施するものであり、生活環境から感染症の原因となる衛生害虫を駆除することにより、環境衛生の向上に努める。

内 容 ①衛生害虫駆除事業

薬剤散布による衛生害虫（成虫、幼虫）の駆除及び消毒

人 員 : 2 名

時 期 : 5 月～10 月

場 所 : 市内一円の公共の用地・下水溝・用排水路・墓地等

使用薬品：粒剤

②ネズミ駆除 駆除剤を必要世帯に配布（本庁、支所及び出張所に配備）

（２）八代市環境美化の推進に関する条例

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市民等の環境美化意識の高揚を図り、市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境の確保に努める。

（３）きれいなまちづくり協定

概 要 町内と市が地域美化に取り組むという明確な意思に基づいて、一定の期間、一定の区域についてボランティア美化活動を行うものである。協定締結団体には、市から美化活動用の物品の支給、貸与を行う。

協定締結数 町内会 13、個人（サポーター）2、事業所 1、団体 4 （令和元年 6 月 1 日現在）

（４）災害時の防疫活動

概 要 市災害対策本部設置時において、八代市地域防災計画に基づき「感染症対策」、「消毒の実施」に関する防疫活動のほか、健康管理班と連携し被災者の飲用水の水質検査及び消毒指導を行う。また、災害時に備え防疫薬剤、消毒機材、水質検査用品等の備蓄を行う。

消毒用機材 煙霧機 19、大型動力噴霧機 1、電動噴霧機 5、背負式噴霧機 2（平成 30 年 5 月 1 日現在）

3 廃棄物対策

八代市清掃センターは、昭和 50 年から長年にわたり中北町でごみの焼却や中間処理を担ってきましたが、平成 30 年 7 月から清掃センターに代わり、環境センター（エコエイトやつしろ）が港町で市内全域のごみ処理を開始しました。環境センターの特色として、エネルギー回収推進施設では、ストーカ式焼却炉で 1 日のごみ処理能力は 134 トン、焼却灰はセメント資源化を行います。また、ごみの焼却熱を利用して蒸気タービン発電機による発電を行い施設内で利用するほか余剰分を売電する仕組みとなっています。マテリアルリサイクル施設では、資源物の破砕、選別、圧縮処理と保管を行います。さらに管理棟には 150 人収容の多目的ホールなどを備え、廃棄物や環境関連の学習拠点となることを目的としています。今後は、環境センターを中心に、ごみの適正処理や減量化に関する啓発事業を継続してまいります。

（１）ごみ減量化対策事業

①燃えるごみの有料指定袋排出制度

平成 11 年 4 月から、有料指定袋制度を導入し、家庭から排出される燃えるごみについては、大袋 50 円／枚、中袋 35 円／枚、小袋 20 円／枚のごみ処理手数料を負担してもらうことにより、燃えるごみの減量化の推進とごみ処理に対する受益者負担の適正化に努めている。

②家庭における生ごみの減量化に対する助成制度

平成 4 年度から、生ごみ堆肥化容器の設置世帯に購入金額の半額助成（1 世帯 3 基まで、1 基当たり 3,000 円を上限とする）を実施している。また、平成 9 年度からは生ごみ処理機についての助成制度も実施している。生ごみ処理機の助成額については、平成 27 年度から上限額を 30,000 円に引き上げ、また、生ごみ堆肥化容器の助成額については、平成 30 年度から上限額を 5,000 円に引き上げ、生ごみの堆肥化等に取り組む市民への支援策を強化し、燃えるごみの減量化を推進している。

生ごみ堆肥化容器等助成内容

種 別	助成率	助成額上限	設置基数
生ごみ堆肥化容器	2 分の 1	5,000 円	1 年間に 1 世帯 3 基まで
生ごみ処理機	2 分の 1	30,000 円	5 年間に 1 世帯 1 機まで

※ただし、平成 29 年度までの生ごみ堆肥化容器助成額上限は 3,000 円。

生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機設置助成実績

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30
申請者数（人）	96	137	122	93	88
設置補助基数（基）	112	157	140	111	98
助成金交付額（円）	1,084,320	1,808,876	1,365,605	836,674	1,209,214

③段ボール箱を使った生ごみ堆肥化推進事業

八代市域内で排出されている燃えるごみの 4 割以上を生ごみが占めており、この生ごみの減量化は継続した課題のひとつである。

そこで、平成 19 年度から手軽に始められる「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」を多くの市民に

取り組んでもらうため、講習会や出前講座の際に『体験用キット』を無料で配布している。平成 30 年度に堆肥化キットを販売する市内店舗がなくなったことから、日常的にこの方法による生ごみ減量化は困難となったため、平成 30 年度は 13 名への体験用キット配布に留まっているが、今後もコンポストや生ごみ処理機等、他の生ごみ減量化行動への導入手法として推奨していく。

④ごみ減量化・リサイクル推進の啓発

ごみの減量化やリサイクルを市民の身近な問題として認識してもらうため、これらの情報を出前講座や市報、市ホームページ、エフエムやつしろ等により発信している。

⑤環境学習講師派遣事業

平成 25 年度より、幼少期からのごみや環境に関する教育の重要性に着目し、市内の保育園、幼稚園、小学校を対象に環境団体等を講師として派遣する学習会を実施している。

(2) 廃棄物処理対策事業

廃棄物処分場等の周辺環境調査の実施のほか、国土交通省並びに熊本県（八代保健所）と連携して、廃棄物不法投棄合同パトロールを実施するなど、不法投棄と野焼きの未然防止のための啓発活動などを行うことで、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に努めている。

①昭和同仁町廃棄物処分場周辺環境調査〔2 回／年〕

②二見最終処分場調査〔2～6 回／年〕

③二見最終処分場関係地下水調査〔1 回／年〕

④敷川内環境保全用地周辺地下水調査〔2 回／年〕

⑤敷川内環境保全用地浸出水調査〔4 回／年〕

⑥坂本町今泉地区周辺環境調査〔2 回／年〕

⑦『多量排出事業所』の指定

事業系一般廃棄物の「多量排出事業所」を指定し、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、必要に応じて助言、指導を行うことで、八代市内における、事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクル推進の誘導を図る。〔平成 12 年度から実施、平成 30 年度 186 事業所を指定〕

⑧廃棄物不法投棄合同パトロール

八代市における廃棄物の不法投棄等について、関係機関との連携を強化し、対応の迅速化を図る。

〔平成 7 年度から八代市と熊本県（八代保健所）により実施。平成 21 年度からは国土交通省八代河川国道事務所、平成 24 年度からは一般社団法人熊本県産業資源循環協会南部支部及び熊本県建設業協会八代支部も参加〕

⑨八代市不法投棄監視指導員

パトロールによる不法投棄や野焼きの早期発見・早期指導を図るとともに、市民からの通報に対して迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、不法投棄監視指導員として非常勤職員 2 名を委嘱し、市民の快適な生活環境の保全に努めている。〔平成 19 年度から嘱託職員 1 名、平成 24 年度から非常勤職員 2 名にて、廃棄物の不法投棄等について、監視パトロールや事案の調査及び改善指導などの業務を実施〕

4 廃棄物処理

(1) 一般廃棄物の処理

①ごみ（平成30年度）

ア ごみ収集

a 南部ブロック／八代及び坂本地域

処理施設：八代市清掃センター（H30.6まで）及び八代市環境センター（H30.7から）

◎収集体制（全面委託）

○八代地域

- ・可燃物 業者：協業組合 八代清掃公社
収集作業員24名 委託料120,852千円
車両台数9台（塵芥車）、予備車3台（塵芥車）
- ・資源物 業者：協業組合 八代清掃公社
収集作業員15名 委託料76,098千円
車両台数8台（平ボディ車7台、2tパッカー車1台）
業者：八代廃棄物処理協同組合
収集作業員15名 委託料76,098千円
車両台数8台（平ボディ車7台、2tパッカー車1台）

○坂本地域

- ・可燃物 業者：亀田産業（有）
及び資源物 収集作業員 8名 委託料21,253千円
車両台数5台（2tパッカー車1台、平ボディ車4台）

◎収集回数及び収集実績

○八代地域

- ・可燃物 平成11年4月から有料指定袋制の導入（昭和50年7月1日から袋収集を導入）ステーション方式（1,970箇所）で全域週2回（月・木、火・金、水・土）
収集実績：15,909.60トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集（391箇所）
収集実績：3,113.36トン

○坂本地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成9年4月から有料指定袋制度を導入）ステーション方式（176箇所）で全域週2回（月・木、火・金）
収集実績：515.24トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集（80箇所）
収集実績：202.98トン

◎施設（清掃センター及び環境センター）への直接持込み実績

- ・可燃物 12,616.40トン（内 公共搬入物 106.26トン）
- ・資源物 1,105.84トン（内 公共搬入物 1.82トン）
（千丁・東陽・泉地域の中型ごみ分 5.60トン）

b 北部ブロック／千丁・鏡・東陽・泉地域

処理施設：生活環境事務組合クリーンセンター（H30.6まで）及び
八代市環境センター（H30.7から）

◎収集体制（全面委託）

○千丁地域

- ・可燃物 業者：（有）ティ・エム・ディ
及び資源物 収集作業員 8名 委託料 21,070千円
車両台数4台（2tパッカー車2台、平ボディ車2台）

○鏡地域

- ・可燃物 業者：（株）三大
収集作業員 6名 委託料 25,337千円
車両台数3台（2tパッカー車）
- ・資源物 業者：（有）水野産業
収集作業員 4名 委託料 20,315千円
車両台数2台（2tダンプ1台、平ボディ車1台）

○東陽地域

- ・可燃物 業者：前田産業
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 12,585千円
車両台数3台（2tパッカー車1台、平ボディ車2台）

○泉地域

- ・可燃物 業者：（有）吉田建設二級建築士事務所
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 17,496千円
車両台数3台（2tパッカー車1台、平ボディ車1台、
2tダンプ1台）

◎収集回数及び収集実績

○千丁地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成6年度から指定袋制度を導入）
ステーション方式（154箇所）で全域週2回（月・木、火・金）
収集実績： 1,147.39トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集（22箇所）
収集実績： 149.13トン

○鏡地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成7年度から指定袋制度を導入）
路線収集とステーション方式（430箇所）で全域週2回（月・木、火・金）
収集実績： 2,582.03トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集（45箇所）
収集実績： 517.22トン

○東陽地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成12年度から指定袋制度を導入）
ステーション方式（61箇所）で全域週2回（月・木、火・金）
収集実績： 306.65トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集（34箇所）
収集実績： 94.91トン

○泉地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成11年度から指定袋制度を導入）
ステーション方式（144箇所）で全域週1回（月、火、水、金）及び月1回
の木曜日に予備収集を実施
収集実績： 249.28トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集（46箇所）
収集実績： 114.68トン

イ 一般廃棄物処理手数料

※八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条、第12条関係(平成30年3月23日改定)

別表第2 (第10条関係)

1	集積所に排出できるごみのうち燃えるごみ	市が指定する袋(大) 45リットル	1枚当たり50円
		市が指定する袋(中) 30リットル	1枚当たり35円
		市が指定する袋(小) 15リットル	1枚当たり20円
2	市が指定する施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量10kg当たり100円 搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
3	市が指定する施設に搬入できる大型ごみ	別表第3に掲げるもの	
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量10kg当たり50円

別表第3 (第10条、第12条関係)

ユニット型エアコンディショナー		1個当たり	1,500円
テレビジョン受信機	大 16型及び16V型以上	1個当たり	1,000円
	小 15型及び15V型以下	1個当たり	500円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	大 171リットル以上	1個当たり	1,500円
	小 170リットル以下	1個当たり	1,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1個当たり	1,000円
温水器、ボイラー		1個当たり	1,000円
スプリング入りマットレス		1個当たり	1,000円
備考			
1 ユニット形エアコンディショナーは、ウインドウ形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。 2 テレビジョン受信機は、ブラウン管式のもの、液晶式もの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のものに限る。 3 ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機の収集及び運搬については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する料金が支払われているものに限る。			

ウ 八代市環境センター（八代市港町299番地）

※平成30年7月1日より受入を開始

敷地面積 55,463.81㎡（廃棄物処理エリア 約3.1万㎡、緑地エリア 約2.5万㎡）

エネルギー回収推進施設（DBO事業）

工 期	着工 平成27年3月18日	しゅん工 平成30年9月30日
施 工 者	日立造船株式会社	
運営期間	自 平成30年10月1日	至 平成50年9月30日
運営業務	八代環境テクノロジー株式会社	
処理能力	134t/日（67t/日×2炉）	
処理方式	焼却方式（ストーカ式）＋セメント原料化＋山元還元	
建築概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上5階 延床面積8,733.40㎡（ランプウェイ含む）	
施設概要	燃焼設備 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式（蒸気条件4.0MPa×400℃） 排ガス処理設備 無触媒脱硝装置 バグフィルタ（薬剤噴霧装置、活性炭吹込装置） 余熱利用設備 蒸気タービン（定格出力2,880kW） 熱源供給設備（供給熱量2GJ/h） 排水処理設備 生物処理＋凝集沈殿＋ろ過＋膜処理 場内再利用（無放流） 計量棟・受付棟 鉄骨造 地上1階 延床面積372.90㎡ 計量機（入場2基、退場1基）	

マテリアルリサイクル推進施設

工 期	着工 平成28年5月30日	しゅん工 平成30年7月31日
処理能力	18 t /5 h	
処理方式	破碎、選別、圧縮、保管	
建築概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階 延床面積6,284.97㎡	
施設概要	資源物受入ヤード、保管ヤード 高速回転破碎機（処理能力3.3 t /5 h） 集じん設備（サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置）	

管理棟

工 期	着工 平成28年9月23日	しゅん工 平成30年6月7日
建築概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 延床面積2,573.57㎡	
施設概要	事務室、会議室、研修室、多目的ホール、環境学習コーナー	

車庫棟・洗車棟

工 期	着工 平成29年3月23日	しゅん工 平成30年6月8日
建築概要	鉄骨造 地上1階 延床面積1,332.05㎡	

緑地エリア

工 期 着工 平成30年3月28日 しゅん工 平成31年3月22日
敷地面積 約2.5万㎡

エ ごみ焼却処理施設・八代市清掃センター（八代市中北町3743）

※平成30年6月30日をもって受入を終了

オ 八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町梶313番地1）

※平成30年6月30日をもって八代市からの搬入を終了

施設概要は75ページ参照

カ 八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町梶353番地1）

※平成30年6月30日をもって八代市からの搬入を終了

施設概要は75～76ページ参照

キ 不燃物処理資源化施設（八代市中北町3743）

※平成30年6月30日をもって運転を終了

ク 樹木剪定くずリサイクル事業

目 的 樹木剪定くずの処理については、破碎処理後チップ化して、堆肥製造の資源としてリサイクルするなど、焼却処理による環境負荷の低減や資源の有効利用に資するため。

施行年月日 平成15年7月1日

委 託 先 八代地域農業協同組合

委 託 料 平成30年度：7,807千円

リサイクル実績 平成30年度：421.30トン

②し尿

ア 収集

a 収集方法

許可業者：し尿汲取り業 3 業者 バキューム車数 19 台
 浄化槽清掃業 4 業者 バキューム車数 32 台（うち 28 台は、し尿兼用）
 汚泥濃縮車数 2 台
 脱水汚泥運搬車 1 台

b 収集実績（平成 30 年度） 47,641.12 kℓ

イ し尿処理施設・八代市衛生処理センター（八代市郡築十二番町 243 番地 2）

a 設 置

工 期 着工 昭和 34 年 2 月 10 日 竣工 昭和 36 年 9 月 21 日
 施 工 者 大平建設工業株式会社
 消 化 方 式 嫌気性加温式
 処 理 能 力 36kℓ/24H
 総 工 事 費 40,626 千円
 財 源 内 訳 国庫補助 9,213 千円 地方債 21,000 千円 一般財源 10,413 千円
 工事費内訳 主体工事 38,534 千円
 し尿消化槽機械 消化槽機械工事 電気室工事ほか
 附帯工事 2,092 千円
 道路橋梁工事 事務室電気工事 井戸補償 井戸用地
 電気工事負担金 橋梁拡張 事務費倉庫新築その他

b 増 設

工 期 着工 昭和 42 年 10 月 15 日 竣工 昭和 44 年 3 月 29 日
 施 工 者 株式会社 西原環境衛生研究所
 消 化 方 式 加温式ネオ促進消化式
 処 理 能 力 50kℓ/24H
 総 工 事 費 86,106 千円
 財 源 内 訳 国庫補助 23,000 千円 地方債 36,300 千円 一般財源 26,806 千円
 工事費内訳 主体工事 78,492 千円
 投入設備 給水工事 塩素消毒装置
 汚泥脱水装置 汚泥濃縮槽 機械器具営繕損料
 希釈水取水工事 配管工事 電気工事
 計量ポンプ 消化槽 加温装置
 予備曝気沈殿池調整槽 ブロワ室 沈殿池
 機械室 エアレーションタンク ポンプ工事
 附帯工事 7,614 千円
 管理事務所建設 さく井追加工事 搬入車道工事
 希釈水取水附帯工事 放流管工事 基礎工事
 用地購入費 事務費
 管理者住宅移転補修工事 テストボーリング工事

敷 地 面 積 9,490 m²

現在処理能力 50kℓ/24H（平成 9 年 5 月、旧系列 36kℓ/24H 休止）

職 員 数 民間委託 6 名

c 延命化工事

平成 22 年度に衛生処理センター劣化度診断を実施し、施設の健全度の目視評価
 平成 23 年度（平成 22 年度繰越明許費）

防水工事（管理棟、前処理室、ボイラー棟）、管理棟屋内照明設備更新

平成 24 年度

破砕機No.1 修繕工事、消化槽緊急対策修繕、消化槽汚泥計量槽移設工事

平成 25 年度

消化槽改修工事（プラント工事）、消化槽改修保温工事（建築工事）、
ガスタンク改修工事（機械工事）

平成 26 年度

前処理施設改修工事（プラント工事）、ばっ気ブロワ取替工事（機械工事）

平成 30 年度

衛生処理センター機器耐震化工事（プラント工事）

ウ し尿処理施設・八代市浄化槽汚泥処理施設（八代市新港町 3 丁目 1 番地）

a 設 置

工 期 着工 平成 16 年 9 月 21 日 竣工 平成 18 年 12 月 10 日

施 工 監 理 長藤・金橋委託共同企業体

施 工 者 プラント 古河産機システムズ株式会社九州支店
建築 大同・ユタカ・イーグル建設共同企業体
建築電気設備 株式会社イチデン
建築機械設備 第一設備工業株式会社
トラックスケール 松岡機工株式会社

処 理 方 式 直接脱下水下道放流方式

処 理 能 力 96kℓ／8H（浄化槽汚泥）

総 工 事 費 1,012,490 千円

財 源 内 訳 地方債 757,200 千円 一般財源 255,290 千円

施 設 概 要 地下 1 階、地上 2 階鉄筋コンクリート造り
受入設備、夾雑物除去設備、汚泥脱水設備、用水設備、脱臭設備

敷 地 面 積 3,993.78 m²（H26 年 2 月所管換）

建 物 面 積 1,439.93 m²

職 員 数 3 名 ・民間委託 4 名

b 脱水汚泥処分（委託処理）

（通常期間）（H30.4～H31.3）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）
車 両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン）
委 託 料 12,350 円／トン（税抜き）（H30.4,5）
12,700 円／トン（税抜き）（H30.6～H31.3）
平成 30 年度決算額 16,443 千円（1,205.85 トン）

中 間 処 理 委託業者 ハラサングョウ（株）（長崎県東彼杵郡川棚町）
処理方法 焼却後、土壌改良剤または熔融スラグとして再利用
委 託 料 11,000 円／トン（税抜き）（H30.4,5）
11,000 円／トン（税抜き）（H30.6～H31.3）
平成 30 年度決算額 14,326 千円（1,205.85 トン）

（上記中間処理業者の定期修繕期間）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）
車 両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン）
委 託 料 12,900 円／トン（税抜き）（H30.6～H31.3）
平成 30 年度決算額 2,598 千円（186.46 トン）

中 間 処 理 委託業者 三菱マテリアル（株）九州工場（福岡県京都郡苅田町）
処理方法 焼却後、セメント原料として再利用
委 託 料 12,500 円／トン（税抜き）（H30.6～H31.3）
平成 30 年度決算額 2,518 千円（186.46 トン）

エ し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）
施設概要は 76 ページ参照

(2) 八代市環境センター建設事業

目 的 市内全域で発生するごみ（一般廃棄物）の全量を、将来にわたり安全かつ安定して処理するために、また、老朽化した清掃センター（1975年6月30日供用開始）に替わる新しいごみ処理施設として、環境センターを建設し、平成30年10月1日より供用開始した。

事業内容 環境センター施設の整備・運営

- ・エネルギー回収推進施設整備・運営【施設規模：134 t / 日】
- ・マテリアルリサイクル推進施設整備【施設規模：18 t / 5 h】
- ・管理棟、緑地、屋外付帯等整備
- ・施設整備に伴う調査、測量等

総事業費 約 24,000,000,000 円（20年間運営費含む）

事業期間 平成22年度～平成30年度（施設整備）

平成30年度～平成50年度（施設運営）

交付金制度 循環型社会形成推進交付金【環境省】

二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金【環境省】

計画 循環型社会形成推進地域計画（第2期：H27～H31）

各年度事業費

H24年度実績	事業費： 22,723,500 円
H25年度実績	事業費： 12,909,500 円
H26年度実績	事業費： 245,469,308 円
H27年度実績	事業費： 740,321,844 円
H28年度実績	事業費： 2,780,485,549 円
H29年度実績	事業費： 5,974,241,541 円
H30年度実績	事業費： 6,453,373,706 円

主な事業

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・基本計画・設計（H22～H23）
- ・処理システム検討委員会（H22～H23）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・用地購入（H26、H27）
- ・環境センター施設整備・運営事業（H26～H50）
- ・環境センター建設事業に伴う設計施工監理（H26～H30）
- ・環境影響評価事後調査（H26～H31）
- ・実施設計（管理棟、車庫洗車棟、緑地エリア、緑地エリア便所棟）（H27）

進捗状況

- ・環境センター建設地の造成工事着手（H27.12）
- ・環境センターの建設工事（H28.4～H31.3）
- ・環境センターごみ受入開始（H30.7）
- ・マテリアルリサイクル推進施設の供用開始（H30.8）
- ・エネルギー回収推進施設の供用開始（H30.10）

5 斎 場

(1) 八代市斎場 (八代市松崎町 370 番地の 1)

工 期 着工 昭和 55 年 2 月 27 日 竣工 昭和 55 年 10 月 30 日

敷地面積 4,234 m²

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 771.72 m²

火葬棟 464.52 m² (炉室 5 基、告別室、安置室、収骨室)

待合棟 253.20 m² (和室 3 室、事務室)

渡り廊下、管理人住宅

総事業費 336,559,491 円

財源内訳 地方債 168,800,000 円 一般財源 167,759,491 円

斎場使用料

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

種 別		単 位	使 用 料 (円)	
			市 内	市 外
遺 体	15 歳 以 上	1 体	5,000	20,000
	15 歳 未 満	1 体	3,500	15,000
死 産 児		1 体	2,500	10,000
改葬等による焼骨料		1 体	1,500	5,000
産 汚 物 類		1 個	500	1,000

平成 30 年度 (4 月～翌 3 月) 火葬件数 1,342 件 (うち市外居住者 36 件)

(2) 八代生活環境事務組合斎場 (八代市東陽町南 2811)

施設概要は 76～77 ページ参照

IX 健康福祉

1. 援	護		185
2. 児	童	福	祉 189
3. 高	齡	者	福 祉 200
4. 障	がい	者	(児) 福祉 216
5. 国	民	年	金 224
6. そ	の	他	の 福祉 225
7. 健	康	福	祉 施 設 229
8. 医	療	機	関 232
9. 国	民	健	康 保 険 事 業 234

援 護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

年度	区 分	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	介 護 扶 助	医 療 扶 助	出 産 扶 助	生 業 扶 助	葬 祭 扶 助	就労 自立 給付金	進学準備 支援金	施 設 事務費	実世帯 人 員	保護率 ‰	総 額
H26	世 帯 数	14,065	12,005	574	3,912	14,343	1	360	25	6		425	1,380	28.19	
	人 員	18,228	15,324	766	4,028	17,047	1	431	25	6		425	1,764	13.71	
	支 給 額 (千 円)	769,362	279,660	9,486	70,392	1,496,237	1,170	6,942	4,070	306		84,165			2,721,790
H27	世 帯 数	14,392	12,459	491	4,040	14,895	2	391	23	5		449	1,408	28.83	
	人 員	18,346	15,695	732	4,206	17,533	2	433	23	5		449	1,791	14.03	
	支 給 額 (千 円)	773,461	300,950	9,026	76,920	1,569,550	1,056	7,459	5,376	433		90,655			2,834,886
H28	世 帯 数	14,389	12,560	473	3,989	15,288	1	322	23	9		440	1,449	29.72	
	人 員	18,031	15,725	705	4,171	17,878	1	357	23	9		440	1,802	14.24	
	支 給 額 (千 円)	766,054	312,917	8,466	75,885	1,626,533	222	5,764	3,673	667		90,472			2,890,653
H29	世 帯 数	14,317	12,688	424	4,650	15,383	0	315	29	12		448	1,449	29.50	
	人 員	17,558	15,580	581	4,835	17,897	0	323	29	12		448	1,771	14.10	
	支 給 額 (千 円)	738,978	320,452	7,040	79,953	1,656,657	0	4,848	5,042	862		95,138			2,908,970
H30	世 帯 数	14,265	12,886	394	4,862	15,452	2	289	34	16	4	492	1,459	29.44	
	人 員	17,423	15,637	599	5,056	18,013	2	316	34	16	4	492	1,775	14.24	
	支 給 額 (千 円)	694,587	331,706	6,049	84,876	1,619,820	691	4,103	5,983	1,037	1,000	103,079			2,852,931

②保護世帯類型別推移

(停止中のものを除く)

年度	単 身 世 帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・ 障害	その他	高齢者	母子	傷病・ 障害	その他	
H26	643	234	218	84	42	50	104	1,375
H27	720	232	185	78	42	42	111	1,410
H28	770	235	165	79	35	41	111	1,436
H29	797	258	136	81	37	38	95	1,442
H30	842	255	119	74	32	43	85	1,450

③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度か らの繰越	年度内 受 理	開始	取下・ 却下	
H26	7	246	189	54	10
H27	10	256	211	47	9
H28	15	249	192	52	14
H29	14	246	187	60	13
H30	13	244	172	69	16

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

年度	区分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	勤労収入の減少	働いていた者の死別・別離・不在	年金仕送り等の減少・喪失	その他	計
H26		83	2	24	2	49	29	189
H27		89	2	38	5	55	22	211
H28		44	3	30	5	78	32	192
H29		30	4	19	4	96	34	187
H30		18	0	11	7	116	20	172

イ 年度別廃止理由別状況

年度	区分	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡失そう	勤労収入の増加取得	年金仕送り等の増加	施設入所	医療費の他法負担	その他	計
H26		0	0	75	22	14	3	1	43	158
H27		0	0	57	25	10	5	1	67	165
H28		1	0	66	20	14	5	1	62	169
H29		0	0	71	20	11	8	3	77	190
H30		0	0	73	17	3	4	1	62	160

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等（学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費）

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)
小 学 校	971	16,380,631	1,319	17,460,946	1,296	17,383,397	1,282	19,538,761	1,407	23,156,049
中 学 校	599	19,826,937	954	19,703,424	858	20,395,174	968	24,632,980	1,029	29,627,393
合 計	1,570	36,207,568	2,273	37,164,370	2,154	37,778,571	2,250	44,171,741	2,436	52,783,442

②修学旅行費

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)
小 学 校	566	3,939,661	575	4,875,398	579	4,830,318	585	4,380,044	568	4,526,726
中 学 校	208	12,469,155	196	12,081,456	188	11,723,934	195	11,998,272	195	12,306,927
合 計	774	16,408,816	771	16,956,854	767	16,554,252	780	16,378,316	763	16,833,653

③医療費

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)
小 学 校	331	2,620,702	285	2,257,940	236	1,785,696	189	1,423,868	209	1,359,696
中 学 校	139	1,358,807	131	1,663,878	84	881,760	88	1,025,596	56	535,737
合 計	470	3,979,509	416	3,921,818	320	2,667,456	277	2,449,464	265	1,895,433

④給食費

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)	延べ人員	金額 (円)
小 学 校	971	41,519,218	1,026	44,028,253	1,017	44,262,403	1,002	43,988,039	1,010	45,352,933
中 学 校	586	29,051,194	576	28,375,119	585	28,767,106	579	29,157,161	566	29,383,888
合 計	1,557	70,570,412	1,602	72,403,372	1,602	73,029,509	1,581	73,145,200	1,576	74,736,821

(3) 災害援助

①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目 的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順位

(範囲) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡者の死亡当時、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

(順位) a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

b a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

c 兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に対象とする。

支給額(死亡者 1 人当たり)

- ・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円
- ・その他の場合 250 万円

※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

支 給 額 ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円
・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う(所得制限あり)。

貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合
150 万円
 - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
250 万円
 - ・住居が半壊した場合
270 万円
 - ・住居が全壊した場合
350 万円
- b 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
150 万円
 - ・住居が半壊した場合
170 万円
 - ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）
250 万円
 - ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合
350 万円

償還期間 10 年とし、据置期間はうち 3 年

利 率 据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 3%

（ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。）

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害（重傷に該当するものを除く）のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

2 児童福祉 社

(1) 設置状況

①保育所

(平成31年4月1日現在)

区分	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳 未満児	3歳 以上児	計		
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	人 60	人 19	人 40	人 59	㎡ 697.81	H 8. 3. 4 (改築)
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	20	25	45	808.10	H13. 3.31 (新築)
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	10	14	24	712.54	S55. 3.31 (改築)
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	17	23	40	602.97	H10. 3.27 (")
	郡築しおかぜ保育園	郡築6番町81-3	S34.4.1	70	17	33	50	658.21	S63. 3.31 (")
	白島ざんが保育園	郡築2番町110-3	S35.11.1	45	9	28	37	460.03	S51. 2.24 (")
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	43	77	120	1,403.22	H14. 3.25 (")
	鏡 保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	43	60	103	969.16	H 6.11 (新築)
	鏡 第二保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	6	25	31	437.23	S53.12 (")
	河 俣保育園	東陽町河俣2620	S32.4.1	25	5	5	10	289.23	H 8. 3 (")
立	下 岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	6	12	18	300.00	S54. 4 (")
	小 計	11園		695	195	342	537		
	白 鷺保育園	本町2丁目3-46	S25.10.1	80	29	48	77	499.96	H 5.11.30 (改築)
	昭 和保育園	昭和明徴町834-7	S35.5.10	60	25	25	50	569.50	S60. 2.15 (")
	く お ん 保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	35	66	101	732.76	H16. 3.31 (増築)
	み ほ 保育園	日奈久大坪町3680-1	S37.11.1	70	29	40	69	605.32	H25. 6.23 (改築)
	二 見 中央保育園	二見下大野町131	S38.4.1	50	13	26	39	582.51	H22.11.21 (大規模修繕)
	高 田 東 部保育園	豊原上町2920-2-4	S39.4.1	130	42	70	112	725.03	H 5. 3.20 (新築)
	タ 葉 保育園	若草町3-5	S42.5.1	70	29	40	69	667.34	H16. 2. 1 (改築)
	い ゑ み 保育園	植柳元町5940	S43.5.1	90	40	58	98	352.76	H20. 3.27 (")
立	ゆかり乳児保育園	八幡町1-51-2	S44.5.1	70	30	47	77	553.00	H18. 9.30 (")
	からたち保育園	萩原町1丁目7-36	S44.10.1	40	18	25	43	701.22	H14. 3.15 (")
	— や す ら ぎ 保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	28	39	67	542.01	H16. 3.25 (")
	キ ュ ー ピ ー 保育園	迎町2丁目13-7	S46.2.22	50	20	32	52	651.14	H13.12.25 (")
	ひ の で 保育園	三江湖町1427	S46.4.1	150	74	98	172	846.20	H15. 3 (増築)

区分 公立 私立	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳 未満児	3歳 以上児	計		
私立	たか	清水町4-6	S46.4.1	100	50	61	111	828.91	H15. 3.14 (改築)
	杉の	井揚町274	S46.4.1	100	43	64	107	585.70	H27. 3.13 (")
	和	千丁町古閑出2211-3	S47.3.31	60	24	32	56	382.25	H12. 4. 5 (")
	つる	横手町1648	S47.4.19	140	57	79	136	1,133.15	H10. 4. 1 (")
	しらぬい	高小原町1507-1	S47.5.1	120	54	80	134	785.20	H16. 4. 1 (増築)
	八代白梅	千反町1丁目3-3	S48.5.1	60	21	42	63	567.34	H15. 2.28 (改築)
	八代双葉	松崎町453-4	S48.7.1	90	41	53	94	453.57	H 8. 3.31 (大規模修繕)
	八代つくし	高下西町2283	S49.4.1	130	51	78	129	873.80	H12. 3.24 (改築)
	八代ひまわり	井上町330	S49.4.1	90	43	55	98	605.29	H 8. 4. 1 (")
	天眞	日奈久上西町372-4	S49.6.1	50	19	25	44	313.00	S49. 6. 1 (新築)
	わかみ	古閑中町1356	S50.4.1	90	46	69	115	578.28	H15. 3 (改築)
	バシ	西宮町1452	S50.4.1	70	20	46	66	538.74	H12. 3 (")
	光	二見本町982	S51.4.1	50	13	22	35	404.84	H11. 3.10 (")
	海士	海士江町3428	S52.4.2	140	51	83	134	522.90	H11. 9. 1 (")
	パール	築添町1625-1	S54.4.1	80	41	55	96	383.74	S54. 4. 1 (新築)
公立	わらび	田中西町14-10	S54.4.1	140	68	86	154	761.33	H24. 5 (新築)
	あげまち	揚町35-2	S54.4.1	90	45	52	97	923.64	H29. 3.31 (改築)
	ひかり	新地町1-27-4	H14.3.22	20	9	12	21	293.26	H14. 4. 1 (")
	若葉	鏡町下有佐252	S26.6.1	70	22	48	70	426.91	S47. 3.11 (")
	太陽	東陽町南3100-1	S28.5.1	50	16	25	41	397.21	H28. 3.15 (改築)
	真愛	坂本町百済来上2718-1	S34.11.1	20	4	9	13	360.00	H27. 2. 28 (大規模修繕)
	あけぼの	千丁町新牟田141-1	S43.4.1	100	50	67	117	405.00	H22. 3.24 (増築)
	文政	鏡町両出65-2	S43.4.1	115	39	78	117	673.21	H 3. 5.25 (新築)
	川岳	坂本町川嶽2371-2	S43.5.1	60	22	31	53	566.84	S57. 4.30 (")
	あさひ	坂本町鶴喰2207-2	S48.12.26	50	26	32	58	302.12	S51. 6 (改築)
	わかあゆ	坂本町西部ろ243-10	S55.2.20	50	20	29	49	274.00	S55. 4. 1 (新築)
	鏡しらぬい	鏡町野崎542	S58.3.5	55	15	31	46	374.00	H22. 9.30 (大規模修繕)
	有佐	鏡町中島1344	H17.4.1	80	34	47	81	404.25	S61. 3.31 (新築)
	文政第二	鏡町貝洲826-1	H17.4.1	60	23	26	49	741.68	H31. 3.31 (改築)
	北新地海音	鏡町北新地709-3	S52.5.1	60	25	17	42	469.53	S60. 3 (新築)
	小計	43園		3,400	1,404	2,048	3,452		
合計		54園		4,095	1,599	2,390	3,989		

②施設型（認定こども園・幼稚園）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数			建築 面積	運営形態
					3 歳 未満児	3 歳 以上児	計		
私立	聖愛幼稚園	袋町 5-1	H26. 4. 1	55	人 14	人 41	人 55	m ² 575.89	幼稚園型認定こども園
	八代ひかり 保育園	新地町 1-18	H30. 4. 1	255	94	141	235	1266.44	保育所型認定こども園
	八千把 こども園	上野町 1268-2	H31. 4. 1	195	40	132	172	957.53	保育所型認定こども園
	松寿幼稚園	郡築八番町 45-4	H29. 4. 1	60	0	31	31	605.14	幼稚園

③地域型保育施設

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数				建築 面積	運営形態
					0 歳児	1 歳児	2 歳児	計		
私立	ありんこ園	妙見町 2377-3	H27. 3. 31	12	人 1	人 3	人 7	人 11	m ² 309.31	小規模保育事業 A 型
	リス託児所	郡築八番町 45-4	H27. 3. 31	18	3	7	8	18	58.55	〃
	プチとまと	郡築一番町 179	H27. 3. 31	8	1	1	6	8	70.20	事業所内保育事業

（２）保育料

①令和元年度八代市保育所利用者負担額（保育料）表（小規模保育施設含む）

（単位：円）

階層区分		定 義	3 歳未満児(月額)		3 歳以上児(月額)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 1		生活保護法による 被保護世帯等	0	0	0	0
非 課 税 世 帯	第 2-1	市民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第 2-2	市民税非課税世帯 (第 1 階層及び第 2-1 階層を除く)	6, 000	6, 000	4, 000	4, 000
市 民 税 課 税 世 帯	第 3-1	市民税均等割のみ課税世帯	12, 000	11, 800	10, 000	9, 800
	第 3-2	48, 600 円未満	13, 000	12, 800	11, 000	10, 800
	第 4-1	48, 600 円以上 72, 800 円未満	19, 000	18, 700	17, 000	16, 700
	第 4-2	72, 800 円以上 97, 000 円未満	22, 000	21, 600	20, 000	19, 700
	第 5-1	97, 000 円以上 133, 000 円未満	28, 000	27, 500	25, 000	24, 600
	第 5-2	133, 000 円以上 169, 000 円未満	31, 000	30, 500	27, 500	27, 000
	第 6-1	169, 000 円以上 235, 000 円未満	35, 000	34, 400	30, 000	29, 500
	第 6-2	235, 000 円以上 301, 000 円未満	36, 000	35, 400	30, 000	29, 500
	第 7-1	301, 000 円以上 349, 000 円未満	38, 000	37, 400	32, 000	31, 500
	第 7-2	349, 000 円以上 397, 000 円未満	40, 000	39, 300	32, 000	31, 500
第 8		397, 000 円以上	43, 000	42, 300	34, 000	33, 400

②利用者負担額の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。
 イ 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄弟が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

- ウ 生計を同一にする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが3人以上で、かつ、第3子以降は無料になる。
 エ 階層区分は、4～8月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の平成30年度市民税額、9～3月は令和元年度市民税額に応じて階層を決定する。
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更することがある。
 オ 年齢区分（3歳未満、3歳以上）は、4月1日現在の満年齢で決定する。
 カ 平成28年度から収入約360万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。
 キ 平成29年度から市民税非課税世帯の第二子については無料、収入約360万円未満のひとり親等世帯の第一子については、2-2階層の保育料へと減額措置が講じられる。

※年収360万円未満

- { 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が57,700円未満
 { ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が77,101円未満
 ・ひとり親等世帯 第一子：2-2階層、第二子：無料
 ・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料

③令和元年度 認定こども園（幼稚園認定）の利用者負担額（保育料）表

階層区分		定 義	利用者負担額（月額）
第1		生活保護法による被保護世帯等	0円
第2-1		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（母子・父子・障がい者世帯等の世帯）	0円
第2-2		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（第1階層及び第2-1階層を除く。）	0円
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	第3	77,100円以下	4,900円
	第4	77,101円以上 211,200円以下	9,300円
	第5	211,201円以上	14,500円

④利用者負担額の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。
 イ 第3階層から第5階層までの世帯で、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合の利用者負担額の軽減。

2番目に年齢の高い児童	半額軽減
3番目以降	無 料

- ウ 階層区分は、4～8月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の平成30年度市民税額、9～3月は令和元年度市民税額に応じて階層を決定する。
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更することがある。
 エ 年齢区分（3歳未満、3歳以上）は、4月1日現在の満年齢で決定する。
 オ 上記利用者負担額（保育料）に給食費は含まれていない。
 カ 平成28年度から収入約360万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。

キ 平成 29 年度から市民税非課税世帯の第二子については無料、収入約 360 万円未満のひとり親等世帯の第一子については、2-2 階層の保育料へと減額措置が講じられる。

※年収 360 万円未満

┌ 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満

└ ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満

・ひとり親等世帯 第一子：2-2 階層、第二子：無料

・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料

(3) こども医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 31 年 3 月 22 日一部改正）
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（令和元年 10 月診療分より：満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の 25 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 25 日 19 日以後の提出分 翌々月の 25 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事 業 費	令和元年度 459,402 千円
財 源 内 訳	県 41,852 千円 市 417,550 千円 ※県補助の対象は、4 歳未満の乳幼児及び多子世帯（18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯）において年齢が満 4 歳から満 6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
H30 年度実績	延べ 232,837 件 418,052 千円

(4) 養育医療の給付

目 的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成 25 年 4 月 1 日（県からの権限委譲で実施）
対 象 者	出生時体重が 2,000 g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生した 1 歳未満の乳児
事 業 内 容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支 給 額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。
事 業 費	令和元年度 11,288 千円
財 源 内 訳	国（1/2） 県（1/4） 市（1/4）
H30 年度実績	延べ 87 件 8,212 千円

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

目 的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事 業 内 容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 25 年 9 月 18 日一部改正）
対 象 者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童

	父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童 ※対象となる児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20 歳未満の児童を扶養している者 をいう。
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）の 3 分の 2 を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の 20 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 20 日 19 日以後の提出分 翌々月の 20 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事 業 費	令和元年度 26,095 千円
財 源 内 訳	県（1/2） 市（1/2）
H30 年度実績	延べ 15,174 件 26,930 千円

（６）児童手当

目 的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
事 業 内 容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。
施行年月日	平成 24 年 4 月 1 日
対 象 者	0 歳から中学校修了前（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間）の児童を養育している者
支給額（月額）	0～3 歳児未満 15,000 円 3 歳以上～小学校修了前（第 1 子・第 2 子） 10,000 円 "（第 3 子以降） 15,000 円 中学生 10,000 円 特例給付（受給者が所得制限限度額超過）※平成 24 年 6 月分から 0 歳～中学生 5,000 円
支 払 時 期	6 月、10 月、2 月に、それぞれの前月分までを支給する。
事 業 費	令和元年度 1,956,340 千円
財 源 内 訳	国 1,360,810 千円 県 297,765 千円 市 297,765 千円
H30 年度実績	延べ 175,720 件 1,975,140 千円

（７）児童扶養手当

目 的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
事 業 内 容	子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。
対 象 者	次の条件にあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）にある児童 ④父または母の生死が 1 年以上明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども

- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
 ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支 給 額 (平成31年4月分から)

区 分	全部支給	一部支給
児童 1 人	月額 42,910 円	月額 42,900 円～10,120 円
〃 2 人	10,140 円加算	10,130 円～5,070 円加算
〃 3 人目以降	6,080 円加算	6,070 円～3,040 円加算

支 給 制 限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人		配 偶 者 扶養義務者
	全 部	一 部	
0 人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,390,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

支 払 時 期 令和元年度は4月、8月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給する。

令和2年度以降は、奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

事 業 費 令和元年度 928,000 千円

財 源 内 訳 国 (1/3) 市 (2/3)

H30 年度実績 受給者 1,427 人 748,281 千円

(8) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

目 的 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。

事 業 内 容 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。

施行年月日 平成17年8月1日（平成28年4月1日一部改正）

対 象 者 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人

①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること

②対象資格の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること

④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）

※仕事をしながらの通信制も対象

対 象 資 格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師
 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師
 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士
 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士
 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師
 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士

支 給 期 間 修業期間の全期間（上限は3年間）

支 給 額	市町村民税非課税世帯は月額 10 万円、同課税世帯は月額 7 万 5 百円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税非課税世帯は 5 万円、同課税世帯は 2 万 5 千円)が支給される。(平成25年4月1日改正)
事 業 費	令和元年度 25,628 千円
財 源 内 訳	国 (3/4) 市 (1/4)
H30 年度実績	25,017 千円

(9) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

目 的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事 業 内 容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (平成 29 年 4 月 1 日一部改正)
対 象 者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること ②支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ③過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと (特に必要と認められる場合を除く)
対 象 講 座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
支 給 額	対象講座の受講のために支払った費用の 6 割に相当する額。 ただし、上限は 20 万円、下限は 12 千円とする。 ※雇用保険の受給資格があり、雇用保険の一般教育訓練給付の支給を受ける者に対しては、自立支援教育訓練給付金との差額を支給する。(平成29年4月1日改正)
事 業 費	令和元年度 97 千円
財 源 内 訳	国 (3/4) 市 (1/4)
H30 年度実績	81 千円

(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業

目 的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事 業 内 容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (平成 28 年 4 月 1 日一部改正)
対 象 世 帯	対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭 ③未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合 (所定内労働時間の就業を除く。)に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭

支給内容 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅）
子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）

利用者負担

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
前記以外の世帯	150 円	300 円

事業費 令和元年度 192 千円
財源内訳 県（3/4） 市（1/4）
H30 年度実績 143 千円

（11）地域子育て支援センター事業

目的 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進
②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
⑤地域支援活動の実施

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
実施施設 6 カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）

事業費 令和元年度 40,251 千円
財源内訳 国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
H30 年度実績 46,251 千円

（12）病児・病後児保育事業

目的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

事業内容 保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
対象児童 0 歳～小学生まで
実施施設 3 カ所

{

「キッズルーム」八代乳児院内子育て支援棟、

「キッズケアホーム」横手新町谷口ハイツ 201、

「病児・病後児ハウスひかり」八代ひかり保育園横

※令和元年 4 月から、氷川町に「八代北部地域医療センター 病児・病後児保育室「ハグ・くむ」」が開設（氷川町・八代市で相互利用）

利用者負担 生活保護世帯 無料

市民税非課税世帯 1,000 円/人
 それ以外の世帯 2,000 円/人
 ※連続して利用する場合、2 日目以降 1,000 円/人
 事業費 令和元年度 26,310 千円
 財源内訳 国 (1/3) 県 (1/3) 市 (1/3)
 H30 年度実績 23,670 千円

(13) 子育て短期支援事業

目的 一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
 事業内容 一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。
 ①ショートステイ
 ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）
 実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象児童 0 歳～18 歳まで
 実施施設 2 カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）
 利用者負担

区 分		ショートステイ	トワイライトステイ	
			夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2 歳未満児	0 円	0 円	0 円
	2 歳以上児	0 円		
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2 歳未満児	1,100 円	300 円	600 円
	2 歳以上児	1,000 円		
一般世帯	2 歳未満児	5,000 円	750 円	1,350 円
	2 歳以上児	2,750 円		

事業費 令和元年度 1,570 千円
 財源内訳 国 (1/3) 県 (1/3) 市 (1/3)
 H30 年度実績 1,419 千円

(14) 放課後児童健全育成事業

目的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事業内容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。
 実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象児童 小学校の児童
 委託料 開設日数及び児童数により変動
 （例：250 日、36～45 人の場合、4,306,000 円）
 ※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり
 ※その他、補助事業あり（放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業）
 実施クラブ 29 クラブ
 事業費 令和元年度 210,413 千円
 財源内訳 国 (1/3) 県 (1/3) 市 (1/3)
 H30 年度実績 178,536 千円

(15) こどもプラザ事業

目 的	気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。
事 業 内 容	地域子育て支援拠点事業 主に乳幼児（0～3 歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施年月日	平成 19 年 9 月 3 日
設 置 場 所	こどもプラザすくすく（マックスバリュー八代店 2 階） こどもプラザわくわく（イオン八代店 2 階）
事 業 費	令和元年度 11,780 千円
財 源 内 訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
H30 年度実績	10,754 千円

(16) 子育て相談事業

目 的	子育て親子や妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所に利用者支援専門員を配置し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
実施年月日	平成 27 年 8 月 3 日
設 置 場 所	こどもプラザわくわく内（イオン八代店 2 階）
開 設 日	10：00～16：00（月～金）
事 業 費	令和元年度 2,156 千円
財 源 内 訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
H30 年度実績	2,124 千円

(17) ファミリー・サポート・センター事業

目 的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、相互に援助を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
事 業 内 容	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
実施年月日	平成 19 年 9 月 3 日
設 置 場 所	八代市役所こども未来課内
事 業 費	令和元年度 2,345 千円
財 源 内 訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
H30 年度実績	2,684 千円

(18) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	竹原町 1447	明治 33 年	51 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

目 的	在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
助 成 対 象	次の各号の条件に該当する者 ①八代市に引き続き 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者 イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児） ウ 療育手帳 A1 または A2 を所持する者（児） ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者
助成の対象となる経費	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分で、要介護高齢者等が利用しやすいようにするための改造に必要な経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。 ただし、改造を行うときに増築または改築を伴うことがやむを得ないと認められた場合は、その認められた範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
助 成 額	助成対象限度額 70 万円

改造実施者の属する世帯の階層区分		助 成 率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	生計中心者の当該年度分市民税非課税世帯	3 分の 3
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

H30 年度実績	高齢者	件数	1 件（3 分の 3）	助成金額	350,000 円
	障がい者	件数	1 件（3 分の 2）	助成金額	466,000 円

(2) 後期高齢者医療制度

目 的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75 歳以上および 65 歳以上で一定の障害がある人を対象に創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成 20 年 4 月 1 日

対 象 者 県内に住所を有する 75 歳以上の人及び 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：22,870 人(H31.3.31 現在)

事業内容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
 - ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・被保険者証の引き渡し
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係および滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
 - ・療養費関係支給申請書および届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
 - ・被保険者資格の認定・管理
 - ・被保険者証の交付
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定および支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額 62 万円

ア 熊本県の均一保険料（令和元年度）

均等割額 47,900 円 所得割率 9.26%

イ 軽減措置

- a 令和元年度は、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が 8.5 割、8 割、5 割、2 割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から 2 年間に限り、均等割額は 5 割軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の 1 割（現役並み所得者は 3 割）を自己負担する。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1 カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1 カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額療養費)

負担割合	負担区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
3 割負担	住民税課税所得 690 万円以上	252, 600 円 + (かかった医療費 - 842, 000 円) × 1% [140, 100 円] ※	
	住民税課税所得 380 万円以上	167, 400 円 + (かかった医療費 - 558, 000 円) × 1% [93, 000 円] ※	
	住民税課税所得 145 万円以上	80, 100 円 + (かかった医療費 - 267, 000 円) × 1% [44, 400 円] ※	
1 割負担	一 般	18, 000 円 (年間上限 144, 000 円)	57, 600 円 [44, 400 円] ※
	低所得者Ⅱ	8, 000 円	24, 600 円
	低所得者Ⅰ		15, 000 円

※ [] 内は過去 12 カ月以内に 4 回以上高額療養費の支給があった場合の、4 回目以降の限度額。

オ 1 年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1 年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に応請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額介護合算療養費)

負担割合	負担区分	年額 (H30. 8～R1. 7)
3 割負担	住民税課税所得 690 万円以上	212 万円
	住民税課税所得 380 万円以上	141 万円
	住民税課税所得 145 万円以上	67 万円
1 割負担	一 般	56 万円
	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)

被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の 1 割(現役並み所得者は 3 割)を自己負担する。

キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)

急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額支払い、後から市町村窓口に応請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。

ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)

葬祭を行った者に対して葬祭費 2 万円が支給される。

事業運営年度推移（実績）

（金額単位：財政状況・千円）

年 度				H25	H26	H27	H28	H29		
項 目										
被 保 険 者 数（年間平均・人）				21,936	22,055	22,223	22,459	22,603		
人 口（年間平均・人）				132,487	131,566	130,602	129,891	129,060		
加 入 率		対 人 口 比（％）		16.6	16.8	17.0	17.3	17.5		
賦 課	保 険 料 率	所 得 割 率（％）		9.26	9.26	9.26	9.26	9.26		
		均 等 割 額（円）		47,900	47,900	47,900	47,900	47,900		
	調定額（現年度分）（千円）			1,070,017	1,050,296	1,022,146	1,020,874	1,067,237		
	一人当たりの調定額（現年度分）（円）			48,779	47,730	45,995	45,274	47,217		
	賦 課 限 度 額（円）			550,000	570,000	570,000	570,000	570,000		
	財 政 状 況	後期高齢者医療特別会計	入	保険料	特 別 徴 収	732,703	709,977	687,804	689,959	719,477
普 通 徴 収					331,954	337,592	331,776	331,320	344,017	
滞 納 繰 越 分					5,864	3,947	5,188	4,421	2,916	
使 用 料 及 び 手 数 料				226	205	206	259	206		
繰入金				事 務 費 繰 入 金		75,293	77,518	73,950	68,152	69,864
				保険基盤安定繰入金		446,753	472,523	488,038	496,747	503,533
繰 越 金				29,879	29,681	33,083	31,124	31,877		
諸収入				延 滞 金 及 び 過 料		－	70	163	61	167
				保 険 料 還 付 金		963	3,188	1,709	1,409	2,143
				還 付 加 算 金		1	264	60	36	9
			受 託 事 業 収 入		11,128	12,265	12,808	15,460	17,413	
			預 金 利 子		1	1	1	1	1	
			雑 入		8	11	91	11	6	
返 納 金			8	－	－	－	－			
広 域 連 合 支 出 金			－	－	3,888	1,094	－			
歳 入 合 計			1,634,781	1,647,242	1,638,765	1,640,054	1,691,629			
出		総務費	一 般 管 理 費		59,347	63,466	62,908	55,491	57,886	
			徴 収 費		11,363	9,481	6,403	8,035	5,966	
		広域連合 納付金	保 険 料 納 付 金		1,070,719	1,048,185	1,026,891	1,025,008	1,065,629	
			保険基盤安定負担金		446,753	472,523	488,038	496,747	503,533	
		健 康 保 持 増 進 事 業 費		15,945	17,046	21,631	21,445	23,637		
		諸支出金	保 険 料 還 付 金		987	3,194	1,710	1,415	2,144	
			還 付 加 算 金		1	264	60	36	9	
		歳 出 合 計		1,605,115	1,614,159	1,607,641	1,608,177	1,658,804		
一般会計		歳入	県支出金		保険基盤安定負担金	335,065	354,392	366,029	372,560	377,649
			諸収入		雑 入	49,021	5,407	35,824	19,777	84,116
			歳 入 合 計		384,086	359,799	401,853	392,337	461,765	
		歳出	特 別 会 計 繰 出 金		522,047	550,041	561,989	564,899	573,397	
			広域連合 負担金	共 通 経 費		56,979	55,597	57,542	55,614	58,368
				療 養 給 付 費		1,574,214	1,623,116	1,644,337	1,697,168	1,714,102
			歳 出 合 計		2,153,240	2,228,754	2,263,868	2,317,681	2,345,867	

(3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 号被保険者数 42,315 人 (平成 31 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 65 歳以上の第 1 号被保険者
- ・ 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である第 2 号被保険者

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割から 3 割を負担する。

また、認定審査で非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5%である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、平成 30 年度から令和 2 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者 23%の財源構成とされている。

b 保険料

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上の者)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市の平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間の基準額は、月額 6,500 円と設定している。

- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階別の対象者

所得段階	対 象 者	割合	基準月額 (6,500 円)	H30～R2 年度 年間保険料額
第1段階	生活保護受給者。世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者又は本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.45 0.375	(H30) 基準月額×12カ月×0.45 (R1～R2) 基準月額×12カ月×0.375	(H30) 35,100 円 (R1～R2) 29,300 円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75 0.625	(H30) 基準月額×12カ月×0.75 (R1～R2) 基準月額×12カ月×0.625	(H30) 58,500 円 (R1～R2) 48,800 円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.75 0.725	(H30) 基準月額×12カ月×0.75 (R1～R2) 基準月額×12カ月×0.725	(H30) 58,500 円 (R1～R2) 56,600 円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に課税者がいて、本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.9	基準月額×12カ月×0.9	70,200 円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に課税者がいて、本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える。	1.0	基準月額×12カ月×1.0	78,000 円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得が120万円未満	1.2	基準月額×12カ月×1.2	93,600 円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得が120万円以上200万円未満	1.3	基準月額×12カ月×1.3	101,400 円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得が200万円以上300万円未満	1.5	基準月額×12カ月×1.5	117,000 円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得が300万円以上	1.7	基準月額×12カ月×1.7	132,600 円

イ 介護保険給付の種類 (H31.4.1 現在)

α 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護
- b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）
- c 施設サービス
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設

ウ 介護保険サービス事業者数（H31.4.1現在）

a 介護保険施設

介護老人福祉施設（10施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H30年度)	給付費 (H30年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町 2905	60名	7,236件	1,830,504,218円
みなみ園	八代市日奈久塩南町 54	60名		
あさひ園	八代市上日置町 2345	50名		
すずらの里	八代市葭牟田町 435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町 2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町 4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本 1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田 1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出 880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南 752-1	30名		

地域密着型介護老人福祉施設（4施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H30年度)	給付費 (H30年度)
希望	八代市興善寺町 495-1	29名	1,440件	396,564,124円
八代草	八代市海士江町 2833-1	29名		
キャッスル麦島	八代市古城町 1938-1	29名		
サテライト 安寿の里	八代市鏡町内田 742-2	29名		

介護老人保健施設（6 施設）

施 設 名	住 所	入所 定数	利用件数 (H30 年度)	給付費 (H30 年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80 名	6, 213 件	1, 589, 203, 518 円
向 春 苑	八代市大福寺町 2411-1	80 名		
アメニティゆ う り ん	八代市古閑浜町 3401	85 名		
皇 寿 園	八代市高島町 4218	75 名		
と ま と	八代市郡築一番町 180-1	100 名		
か が み 苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80 名		

介護療養型医療施設（2 施設）

施 設 名	住 所	入所 定員	利用件数 (H30 年度)	給付費 (H30 年度)
八代敬仁病院 ※H30. 12. 10 より介護医療 院に転換（医療院の実績無）	八代市海士江町 2817	35 名	504 件	165, 261, 511 円
平成病院	八代市大村町 720-1	20 名		

※介護保険施設（地域密着型を除く）の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険施設（地域密着型を除く）の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）(H31. 4. 1 現在)

サービス内容	事業者数	利用件数 (H30 年度)	給付費 (H30 年度)
訪問介護	72	19, 611 件	1, 545, 321, 885 円
訪問入浴介護（介護予防）	2	512 件	35, 114, 417 円
訪問看護（介護予防）	124	5, 281 件	282, 606, 262 円
訪問リハビリテーション（介護予防）	89	474 件	17, 095, 614 円
居宅療養管理指導（介護予防）	201	5, 806 件	57, 991, 904 円
通所介護	73	23, 843 件	2, 021, 733, 983 円
通所リハビリテーション（介護予防）	14	13, 380 件	811, 867, 857 円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	4, 434 件	304, 055, 429 円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	542 件	38, 206, 240 円
短期入所療養介護（介護予防：療養型）	2	30 件	2, 923, 088 円
福祉用具貸与（介護予防）	18	35, 182 件	379, 152, 725 円
特定福祉用具販売（介護予防）	18	435 件	9, 413, 572 円
住宅改修（介護予防）		403 件	31, 872, 074 円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	1	730 件	109, 821, 271 円
介護予防支援・居宅介護支援	63	55, 156 件	688, 279, 602 円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	71 件	6,274,080 円
地域密着型通所介護	32	7,471 件	668,597,792 円
地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	7	1,193 件	143,421,336 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,193 件	383,082,391 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援 2）	18	2,338 件	585,323,807 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	334 件	62,147,105 円
看護小規模多機能型居宅介護（複合型）	2	211 件	50,438,634 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※訪問介護及び通所介護の利用件数及び給付費（29 年度）には、介護予防分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額（H31.4.1 現在）

要介護度（支援）	利用限度額（1 カ月）	要介護度	利用限度額（1 カ月）
要支援 1	50,030 円	要介護 1	166,920 円
要支援 2	104,730 円	要介護 2	196,160 円
		要介護 3	269,310 円
		要介護 4	308,060 円
		要介護 5	360,650 円

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定審査会委員の定数 八代市介護認定審査会の委員の定数は、120 人以内とする。

介護認定審査会委員の構成

委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員数 110 人（医療：53 人 保健：27 人 福祉：30 人）（H31.4.1 現在）

合議体 八代市介護認定審査会は、28 の合議体を置く。

1 の合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

介護認定審査会委員の任期 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 254 回 申請者数（延べ人数） 8,804 人

要介護・要支援認定者実人数（H31.3.31 現在）

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,370 人	723 人	1,353 人	1,487 人	1,611 人	1,278 人	1,147 人	771 人
	8.6%	16.2%	17.8%	19.2%	15.3%	13.7%	9.2%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目 的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 助 概 要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

H30 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

H30 年度実績 件数 8 件 助成金額 16,000 円

カ 八代市介護保険特別給付介護用品購入費支給 ※地域支援事業から H31 年度移行

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

支給対象者 ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支給用品 紙おむつ・尿取りパッド・お尻拭き・からだ拭き・清拭剤など

支給の方法 月額 8,000 円を上限の支給券を支給 ※1 割を自己負担

H30 年度実績 実人員 109 人 ※地域支援事業での実績

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

目 的	住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、介護サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える取り組みである。対象者自身の状況に応じたサービスを利用しながら、自立を目指すことを目的とする。
実施年月日	平成 28 年 4 月 1 日
対象者	要支援 1 要支援 2 の認定者 及び※事業対象者 ※「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者のこと。
事業概要	対象者自身の状況に応じて、ア「集中介入期」イ「移行期」ウ「生活期」の 3 段階の体制よりサービスを作る。 ア ①元気アップチャレンジ教室 ②元気が出る学校 ③口腔機能改善教室 イ ①介助対応型訪問サービス ②介助対応型通所サービス ③えぶろんケアサービス ④お達者クラブ ウ ①いきいきサロン ②老人クラブ等

総合事業実績 (H31. 3. 31 現在)

サービス内容	事業所数	利用件数 (H30 年度)	事業費 (H30 年度)
元気アップチャレンジ教室	8	3, 013	56, 566, 903
元気が出る学校	1	191	6, 690, 392
口腔機能改善教室	1	27	138, 000
介助対応型訪問サービス	28	416	9, 300, 615
介助対応型通所サービス	37	536	16, 756, 664
えぶろんケアサービス	17	3, 391	41, 289, 869
お達者クラブ	25	6, 793	117, 800, 584

②いきいきサロン事業

目 的	高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通じた社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり（人づくり）」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。
実施年月日	平成 12 年 4 月 1 日
対 象 者	本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者
事 業 概 要	各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるように、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクリエーション等を行う。
H30 年度実績	サロン数 228 カ所 参加者数 延べ 41, 624 人 実施回数 3, 459 回

③ふれあい高齢者訪問奉仕

目 的	ひとり暮らしや虚弱な高齢者を支援する社会づくりをめざし、併せて高齢者の社会参加と、いきがづくり活動の一層の推進を図ることを目的とする。
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
業務委託先	八代市老人クラブ連合会
対 象 者	ひとり暮らし及び寝たきり老人
事 業 概 要	八代市老人クラブが事業主体となり、各単位クラブが実施する次の事業内容

(1) 話し相手
 (2) 在宅福祉サービスの紹介
 (3) 家事援助
 (4) 日常生活援助
 (5) 介護援助
 (6) 施設等での奉仕活動

H30 年度実績 訪問延べ件数 15,329 件
 訪問回数 (1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

④高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目 的 高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に養護老人ホームで預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日）

対 象 者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの

イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの

ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの

施 設 養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」

期 間 原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。

利 用 料 1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円）

H30 年度実績 延べ 9 件 延べ 122 日

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）

対 象 者 おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人

設置台数 432 台（H31.3.31 現在）

事業内容 独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目 的 食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 28 年 4 月 1 日）

対 象 者 本市に住所を有し、食事の支度をするのが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの

ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの

イ その他市長が特に必要と認めたもの

事業内容 ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 3 回以内（医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または中山間地域（坂本、東陽、泉地域）に居住される利用者にあつては、5 回以内）とする。

イ 配食の際における安否確認
H30 年度実績 配食数 42,335 食

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成 19 年 4 月 1 日
主 な 業 務 ・第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
・総合相談支援事業
・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
設 置 数 6 カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日 平成 18 年 4 月 1 日
対 象 者 おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族
事 業 内 容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。
設 置 数 2 カ所（泉町・坂本町）

（５）高齢者福祉施策

①長寿者祝い事業

目 的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。
施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 30 年 4 月 1 日）
受 給 資 格 （１）当該年度の 9 月 1 5 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該年度中に百歳に到達し、又は到達する見込みの者。
（２）当該年度の 4 月 1 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、本市で最高齢の者。

祝 品

区分	長寿祝品
100歳の者	表彰状及び記念品
最高齢の者	表彰状、記念品及び花束

②老人クラブ結成状況

結 成 数 118 クラブ 会員数 4,620 人（H31.3.31 現在）

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設 立 昭和 61 年 1 月 22 日
事務所所在地 八代市古城町 1719 番地 2（シルバーワークプラザ八代内）
目 的 センターは定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事 業 概 要 会 員 1,062 人（平成 31.3.31 現在）
役 員 任期 2 年
理事長（1 人）、副理事長（1 人）、理事（11 人）、
監事（2 人）、職員（事務局）12 人

平成 31 年度事業計画（基本方針 1,091 人）

- (1) 「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業運営の適正化と集中的な就業開拓による事業の拡充を図る。
- (2) 定期的な未就業会員の状況把握を行い、スキルアップ講習と就業開拓を同時に進め、また新たな事業を創設すること等によってマッチングを進める。
- (3) 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
- (4) 事業拡大により、財政基盤の確保を図る。
- (5) 高齢者活用・現役世代サポート雇用事業を柱として、適正就業の推進を図りながら、会員の就業の場の確保を図る。
- (6) 新規会員の入会促進と退会会員の抑制により、大幅な会員の増強を図る。

④シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	610 円	820 円	820 円	2,260 円
会議室 2	610 円	820 円	820 円	2,260 円
会議室 3	610 円	820 円	820 円	2,260 円
研修作業室	820 円	1,130 円	1,130 円	3,080 円

所 在 地 八代市古城町 1719 番地 2

工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日

敷地面積 2,207 m²

延床面積 622 m²

⑤西松江城老人憩いの家

事業内容 ア 各種集会に場所を提供すること
 イ 身上、健康等の各種相談に応じること
 ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
 エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使用範囲 ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
 イ その他市長が特に利用を認める者

使 用 料

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切（浴場を除く）の場合、1 日につき 2,050 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日

（施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載）

※30年度利用実績 延べ 5,193 人 1,038,600 円

⑥認知症高齢者見守りネットワーク事業

目 的 徘徊の恐れのある高齢者の事故を未然に防止し、その家族等が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊している高齢者を早期に発見できるGPS（全地球測位システム）機能を有する機器（以下「徘徊探知機」という。）の利用に際し、その初期費用の一部を補助する。

施行年月日 平成31年4月1日

受給対象者 ア 徘徊高齢者の要件

- ・65歳以上の認知症による徘徊のおそれのある高齢者
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

イ 介護者の要件

- ・徘徊高齢者と同居している者又は徘徊高齢者の親族であって、当該徘徊高齢者を介護しているもの
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

対象経費 徘徊探知機の利用に係る初期費用

- ・徘徊探知機の本体の購入費
- ・徘徊探知機の附属機器の購入費
- ・加入手数料又は登録手数料

補助金額 対象経費に相当する額（上限1万円）

※徘徊高齢者一人につき1回限り

H30年度実績 なし。

（6）在宅医療・介護連携推進事業

目 的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進事業を推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施期間 平成30年4月1日～31年3月31日

実施主体 八代市・氷川町・八代市医師会・八代郡医師会

事業内容 ①八代地域医療介護資源調査検討委員会

医療資源調査の実施、介護関係資源の把握と情報提供

②在宅医療・介護多職種連携検討会の設置

在宅医療・介護連携の課題の共有や解決策に向け、関係機関と連携した体制構築に向けた検討

③在宅医療の推進に向けた意見交換会

訪問看護ステーションを中心に構成し、医師等医療職と在宅医療の現状と課題を基に具体的な方策の検討

④情報共有検討会

病院地域医療連携室を中心に構成し、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと入退院支援における連絡体制づくりの検討

⑤八代地域医療・介護多職種連携研修会

医療・介護の多職種関係者による地域包括ケアシステムの構築に関する講話及び事例検討によるグループワーク

⑥マッシュアップ研修会

医療・介護等関係職種が連携するうえで必要な業務内容や連携方法について、事例を交えた研修会

⑦在宅医療推進に係る検討会

在宅医療に携わる「かかりつけ医」の技術向上、連携の強化に取り組むとともに、在宅医療の普及・推進に向けて、リーダーとなる人材育成を図る

⑧高齢者関連施設管理者セミナー

地域包括ケアと介護保険をテーマとしたセミナーを開催。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者施設経営者及び管理者

⑨地域包括ケア推進住民講演会

住民が興味・関心を持ちやすい、地域包括ケアシステム構築に向けた身近な話題をテーマにした講演会の開催

⑩住民向けチラシ配布

「ACP と地域包括ケアシステム」をテーマに、病院・診療所・歯科診療所・薬局、民生委員・地域包括支援センター等に配布。併せて、要介護認定結果通知・後期高齢者被保険者証交付通知等に同封し配布予定

⑪住民向け出前講座

地域包括ケアシステム周知に向けた出前講座の実施

事業費 1,980 千円（介護保険特別会計）

4 障がい者（児）福祉

（１）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登載数

（平成 30 年度末現在 単位：人）

障害区分 \ 級区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚 障 害	136	128	23	28	48	30	393
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	15	163	85	206	2	252	723
音声、言語、そしゃく機能障害	0	3	23	22	0	0	48
肢 体 不 自 由	622	625	508	746	308	199	3,008
内 部 障 害	1,357	10	138	542	0	0	2,047
合 計	2,130	929	777	1,544	358	481	6,219

②療育手帳台帳登載数

（平成 30 年度末現在 単位：人）

A1	A2	B1	B2	計
231	259	451	629	1,570

③精神障害者保健福祉手帳台帳登載数

（平成 30 年度末現在 単位：人）

1 級	2 級	3 級	計
330	854	163	1,347

（２）障害福祉サービス給付事業

目 的 障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

事業内容 ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A 型・B 型）・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

平成 30 年度実績 事業費 2,637,509,225 円

(3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(平成 30 年度実績)

補装具名		交 付				修 理			
		件数	金 額 (円)			件数	金 額 (円)		
			公費	自己負担	計		公費	自己負担	計
盲人安全つえ	者	13	69,169	882	70,051	0	0	0	0
補 聴 器	者	83	4,796,971	134,419	4,931,390	26	537,337	6,683	544,020
	児	12	1,011,668	76,214	1,087,882	14	118,250	9,898	128,148
義 肢	者	4	906,970	0	906,970	7	392,928	22,188	415,116
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
装 具	者	43	2,242,581	289,896	2,532,477	4	53,552	0	53,552
	児	60	2,916,845	24,991	2,941,836	0	0	0	0
電 動 車 い す	者	2	944,394	0	944,394	7	310,653	0	310,653
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
車 い す	者	23	5,026,105	19,396	5,045,501	34	1,825,979	1,408	1,827,387
	児	3	796,532	88,502	885,034	3	249,500	15,489	264,989
歩行補助つえ	者	6	43,532	900	44,432	0	0	0	0
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	者	9	1,809,134	40,784	1,849,918	3	431,073	0	431,073
	児	4	731,619	22,625	754,244	2	349,084	33,844	382,928
計	者	183	15,838,856	486,277	16,325,133	81	3,551,522	30,279	3,581,801
	児	79	5,456,664	212,332	5,668,996	19	716,834	59,231	776,065

(4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療(治療)を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がい除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障がい	人工透析療法、CAPD(腹膜透析)、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法
心臓機能障がい	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのものは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髄炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障がい	抗 HIV 療法、免疫調整療法
訪問看護	形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPD の管理、中心静脈栄養の管理
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障がい	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成 30 年度実績	給付延べ件数 5,478 件 医療給付費 220,416,755 円

（５）自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。

対象となる疾患例

対象障がい	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障がい	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障がい	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障がい	（心臓）心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 （腎臓）慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） （小腸）腸回転異常症、小腸閉鎖症 （肝臓）生体肝移植 （その他）ヒルシュスプルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

給付の範囲	○診察　○薬剤又は治療剤料の支給　○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術　他
財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成 30 年度実績	給付延べ件数　　　　　91 件 医療給付費　　　　　2,780,534 円

（６）地域生活支援事業

目　　　　的	障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
施行年月日	平成 18 年 10 月 1 日
事 業 内 容	①相談支援事業 障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。 ②理解促進研修・啓発事業 障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。 ③地域活動支援センター事業 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。 ④意思疎通支援事業 聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。 ⑤日常生活用具等給付事業 重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。 ⑥移動支援事業 障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。 ⑦訪問入浴サービス事業 自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。 ⑧日中一時支援事業 障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。 ⑨手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。

⑩社会参加促進事業

- ・障がい者スポーツ大会開催事業
- ・点字・声の市報発行事業
- ・自動車運転免許取得助成事業
- ・自動車改造助成事業

⑪知的障がい者職親委託制度事業

就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

⑫福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑬成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成 30 年度実績	事業費 124,603,635 円

(7) 障がい児通所支援事業

目 的	児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。
-----	--

施行年月日	平成 24 年 4 月 1 日
-------	-----------------

- | | |
|---------|---|
| 事 業 内 容 | <p>①児童発達支援</p> <p>未就学の障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。</p> <p>②医療型児童発達支援</p> <p>上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。</p> <p>③放課後等デイサービス</p> <p>就学している障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。</p> <p>④居宅訪問型児童発達支援</p> <p>重度の障がいの状態その他これに順ずる状態であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。</p> <p>⑤保育所等訪問支援</p> <p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。</p> |
|---------|---|

財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成 30 年度実績	事業費 440,382,295 円

(8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

目 的	重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。
重度心身障がい者	八代市においては、次に掲げる者をいう。 ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。 ②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受 給 資 格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。 ①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。 ②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支給の内容	①重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局、その他の医療機関に支払った本人又は保護者に対して、重度心身障がい者医療費助成金（以下「助成金」という）を次の区分により支給する。 ア 通院については、自己負担額から1,020円を引いた額 イ 入院については、自己負担額から2,040円を引いた額 ②次の各号に規定するものについては、助成金の対象としない。 ア 入院時食事費の標準負担額 イ 訪問看護利用料（介護保険対象分） ウ 老人保健施設の利用料 エ 差額ベッド料 オ 保険給付対象外の容器代等 カ 身体障がい者（児）の補装具の交付又は修理に係る徴収金 キ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護医療、及び障がい児施設医療以外の公費負担医療に係る自己負担金 [例] 結核一般患者の適正医療の給付（感染症法第37条の2）に係る5%の患者負担額など ③重度心身障がい者の属する世帯の前年の所得が、その人員の数に応じ定める額を超えると、その年の8月から翌年7月までは支給の対象としない。
財 源 内 訳	県 1/2、市 1/2
登 録 者	3,708人（平成31年3月31日現在）
平成30年度実績	助成延べ件数 51,197件 助成金額 253,898,324円

(9) 特別障害者手当等の支給

①特別障害者手当

昭和 61 年 4 月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られている。

支給対象 20 歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）

対 象 外 施設入所者、3 カ月以上の入院者

手 当 額 平成 31 年 4 月現在：月額 27,200 円

②障害児福祉手当

支給対象 20 歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）

対 象 外 施設入所者

手 当 額 平成 31 年 4 月現在：月額 14,790 円

③経過福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）

手 当 額 平成 31 年 4 月現在：月額 14,790 円

(10) その他の障がい者福祉

身体障害者福祉電話

設 置 昭和 50 年 6 月 24 日

貸与対象者 八代市に 3 カ月以上居住し、現に電話を保有しない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属する外出困難な在宅の重度障がい者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級）でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要があると認められるもの。

貸与期間 5 年、現在設置台数 4 台（H31. 3. 31 現在）

電 話 料 金 使用者の自己負担

(11) 心身障害者施設

○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町 1704）（※指定管理者制度導入・H20 年 6 月 1 日～）

設置年月日 平成 20 年 6 月 1 日

設 置 目 的 障がい者が働く意欲と能力を発揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。

施 設 種 別 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所

工 期 着工 平成 19 年 7 月 13 日 竣工 平成 20 年 5 月 25 日

工 事 費 624,000 千円

敷地面積 6,733.44 m²

建物面積 2,243.71 m²

建物の構造 鉄骨造平屋建

施 設 内 容 本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ

別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室

定 員	77 人
現 員 数	81 人 (H31.3.31 現在)
事 業 内 容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援B型事業 ウ 生活介護事業
生 産 活 動	パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業
運 営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職 員 数	19 人

(12) 八代市障がい者サポーター制度

目 的	「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」の実現を目指し、障がいの特性及び必要な配慮についての市民の理解の促進並びに障がい者の暮らしの充実及び社会参加の促進を図る。
施行年月日	平成 30 年 4 月 1 日
役 割	研修を受講した障がい者サポーター及び障がい者サポート企業・団体により次の事項を行う。 ①障がい及び障がい者について積極的に理解する。 ②暮らしの中で障がい者に対して配慮する。 ③障がい福祉に関するボランティア活動、イベント等に参加する。 ④家庭、職場、学校等地域社会において制度の普及活動を行う。 ⑤地域で生活する障がい者の見守りやその家族への支援を行う。
事 業 費	平成 30 年度 847,048 円
平成 30 年度実績	障がい者サポーター 809 人

5 国民年金

(1) 加入状況

区分 \ 年度			H26	H27	H28	H29	H30
被保険者	第1号被保険者	(人)	18,856	18,116	17,112	16,169	15,570
	任意加入	(人)	193	163	122	116	126
	小計	(人)	19,049	18,279	17,234	16,285	15,696
	第3号被保険者	(人)	6,727	6,521	6,306	6,041	5,821
	合計	(人)	25,776	24,800	23,540	22,326	21,517

区分 \ 年度			H26	H27	H28	H29	H30
被保険者	法定免除	(人)	1,601	1,590	1,561	1,518	1,531
	申請免除	(人)	7,416	6,929	6,098	5,938	5,844
	合計	(人)	9,017	8,519	7,659	7,456	7,375
	免除率	(%)	47.8	47.0	44.8	46.1	47.4

(2) 国民年金保険料

区分 \ 年度		H26	H27	H28	H29	H30
定額保険料	(円)	15,250	15,590	16,260	16,490	16,340
付加保険料	(円)	400	400	400	400	400

(3) 納付状況

区分 \ 年度		H26	H27	H28	H29	H30
納付対象月数	(月)	135,764	119,086	113,299	112,242	105,537
納付月数	(月)	92,673	80,469	74,401	76,509	73,679
納付率	(%)	68.3	67.6	65.7	68.2	69.8

(4) 適用状況

区分 \ 年度		H26	H27	H28	H29	H30
学 生	適用(人)	487	457	430	383	135
適用もれ者	適用(人)	671	484	462	400	64
20歳到達者	適用(人)	451	470	427	427	755
第2号被保険者からの移行者	適用(人)	2,186	2,232	1,979	2,305	2,689
外国からの転入	適用(人)	338	373	319	397	560
その他	適用(人)	514	573	455	481	477
合計	適用(人)	4,717	4,589	4,072	4,393	4,680

(5) 保険料及び年金額

		改正後	改正前
保険料 (平成31年4月現在)	定額保険料	16,410円	16,490円
	付加保険料	400円	400円
年金額 (平成31年4月現在)	老齢基礎年金	780,100円	779,300円
	障害基礎年金 1級	975,125円	974,125円
	2級	780,100円	779,300円
	子の加算	224,500円	224,300円
	遺族基礎年金	780,100円	779,300円
	子の加算	224,500円	224,300円

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

開館	昭和 50 年 4 月 1 日
設置目的	社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。
敷地面積	1,851.51 m ²
工期	着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建
延床面積	本館 855.36 m ² （1・2 階とも 427.68 m ² ） 別館 178.17 m ² （西松江城老人憩いの家）
施設内容	本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ 機械室、倉庫 本館 2 階 相談室、会議室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室 別館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室
工事費	125,370 千円
財源内訳	国庫補助金（工業再配置促進費補助金） 100,000 千円 一般財源 25,370 千円
使用料	令和元年 10 月 1 日施行

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
東会議室	640 円	850 円	1,280 円
西会議室	640 円	850 円	1,280 円

(2) 八代市坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）

開館	平成 8 年 3 月 1 日
敷地面積	12,964 m ²
工期	着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	センター 1,298.66 m ² 車庫 61.5 m ²
施設内容	玄関、事務室、ロビー、相談室、ボランティア室、湯沸室、研修室、会議室、 便所、倉庫、外部機械室
工事費	562,319 千円
財源内訳	国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円 地方債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
事業	①地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業 ②生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業 ③健康増進に関する事業 ④地域福祉活動支援事業 ⑤幼児児童健全育成事業 ⑥その他市長が必要と認める事業

使用料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	料 金
訓練機器	1 回につき 100 円
施設使用料 会議室・研修室等	1 団体の 1 時間につき 260 円

(3) 八代市鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）

開 館	平成 4 年 3 月 27 日
敷 地 面 積	5,713.3 m ² （旧鏡老人デイ・サービスセンターを含む）
工 期	着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄骨造平屋建（一部コンクリートブロック補強造）
延床面積	699.50 m ² （旧鏡老人デイ・サービスセンターを含む）
施設内容	玄関、ホール、事務室、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、相談室、機械室、倉庫
工事費	111,001 千円
財源内訳	国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円 } 旧鏡老人デイ・サービス
一般財源	1,228 千円 } センターを含む
事業	①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助 ②老人の生業及び就労等の指導 ③老人の後退機能の回復訓練 ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	使用料
市 内	1 日 100 円
市 外	1 日 210 円

(4) 八代市東陽地域福祉保健センター（八代市東陽町南 1075）

開 館	平成 7 年 12 月 1 日
敷 地 面 積	3,401.92 m ²
工 期	着工 平成 7 年 1 月 25 日 竣工 平成 7 年 11 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積	1846.47 m ²
施設内容	調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
工事費	543,396 千円
財源内訳	国・県補助金 234,018 千円 地 方 債 265,100 千円 一 般 財 源 44,278 千円
事業	①福祉活動の推進に関すること ②健康保持増進に関すること ③前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区分	9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	9 時から 17 時まで	冷暖房使用料 (1 時間当たり)
集団検診室	890 円	1,220 円	1,670 円	210 円
研修室	440 円	550 円	890 円	100 円
調理実習室	1,000 円	1,340 円	1,790 円	100 円
健康相談室	440 円	550 円	890 円	100 円
母子指導室	440 円	550 円	890 円	100 円
相談室	220 円	330 円	440 円	100 円
陶芸窯	320 円（1 時間当たり）			

(5) 八代市泉地域福祉センター（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 6 年 4 月 1 日		
敷 地 面 積	10519.73 m ² （泉憩いの家と共有）		
工 期	着工 平成 5 年 8 月 2 日	竣工 平成 6 年 1 月 31 日	
(工期増築分)	着工 平成 16 年 10 月 5 日	竣工 平成 17 年 3 月 10 日	
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
延 床 面 積	1335.29 m ²		
施 設 内 容	デイサービス部門 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、 玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所 居住部門 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下 ヘルパーステーション他 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下		
工 事 費	440,298 千円		
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円	}	泉憩いの家分を含む
	県 支 出 金 21,730 千円		
	地 方 債 224,500 千円		
	基 金 等 142,000 千円		
	一 般 財 源 8,608 千円		
増築工事費	29,591 千円		
増築財源内訳	県 補 助 金 19,892 千円	}	居住部門増築分
	地 方 債 9,100 千円		
	一 般 財 源 599 千円		
事 業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること ③居住部門事業に関すること ④一般入浴事業に関すること		

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分			金 額
浴 場	市内	大人（中学生以上）	100 円
		子供（小学生以下）	50 円
	市外	大人（中学生以上）	210 円
		子供（小学生以下）	100 円
居住設備	基本使用料 (1 月当たり)	1 人部屋	1,500 円
		2 人部屋	3,000 円
	収入区分別使用料 (利用者 1 人につき 1 月ごとに基本使用 料に加算)	1,200,000 円以下	0 円
		1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4,000 円
		1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7,000 円
		1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	10,000 円
		1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
		1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
		1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
		1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円

		1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
		2,000,000 円以上	30,000 円

(6) 八代市柿迫生きがいセンター（八代市泉町柿迫 5157-2）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 15 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	1291.30 m ²
工 期	着工 平成 14 年 10 月 9 日 竣工 平成 15 年 3 月 4 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	267.35 m ²
施 設 内 容	世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工 事 費	40,804 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 26,101 千円 地 方 債 12,900 千円 一 般 財 源 1,803 千円
事 業	①市民の福祉保健活動の推進に関すること ②市民の健康管理及び健康保持増進に関すること ③高齢者の福祉保健の増進に関すること ④障害者（障害のある児童を含む。以下同じ。）の福祉の増進に関すること ⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関すること ⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関すること

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分			使用料	備 考
施設利用料 (団体のみ)	65 歳以上 (障害者を含む)		無 料	市外居住者の 使用料は 2 倍とする
	一 般	10 人未満	1 人当たり 100 円	
		10 人以上	1,060 円	
入浴利用料	65 歳以上 (障害者を含む)		100 円	
	一 般 (中学生以上 65 歳未満)		210 円	

(7) 八代市泉憩いの家（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 6 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	10519.73 m ² （泉地域福祉センターと共有）
工 期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	215.99 m ²
施 設 内 容	和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所
工 事 費	440,298 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円 県 支 出 金 21,730 千円 地 方 債 224,500 千円 基 金 等 142,000 千円 一 般 財 源 8,608 千円
事 業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと
使 用 料	無料

泉地域福祉センター分を含む

(8) 八代市五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原又 1-1)

開館	平成 12 年 4 月 1 日
敷地面積	3717.34 m ² (五家荘デイサービスセンターと共有)
工期	着工 平成 11 年 6 月 19 日 竣工 平成 11 年 9 月 30 日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建鉄板葺
延床面積	308.05 m ²
施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下
工事費	35,968 千円
財源内訳	県補助金 14,630 千円 地方債 16,400 千円 一般財源 4,938 千円
事業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと
使用料	無料

(9) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)

(※指定管理者制度導入・H19 年度～)

開館	平成 12 年 4 月 1 日
敷地面積	3,717.34 m ² (五家荘憩いの家と共有)
工期	着工 平成 10 年 8 月 8 日 竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建
延床面積	360.24 m ²
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、玄関、廊下
工事費	149,610 千円
財源内訳	県補助金 28,970 千円 地方債 53,500 千円 基金等 20,000 千円 一般財源 47,140 千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関する事 ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関する事
使用料	介護保険法等に定める額

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

工期	着工 平成 2 年 6 月 25 日 竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6,087.06 m ²
建物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ²
延床面積	1,344.14 m ²
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室 (大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2 階 (栄養指導室、保健指導室 (和室)、保健指導室 (大・小))
総工費	612,974 千円 内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円 等

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1)

工期	着工 平成 6 年 7 月 20 日 竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m ²
延べ床面積	1,066.293 m ²
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室、栄養指導室、保健指導室 (和室)) 2 階 (多目的ホール、研修室 (大)、研修室 (中))

総工費	(全体)	315,881 千円	
	(内訳)	新築工事費	301,790 千円
		付帯工事費	3,605 千円
		設計委託費	5,336 千円 (H5 年度実施)
		工事・監理委託費	5,150 千円

(3) 八代市千丁健康温泉センター (八代市千丁町新牟田 1433、1434)

開館	平成 8 年 4 月 1 日		
敷地面積	4,409 m ² (八代市公民館と共有)		
工期	着工 平成 6 年 10 月 13 日	竣工	平成 8 年 2 月 23 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建		
延床面積	2183.946 m ² (八代市公民館と共有)		
施設内容	浴室、休憩室、2 階和室 (もくせい、きく)、 展示ギャラリー等		
工事費	2,451,192 千円 (全体)		
財源内訳	地方債 1,727,400 千円	基金	611,110 千円
	一般財源 112,682 千円		
事業	①入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関すること ②前号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業		
使用料	令和元年 10 月 1 日施行		

区 分		使用料	回数券 (12 枚)
大人	中学生以上	420 円	4,200 円
	65 歳以上及び障がい者等	320 円	3,200 円
子供	4 歳以上小学生以下	320 円	3,200 円
	3 歳以下	無料	

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と H30 年度実績については 231 ページ別表 1 参照

事業名	事業内容		利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査 *	8,463人
		高齢者健診 (医科健診)	2,121人
		高齢者健診 (歯科健診)	45人
	特定保健指導事業(初回面接実施者数)		686人
2. 健康増進事業	健康診査	基本健診	21人
		肺がん検診	7,430人
		大腸がん検診 *	6,577人
		胃がん検診	3,508人
		腹部超音波検診 *	7,342人
		乳がん検診	4,790人
		子宮頸がん検診	4,370人
		前立腺がん検診	309人
		歯周病検診	219人
		肝炎ウイルス検診(個別勧奨)	(41歳のみ) 262人
	ヤング健診	基本健診及び歯周病検診	429人
		腹部超音波検診	370人
		乳がん検診 (超音波検査)	224人
		子宮頸がん検診	214人
	健康教育	集団健康教育	927人 (44回)
	健康相談	重点健康相談	885人(369回)
		総合健康相談	1,113人(102回)
	訪 問 指 導		56人
	39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問		延8,666人
3. 食生活改善推進事業	※食生活改善推進員が開催した教室への参加者数及び実施回数		4,073人(557回)
4. 結核検診事業			7,430人
5. 精神保健事業 (相談・訪問・講演会)			521人(146回)
6. 歯科保健事業	心身障害児歯科検診		50人(2回)
	歯の祭典		1,518人 (2会場)
	2歳児歯科健診		875人(29回)
	フッ化物洗口実施園		38園
	フッ化物洗口実施小中学校		40校
7. 母子保健事業	健康診査	4ヶ月児健診	869人(43回)
		7ヶ月児健診	918人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	994人(40回)
		3歳児健診	1,003人(40回)
		妊婦健康診査	1,322人(延10,556件)
	教育・相談	母子手帳交付	829人
		こども発達相談	177組(40回)
		赤ちゃん広場	133組(14回)
		両親学級	132組(11回)
		離乳食教室	152組(14回)
9. 予防接種事業	定期予防接種	個別相談	3,425人
		訪問指導	2,561人
		三種混合	0人
		四種混合	3,760人
		二種混合	795人
		不活化ポリオ	24人
		日本脳炎	5,172人
		麻疹・風しん・MR	1,963人
		B C G	883人
		水痘	1,899人
		子宮頸がん	8人
		ヒブ	3,563人
		小児用肺炎球菌	3,583人
		B型肝炎	2,655人
		インフルエンザ	22,810人
		高齢者の肺炎球菌	4,316人
10. 不妊治療費助成事業			43人 (延62件)

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」特定健診利用人数は、受診者総数であり、法定報告対象者数とは異なる。

* 国保人間ドック受診者を含む受診者総数である。

8 医 療 機 関

(1) 経営別医療機関

(平成31年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数 (床)
病 院	2	8	0	10	(内訳) 精神 786 結核 0 感染症 4 療養 482 その他 957
医 院 (診療所)	3	84	36	123	402
歯科医院 (診療所)	1	19	44	64	0
計	6	111	80	197	

(2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	97	4	9	2	7	15	9
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	22	17	6	8	20	26	22
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	2	0	4	1	2	0	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	12	7	2	4	5
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	8	5	3	26	15	63	21
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科		総計		
機関数	36	17	6		508		

(3) 救急告示医療機関

種 別	総数	外科	内科
病 院	2	2	2
診 療 所	3	1	3
計	5	3	5

(4) 一次救急医療

① 休日在宅医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時

(4月28日～5月6日、12月31日～1月3日含む)

委託料 7,881 千円

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝祭日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療。)

委託料 13,171 千円

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代北部地域医療センター（旧・八代郡医師会立病院）

補助金 12,470 千円

年末年始（12月31日～1月3日）

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代北部地域医療センター（旧・八代郡医師会立病院）

補助金 2,308 千円

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝祭日、午前10時～午後4時

補助金 582 千円

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 4月28日～5月6日、午前10時～午後4時

12月31日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 706 千円

9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施） 昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	33,820人（平成31年3月末日現在）
加入世帯数	20,309世帯（　　　　　〃　　　　　）

（１）保険給付

①給付割合

種別	年齢等の区分	割合
一 般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割
	70歳以上(現役並み所得者)	7割
退 職	本人	7割
	被扶養者	7割

②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分(所得・課税)	自己負担限度額
年間所得901万円超	252,600円＋（かかった医療費－842,000円）×1%〔140,100円〕※
年間所得600万円超	167,400円＋（かかった医療費－558,000円）×1%〔93,000円〕※
年間所得210万円超	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1%〔44,400円〕※
年間所得210万円以下	57,600円〔44,400円〕※
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕※

※〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
課税所得690万以上	252,600円＋（かかった医療費－842,000円）×1%〔140,100円〕※	
課税所得380万以上	167,400円＋（かかった医療費－558,000円）×1%〔93,000円〕※	
課税所得145万以上	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1%〔44,400円〕※	
一 般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円〔44,400円〕
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で、同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に、合計した医療費の自己負担額が 21,000円以上のものを合算して、合計で、アの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で、同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように 21,000円以上という合算対象額はない）

エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

所得区分	70歳～74歳
課税所得630万以上	212万円
課税所得380万以上	141万円
課税所得145万以上	67万円
一 般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

所得区分	70歳未満
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超	141万円
年間所得210万円超	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき404,000円(420,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は42万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 20,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所得割	所得割率 10.6/100	
均等割	被保険者1人につき	29,600円
平等割	1世帯につき	22,000円
その他	課税限度額	610,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所得割	所得割率 3.3/100	
均等割	被保険者1人につき	9,300円
平等割	1世帯につき	6,900円
その他	課税限度額	190,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所得割	所得割率 2.7/100	
均等割	被保険者1人につき	14,900円
その他	課税限度額	160,000円

(3) 医療費の推移（実績）

年 度			H25	H26	H27	H28	H29
一 般	被 保 険 者 数	(人)	39,193	38,491	37,687	36,762	35,636
	医 療 費 総 額	(千円)	13,691,551	13,912,545	14,342,086	13,658,697	13,996,497
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	349,337	361,449	380,558	371,544	392,763
	受 診 率	(%)	1,613	1,663	1,690	1,718	1,760
	高 額 療 養 費 支 給 費 額	(千円)	1,336,695	1,388,223	1,543,288	1,458,240	1,515,731
老 人	対 象 者	(人)	—	—	—	—	—
	医 療 費 総 額	(千円)	0	0	0	0	0
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	—	—	—	—	—
	受 診 率	(%)	—	—	—	—	—
	老人保健拠出金	(千円)	91	86	86	67	43
退 職 者	被 保 険 者 数	(人)	1,902	1,574	1,212	820	472
	医 療 費 総 額	(千円)	844,502	644,663	510,407	373,591	195,405
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	444,007	409,570	421,128	455,599	413,994
	受 診 率	(%)	2,279	1,989	1,969	1,982	2,056
	高 額 療 養 費 支 給 費 額	(千円)	92,975	68,098	58,817	48,139	27,496

(4) 事業運営年度推移(実績)

(金額単位: 財政状況・千円、その他・円)

年 度			H25		H26		H27		H28		H29		
項 目													
被 保 険 者 数 (人)			41, 095		40, 065		38, 899		37, 582		36, 108		
加 入 世 帯 数 (世帯)			22, 448		22, 228		21, 956		21, 604		21, 162		
加入率		対人口比 (%)	31. 00		30. 45		29. 78		28. 93		27. 98		
		対世帯比 (%)	41. 74		41. 05		40. 22		39. 12		38. 01		
賦 課	税 率 等	基 礎	所 得 割	9. 5/100		9. 5/100		9. 5/100		9. 6/100		9. 6/100	
			均 等 割	24, 800		24, 800		24, 800		24, 800		24, 800	
			平 等 割	19, 200		19, 200		19, 200		19, 200		19, 200	
		後 期	所 得 割	2. 4/100		2. 4/100		2. 4/100		3. 9/100		3. 9/100	
			均 等 割	6, 200		6, 200		6, 200		6, 200		6, 200	
			平 等 割	4, 800		4, 800		4, 800		4, 800		4, 800	
		介 護	所 得 割	1. 9/100		1. 9/100		1. 9/100		2. 9/100		2. 9/100	
			均 等 割	8, 000		8, 000		8, 000		8, 000		8, 000	
			平 等 割	5, 700		5, 700		5, 700		5, 700		5, 700	
	課	一人当たりの調定額 (現年度分)		84, 789		84, 282		84, 717		92, 045		93, 706	
		一世帯当たりの調定額 (現年度分)		155, 220		151, 914		150, 091		160, 120		159, 887	
		課 税 総 数 (人)		40, 689		43, 889		37, 931		43, 044		41, 688	
課 税 限 度 額			基 礎	510, 000	基 礎	510, 000	基 礎	520, 000	基 礎	540, 000	基 礎	540, 000	
			後 期	140, 000	後 期	160, 000	後 期	170, 000	後 期	190, 000	後 期	190, 000	
			介 護	120, 000	介 護	140, 000	介 護	160, 000	介 護	160, 000	介 護	160, 000	
課税限度額を超える世帯			1, 047		1, 076		1, 077		974		981		
課税軽減世帯			13, 825		15, 416		15, 454		15, 381		15, 187		
財 政 状 況	歳 入	保険税		(3, 248, 276)		(3, 134, 406)		(3, 063, 337)		(3, 217, 686)		(3, 157, 805)	
				3, 356, 566		3, 232, 870		3, 186, 982		3, 337, 409		3, 288, 093	
		国庫支出金		5, 418, 017		5, 386, 485		5, 718, 171		5, 097, 015		5, 272, 168	
		県支出金		1, 065, 138		1, 110, 321		930, 091		940, 174		943, 366	
		療養給付費交付金		927, 714		778, 621		547, 910		375, 145		246, 159	
		前期高齢者交付金		3, 445, 454		3, 228, 747		3, 540, 522		3, 839, 797		4, 261, 730	
		共同事業交付金		2, 365, 969		2, 611, 303		5, 274, 624		4, 806, 327		4, 843, 772	
		一般会計繰入金		1, 089, 008		1, 154, 422		1, 357, 377		1, 374, 177		1, 371, 488	
		基金繰入金		440, 000		880, 000		175, 602		300		0	
		繰越金		158, 993		80, 354		8, 128		0		0	
		その他の収入		27, 852		24, 960		166, 705		32, 261		42, 069	
	歳入合計		18, 294, 711		18, 488, 083		20, 906, 112		19, 802, 605		20, 268, 845		
	歳 出	総務費		178, 769		186, 927		198, 222		198, 082		210, 125	
		保 険 給 付 費	療養諸費	10, 562, 204		10, 598, 717		10, 829, 485		10, 227, 689		10, 382, 277	
			審査支払手数料	35, 947		35, 768		34, 914		34, 510		33, 831	
			高額療養費	1, 431, 323		1, 457, 312		1, 604, 611		1, 509, 654		1, 547, 848	
			出産育児一時金	74, 805		75, 406		70, 167		56, 911		59, 430	
			葬祭費	6, 780		6, 300		5, 790		6, 150		5, 430	
			小計	12, 111, 059		12, 173, 503		12, 544, 967		11, 834, 914		12, 028, 816	
		後期高齢者支援金		2, 145, 898		2, 123, 173		2, 111, 828		2, 016, 510		1, 981, 697	
		前期高齢者納付金		2, 154		1, 644		1, 426		1, 455		7, 266	
		老人保健拠出金		92		86		86		67		43	
		介護納付金		984, 796		989, 775		905, 853		827, 247		798, 702	
		共同事業拠出金		2, 440, 312		2, 584, 843		5, 089, 607		4, 851, 145		4, 935, 518	
		保健事業費		131, 681		134, 272		130, 039		135, 458		133, 772	
		基金等積立金		3, 863		3, 434		2, 416		300		0	
		その他の支出		215, 733		282, 298		256, 273		433, 226		570, 108	
		歳出合計		18, 214, 357		18, 479, 955		21, 240, 717		20, 298, 404		20, 666, 047	

※税額中()内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。

X 産業経済

1. フードバレー推進	241
2. 農 業	243
3. 林 業	259
4. 水 産 業	263
5. 商 業	264
6. 工 業	270
7. 観 光 ・ 物 産	281
8. 産業活性化支援事業	288
9. 地 籍 調 査 事 業	289

1 フードバレー推進

(1) 八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金

設置目的	八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した農林水産物（加工品を含む）の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、予算の範囲内で八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金を交付する。
対 象 者	補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度に八代港の国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用する企業（個人経営の企業を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。 ①リーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路にあつては、国際フィーダー貨物に限る。以下同じ。）で農林水産物を輸出する八代市内の荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。以下同じ。）であること。 ②リーファーコンテナで八代地域の農林水産物を輸出する荷主であること。
対象経費	補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。 ①海上運賃（O C F） ②ターミナル取扱費用（T H C） ③書類作成費用（D O C F E E） ④コンテナ封印費用（S E A L F E E） ⑤燃油割増料（F A F） ⑥通貨調整料（Y A S） ⑦通関手数料 ⑧貨物取扱手数料 ⑨貨物のコンテナ搬入に係る費用 ⑩港湾内のコンテナ輸送費 ⑪貨物のラベル貼付に係る費用 ⑫その他市長が特に認めるもの
補助金額	補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20フィート又は40フィートのコンテナ1個当たりの上限額は15万円とする。
補助実績	1 件 合計 150,000 円（平成 27 年度） 1 件 合計 117,000 円（平成 28 年度） 1 件 合計 150,000 円（平成 29 年度） 1 件 合計 150,000 円（平成 30 年度）

(2) 八代市農林水産物等PR事業補助金

設置目的	農林水産物の高付加価値化、販路拡大、認知度向上を通じて関連産業の活性化に資するため、PR事業を行う事業者に対して補助金を交付する。
対象者	八代市内に主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等。
対象事業	農林水産物等のPRに係る商談会、展示会、その他イベントの開催、出展等であって、当該年度の3月第2金曜日までに事業を完了するもの。 過去に本補助金を活用して実施した事業については、3回を上限に補助対象事業とすることができる。
対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) ①出展料 ②会場使用料 ③展示装飾費 ④輸送費 ⑤広告物製作費 ⑥通訳費 ⑦旅費 ⑧委託料 ⑨サンプル費 ⑩その他市長が必要と認める経費
補助金額	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とし、40万円を上限とする。 ※上記の規定にかかわらず、海外販路開拓を目的として、市主催で実施するフェア及び展示会出展に係る旅費がある場合は、1事業当たり2名を上限として、当該旅費の全額に、当該旅費を除いた補助対象経費について上記の規定により算出した額を加算した額を補助金の額とすることができる。この場合において、当該加算後の補助金の額は、40万円を上限とする。
補助実績	6団体 合計 3,110,000 円 (平成 26 年度) 4団体 合計 3,103,000 円 (平成 27 年度) 16団体 合計 4,372,000 円 (平成 28 年度) 15団体 合計 4,290,000 円 (平成 29 年度) 12団体 合計 3,961,621 円 (平成 30 年度) ※平成 27 年度に実施した「輸出用商品パッケージ開発補助金(実績:2件 301,568 円)」は、平成 28 年度より本補助金に統合。

2 農 業

(1) 経営概要

①農家戸数

(単位:戸)

農家戸数	農業就業人口	専業農家戸数	兼業農家戸数			自給的農家戸数
			第1種	第2種	計	
4,185	6,829	1,556	637	967	1,604	1,025

(2015年 農林業センサス)

②耕地面積 (平成29年)

(単位:ha)

田	畑	計
6,730	654	7,390

(第64次九州農林水産統計年報)

③粗生産額 (平成27年)

品目 項目	野菜	米	工芸作物	果樹	花き	畜産	その他	合計
粗生産額 (百万円)	35,453	4,312	4,297	1,095	498	195	146	45,996
割合 (%)	77.1%	9.4%	9.3%	2.4%	1.1%	0.4%	0.3%	100.0%

(八代市推計)

(2) 農業協同組合

①現数

(令和元年6月)

農協名	組合員人数	役員数	職員数
八代地域農協	(正) 6,611人 (准) 3,716人 合計 10,327人	理事 28人 監事 8人 計 36人	394人

(3) 農業振興地域整備計画

整備計画名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日 (全体見直し)
八代(合併後)	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	平成29年4月26日
八 代	昭和45年12月25日	昭和48年 3月 4日	平成15年 5月16日
坂本村	昭和48年10月25日	昭和49年 3月30日	平成10年11月10日
千丁町	昭和45年12月25日	昭和47年 9月22日	平成14年 9月30日
鏡 町	昭和45年12月25日	昭和46年 9月 2日	平成15年11月12日
東陽村	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 9年12月 3日
泉	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 5年 3月22日

八代(合併後)に統合

農用地区域の地目別面積（平成30年12月31日現在）

（単位：ha）

	農用地				山林 原野	農業用 施設	その他	合計	市域に占める 割合（%）
	田	畑	樹園地	計					
農業振興地域(A)	6,525.2	1,175.2	35.3	7,735.7	10,541.6	28.4	3,375.3	21,681	31.9%
農用地区域(B)	5,883.4	282.0	32.0	6,197.4	10.7	28.4	71.8	6,308	9.3%
(B)/(A) %	90.2%	24.0%	90.7%	80.1%	0.1%	100.0%	2.1%	29.1%	--

（参考）市全域面積 680.24km²

（４）農業関係施設

①八代市農事研修センター（八代市鏡町内田1339番地1）平成29年度から鏡コミュニティセンターへ移行

事業の種類 農村総合整備モデル事業

事業の目的 農業者はもとより農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善等を組織的に推進する。

工 期 着工 昭和55年9月15日 竣工 昭和56年9月16日

敷地面積 5,777m²

建築面積 鉄筋コンクリート造2階建 1,785.66m²

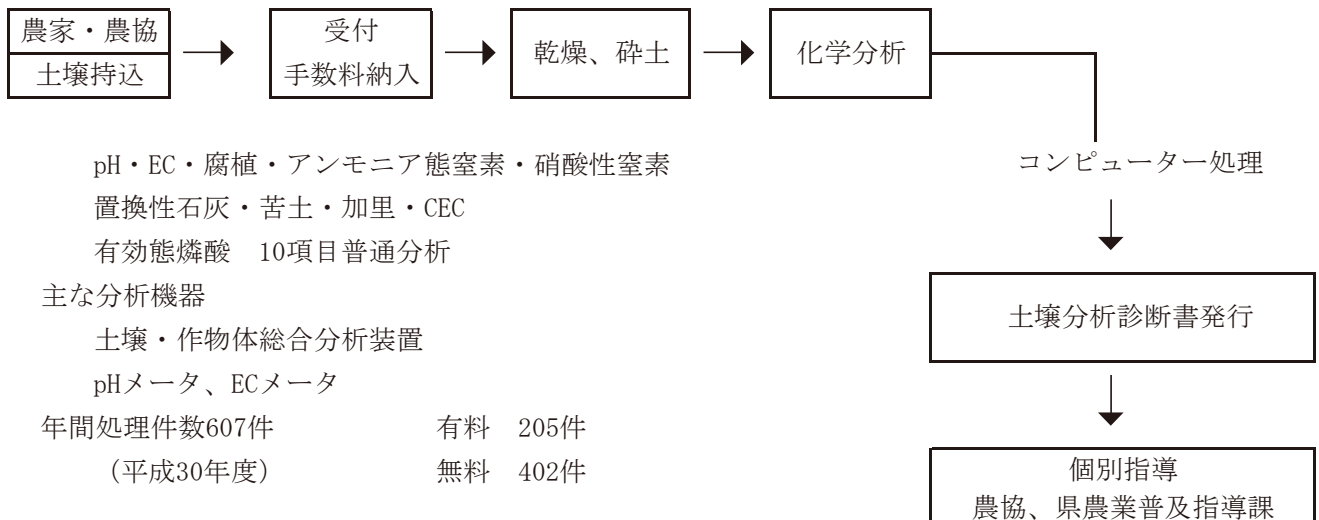
総事業費 368,780千円

財源内訳 国庫補助金 170,545千円、地方債 126,300千円、一般財源 71,935千円

※土壌分析診断事業

精密迅速な土壌分析結果に基づき的確な施肥改善策を指導する。

フローシート



- ・青年農業者クラブ(4H)の活動支援・指導 クラブ員 20名
- ・生活研究グループの活動支援
 - (旧八代) 加工品作り・料理講習会・健康講座・リーダー研修・視察研修・農山漁村フォーラム(5団体 16名)
 - (鏡 町) 加工品作り・リーダー研修・料理講習会・農山漁村フォーラム(2団体 11名)
 - (坂本町) 加工品作り・リーダー研修・郷土料理伝承・視察研修(4団体 18名)

②深水生活改善センター（八代市坂本町深水い1542番地2）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業				
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。				
工 期	着工	昭和57年10月16日	竣工	昭和58年2月8日	
敷 地 面 積	1,208㎡				
建 築 面 積	鉄筋コンクリート造平屋建 206.0㎡				
総 事 業 費	23,000千円				
財 源 内 訳	国庫補助金 11,500千円、県補助金 2,300千円、地方債 7,500千円、一般財源 1,700千円				
施 設 内 容	広間・和室・調理室				

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広 間		73	73.8	1,030	76.2
和 室		23	23.2	297	22.0
調 理 室		3	3.0	24	1.8
計		99回(月平均 8回)		1,351人(月平均 113人)	

③鶴喰生活改善センター（八代市坂本町鶴喰2220番地）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業				
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。				
工 期	着工	昭和54年11月13日	竣工	昭和55年2月29日	
敷 地 面 積	876㎡				
建 築 面 積	鉄骨造平屋建 199.23㎡				
総 事 業 費	20,700千円				
財 源 内 訳	国庫補助金 10,350千円、県補助金 2,070千円、地方債 7,500千円、一般財源 780千円				
施 設 内 容	広間・和室・調理室				

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広 間		126	66.3	1,760	62.8
和 室		20	10.5	326	11.7
調 理 室		44	23.2	715	25.5
計		190回(月平均 16回)		2,801人(月平均 233人)	

④久多良木地区多目的集会施設（八代市坂本町百済来下694番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工 期	着工	平成5年10月25日	竣工	平成6年3月25日
敷 地 面 積	3,738m ²			
建 築 面 積	鉄筋スレート造平屋建	243.67m ²		
総 事 業 費	45,714千円			
財 源 内 訳	国庫補助金	22,179千円、	県補助金	3,992千円、
	一般財源	2,543千円	地方債	17,000千円、
施 設 内 容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	82	83.7	690	72.1
和	室	15	15.3	212	22.2
調	理 室	1	1.0	55	5.7
計		98回(月平均 8回)		957人(月平均 80人)	

⑤西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工 期	着工	平成6年8月31日	竣工	平成7年3月30日
敷 地 面 積	2,030m ²			
建 築 面 積	木造平屋建	281.58m ²		
総 事 業 費	63,944千円			
財 源 内 訳	国庫補助金	26,065千円、	県補助金	4,692千円、
	一般財源	21,271千円	地方債	21,300千円、
施 設 内 容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	49	55.7	675	54.0
和	室	28	31.8	377	30.2
調	理 室	11	12.5	197	15.8
計		88回(月平均 7回)		1,249人(月平均 104人)	

⑥生活館（八代市坂本町鮎埴い1299番地）

事業の種類	農村地域トータルライフ向上対策事業			
事業の目的	農村地域住民の自主性かつ共同性をいかにしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。			
工 期	着工	昭和61年12月1日	竣工	昭和62年3月20日
敷 地 面 積	468m ²			
建 築 面 積	鉄骨木造二階建	211. 53m ²		
総 事 業 費	46, 291千円			

財 源 内 訳 国庫補助金 12,723千円、地方債 23,500千円、一般財源 10,068千円
 施 設 内 容 ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室		5	3.2	87	13.1
創作活動室		1	0.6	8	1.2
村の歴史館		0	0.0	0	0.0
農産加工室		139	88.0	558	83.8
洗濯室		13	8.2	13	1.9
計		158回(月平均 13回)		666人(月平均 56人)	

⑦千丁特産品直売所（美湯菜館：八代市千丁町新牟田1464番地）

事業の種類 地域個性創造事業（H13熊本県地域振興総合補助金）
 事業の目的 地域資源に付加価値を与えるため、農産物の加工・販売施設を整備し、地域産業の活性化を図る。
 建築年度 平成13年度（平成17年度増築あり）
 建築面積 木造平屋建 144.47㎡（増築後面積）
 総事業費 15,300千円
 財源内訳 県補助金 6,000千円、一般財源 9,300千円
 施設概要 施設管理者の千丁町物産振興協議会の解散に伴い平成31年2月をもって閉店

⑧鏡町農産物共同販売所（八代市鏡町内田1339番地1）

事業の種類 単独事業
 事業の目的 自家で収穫した新鮮でおいしい農海産物及び加工品を消費者に提供し委託販売することで、生産者同士の情報の交換・ふれあいの場をつくり農業経営の改善を図り、町の活性化に寄与することを目的とする。
 工期 着工 平成13年3月22日 竣工 平成13年5月10日
 建築面積 木造平屋建 99.12㎡
 総事業費 4,199千円
 財源内訳 一般財源 4,199千円
 施設概要 共同販売所『どてかぼちゃ』の名称のもと、町内の地域特産品を中心に農海産物の販売と加工品を消費者に提供するなどふれあいをとおして町の活性化に寄与する。

⑨東陽農産物加工施設（八代市東陽町1024番地2）

事業の種類 単独事業
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。
 工期 着工 平成15年8月21日 竣工 平成15年12月10日
 敷地面積 135.00㎡(建築面積)
 建築面積 木造平屋建 135.00㎡
 総事業費 22,221千円

財 源 内 訳 一般財源 22,221千円
 施 設 内 容 加工所、休憩室、ボイラー室、資材室

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合 (%)	利用人員(人)	割合 (%)
加 工 所		70	100.0	622	100.0
計		70回		622人	

⑩東陽定住センター（八代市東陽町1058番地1）

事業の種類 新農村地域定住促進対策事業
 事業の目的 農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。
 工 期 着工 昭和61年12月12日 竣工 昭和62年5月30日
 敷 地 面 積 3,136.9㎡
 建 築 面 積 鉄骨造平屋建 721.64㎡
 総 事 業 費 104,336千円
 財 源 内 訳 国庫補助金 42,047千円、県補助金 9,390千円、一般財源 52,899千円
 施 設 内 容 大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合 (%)	利用人員(人)	割合 (%)
大 研 修 室		104	40.5	4,463	67.5
和 室		97	37.7	1,495	22.6
資 料 閲 覧 室		50	19.5	571	8.6
調 理 室		6	2.3	85	1.3
計		257 回		6,614 人	

⑪泉農林産物流通加工施設（八代市泉町栗木49）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

事業の種類 山村振興農林漁業対策事業
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。
 工 期 着工 平成7年12月4日 竣工 平成8年10月30日
 敷 地 面 積 1043.5㎡
 建 築 面 積 鉄骨造平屋建 282.5㎡
 総 事 業 費 117,000千円
 財 源 内 訳 国庫補助金 58,500千円、県補助金 10,530千円、一般財源 47,970千円
 施 設 内 容 加工所、ボイラー室、資材室、休憩室

施設の利用状況（平成30年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合 (%)	利用人員(人)	割合 (%)
加 工 所		280	100.0	1,960	100.0
計		280回		1,960人	

⑫泉農村研修センター（八代市泉町下岳1700）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業対策事業		
事業の目的	市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。		
工 期	着工 昭和61年9月30日	竣工 昭和62年2月25日	
建 築 面 積	鉄骨造平屋建 269.7㎡		
総 事 業 費	28,540千円		
財 源 内 訳	国庫補助金 14,270千円、一般財源 14,270千円		
施 設 内 容	健康増進室、小会議室、調理実習室		
施設の利用状況（平成30年度実績）			

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健康増進室		7	14.0	68	33.3
小会議室		4	8.0	27	13.2
調理実習室		39	78.0	109	53.4
計		50 回		204 人	

（５）農業後継者施策

①新規就農者育成講座（八代市鏡町内田1339-1 農事研修センターほか）

目 的	就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。
設置年月日	昭和43年4月1日（農業青年ゼミナールとして開講 平成24年4月1日（八代農業技術者養成講座に名称変更）
研修期間	6ヵ月3回
研修内容	土壌の化学性、土壌物理性と土壌断面診断に関する研修
受講対象者	市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人
講 師	熊本県職員、他
受講者実績	

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
参加者数	19	20	4	3	9
（うち女性）	(2)	(4)	(0)	(0)	(0)

（昭和43年開設以降延べ1,284名修了）

②農業後継者育成事業

〔農林水産政策課	農事研修センター内〕
目 的	研修事業や独身男女の交流事業により総合的に農業後継者を支援育成し、八代地域の農業振興に資することを目的とする。
事業主体	八代市農業後継者育成協議会
事業費	平成30年度 900千円 （八代市負担金 400千円 八代地域農業協同組合負担金 500千円）
活動内容	農業後継者婚活イベント、八代農業プロモーション事業等

③農村女性活動促進事業

目 的	担い手女性の地位向上、農業経営参画、社会参画ができ、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。
事業主体	八代市

活 動 内 容 女性農業者講座、農産加工グループ及び直売所活動支援、
農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、
農業女性アドバイザー活動支援、くまもとふるさと食の名人活動支援、
家族経営協定の推進支援

(6) 担い手育成支援事業

①認定農業者の認定及び育成

・八代市担い手育成総合支援協議会

認定農業者の認定促進、担い手の経営改善、農地利用推進、法人化推進等の事業を行っている。

【構 成】 県、JAやつしろ、農業委員会及び八代市

・認定農業者の審査

申請された農業経営改善計画については、八代市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の基準を満たす農業者について、旧市町村単位で審査を行い、認定農業者に認定している。

年度別認定件数

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
認定件数	新規	116	121	28	21	23
	再認定	189	230	285	154	139

※認定期間は5カ年、認定満了者には再度計画を作成するよう誘導し、再認定している。

・担い手の支援・育成に関する取組

担い手を支援・育成する団体として、八代市担い手育成総合支援協議会及び八代市認定農業者連絡協議会等があり、経営改善、法人化、農業簿記等の研修や全国・九州担い手サミットへの参加等を通じ、農業者の経営向上を図っている。

②集落営農組織化支援活動

目 的 地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

H30年度迄の集落営農組織 7組織

H30年度の集落活動支援重点地区 鶴喰地区、松高地区、五反田地区

③家族経営協定推進事業

目 的 家族経営中心の日本農業を魅力あるものとし、年齢・性別を問わず意欲をもって取り組めるよう、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりをするため、農業経営を担っている家族一人ひとりの役割と責任、所得等を明確にし、文書にして取り決める。

締 結 実 績 平成29年度まで 418戸
平成30年度 18戸 } 合計436戸

(7) 経営所得安定対策実施状況

年度	水稲作付 目標面積 (A)			水稲作付 面積 (B)			達成率			水稲作付 超過面積			実施 農家数		転作物等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ha	ha	%	ha	ha	%	ha	ha	%	ha	ha	%	戸		飼料 作物	麦	大豆	い草	トマト	地力増 進作物	その他 野菜	永年性 作物	花き・種苗類・ その他豆類等	調整 水田	自己保 全管理	その他	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																													ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

※ 平成21年度以前は「水田農業構造改革対策」

※ 平成22年～平成24年度は「戸別所得補償対策」

※ 平成21年～平成29年は「米の直接支払交付金交付対象者数」

※ 実施農家数 平成30年は「水田活用直接支払交付金交付申請者数」

(8) 主要農作物生産及び家畜きん飼養羽数の推移

年度	穀物・いも類						野菜						工業農作物						家畜・家さん						果樹（かんきつ）					
	米		小麦		ばれいしょ		トマト		キャベツ		レタス		メロン		イグサ		乳牛		肉用牛		豚		ブロイラー		晩白柚		計		計	
	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸	飼育頭数 戸
H20	4,360	21,800	191	621	97	2,510	460	37,610	155	6,747	111	2,600	239	4,410	870	11,100	97	3	123	7	197	5	83	2	51	780	128	1,571		
H21	4,370	22,500	115	132	110	2,667	447	37,241	186	7,097	103	2,830	228	4,286	811	11,597	91	3	127	7	151	4	83	2	51	840	127	1,801		
H22	4,350	21,800	125	143	105	2,340	456	36,823	180	6,233	115	3,890	213	3,377	728	9,327	95	3	72	7	231	4	83	2	51	810	124	1,394		
H23	4,210	21,100	142	453	143	3,560	454	52,400	229	8,203	142	5,150	180	4,648	682	7,843	116	3	59	6	156	4	83	2	51	685	123	1,490		
H24	4,210	21,400	156	395	142	3,730	458	49,000	255	8,827	145	5,000	140	2,822	693	8,601	156	3	22	5	115	4	85	2	51	705	118	1,466		
H25	4,330	21,900	146	405	145	3,680	449	54,400	283	10,830	154	5,280	100	3,500	661	9,583	160	3	54	7	118	4	85	2	51	730	110	1,506		
H26	4,280	21,800	191	598	143	3,930	470	56,720	291	10,930	153	5,430	90	3,150	601	8,233	166	3	57	5	86	4	78	2	51	730	110	1,514		
H27	4,150	20,500	203	443	133	3,790	496	58,210	216	7,510	159	4,710	85	2,975	567	6,294	165	3	17	3	67	2	78	2	51	500	113	1,278		
H28	4,030	21,300	214	379	130	3,380	494	61,060	193	6,080	146	5,410	80	2,800	517	6,721	156	3	24	4	34	2	78	2	51	530	114	1,307		
H29	4,000	21,400	194	438	143	3,800	500	58,890	188	5,230	163	5,300	71	2,324	470	6,956	129	3	25	4	13	1	78	2	53	665	114	1,433		

農業振興課調べ

(9) 農業基盤整備事業

①国営土地改良事業

ア 国営かんがい排水事業

地 区 名 八代平野地区
 事業年度 国 営 昭和39年度～同48年度
 県 営 昭和41年度～同56年度
 団体営（土地改良区） 昭和45年度～昭和60年度
 事業量 頭首工 1カ所 用水路工 35,000m 排水路工 4,000m
 水利計画 取水量 25トン （1秒間につき）
 うち農業用19.5トン（球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン）、
 工業用 5.5トン
 受益面積 6,340ha
 うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha
 受益農家数 6,068戸
 うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、
 旧宮原町 425戸

事業費 (単位：千円)

種 別	全 体	共同事業	内 訳		
			工 業	農 業	
				かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230
う ち 頭 首 工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690
県営事業	10,310,265				
団体営事業	606,996				
うちかんがい排水工	606,996				
合 計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230

事業費 国 営 国 58% 県 21% 受益者 21%
 負担割合 県 営 国 50% 県 25% 受益者 25%
 団体営 国 55% 受益者 45%
 受益者負担 完工払い 負担額の20%、融資による年賦払い 80%
 金の支払い
 融資金の 国 営 17年 （据置2年）
 償還期限 県 営 20年 （据置5年）
 団体営 15年

イ 国営造成土地改良施設整備事業

地 区 名 八代平野地区
 事業年度 昭和62年～平成2年
 事業量 頭首補強工 1式 ゲート補修 10門 幹線用水路補修
 受益面積 6,340ha
 うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha
 事業費 784,234千円

ウ 国営八代平野土地改良事業

地 区 名 八代平野地区
 事業年度 平成30年度～令和12年度（予定）
 事業量 頭首工（改修・耐震化）1箇所 導水路（改修・耐震化）0.5km
 幹線用水路（改修）33.6km 排水機場（新設）2箇所
 排水路（新設・改修）5.8km 水管理施設（新設）1式
 受益面積 5,448ha（八代市5,425ha、氷川町23ha）
 受益者数（人） 7,443（うち個人有7,192 共有240 法人有10 公有1）
 事業概算額 376億8500万円（うち農業関係事業費358億5200万円）
 （消費税及び地方消費税10%込み）

種 別	農業関係事業費35,852（単位：百万円）				
	国	県	八代市	氷川町	受益者
国 営 事 業	25,056	7,557	2,692	17	530

負担割合 国69.89% 県21.08% 市7.51% 氷川町0.05% 受益者1.48%
 負担金 完工払い
 支払方法

②その他の整備事業

【本庁】

○県営水利施設整備事業（排水対策特別型）旧県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
古閑浜地区	H30～R4	63.6ha	排水機場工 1式 排水路工 L=1,328m	1,042,000千円
第二郡築地区	H25～R2	311.0ha	排水機場工 (横軸斜流 Ø1,650mm×350kw×4台)	2,822,000千円
竜西地区	H22～26	119.7ha	排水路工 L=5,907m	514,000千円

○県営湛水防除事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
金剛地区	H30～R6	201.6ha	排水機場工 1式	1,770,000千円

○県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）旧ストックマネジメント事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築地区	H25～R2	612.6ha	主ポンプ設備補修 3台 主エンジン更新 3台 電気設備更新 一式	1,146,000千円

○県営地域用水事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築	H21～24		親水護岸 L=518m 周回道路 L=570m	113,800千円

○県営農地整備事業（経営体育成型）旧経営体育成基盤整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
平和地区	H8～23	289.2ha	道路工 L=21,725m 排水路工 L=27,590m 用水路工 L=31,594m バックアップノット 9カ所 揚水機場 10カ所 客土工 A=84.1ha	5,253,000千円
水島地区	H12～22	120.6ha	道路工 L=9,140m 排水路工 L=12,743m 用水路工 L=2,111m	1,929,000千円
昭和地区	H25～32	341.7ha	用水路工 L=20,400m 排水路工 L=12,300m 暗渠排水 A=15.7ha 道路工 L=6,100m 排水機場 一式	4,407,000千円

○非補助土地改良融資事業（かんがい排水・農道）

目 的 八代地域は干拓による造成地のため、地下水位が高く、排水障害による農業生産の再編成を阻害している。排水路を改修することにより、汎用農地を確保し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。

事業主体 八代市

実施期間 昭和53年度～

財 源 日本政策金融公庫からの融資（事業費全額）

農協が借入主体となり、市に分担金として納入。次年度以降、市が償還金を全額補助。

償還期間 15年（5年据え置き）

年度 項目	H25まで	H26	H27	H28	H29	H30	合計
事業費(千円)	5,913,352	85,400	89,400	91,820	95,100	97,947	6,373,019
路線数	442	7	8	8	8	7	480
延長(m)	117,124.7	1,699.0	2,041.0	1,740.0	1,543.6	1,528.6	125,676.9
受益面積(ha)	2,925.8	38.0	36.0	18.0	23.0	23.1	3,063.9

○団体営基盤整備促進事業（事業地区：旧八代市）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
日奈久新地区	H20～22	11.3ha	道路工 排水路工 L=705m L=1,518m	69,010千円
鼠蔵地区	H20～23	52.5ha	排水路工 L=5,656m	290,000千円
北原地区	H20～22	15.7ha	排水路工 L=1,450m	74,139千円

○団体営農業体質強化基盤整備促進事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
鼠蔵地区	H24（H23繰越）	5.7ha	排水路工 L=565.4m	26,400千円
八代1地区	H24（H23繰越）～ H25（H24繰越）	32.3ha	排水路工 L=2,491.9m	106,880千円
八代2地区	H24（H23繰越）	181.1ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	255,048千円
八代3地区	H25（H24繰越）	13.1ha	排水路工 L=1,362.2m	49,480千円
八代4地区	H25（H24繰越）	193.1ha	区画拡大 暗渠排水 A=14.9ha A=178.2ha	282,265千円

○団体営農業基盤整備促進事業（H24新規事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野地区	H25（H24繰越）	66.8ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	26,400千円
八代平野4地区	H25（H24繰越）	7,270ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	106,880千円
八代平野5地区	H26（H24繰越）	268.3ha	区画拡大 暗渠排水 A=12.1ha A=256.2ha	396,350千円
八代5地区	H26（H25繰越）	26ha	排水路 L=1,520m	100,000千円
八代平野北部	H26（H25繰越）	4,742ha	さく井 用水路 N=2 L=4,183.6m	150,000千円
金剛	H26（H25繰越）	276ha	用水路 L=250m	10,500千円
八代平野6地区	H26	59ha	区画拡大 暗渠排水 A=1.1ha A=58.4ha	88,679千円

○団体営農業水利施設保全合理化事業（H24新規事業）（土地改良区事業主体）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野1地区	H25（H24繰越）	6,340ha	転倒堰更新・魚道改修・ 管理棟改修1式	76,460千円
八代平野2地区	H25（H24繰越）	5,218ha	用水調整ゲート改修・ ネットフェンス設置外	166,500千円
八代平野3地区	H25（H24繰越）	550ha	ネットフェンス L=1,700m	18,400千円
平和地区	H25（H24繰越）	293ha	ネットフェンス L=300m・ 水位調整ゲート改修1式	17,333千円
八代平野北部2	H26（H24繰越）	4,742ha	ネットフェンス L=3,820m	50,000千円

○団体営農業農村整備事業(H27新規事業)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
団体営農業農村 整備事業	日奈久新開 東割	H27	10.6	58,500	排水路工 L=1064.5m
団体営農業農村 整備事業	日奈久新開 東割2	H28	18.3	32,000	排水路工 L=513m
団体営農業農村 整備事業	日奈久新開 町塘添上	H29	4.9	55,800	排水路工 L=970m
団体営農業農村 整備事業	日奈久新開 町	H30	2.0	13,000	排水路工 L=214.6m

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
湛水防除 事業	八代新地区 八地	H12～18	132.0	554,590	排水機場工 1カ所 導水路工 L=867m 排水ポンプ φ900mm 4機 吐出力（全体） 6.7m ³ /s
排水対策 特別事業	八代新地区 八地	H12～18	72.0	270,200	排水路工 L=1,759.6m
排水対策 特別事業	新牟田地区 新地	H17～23	190.0	1,417,700	排水路工 L=750m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ1800mm 4機 吐出力（全体） 28m ³ /s
排水対策 特別事業	東牟田地区 東地	H19～24	27.0	366,000	排水路工 L=210m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ700mm 2機 吐出力（全体） 1.5m ³ /s
排水対策 特別事業	第二東牟田地区 第二東地	H34 (予定)	62.8	470,000	排水路工 L=640m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ800mm 2機 吐出力（全体） 2.4m ³ /s

※ 新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

※ 東牟田地区は平成18年度調査、平成19年度採択。

※ 第二東牟田地区は、東牟田地区の進捗及び河川の築堤と県道改良事業の進捗を考慮し、採択申請を行う。

【鏡支所】

○県営事業

事 業 名		地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
排 水 対 策 特 別 事 業		鏡町塩浜	H19～24	79	141	737, 100	排水路工 排水機場	L=1, 340m 1カ所
経営体育成基盤整備事業	一般	鏡町塩浜	H24～R2	61. 8	130	529, 000	排水路 農道 客土 暗渠	L=5. 7km L=1. 0km 25. 0ha 18. 9ha
		野 崎	H25～R2	164. 4	105	799, 000	排水機場 排水路 農道 客土 暗渠	1カ所 L=6. 0km L=1. 3km 36. 3ha 12. 5ha
		両 出	H26～R3	166	179	1, 289, 000	排水路 用水路 農道 客土 暗渠	L=9. 2km L=13. 7km L=6. 7km 24. 9ha 9. 0ha
		貝 洲	H28～R3	23. 7	51	455, 000	区画整理	23. 7ha
	担い手支援	新 屋 敷	H18～22	23	46	220, 000	排水路 農道 客土 暗渠	2, 900m 1, 400m 6. 0ha 6. 8ha
		第二西区	H18～23	40	56	490, 000	排水路 農道 客土 暗渠	2, 964. 5m 2, 626. 2m 17. 4ha 27. 3ha
	事 業 名		地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
地 域 水 田 農 業 支 援 緊 急 整 備 事 業		北新地中央	H18～23	197	156	731, 000	客土 暗渠	149. 4ha 148. 0ha
湛 水 防 除 事 業		野 崎	H25～R2	164. 4	114	695, 300	排水機場	1カ所

○熊本県農業農村整備推進交付金特認事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
特認事業	両出江湖開	H23	2	4	90,000	排水路工 L=161.5m

○団体営農業体質強化基盤整備促進事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
定率助成	野崎、碓原	H24	6	15	26,200	排水路工 L=495m

○団体営農業農村整備事業(農業基盤整備促進型)

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	事業費(千円)	事業内容
団体営農業農村整備事業	下村・内田	H28	13.9	64,900	排水路工 L=1,255m
団体営農業農村整備事業	下村・内田2	H29	2.1	14,900	排水路工 L=442m
団体営農業農村整備事業	下村・内田3	H30～H32	13.4	68,800	排水路工 L=1,331m

(1 0) 農 業 委 員 会

①農業委員会定数

区 分	定数 (人)	備 考
農 業 委 員	19	八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例
農地利用最適化推進委員	29	
計	48	

②農地移動状況

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
法第3条	所有権	168	242,234	53	176,170	61	203,064	79	346,856	47	163,406
	使用貸借	0	0	0	0	2	30,417	0	0	0	0
	賃借権	1	5,453	3	12,540	1	1,725	0	0	1	5,561
法 第 4 条		33	24,807	44	24,725	32	13,563	42	27,526	23	10,800
法第5条	所有権	119	100,887	131	96,099	145	115,827	160	127,995	167	139,421
	賃借権 使用貸借	45	49,026	29	17,601	29	29,458	39	71,745	51	49,637
法第18条6項		139	976,711	141	1,013,271	161	932,238	225	1,123,928	167	865,161
その他	許可不要 転用届	17	6,222	15	10,793	58	19,835	55	34,484	37	12,736
	時効取得	23	32,423	30	45,415	11	10,143	13	10,418	22	21,409
計		545	1,437,763	446	1,396,614	500	1,356,270	613	1,742,952	515	1,268,131

③転用状況

区分	種 別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)
地 目 別	田	325 筆	167,481	267 筆	132,389	269 筆	113,906	349 筆	196,133	326 筆	179,320
	畑	78	21,238	92	26,972	108	44,942	118	31,133	89	20,538
	計	403	188,719	359	159,361	377	158,848	467	227,266	415	199,858
目 的 別	住 宅 用 地	145 件	80,120	149 件	91,484	122 件	81,041	147 件	100,162	167 件	97,340
	工 業 用 地	29	36,188	18	23,289	20	38,241	27	29,986	25	43,234
	公 共 用 地	1	1,106	5	5,472	2	3,962	3	881	4	5,176
	その他の用地	52	71,305	49	39,116	62	35,604	64	96,237	45	54,108
	計	227	188,719	221	159,361	206	158,848	241	227,266	241	199,858

※ 一時転用を除く

3 林 業

(1) 概要

①林業経営体数
林家数 114戸

②土地利用状況

土地面積 (ha)	林野面積 (ha)				林野比率 (%)
	計	国有林	民有林		
			公有林	私有林	
68, 136	50, 059	9, 868	1, 810	38, 381	73

※資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

③民有林林種樹種別面積

ア 人工林 (単位: ha)

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,351.67	9,189.47	355.58	234.91	148.11	27,279.74

イ 天然林 (単位: ha)

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	16.05	12,222.03	43.18	12,286.44

ウ 未立木地等 (単位: ha)

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
207.06	106.80	301.59	9.39	624.84

④造林種別実績(民有林) (単位: ha)

再 造 林	拡大造林	複 層 林	計
71	0	0	71

⑤除間伐実績(民有林) (単位: ha)

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
113	0	9	54	0	60	236

※資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

(2) 林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

①林道整備 (単位: 路線、m)

全幅5.0m以上		4.0m以上～5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
3	39,574	26	123,710	39	102,835	68	266,119

※資料:八代市林道台帳

H31.4.1

②作業道現況

路線数 589路線
延 長 488,380m

※資料:熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

(3) 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

①少年団の構成

(平成31年4月現在)

少年団名		八代ナザレ園 緑の少年団			東陽小学校 緑の少年団			泉わくわく 緑の少年団			泉蜂の子 緑の少年団			八竜 緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会 長	0名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	～3年生	5	4	9	15	16	31	10	8	18	1	1	2	15	21	36
	4年生	2	1	3	7	8	15	3	4	7	1	1	2	4	2	6
	5年生	0	1	1	3	5	8	3	4	7	1	0	1	5	5	10
	6年生	0	2	2	11	8	19	3	7	10	0	0	0	8	5	13
	合 計	7	8	15	36	37	73	19	23	42	3	2	5	32	33	65

②主な活動内容

- ア 年間活動（他の団体と活動する行事）
 - 「緑の募金」街頭募金活動（5月）、全県緑の少年団交流集会（8月）、緑化啓発イベント（12月）
- イ 自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）
 - 学習活動、奉仕活動、野外活動（レクリエーション等）

(4) 八代産材利用促進事業

① 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

② 施行年月日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 対象者

- ア 補助対象住宅の建築主であること。
- イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）
- ウ 市税等の滞納がない者

④ 対象住宅

- ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- イ 新築等に当たり、八代産材を 80%以上使用していること。
- ウ 市内の事業者による施工であること。
- エ 新築においては、八代市産の畳を 6 畳以上使用していること。
- オ 契約を締結した日から 60 日以内かつ、棟上げ前に申請すること。
- カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

⑤ 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあつては 20 万円、増築、改築又はリフォームにあつては 10 万円を限度額とする。

ア 新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に 4,000 円を乗じて得た額

イ リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る 1 立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に 1 万円を乗じて得た額

⑥ 事業費

平成 30 年度 168 万 8 千円

⑦ 財源内訳

市：168 万 8 千円

⑧ 事業実績

申請件数：H26(29), H27(17), H28(13), H29(21), H30(12)

(5) 森林経営管理事業

① 事業目的

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林については、市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ新たな森林経営管理制度の下、森林所有者の経営意欲低下や所有者不明森林の増加など森林資源が適切に管理されていないといった課題を解決し、森林の経営管理を持続的に行い国土保全に寄与する。

② 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

③ 対象者及び施設

- ・ 市民及び森林所有者、林業事業者等
- ・ 民有林及び林道関連施設

④ 事業内容

森林環境譲与税を財源として、森林所有者への経営管理に関する意向調査を概ね 15 年程度で完了させ、調査の結果、所有者自ら経営管理できない森林は、意欲と能力のある林業経営者や市が管理を行っていく。また、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を行う。

(令和元年度の主な事業)

- ・ 所有者意向調査委託（泉町仁田尾地区、東陽町）、林道除草委託、林道・作業道の修繕、シカ防護柵修繕、法面保護工事、八代産材利用促進事業補助金（事業の拡充分）

⑤ 事業費

令和元年度：38,096 千円

⑥ 財源内訳

市：38,096 千円（森林環境譲与税 見込み額：38,000 千円）

4 水 産 業

(1) 概要

①海面・内水面漁協組合員数等

漁協名		組合員数（人）			漁業経営体数	漁船数（隻）		
		正	准	計		動力船	無動力船	総数
海面	鏡 町	57	279	336	51	155	—	155
	千 丁	23	68	91	21	32	—	32
	昭 和	33	115	148	21	34	—	34
	八 代	120	115	235	93	188	—	188
	日奈久	24	3	27	19	22	—	22
	二 見	24	6	30	24	21	—	21
	計	281	586	867	229	469	—	469
内水面	球磨川	1,124	44	1,168	—	—	—	—
	郡築内水面	174	0	174	—	—	—	—
	八代南部内水面	49	0	49	—	—	—	—
	氷 川	207	0	207	—	—	—	—
	計	1,554	44	1,598	—	—	—	—

※出典：平成30年版熊本県の水産

（平成29年度末現在）

②養殖漁業・生産量

項目		経営体数	生産量	摘要
海面	ノリ	0	0 枚	
	アオノリ	40	1,621 kg	八代漁協、鏡町漁協、二見漁協
	カキ	17	17.0 t	鏡町漁協

※出典：漁協総会資料、漁協聞き取り

（平成29年度末現在）

③魚種別漁獲量

単位：t

魚種 \ 年度	25	26	27	28	29
こ の し ろ	104	89	33	63	62
し ら す	—	—	3	1	1
ひ ら め	10	9	9	7	9
か れ い 類	5	3	3	3	2
た ち う お	4	4	2	2	3
くろだい・へだい	13	11	8	7	7
す ず き 類	13	9	9	12	8
く る ま え び	0	0	0	0	0
そ の 他 の え び 類	3	1	1	1	0
が ざ み 類	23	11	8	9	12
あ さ り 類	6	4	4	1	14
い か 類	23	25	12	13	10
た こ 類	15	14	15	14	11

※出典：農林水産省 海面漁業生産統計調査

（平成29年度末現在）

5 商 業

(1) 商店数の推移

年度	市町村名	商 店 数		(店)		従 業 員 数		(人)	年 間 販 売 額		(万円)
		卸売	小 売	卸 売	総 数	卸 売	小 売		卸 売	小 売	
H14	旧八代市	330	1,389		1,719	2,651	7,556	10,207	12,375,989	10,226,177	22,602,166
	旧坂本村	2	61		63	4	202	206	x	x	x
	旧千丁町	35	70		105	219	268	487	732,362	434,631	1,166,993
	旧 鏡 町	51	225		276	389	956	1,345	2,383,096	1,180,720	3,563,816
	旧東陽村	1	21		22	3	67	70	x	x	x
	旧 泉 村	2	48		50	3	103	106	x	x	x
	計	421	1,814		2,235	3,269	9,152	12,421	15,501,093	12,118,015	27,619,108
H16	旧八代市	336	1,361		1,697	2,607	7,571	10,178	11,810,900	10,746,400	22,557,300
	旧坂本村	3	57		60	6	181	187	7,800	140,600	148,500
	旧千丁町	34	68		102	177	243	420	625,000	305,500	930,500
	旧 鏡 町	50	213		263	361	837	1,198	1,505,000	1,064,300	2,569,200
	旧東陽村	2	22		24	6	62	68	x	x	84,400
	旧 泉 村		61		61		125	125		64,600	64,600
	計	425	1,782		2,207	3,157	9,019	12,176	13,963,530	12,391,004	26,354,534
H26	八代市	342	1,055		1,397	2,372	6,242	8,614	11,473,300	10,612,900	22,086,200

※「x」は、その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。
なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「x」で秘匿している。

商業統計調査

(2) 中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

(平成31年4月1日現在)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成30年度 貸付枠 (預託額) 〔累計出損額〕	平成30年度貸付実績	
								件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市小口資金 融資制度	市内に1年以上引き続き住所 又は、事務所、店舗、工場を 有する従業員20人以下の企業 で市税を完納しているもの	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年2.00% 年2.10% 年2.20%	年0.45%～1.25%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%～0.625%	1,967,500千円 〔78,700千円〕	10件 (101件)	34,000千円 (185,964千円)
八代市中小企業 経営安定 特別融資制度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.25%～1.70%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.125%～0.85%	1,455,000千円 (485,000千円)	23件 (190件)	130,160千円 (504,536千円)
八代市中小企業 大規模小売店 対策特別 融資制度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること ウ 大規模小売店の新設、増 床、営業時間変更又は倒 産等により影響を受ける こと	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	6年以内	年1.90%	年0.45%～1.90%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%～0.95%	0千円 (0千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業 設備近代化資金 融資制度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 店舗の新築、改 築、改造等の施 設整備資金 (2) 機械器具、装置 等の購入資金	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.45%～1.90%で 協会が定めた料率	39,000千円 (13,000千円)	0件 (4件)	0千円 (26,436千円)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成30年度	
							貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	平成30年度貸付実績 件数 (残件数) 金額 (貸付残額)
八代市中小企業高度化資金融資制度	(1) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会及び企業組合 (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会	(1) 工場、店舗等の集約化又は協業化資金 (2) 協同事業としての建物施設の増築、増設等資金又は土地の造成、購入等資金 (3) 市長が特に認めた組合（連合会）事業資金	1組合（連合会） 2億円以内	10年以内	年1.75%	年0.45%～1.90% で定めた保証料が必要な場合があります。	2,000千円 (1,000千円)	0件 (0件) 0千円 (0千円)
八代市中小企業団 thể 合理化資金融資制度	(1) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体 (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会 (3) (1) 及び (2) の構成員が市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ市税を完納していること	(1) 経営の合理化、近代化資金	1団体 1億円以内 1構成員 1,000万円以内	7年以内	年1.75%		0千円 (0千円)	0件 (0件) 0千円 (0千円)
八代市企業誘致特別資金融資制度	本市に進出する先端技術を有する製造業で、本市での投資資本（土地家屋及び設備に係るもの）1億円以上の企業	(1) 運転資金 (2) 設備資金	1企業 2億円以内 (但し、投資資本の3分の2を限度とする)	10年以内	各金融機関の所定の利率		0千円 (0千円)	0件 (0件) 0千円 (0千円)
八代市中小企業勤労者特別資金融資制度	(1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者 (2) 中小企業基本法に規定する中小企業その他市長が認める事業所に引き続き1年以上勤務している者 (3) 市税を完納している者	(1) 生活資金全般	1勤労者 150万円以内	5年以内	年2.7%		3,000千円 (1,000千円)	0件 (0件) 0千円 (0千円)

(3) やつしろハーモニーホール (※指定管理者制度導入・H19 年度～)

①やつしろハーモニーホール (八代市新町 5 番 20 号)

工 期 着工 平成 9 年 11 月 25 日 竣工 平成 12 年 3 月 23 日
 開 館 平成 12 年 6 月 1 日
 敷地面積 16,602.39 m²
 建築面積 3,809.769 m² (うち床面積 2,600.57 m²)
 延床面積 6,101.475 m²
 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階
 1 階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室
 2 階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室
 3 階 大会議室 A・B、中会議室、研修室、第 1・2・3 小会議室、和室
 駐 車 場 228 台
 総 工 費 約 2,895,000 千円
 財源内訳 国庫補助金 700,000 千円 地方債 1,650,000 千円
 一般財源 545,000 千円
 事 業 貸施設

②多目的広場 (ハーモニーホールに隣接して整備)

工 期 平成 5 年度～平成 9 年度 (工事は平成 8 年度～平成 9 年度)
 敷地面積 6,000 m²
 総 工 費 約 234,000 千円
 財源内訳 国庫補助金 78,000 千円 地方債 117,000 千円
 一般財源 3,900 千円
 構 造 物 トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他 (タイル舗装、植栽、車止め、照明灯)
 使 用 料 (令和元年 10 月 1 日改定) (円)

施 設 名	(午前) 9:00～12:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 18:00～22:00	(全日) 9:00～22:00	時間外 1 時間当たり
市民ホール	8,800	11,760	11,760	32,320	3,300
市民ホール(舞台のみ)	3,300	4,400	4,400	12,100	1,100
楽屋 1・2・3・4	650	870	870	2,410	210
練習室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
スタジオ	970	1,310	1,310	3,610	310
大会議室 A・B	1,750	2,300	2,300	6,360	530
中会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 1・第 2 小会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 3 小会議室	1,200	1,630	1,630	4,490	430
和室	1,750	2,300	2,300	6,360	530
研修室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
多目的ホール	4,400	5,810	5,810	16,040	1,410
多目的広場	2,200	2,960	2,960	8,120	1,100

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前 9 時以前、午後 0 時から午後 1 時まで、午後 5 時から午後 6 時まで及び午後 10 時以降をいう。
- 2 午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後 0 時から午後 1 時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後 5 時から午後 6 時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の 10 割増とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。
- 5 楽屋 1・2・3・4 の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。
- 6 前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋 1・2・3・4 の使用料は徴収しない。

平成30年度 やつしろハーモニーホール利用状況

施設 区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数				回転率 (D/C)	使用件数 (E)	入場者数	稼働率 (E/A)
					午前	午後	夜間	合計(D)				
	日	日	%	回	回	回	回	回	%	件	人	%
市民ホール	320	222	69.4	960	152	175	130	457	47.6	277	72,081	86.6
多目的ホール	336	281	83.6	1,008	262	213	159	634	62.9	347	58,157	103.3
練習室	336	305	90.8	1,008	204	205	270	679	67.4	443	29,755	131.8
スタジオ	336	156	46.4	1,008	28	48	121	197	19.5	173	24,128	51.5
大会議室A	336	296	88.1	1,008	214	282	118	614	60.9	418	12,682	124.4
大会議室B	336	279	83.0	1,008	199	252	103	554	55.0	361	9,949	107.4
中会議室	336	302	89.9	1,008	169	264	147	580	57.5	433	4,223	128.9
小会議室1	336	306	91.1	1,008	172	245	182	599	59.4	465	4,928	138.4
小会議室2	336	279	83.0	1,008	130	229	151	510	50.6	407	9,428	121.1
小会議室3	336	317	94.3	1,008	217	274	330	821	81.4	605	4,217	180.1
和室	336	200	59.5	1,008	147	120	91	358	35.5	270	10,471	80.4
研修室	336	273	81.3	1,008	163	244	120	527	52.3	376	766	111.9
広場	309	57	18.4	762	54	28	15	97	12.7	58	18,141	18.8
合計	4,325	3,273	75.7	12,810	2,111	2,579	1,937	6,627	51.7	4,633	258,926	107.1

6 工 業

(1) 分類別製造事業数

①現況（平成28年経済センサス-活動調査：従業者4人以上）

分 類	事 業 所 数		従 業 員 数		製造品出荷額	
	実 数 (所)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (万円)	構成比 (%)
食 料 品	40	20.7	1,364	18.4	3,296,231	13.4
飲 料	9	4.7	164	2.2	1,927,769	7.8
繊 維	14	7.3	184	2.5	98,641	0.4
木 材	15	7.8	132	1.8	244,271	1.0
家 具	2	1.0	22	0.3	x	－
パ ル プ ・ 紙	9	4.7	949	12.8	7,076,170	28.7
印 刷	5	2.6	59	0.8	49,564	0.2
化 学	6	3.1	264	3.6	1,372,724	5.6
石 油 ・ 石 炭	2	1.0	39	0.5	x	－
プ ラ ス チ ッ ク	9	4.7	598	8.1	1,807,896	7.3
ゴ ム 製 品	3	1.6	31	0.4	20,759	0.1
皮 革	－	－	－	－	－	－
窯 業 ・ 土 石	17	8.8	254	3.4	448,302	1.8
鉄 鋼	5	2.6	123	1.7	244,270	1.0
非 鉄 金 属	－	－	－	－	－	－
金 属 製 品	23	11.9	1,464	19.8	3,835,211	15.6
はん用機器	1	0.5	4	0.1	x	－
生産用機器	8	4.1	509	6.9	1,348,484	5.5
業務用機器	2	1.0	91	1.2	x	－
電子部品	2	1.0	310	4.2	x	－
電気機器	3	1.6	96	1.3	186,600	－
情報通信機器	－	－	－	－	－	－
輸送用機器	8	4.1	609	8.2	2,106,579	8.6
そ の 他	10	5.2	128	1.7	172,442	0.7
総 計	193	100.0	7,394	100.0	24,624,130	100.0

(小数点以下2位を四捨五入)

②年別推移

年 度	事業所数（所）		従業者数（人）		製造品出荷額（万円）	
		前年対比 （%）		前年対比 （%）		前年対比 （%）
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940	105.3
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318	99.2
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784	108.9
H25	173	94.5	7,012	98.8	22,928,829	98.1
H26	167	96.5	6,769	96.5	24,068,616	105.0
H28	193	115.6	7,394	109.2	24,624,130	102.3

（小数点以下2位を四捨五入）

（２）八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的 市内に工場等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

奨励措置（適用工場）の基準

- ①土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が1億円（中小企業者にあつては2,000万円）を超えること。
- ②新規雇用者（雇用保険被保険者に限る）の数が5人以上（中小企業者にあつては2人以上）
- ③対象業種並びに地域指定
 - （ア）製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業など
 - （イ）（ア）の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設
 - （ウ）不動産業者等が（ア）のために建設、取得する施設（立地決定済みのものに限る）

奨励措置内容

①固定資産税の減免

固定資産税の減免の期間は、適用工場の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2年度	100/100
3年度	100/100
4年度	50/100
5年度	50/100

※操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も「投資

に係る投下固定資産」とみなし減免する。

②工場等建設補助金

適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を工場等建設補助金として交付する。

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10人以上 40人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

イ 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5% （土地代を除く） （操業開始から3年以内の分も含む）

③用地取得等補助金

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合、土地の取得価格の30/100

イ 工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2

④雇用奨励金

新規雇用者（正社員）1人につき、50万円

新規雇用者（正社員以外）1人につき、30万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1億円未満	10人未満	5,000万円
1億円以上	10人未満	1億円
	10人以上 40人未満	2億円
	40人以上	3億円
20億円以上	100人以上	6億円

便宜の供与 ①適用工場の投資に必要な資料を提供すること。

②用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

(3) 八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

設置目的 情報通信関連産業の立地促進及び雇用機会拡大を図り、本市の経済活性化に資することを目的とする。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

奨励措置（適用事業所）の基準

①対象業種

- ア 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示 405 号）に掲げる情報通信業
- イ コールセンター事業
- ウ サテライトオフィス

②事業所の開設にかかる投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が 100 万円以上であること。

③事業所開設時点の新規雇用者が 3 人以上であること。

奨励措置内容

①設備投資補助金

事業所の開設に要した投下固定資産額の 1/3 を補助。

②事業所賃借料補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した、事業所の年間賃借額（敷金等除く）及び投下リース資産費用の 1/2 を補助。

③専用通信回線等補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した専用通信回線等利用料の 1/2 を補助。（年間上限 200 万円）※クラウドサービス利用料含む

④雇用促進補助金

次に掲げる期間に雇用され当該期間において純増した新規雇用者で、常時正社員として雇用されていた者の数に 30 万円を乗じて得た額と当該常時正社員として雇用されていた者以外の者の数に 15 万円を乗じて得た額を合計した額

(1) 事業所開設日から 1 年を経過する日

(2) 事業所開設日から 2 年を経過する日

(3) 事業所開設日から 3 年を経過する日

(4) 八代高等職業訓練校（八代市清水町 2-94）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

（訓練校校舎）

（実習棟）

敷	地	1,777.33 m ²	
着	工	昭和 56 年 7 月 29 日	平成 12 年 10 月 16 日
竣	工	昭和 57 年 2 月 4 日	平成 13 年 1 月 28 日
建	物	鉄筋コンクリート 3 階建 666 m ²	鉄骨造 215.3 m ²
		普通教室、特別教室、事務室	実習室 3 室、渡り廊下
運	営	職業訓練法人 八代職業訓練運営会	
種	別	事業内職業訓練校	
訓	練	2 年間（普通課程）	

【普通職業訓練普通課程】（平成 30 年 3 月末現在）

※平成 29 年度は、年間必須訓練時間実施できず休校となる

訓練科目の名称	訓練生の数（人）		
	1 年生	2 年生	合 計
建築施工系木造建築科	(休) 3	(休) 2	(休) 5
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	0	0	0
建築仕上系左官・タイル施工科	0	0	0
塗装系建築塗装科	0	0	0
木材加工系木工科	0	0	0
裁縫系和裁科	0	0	0
金属加工系構造物鉄工科	0	0	0
機械系機械加工科	0	0	0
計	(休) 3	(休) 2	(休) 5

【自主訓練】（平成 30 年度）

職業訓練ではあるが、県の補助金対象外となる訓練。

科名（コース名）	訓練期間	実施回数	受講生数
和 裁 科	2 年間	1	4

【委託事業】

●離職者訓練事業（平成 29 年度実施）

求職中の方が、新たな知識・技能を短期間で身につけ、再就職に役立てられる能力を開発するため、パソコン、簿記等の資格取得を目指す訓練を実施。入校は雇用保険受給者が優先。入校者は安定所、県で選定。

委託元	科名（コース名）	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術専門学校	OA 事務科 6 月生 (H29. 6～H29. 11)	6 ヶ月	20 人
	経理事務科 1 2 月生 (H29. 12～H30. 2)	3 ヶ月	14 人

（５）働く婦人の家（フレンドリーやつしろ）（八代市清水町 2-94）

（※指定管理者制度導入・H21 年度～）

工 期 着工 昭和 56 年 7 月 29 日 竣工 昭和 57 年 2 月 4 日
 開 館 昭和 57 年 6 月 1 日
 建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 709.79 m² (1 階 347.05 m² 2 階 362.74 m²)
 敷 地 2,150.39 m²
 施設内容 1 階 講習室、講習室 2、和室、託児室、事務室、相談室、
 ロビー（図書コーナー）
 2 階 体育室、調理実習室

総工費 144,066 千円
 財源内訳 国庫補助金 30,000 千円 県補助金 30,000 千円 一般財源 16,766 千円
 地方債 67,300 千円（中小企業退職金共済事業団還元融資）
 設置目的 市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。
 事業内容 ①生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導
 ②一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催
 ③グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導
 ④休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与
 ⑤その他市長が必要と認める事業

平成 30 年度定期講座

主催講座（4 月～翌年 3 月） 34 講座（短期講座含む）

自主クラブ（前期、後期） 26 講座

平成 30 年度利用状況

（単位：人）

区 分	勤 労	家 庭	男 性	託 児	合 計
講 座	4,586	8,078	919	88	13,671
ク ラ ブ	2,401	3,023	804	0	6,228
主 催・共 催 事 業	962	2,463	578	0	3,976
団 体 利 用	0	0	0	0	0
個 人 利 用	200	401	54	0	655
合 計	8,149	13,938	2,355	88	24,530

施設別利用状況

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30
体 育 室	8,870	12,195	8,580	8,735	9,332
講 習 室	5,949	5,390	5,339	5,359	5,785
講 習 室 2	1,267	1,567	1,189	1,826	1,878
和 室	1,621	1,653	1,147	1,347	1,312
調 理 室	2,132	2,313	2,259	2,179	2,095
館 外 活 動	4,979	1,419	4,431	4,161	5,555
相 談 室・ロ ビー	717	853	733	507	602
託 児 室	113	107	26	31	93
宮嶋財団・総合体育館	1,628	1,372	1,318	1,673	1,467
計	27,276	26,869	25,022	25,818	28,119

（6）サンライフ八代（八代市日置町 692-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

工 期 着工 昭和 60 年 12 月 25 日 竣工 昭和 61 年 8 月 24 日

建 物 鉄筋コンクリート 2 階建 1,386.685 m²

1 階 教養・文化室、トレーニング室、体育館、雇用就業相談室、事務室
小会議室

2 階 研修室（1）・（2）、会議室、職業技能講習室

敷 地 2,544.47 m²

建 設 費 300,000 千円（雇用促進事業団）

目 的 市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行うと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的とする。

業務内容 職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

平成 30 年度運営実績（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

区 分	件 数	延 べ 利 用 者 数		
		中高年者 (45 歳以上)	左記以外の者	合 計
雇用就業相談室	2,167	2,167		2,167
教養文化室	180	1,828	165	1,933
研修室 1	136	1,373	682	2,055
研修室 2	200	2,933	49	2,981
研修室 (1・2)	4	68	56	124
会議室	45	302	132	434
小会議室	117	417	168	585
職業技能講習室	87	1,425	95	1,520
トレーニング室	7,778	5,073	2,705	7,778
体育室	1,816	12,003	4,874	16,877
その他	3	72	2	74
計	12,533	27,660	8,928	36,597

*平成 14 年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。

*平成 15 年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。

*平成 18 年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	42,625	40,014	40,338	38,435	36,597

（７）雇用促進対策

①八代市就業資格取得支援助成金制度

内 容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用（講座等の受講費用・試験等の受験費用など）の 2 分の 1（上限 5 万円）を助成。

対象者：公共職業安定所及び八代市職業相談室を通じて求職活動を行っている方。

中学・高校・大学等を卒業後 5 年以内で、市内の事業所に在職中の方。

②利用実績（平成 30 年度）

取得資格内容	対象数（人）	補助額
福祉・介護関係（介護職員初任者、調剤報酬請求事務、医療事務）	9	324,000 円
事務関係（経理、ＯＡ、宅建）	11	179,000 円
運輸関係（大型一種、大型特殊、けん引）	2	100,000 円
合計	22	603,000 円

③八代市職業相談室

設 置 場 所：サンライフ八代

業 務 内 容：求職者を対象とした職業相談、職業紹介、雇用相談等。

相談時間等：午前 9 時 00 分～午後 5 時まで

(休) 土日祝・第 2 月曜・年末年始

(8) 八代市産業活性化人材育成支援事業

目 的 研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、経営者及び従業員に研修を受講させる企業に対し補助金を交付することにより、人材の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図ることを目的とする。

助 成 対 象 技術向上、研究開発、経営について、人材育成の必要性がある従業員に研修を受講させる、八代市内の次の企業
(ア) 建設業、サービス業、小売業の中小企業
(イ) 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業の中小企業
(ウ) 八代市未来チャレンジ企業として市長の認定を受けた企業

対象となる研修 ①企業等の業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー
②企業価値を高める資格・免許取得に係る講習
③企業等の価値を高める C S R (企業の社会的責任) に関する講座・セミナー
④技術指導者を招聘しての研修等

補 助 対 象 経 費 ①補助金の交付の対象となる経費は、交通費、受講料、研修講師招へい経費とする。
②補助対象経費のうち、交通費、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき 1 回限りとする。

補助金額・限度額 補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)とする。

業 種	補助率	補助限度額 (1 人あたり)	補助限度額 (1 企業あたり)
上記 (ア) の業種	1/3	3 万円	8 万円 (別途講師招聘 5 万円)
(ア) の業種のうち、新規雇用者のへの研修実施企業	1/2	5 万円	8 万円
上記 (イ) の業種	1/2	5 万円	1 5 万円 (別途講師招聘 8 万円)
上記 (ウ) の業種	2/3	7 万円	2 0 万円 (別途講師招聘 10 万円)

平成 30 年度実績 補助件数 54 件 (研修受講者数 113 名)
補助金支給金額 1,262,000 円

(9) 八代市新技術・新製品研究開発支援事業補助金（平成 29 年度まで）

目 的	成長が期待される産業分野（セミコンダクタ関連分野、モビリティ関連分野、クリーン関連分野、フード&ライフ関連分野及び社会・システム関連分野という。）において、中小企業者等が実施する新技術・新製品等の研究開発事業に対し、独自の優れた技術・製品をもつ企業の育成を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。
施 行 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
対 象 者	本事業の対象者となる事業者は、次の条件のいずれかに該当するものとする。 ①八代市内に主たる事業所を有している中小製造業者又は小規模企業者 ②中小製造業者を主体とした事業協同組合又は協業組合であって、当該組合を構成している事業者の 2 分の 1 以上が八代市内に主たる事業所を有しているもの ③中小製造業者を主体とした任意団体であって、当該団体を構成している事業者の 2 分の 1 以上が八代市内に主たる事業所を有しているもの ④企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定により本市が定める基本計画において指定集積業種として定められている業種の企業 ※前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とししない。 ⑤助成金の交付を受けた回数が、通算して 3 回を超える者 ⑥市税を完納していない者
助 成 対 象 事 業	助成対象者が実施する新技術・新製品等の研究開発事業であって、原則として、国及び他の地方公共団体等から助成等を受けていないものとする。
助 成 対 象 経 費	助成金の交付の対象となる経費は、謝金、旅費、事務費、委託費・外注費とする。
助成金額・限度額	助成金の額は、助成対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100 万円を限度として予算の範囲内で交付する。
平成 29 年度実績	助成件数 3 件 助成金支給金額 1,838,000 円

(10) 八代インターンシップ応援事業補助金

目 的	市外の大学等に在籍する学生の市内の事業所におけるインターンシップへの参加を促し、事業者の魅力の理解促進及び将来的な市内への就職・定住促進を図ることを目的とする。
施 行 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
対 象 者	1) 大学生等（市外大学、短期大学、高等専門学校等に在籍し、市外に在住するもの） ※最終学年の学生は対象外（大学院進学予定者及び大学編入者を除く） 2) 事業者 (ア) 市内事業者（大企業を除く）

(イ) (ア) のうち、ブライツ企業、リーディング育成企業、地域経済牽引事業計画の県知事承認企業、八代未来チャレンジ企業については補助上限を拡大。

補助対象事業 市外の大学等に在籍し、市外に在住する大学生等が参加するインターンシップで次の要件を満たすもの

- 1) 市内の事業所で実施されるものであること
- 2) 実施期間が実働3日以上であること

補助対象経費

- 1) 交通費 居住地から（宿泊先の経由を含む）事業所を往復するために要する交通費。
- 2) 宿泊費 滞在に要する宿泊費（食費は除く）。事業者が契約する寮等に宿泊の場合は対象外。

補助上限額

《大学生等》

経費	補助上限	対象経費内訳
交通費	1万5千円	居住地から事業所までの交通費
宿泊費	2万円	5,000円/日（上限）×宿泊日数

《事業者》

	インターン生1人の上限	企業上限
(ア) の事業者	3万円（交通費＋宿泊費）	12万円
(イ) の事業者	4万円（交通費＋宿泊費）	16万円

※事業者の自家用車による送迎は費用対象外

※上限に達するまで複数申請可能とします。

平成30年度実績 助成件数 0件

助成金支給金額 0円

(11) 未来チャレンジ企業創出支援事業

目的 八代市内において、今後、市内及び県経済をリードしていくことが期待される企業を支援及び創出することで市内企業の更なる発展につなげ、本市経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を目指し、成長に向けた計画を有している中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出す企業を育成・創出する。

実施年度 平成30年4月から

認定の有効期間 認定日から約3年間

※3年経過後、最大2年間の延長を可能とする。

対象者（申請要件）

以下に掲げる要件をすべて満たす者

- ・市内に事業所を有する中小企業で、今後10年以上事業所を有し続ける見込みがあること
- ・八代市企業振興促進条例に規定する業種（製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・コールセンター等）
- ・本市において地域経済をけん引する企業となることを目指し、その計画を有していること
- ・市税を完納していること

- 支 援 内 容
- ・八代市未来チャレンジ企業成長助成補助金の交付（H 3 0 年度新規）
認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発及び販路開拓に係る取組に対して補助金を交付。別途、申請及び審査を受ける必要あり。
 - ・補 助 率：3 分の 2 以内
 - ・補助上限額：2 0 0 万円
 - ・八代市インターンシップ応援事業補助金の優遇（H 3 0 年度新規）
インターンシップ受け入れを行う未来チャレンジ企業に対して、補助上限額を引き上げ。
 - ・八代市産業活性化人材育成支援事業補助金の優遇（H 3 0 年度新規）
従業員や経営層の人材育成（研修受講等）を行う未来チャレンジ企業に対して、補助率等を引き上げ。
 - ・未来チャレンジ企業創出支援コーディネータによるハンズオン支援
(H 3 0 年度新規)
市が配置するコーディネータが認定企業の技術的課題の解決やアドバイス、大学等研究機関・連携企業との橋渡しを実施。

平成 30 年度実績 ・ 認定企業件数：4 件

年度	認定企業
H30	(株)パワーバンクシステム
	(有)福島刃物製作所
	シントワールド(株)
	(株)末松電子製作所

・ 八代未来チャレンジ企業成長助成補助金

	H30
採択企業件数	2 件
補助金支給金額	2, 000, 000 円

7 観光・物産

(1) 主要観光施設・行事

①施設

地域	施設名
八代	八代市立博物館(未来の森ミュージアム)、松浜軒(松井文庫)、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫、日奈久温泉イベント広場
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松公園、石橋公園、黒木止善館
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、久連子古代の里、樅木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館

②自然

地域	内容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮(八代神社)の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホタル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎婦地区・百済来地区のホタル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	登尾神社の桂、清水堂の棕・榎、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ・白岩戸地区・本屋敷地区のホタル、宮の崎の大桜

③史跡

地域	史跡名
八代	八代城跡(都市公園)、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社(妙見宮)、十三重石塔、懷良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地蔵堂、大門薬師堂の鰐口、大門観音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞘樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋
泉	緒方家、左座家、木造男女神坐像、法浄寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

④祭り行事

月	祭 り 行 事	月	祭 り 行 事
4月	印鑰神社春季大祭鮎取り神事(7日) 釈迦院花まつり(8日) 岩崎神社春季大祭(15日) 五家荘山開き(下旬)	10月	やつしろ全国花火競技大会(第3土曜日) せんちょうい草の里まつり(第3日曜日) 東陽しょうが祭(第4日曜日) 五家荘紅葉祭(10月最終日曜～11月30日)
5月	九州国際スリーデーマーチ (第2金・土・日曜日) ふる郷愛鏡祭(第4日曜日) 氷室祭(31日深夜から6月1日未明)	11月	坂本ふるさとまつり(第2日曜日) 八代妙見祭(22～23日) 塩屋八幡宮祭(25日)
6月	平家いずみお茶まつり (第1土・日曜日)	12月	火流の彩(31日～1月1日)
7月	十八夜祭くふるさと夏祭り>(18日) 日奈久温泉丑の湯祭り(土用丑の日) ヤマメつかみ取り大会(下旬)	1月	
8月	八代くま川祭り(第1土曜日)	2月	城下町「やつしろ」のお雛祭り (中旬～3月上旬)
9月	九月は日奈久で山頭火(1か月) 日奈久温泉十五夜綱引き大会 (旧暦8月15日) 貝洲加藤神社秋季例大祭(24日)	3月	日奈久温泉スプリングフェスタ (最終日曜日)

【期日不確定】 蛇籠・日奈久・鏡の朝市

⑤伝統芸能

地域	伝 統 芸 能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞘節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞘名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	東陽町棒踊り、東陽町銭太鼓、稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

⑥海洋レジャー基地（やつしろ舟出浮き）

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法（ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁）を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やつしろ舟出浮き」。海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に栈橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基(10連)を設置。その他黒島に栈橋と休憩所2棟、野外カマド1基(5連)、太陽光発電式バイオトイレを設置。

<やつしろ舟出浮きの漁法>

カニ網・籠(7月～11月)、羽瀬・つぼ網(4月～11月)、エビ流し網(7月～11月)、イカ網・籠(4月～6月)、カレイ網(7月～11月)

(2) 交通アクセス

- ・九州新幹線 J R 博多駅から新八代駅まで 48 分
J R 熊本駅から新八代駅まで 11 分
J R 鹿児島中央駅から新八代駅まで 45 分
- ・肥薩おれんじ鉄道（八代～川内間）
- ・高速道路（八代・八代南・日奈久 I C）
..... 福岡 I C から八代 I C まで 120 分
熊本 I C から八代 I C まで 40 分
鹿児島 I C から八代 I C まで 120 分

(3) 宿泊・休養(憩)施設

①宿泊施設

区 分	施設数(軒)	収容能力(人)	
		団 体	一 般
日奈久地区	15	436	436
八 代 地 区	18	1,395	1,395
千 丁 地 区	0	0	0
東 陽 地 区	0	0	0
鏡 地 区	1	49	49
坂 本 地 区	8	109	109
泉 地 区	10	311	311
合 計	52	2,301	2,301

②休養(憩)施設

ア 日奈久温泉センターばんぺい湯（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社

竣 工 平成 21 年 6 月 15 日

建 物 鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 3 階建 (1,299.20 m²)

1 階 公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室

2 階 大浴場、食事処及び大広間

3 階 家族風呂 5

屋外 足湯

事業費 499,355 千円

本体工事 268,000 千円 電気設備工事 45,602 千円

機械設備工事 99,081 千円 空調設備工事 24,360 千円

屋外付帯工事 19,740 千円 駐車場整備事業 10,080 千円

その他 31,692 千円

財源内訳 国庫補助金 216,640 千円 合併特例債 80,400 千円

市民公募債 170,000 千円 一般財源 32,315 千円

イ 西湯（※指定管理者制度導入・H18 年度～H27 年度）

竣 工 (改築) 昭和 48 年 7 月 17 日

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 92.16 m² (平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館)

ウ 東湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社

竣工 昭和52年7月11日

建物 鉄筋コンクリート平屋建 190.88 m²

エ 東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19年度～）

経営主体 （株）東陽地区ふるさと公社

竣工 平成17年2月5日

建物 鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建

地階 職員用休憩室、倉庫、機械室

1階 事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ

2階 大浴場(男女各1)、家族風呂2、休憩室、受付、事務室、ホール、トイレ、バルコニー

事業費 619,953 千円

建築本体工事 306,516 千円 電気設備工事 41,836 千円

機械設備工事 100,139 千円 温泉送水工事 51,640 千円

厨房設備工事 33,600 千円 備品購入費 44,400 千円

地質調査費 840 千円 設計・監理費 24,675 千円

その他 16,307 千円

財源内訳 国庫補助金 90,471 千円 地方債（過疎債） 85,900 千円

地方債（その他） 4,572 千円

オ さかもと温泉センター「クレオン(球麗温)」(※指定管理者制度導入・H18年度～)

経営主体 さかもと温泉センター(株)

竣工 平成7年2月20日

建物 木造2階建造 地上2階建

鉄骨平屋造 機械室

1階 エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室(男女各1)、家族風呂、脱衣室2、事務室

2階 休憩室2、遊戯室

事業費 364,138 千円（敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず）

本体工事 240,402 千円 機械設備工事 100,425 千円

電気設備工事 23,311 千円

<追加工事>

竣工 平成11年3月25日

建物 木造平屋造 265.00 m²

1階 レストラン、和室、厨房

事業費 66,835 千円

本体工事 46,433 千円 機械設備工事 13,871 千円

電気設備工事 6,531 千円

<追加工事>

竣工 平成27年4月9日

建物 鉄骨平屋造 29.25 m²

設備 木質バイオマスボイラー、太陽光発電パネル、リチウムイオン蓄電池

事業費 61,796 千円
 建築工事 4,529 千円 機械設備工事 35,424 千円
 電気設備工事 19,980 千円 設計・監理 1,863 千円
 財源内訳 国：55,222 千円 市：6,574 千円

カ 坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

経営主体 さかもと温泉センター(株)
 竣工 平成 9 年 2 月 20 日
 建物 木造一部鉄筋コンクリート平屋造
 （建築面積 265.00 m²、延床面積 348.72 m²）
 ロビーホール、浴室、脱衣室(男女各 1)、休憩室、事務室
 事業費 115,309 千円（駐車場整備費等含まず）
 本体工事 55,105 千円 機械設備工事 52,530 千円
 電気設備工事 7,674 千円

（４）観光宣伝

①施設

- ア 八代観光案内所（八代駅）（TEL:0965-32-2436）
 開設 昭和 29 年
 運営 （一社）DMOやつしろ
- イ 八代市観光物産案内所（新八代駅）（TEL:0965-35-6627）
 開設 平成 16 年
 運営 （一社）DMOやつしろ
- ウ 日奈久温泉観光案内所（日奈久観光交流施設）（TEL:0965-38-0267）
 （※指定管理者制度導入・H24 年度～）
 開設 昭和 32 年
 運営 九州綜合サービス株式会社

②宣伝活動

- ア 市及び（一社）DMOやつしろとタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣伝活動を実施
- イ 八代観光案内所・八代市観光物産案内所・日奈久観光案内所を通じ、本市来訪者等への宣伝・観光案内
- ウ マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞広告等による宣伝

（５）来訪観光客

年	観光客数（人）	前年比（％）
平成 26 年	2,381,078	90.45
平成 27 年	2,475,653	103.97
平成 28 年	2,215,463	89.49
平成 29 年	2,846,679	128.44
平成 30 年	2,534,812	89.04

※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館（日帰客＋宿泊客）＋観光レジャー施設利用客＋大会・会議＋イベント参加者（市外客）

(6) 物産

①特産物

ア 農産物

晩白柚、イグサ(熊本畳表)、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、平家大根、イチゴ、じゃがいも

イ 伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品(花ゴザ・い草縄・テーブルセンター他)、竹細工、手打ち刃物、刀剣、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

ウ 食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮎、鮎のうるか、鮎のひらき、鏡オイスター(牡蠣)、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、い草製品(粉末、うどん麺、素麺、ソフトクリーム等)、トマト製品(焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等)、晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品(蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等)、やつしろ菜の花ファーム 987 関連製品(菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢)

エ お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石

オ その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト(晩白柚カクテル)

(7) 物産施設

①広域交流地域振興施設(八代市上日置町 4459-1)(※指定管理者制度導入・H20 年度～)

施設名称	八代よかとこ物産館
事業費	約 300,000 千円
整備年度	平成 19 年度～20 年度
開設年月日	平成 20 年 12 月 26 日
構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	3,968.81 m ²
建築面積	806 m ² (建物本体: 601 m ² 屋外通路: 205 m ²)
主な施設	物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

②広域交流センターさかもと館(八代市坂本町荒瀬 1239-1)(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

事業費	246,056 千円
整備年度	平成 6 年度
開設年月日	平成 7 年 4 月 5 日
構造	木造一階建て
敷地面積	8,129 m ²
建築面積	819.47 m ²
主な施設	情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

<追加工事>

竣 工 平成 30 年 3 月 30 日
建 物 鉄骨造・平屋建 182.00 m²
1 棟 イベント交流施設
事 業 費 56,011 千円
 本体工事 32,980 千円 機械設備工事 9,778 千円
 電気設備工事 9,192 千円 設計 4,061 千円
財源内訳 国：25,835 千円 市債：25,500 千円 一般財源：4,676 千円
主な施設 多目的交流スペース、厨房

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事 業 費 61,650 千円
財 源 内 訳 国庫補助金 27,500 千円 県補助金 4,950 千円
一般財源 29,200 千円
整 備 年 度 平成 7 年度（平成 8 年 2 月 28 日竣工）
開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日
構 造 木造平屋建て コロニアル葺
敷 地 面 積 2,356.81 m²（東陽交流センター「せせらぎ」含む）
建 築 面 積 267.75 m²
主 な 施 設 事務所（16.36 m²）、売り場（227.0 m²）、トイレ（24.39 m²）

④ふれあいセンターいずみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事 業 費 955,037 千円
財 源 内 訳 地域総合整備事業債 652,900 千円 一般財源 302,137 千円
整 備 年 度 平成 7～8 年度
開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日
構 造 鉄骨造 2 階建
敷 地 面 積 8,477 m²
建 築 面 積 1,991 m²
主 な 施 設 1 階 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなつせホール(多目的集会ホール)
2 階 カラオケ室
和室・事務室等

8 産業活性化支援事業

(1) 八代市農地集積対策事業（旧八代市農地利用集積促進事業）

目 的 イ草の栽培面積の減少により冬場に利用されていない農地や今後遊休化が懸念される高齢農家や兼業農家が所有する農地について、担い手農家への集積を促進し、露地野菜等の土地利用型農業の推進を図る。

施行年月日 平成 23 年 4 月 1 日

対 象 者 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
①賃借権の設定を行っていること。
②市内に住所を有する農業を営む者で市税の滞納がないこと。
③国又は熊本県から同種の助成を受けていないこと。

事業内容

- ア 新規の賃借権設定により平成 27 年度末と比較して経営耕地面積が 5 割以上又は 1ha（中山間地域は 0.5ha）以上増加した経営体に対し、規模拡大に必要な機械の導入経費の補助を行う。
（補助率：1/2 以内、上限：100 万円）
- イ 八代市内の農地を 5 年以上の新規の賃借権を設定し農地中間管理機構に貸し付け、担い手に借り受けられた場合、農地の貸し手に対し 10a あたり 2 万円（中山間地は 3 万 5 千円）を補助。

事業費 平成 30 年度 2,500 万円

財源内訳 市（10/10）：2,500 万円

年 度	機械導入補助		農地集積補助		農地集積面積
	補助金額（千円）	件数	補助金額（千円）	件数	面積（㎡）
平成 26 年度	36,231	40			516,740
平成 27 年度	25,844	28			337,356
平成 28 年度	12,561	14			211,858
平成 29 年度	14,968	17	7,120	84	514,021
平成 30 年度	14,625	15	6,235	58	461,871

農地集積補助は、平成 29 年度から実施。

9 地籍調査事業

目的 地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。

わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

調査対象面積 560.95 km²

【内訳】 八代地区 128.67 km²
 千丁地区 11.12 km²
 鏡地区 25.40 km²
 坂本地区 139.32 km²
 東陽地区 54.99 km²
 泉地区 201.45 km²

※第6次十箇年事業計画(H22～H31)
 策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

(単位：km²)

地区名 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H30年度までの実績（累積）
調査済面積(換算)	14.63	14.2	0.59	19.14	5.06	334.48 km ² (市全体進捗率 59.63%)
八代地区	3.2	1.26	0.48	0.14		28.82 km ² (進捗率 22.40%)
千丁地区						11.12 km ² (進捗率 100.00%) H17完了
鏡地区						25.40 km ² (進捗率 100.00%)
坂本地区						139.32 km ² (進捗率 100.00%)
東陽地区	4.52	3.2	0.11	2.74	1.31	34.99 km ² (進捗率 63.63%)
泉地区	6.91	9.74	0	16.26	3.75	94.83 km ² (進捗率 47.07%)

*坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06km²を含む。

令和元年度の事業概要（補助事業申請）

事業費（市全体） 171,700 千円
 調査面積（換算） 3.56 km²
 【内訳】 八代地区 0.00 km²
 東陽地区 2.80 km²
 泉地区 0.76 km²

X I 建 設

1. 都 市 計 画	293
2. 市 街 地 開 発	300
3. 道 路 (橋 梁)	300
4. 建 築	305
5. 下 水 道 事 業	311
6. 日 奈 久 港 整 備 事 業	332
7. 鏡 港 整 備 事 業	333
8. 九 州 新 幹 線 整 備 関 連 事 業	336

1 都 市 計 画

(1) 都市計画の指定

①都市計画区域

区域名称	都市計画決定	面積	備考
八代都市計画	平成22年3月30日	18,662ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
【旧八代都市計画】 都 市 計 画 決 定 (適 用) 昭和10年4月19日 (区域指定は昭和11年10月24日) 区 域 変 更 昭和32年7月5日 (町村合併による) 面 積 13,306 ha (龍峯校区を除く旧八代市域)			
【旧鏡都市計画】 都 市 計 画 決 定 昭和27年9月12日 区 域 変 更 昭和32年7月5日 (町村合併による) 面 積 2,717 ha (旧鏡町域)			

②地域地区

ア 用途地域

区域名称	決定年月日	備考
八代都市計画	(変更) 平成22年3月30日	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
	(変更) 平成25年8月21日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市鏡町有佐、古城町、田中町の一部を変更
旧八代都市計画	(当初) 昭和41年9月20日 (4地域) (変更) 昭和48年12月27日 (8地域) (変更) 昭和60年10月29日 (") (変更) 平成8年2月1日 (12地域) (変更) 平成10年9月16日 (変更) 平成17年3月25日 (変更) 平成19年9月28日	
旧鏡都市計画	(当初) 昭和51年4月1日 (8地域) (変更) 昭和51年10月14日 (変更) 平成8年4月1日 (12地域) (変更) 平成19年9月28日	

種 類	区域名称	面積	旧八代都市計画	旧鏡都市計画
第1種低層住居専用地域	八代都市計画	91ha	88ha	3ha
第1種中高層住居専用地域		493ha	449ha	44ha
第2種中高層住居専用地域		521ha	521ha	—
第1種住居地域		230ha	156ha	74ha
第2種住居地域		206ha	206ha	—
準住居地域		72ha	72ha	—
近隣商業地域		182ha	171ha	11ha
商業地域		80.1ha	71ha	9.1ha
準工業地域		203ha	174ha	29ha
工業地域		53ha	33ha	20ha
工業専用地域		453ha	453ha	—
合 計		2,584.1ha	2,394ha	190.1ha

イ 臨港地区

決定年月日	名 称	面積	備考
(変更) 平成22年3月30日	八代都市計画臨港地区	448.9ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
旧八代都市計画			旧鏡都市計画
八代港	日奈久港	鏡港	
【決定年月日】 (当初) 昭和40年4月10日 (変更) 昭和46年8月28日 (変更) 昭和49年9月17日 (変更) 平成9年4月4日 (変更) 平成15年3月10日 (変更) 平成17年9月28日 (変更) 平成18年12月6日 【地域】 八代内港、外港の周辺隣接地 【面積】 445.9ha 保安港区 17.8ha 商港区 17.4ha 特殊物資港区 87.9ha 工業港区 277.6ha 漁港区 5.9ha 修景厚生港区 39.3ha	【決定年月日】 (当初) 平成21年12月10日 【地域】 日奈久港の周辺隣接地 【面積】 2.1ha 分区の指定なし	【決定年月日】 (当初) 平成21年1月30日 【地域】 鏡港の周辺隣接地 【面積】 0.9ha 分区の指定なし	

ウ 防火地域・準防火地域

防火地域	決定年月日	地 域	面 積
	昭和50年3月17日	日奈久中町、日奈久上西町、日奈久中西町の一部	6.0ha
準防火地域	(当初) 昭和42年1月6日 (変更) 昭和50年3月17日	旧八代市の商業地域一体及び日奈久地区の商業地域一体	230.8ha

エ 風致地区

決定年月日	地 域	面 積
(当初) 昭和23年3月31日(松江城風致地区) (変更) 昭和46年4月10日(松江城風致地区廃止) " (古麓風致地区指定)	古麓町の一部	13.7ha

オ 特別用途地区

決定年月日	名 称		備考
(変更)平成22年3月30日	特別用途地区	約227ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
(変更)平成25年8月21日		約227ha	八代市鏡町有佐において、準工業地区の一部を変更
旧八代都市計画	旧鏡都市計画		
大規模集客施設制限地区	特別工業地区	大規模集客施設制限地区	
【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日	【決定年月日】 (当初) 昭和51年10月15日	【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日	
【地域】 旧八代都市計画の準工業地域全域	【地域】 旧鏡町の宝出、内田、鏡村、有佐、下有佐地区の一部	【地域】 旧鏡都市計画の準工業地域全域	
【面積】 約174ha (174.3ha)	【面積】 約24ha (24.4ha)	【面積】 約29ha (29.1ha)	

カ 特定用途制限地域

決定年月日	名 称	面積	備考
平成19年12月20日	特定用途制限地域	95ha	新八代駅周辺地区

キ 地区計画

決定年月日	名 称	面積	
平成22年11月24日	通町地区	A地区	B地区
		1.6ha	0.9ha

(2) 土地区画整理事業

①土地区画整理事業施行状況

	事業名	施行者	事業認可日 換地処分 公告の日	施行面積 (㎡)	減歩率			事業費 (千円)	施行地区の整理前現況					
					公共 (%)	保留地 (%)	合算 (%)		地区内 人口 (人)	所有者 数 (人)	借地権 者 数 (人)	筆 数 (筆)	建 戸 数 (戸)	要移転 建物数 (戸)
1	太田郷	市	S16.07.09 S27.10.07	169,797	13.6	1.0	14.6	1,284	—	169	—	563	—	—
2	野上	組合	S27.12.24 S33.06.01	668,553	14.8	6.1	20.9	15,000	968	398	5	997	242	10
3	植柳第一	市	S33.01.14 S45.06.04	36,067	16.0	7.0	23.0	22,770	252	82	19	186	85	72
4	麦島第一	市	S53.03.23 S56.06.18	544,682	17.6	4.8	22.4	260,542	1,679	653	17	1,597	350	150
5	八の字	組合	S44.01.14 S55.05.27	199,420	16.7	10.2	26.9	103,606	29	211	0	358	13	4
6	八の字西	組合	S45.01.19 S55.12.27	25,749	19.5	6.2	25.7	17,311	0	58	0	98	0	0
7	北部	組合	S46.12.13 S56.04.07	589,132	16.2	9.3	25.5	1,402,149	175	237	0	1,033	70	31
8	古城	共同	S54.07.23 S59.02.02	56,760	29.4	0	29.4	614,171	0	6	0	109	0	0
9	松高	組合	S56.02.03 S63.02.02	195,372	20.6	4.4	25.0	1,256,570	157	98	0	338	58	16
10	球磨川駅	市	H03.12.09 H20.11.25	113,413	17.0	4.8	21.8	3,856,541	650	190	4	415	187	109
11	八千把	市	H12.08.30 —	440,389	21.0	7.9	28.9	5,266,000	294	174	0	773	80	68
12	大村橋周辺	市	H16.04.14 H24.05.08	8,895	29.9 (4.8)	0	29.9 (4.8)	838,199	48	27	1	28	19	19
13	田中町	組合	H26.12.24 —	8,580	18.5	30.6	49.1	81,986	0	10	0	29	0	0
合 計				3,056,809				13,736,129						

*括弧書きは減価補償金による用地取得後の数字

(3) 街路事業

①八代都市計画

路線番号	路線名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	備 考
1.3. 1	八 代 日 奈 久 道 路 線	25	12,880	12,880	暫定整備済
3.2. 1	八 代 臨 港 線	32	8,650	8,650	完 了
3.4. 2	西 幹 線	20	2,700	1,960	
3.3. 3	北 部 幹 線	22	2,840	2,840	完 了
3.4. 4	中 央 幹 線	16	2,960	1,671	
3.4. 5	東 幹 線	16	3,510	3,510	完 了
3.4. 6	麦 島 幹 線	18	2,650	2,650	完 了
3.5. 7	萩 原 出 町 幹 線	15	1,440	1,440	完 了
3.4. 8	八 代 港 線	20	3,860	3,860	完 了
3.3. 9	国 道 3 号 線	22	7,430	5,480	
3.3.10	八 代 駅 前 線	24	240	240	完 了
3.4.11	西 片 西 宮 線	16	1,000	451	(街)整備中
3.3.12	沖 新 開 線	22	1,940	-	
3.5.13	海 士 江 古 閑 中 線	12	2,170	506	(区)整備中
3.4.15	八 の 字 線	16	1,260	1,260	完 了
3.4.18	三 楽 古 閑 中 線	16	730	730	完 了
3.4.20	リ バ ー サ イ ド 線	16	1,030	-	
3.4.21	千 仏 線	16	480	480	完 了
3.4.22	ス ポ ー ツ セ ン タ ー 線	16	500	216	
3.4.23	レインボープロムナード線	16	190	190	完 了
3.2.24	南 部 幹 線	30	5,630	1,038	(街)完了・(県街)整備中
3.4.25	古 閑 浜 古 閑 下 線	18	580	-	
3.4.26	古 閑 中 1 号 線	18	910	579	(区)整備中
3.5.27	古 閑 中 2 号 線	14	390	208	
3.5.28	古 閑 中 3 号 線	14	270	228	(区)整備中
3.4.29	西 片 新 八 代 停 車 場 線	17	990	990	完 了
3.4.30	鏡 有 佐 線	8	1,080	1,080	完 了
3.4.31	松 橋 鏡 線	11	1,510	1,510	完 了
8.7. 1	八 代 緑 の 回 廊 線	7.5	6,850	6,850	完 了
合 計			76,670	61,497	

②事業施工状況（現在施工中の事業）

路 線 名	施 工 区 間	施 工 期 間	延長	幅員	総事業費	H30年度までの実績
西片西宮線 (2工区)	市道西宮町西片町線 ～市道上日置町西宮町線1号線	平成29年度 ～平成33年度	(m) 350	(m) 16	(千円) 500,000	(千円) 134,658

③八代緑の回廊線整備事業

ア 概 要

本事業は、廃線敷地と旧用水路敷地を利用し、各公共施設を連絡する回廊性の自転車・歩行者専用道路整備事業である。

イ 整備方針

- a 自転車道と歩行道はできる限り分離し、共存した場合は舗装等で分離する。
- b 幅員が広い区間は、植栽・せせらぎ水路・ベンチ等を設置し、市民のための憩いと安らぎのある公共空間の場として整備する。
- c 自転車道においてはサイクリング道路としても位置づけ、分岐点には道わかれスポット、中間点付近には既設公園と一体化したポケットスペースを設け、休憩所（東屋・ベンチ等）を設置する。
- d 全体的に植樹帯を設け環境線化に努める。
- e 本路線は災害時の避難路として、また、ジョギングロードとしても活用できるよう整備する。

ウ 事業内容

全体計画

事業年度	平成5年度～平成19年度
事業総延長	6,850m
事業費	32億9,440万円
財源内容	国 12億 600万円
	地方債 13億8,290万円
	一般財源 7億 550万円

事業内訳

都市・地域整備局関連事業

事業名	国庫補助事業、緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成6年度～平成19年度
事業延長	4,750m
事業費	21億2,000万円
財源内訳	国 7億2,200万円
	地方債 7億5,500万円
	一般財源 6億4,300万円

道路関連事業

事業名	緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成5年～平成12年度
事業延長	2,100m
事業費	11億7,440万円
財源内訳	国 4億8,400万円
	地方債 6億2,790万円
	一般財源 6,250万円

(4) 八代市の公園

種別	公園名	所在地	計画決定	事業認可	開設	面積(ha)	摘 要
運動	県南運動公園	新 港 町	昭和63年12月17日	平成元年2月27日	平成8年10月14日	13.00	
特殊	八 代 城 跡 公 園	松 江 の 城 町 北 町	昭和63年12月17日	昭和49年1月22日	平成3年6月12日	8.18	歴史公園
	〃		－	－	平成3年3月27日	0.35	中央コミュニティ広場 産業再配置促進費補助
都市 緑地	球 磨 川 河 川 緑 地	渡町、高下東町	昭和54年3月31日	平成3年11月22日	平成5年3月30日	18.80	
	本 町 緑 地	本 町 一 丁 目	昭和63年12月14日	－	平成2年3月31日	0.16	
	大 島 公 園	大 島 町	－	－	昭和60年5月24日	0.24	石油貯蔵施設立地対策費補助
	東 片 自 然 公 園	東 片 町	－	－	平成4年6月1日	0.38	産業再配置促進費補助
	水 無 川 緑 地	上 日 置 町	－	－	平成6年4月1日	0.59	
	東部山麓歴史自然公園	妙 見 町	－	－	平成16年3月31日	0.90	
	万 葉 の 里 公 園	水 島 町	－	－	平成21年3月28日	1.57	
	水 辺 の プ ロ ム ナ ー ド	建 馬 町	－	－	平成22年3月31日	0.33	
	豊 原 上 中 公 園	渡 町	－	－	平成22年10月16日	0.32	
地区	日奈久ドリームランド 「シー・湯・遊」	日 奈 久 平 成 町	－	－	平成21年8月1日	4.96	
近隣	麦 島 東 公 園	麦 島 東 町	昭和43年12月28日	昭和45年8月20日	昭和47年7月1日	1.39	
	高 島 公 園	高 島 町	昭和47年8月1日	昭和47年12月16日	平成8年11月21日	3.53	
	北 部 中 央 公 園	田 中 西 町	昭和50年9月9日	昭和51年6月15日	昭和53年4月1日	1.17	
	松 崎 公 園	松 崎 町	昭和54年3月31日	昭和54年5月8日	昭和56年12月15日	1.79	
	緑 公 園	緑 町	平成3年11月20日	－	昭和62年4月6日	1.14	
	会 地 公 園	上 野 町	平成9年1月21日	平成9年7月4日	平成13年3月30日	2.04	
	川 の 交 流 広 場	蛇 籠 町	－	－	平成16年3月31日	1.23	
	鏡 町 西 部 公 園	鏡 町	昭和50年12月16日	－	昭和55年3月31日	1.46	
	鏡 ケ 池 公 園	鏡 町	－	－	平成20年7月19日	2.87	
	新八代駅がめさん公園	西片町、長田町	－	－	平成22年3月31日	1.89	
	い ぐ さ の 里 公 園	千 丁 町	－	－	平成11年3月25日	0.86	H23. 12. 28都市公園開設公告
	龍 峯 や ま び こ 公 園	興 善 寺 町	－	－	平成28年3月21日	1.21	
街区	植 柳 児 童 公 園	植 柳 元 町	昭和32年12月11日	－	昭和55年9月1日	0.10	
	清 水 児 童 公 園	清 水 町	昭和38年5月10日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.48	
	末 広 児 童 公 園	萩原町一丁目	昭和42年10月30日	昭和42年10月30日	昭和43年4月1日	0.38	
	東 中 洲 児 童 公 園	黄金町、弥生町	昭和38年5月10日	昭和39年8月17日	昭和40年4月1日	0.66	
	西 中 洲 児 童 公 園	弥生町、錦町	昭和38年5月10日	昭和43年12月28日	昭和44年4月1日	0.51	
	内 膳 児 童 公 園	麦 島 西 町	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.16	
	古 町 児 童 公 園	千 反 町 一 丁 目	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.18	
	新 開 児 童 公 園	新 開 町	昭和45年12月12日	昭和45年12月22日	昭和46年6月15日	0.20	
	田 中 東 児 童 公 園	田 中 東 町	昭和50年9月2日	昭和50年10月7日	昭和51年6月25日	0.25	
	田 中 西 児 童 公 園	田 中 北 町	昭和50年9月2日	－	昭和54年12月3日	0.25	工業再配置促進費補助
	横 手 新 町 児 童 公 園	横 手 新 町	昭和53年1月31日	昭和53年5月13日	昭和54年4月1日	0.30	
	上 日 置 児 童 公 園	上 日 置 町	昭和55年3月7日	昭和55年5月8日	昭和56年3月20日	0.24	
	植 柳 新 町 北 児 童 公 園	植 柳 新 町 一 丁 目	昭和56年1月19日	昭和59年3月24日	昭和60年4月19日	0.24	
	植 柳 新 町 西 児 童 公 園	植 柳 新 町 一 丁 目	昭和56年1月19日	－	平成31年3月20日	0.07	
	植 柳 新 町 南 児 童 公 園	植 柳 新 町 二 丁 目	昭和56年1月19日	昭和56年4月25日	昭和56年10月1日	0.37	
	松 高 1 号 児 童 公 園	高 小 原 町	昭和56年8月13日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.27	
	松 高 2 号 児 童 公 園	田 中 西 町	昭和56年8月13日	昭和61年3月15日	昭和62年4月6日	0.29	
	横 手 本 町 児 童 公 園	横 手 本 町	昭和56年11月28日	昭和57年1月14日	昭和57年9月2日	0.20	
	築 添 児 童 公 園	築 添 町	昭和57年3月5日	昭和57年6月15日	昭和59年2月21日	0.19	
	上 片 児 童 公 園	上 片 町	昭和58年1月10日	昭和58年2月3日	昭和59年2月21日	0.27	
	古 城 児 童 公 園	古 城 町	昭和59年7月6日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.20	
	豊 原 下 児 童 公 園	豊 原 下 町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成元年4月12日	0.23	
	西 片 児 童 公 園	西 片 町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成2年2月8日	0.30	
	井 上 児 童 公 園	井 上 町	平成元年12月22日	平成2年1月24日	平成3年3月18日	0.16	
	沖 町 児 童 公 園	沖 町	平成3年2月22日	平成3年3月8日	平成4年3月21日	0.19	
	大 福 寺 児 童 公 園	大 福 寺 町	平成3年2月22日	平成3年4月10日	平成5年3月30日	0.24	
	田 中 児 童 公 園	田 中 町	平成3年11月20日	平成4年5月6日	平成6年3月29日	0.11	

種別	公 園 名	所 在 地	計画決定	事業認可	開 設	面積(ha)	摘 要
街区	古 麓 児 童 公 園	古 麓 町	平成4年12月24日	-	平成7年3月31日	0.20	
	水 島 児 童 公 園	水 島 町	-	-	昭和55年9月5日	0.22	
	港 町 児 童 公 園	港 町	-	-	昭和56年3月20日	0.32	
	船 江 ふ れ あ い 広 場	松 崎 町	-	-	平成7年3月31日	0.36	
	古 閑 下 公 園	古 閑 下 町	-	-	平成8年3月29日	0.31	
	日 置 公 園	日 置 町	-	-	平成11年2月1日	0.29	
	出 町 公 園	新 町	平成3年2月22日	-	平成17年3月31日	0.22	
	新 町 公 園	新 町	-	-	平成17年12月1日	0.12	
	朝 日 児 童 公 園	鏡 町	昭和47年4月11日	-	昭和50年3月31日	0.13	
	内 田 児 童 公 園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和51年3月31日	0.25	
	宝 出 児 童 公 園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和52年3月31日	0.14	
	植 柳 下 町 公 園	植 柳 下 町	-	-	平成19年4月10日	0.27	市営住宅跡地利用
	大 島 し お さ い 公 園	大 島 町	-	-	平成20年12月1日	0.50	市立松高小学校大島分校跡地利用
	下有佐かがやき公園	鏡 町	-	-	平成21年4月6日	0.11	
普通	裏 鶴 児 童 公 園	鏡 町	-	-	昭和49年12月1日	0.12	
	上 鏡 や す ら ぎ 公 園	鏡 町	-	-	平成11年4月1日	1.22	
	有 佐 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.22	
	下有佐児童公園	鏡 町	-	-	平成2年4月1日	0.23	
	下 村 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.23	
	中 島 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成8年4月1日	0.24	
	貝 洲 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成元年4月1日	0.24	
	碓 原 公 園	鏡 町	-	-	平成16年4月1日	0.13	
	塩 浜 公 園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.17	
	大 還 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.93	
	外 出 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.23	
	北 出 児 童 公 園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.19	
	東 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.07	
	中 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.09	
	西 区 公 園	鏡 町	-	-	-	0.41	
	くま川ワイワイパーク	坂 本 町	-	-	平成20年8月1日	4.60	
	グリーンパークさかもと	坂 本 町	-	-	平成17年4月1日	0.88	
	百 済 来 川 遊 水 公 園	坂 本 町	-	-	平成14年4月1日	0.37	
	八 代 新 地 公 園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	上 外 牟 田 公 園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	黒 瀬 河 川 自 然 公 園	東 陽 町	-	-	平成17年6月17日	6.10	
	森 下 歴 史 水 辺 公 園	東 陽 町	-	-	平成16年5月1日	1.67	(通称：石橋公園)
その他	竜 峰 山 自 然 公 園	川 田 町 東	-	-	平成元年4月1日	1.09	
	古麓歴史自然公園遊歩道	古 麓 町	-	-	昭和51年3月26日	1.56	
	郡築大礮多目的運動場	郡 築 四 番 町	-	-	平成7年3月31日	0.93	
	岡町谷川ふれあい広場	岡 町 谷 川	-	-	-	0.09	
	ほ た る の 里 公 園	妙 見 町	-	-	平成13年8月24日	0.60	
	鏡 が 池 児 童 遊 園	迎 町 二 丁 目	-	-	-	0.02	
	白 島 児 童 遊 園	港 町	-	-	平成16年6月3日	0.04	
	新 地 町 児 童 遊 園	新 地 町	-	-	平成16年6月3日	0.01	
	古 閑 出 広 場	昭 和 日 進 町	-	-	-	0.10	
	前川右岸プロムナード	本町一丁目～三丁目	-	-	平成8年2月29日	0.37	
	笹 堀 広 場	本 町 二 丁 目	-	-	-	0.03	
	緑と水のプロムナード	松 江 城 町	-	-	平成元年3月31日	0.59	
	鏡 川 公 園	鏡 町	-	-	-	1.21	
	鏡川水辺の散歩道公園	鏡 町	-	-	平成20年3月31日	0.02	
	園 田 川 水 辺 の 広 場	鏡 町	-	-	平成21年3月31日	0.01	

2 市街地開発

(1) 開発許可状況(都市計画法)

年度	件数	面積 (㎡)	用途別				備考	
			自己業務用		非自己用			
			件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)		
H30	7	54,548.87	4	42,588.26	3	11,960.61	店舗・工場等 分譲住宅等	4 件 3 件

(2) 優良宅地証明発行状況(租税特別措置法)

年 度	件 数	面 積(㎡)	備 考
H30	0	0	

(3) 土地売買等の届出(国土利用計画法)

届出年	件 数	面 積(㎡)	備 考
H30	2	21,605.95	雑種地、宅地

3 道 路 (橋梁)

(1) 道路・橋梁

道路の延長・面積

(平成 31. 4. 1 道路現況調書)

区 分		路 線 数 (線)	実 延 長 (m)	面 積 (㎡)
国道	国管理分	(3 号) 1	33,729	737,252
	県管理分	(219・443・445 号) 3	54,267.7	1,145,399.0
県 道		25	274,069.0	3,567,530.9
市 道		2,245	1,690,534.1	10,242,638.4
計		2,274	2,052,599.8	15,692,820.3

道路舗装状況

区 分		路 線 数 (線)	実 延 長 (m)	舗 装 率 (%)
国道	国管理分	(3 号) 1	33,729	100.0
	県管理分	(219・443・445 号) 3	54,267.7	100.0
県 道		25	262,892.1	95.9
市 道		2,245	1,491,120.3	88.2
計		2,274	1,842,009.1	

道路幅員別延長

改良済	幅 員		19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	計
	国 道	国管 理分	(3号) 3,547m	3,232m	26,950m		33,729m
		県管 理分	(219・443・445号) 0m	483.8m	44,567.2m	409.1m	45,460.1m
	県 道		117.7m	12,265.8m	119,973.1m	20,562.6m	152,919.2m
	市 道		1,134.1m	2,875.4m	214,155.7m	638,717.1m	856,882.3m
未改良	幅 員		5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満		計
	国 道	国管 理分					
		県管 理分	(445号) 739m	5,296.9m	2,771.7m		8,807.6m
	県 道		9,417.3m	64,665.7m	35,873.8m		109,956.8m
	市 道		19,008.9m	204,493.3m	597,245.8m		820,748.0m

橋梁（市道関係）

級別	橋数（力所）	延長（m）	種別橋数（力所）		
			永久橋	木 橋	石 橋
1 級	161	2,792.0	158	0	3
2 級	221	1,643.0	220	0	1
その他	1,695	10,499.9	1,677	1	17
計	2,077	14,934.9	2,055	1	21

橋梁（国・県道関係）

級別			橋数（力所）	延長（m）	種別橋数（力所）		
					永久橋	木 橋	石 橋
国道	一般	国	48	3, 778	48	0	0
		県	56	2, 196. 4	56	0	0
県道	主要地方道		138	2, 712. 5	138	0	0
	一般		246	4, 702. 1	245	0	1
	計		384	7, 414. 6	383	0	1
計			488	13, 389. 0	487	0	1

資料 { 国道—国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所八代維持出張所
 ※南九州西回り自動車道含む
 県道—熊本県県南広域本部土木部

(2)市道占用料（「八代市道路占用料に関する条例」平成27年4月1日施行）

占用物件			占用料の単位	占用料の金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	800
	第2種電柱			1,230
	第3種電柱			1,660
	第1種電話柱			710
	第2種電話柱			1,140
	第3種電話柱			1,580
	その他の柱類			70
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類			4
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	470
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,430
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600
広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,120	
その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1,430	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの		長さ1mにつき1年	40
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			70
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			90
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			190
	外径が0.4m以上1m未満のもの			470
	外径が1m以上のもの			850
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				1,430
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			580
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	10
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	110

占有物件			占有料の単位	占有料の金額（円）
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,120
	標識		1本につき1年	1,140
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	110
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,120
		その他のもの		560
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	1,200	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	110	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01 を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額

注）法とは道路法（昭和27年法律第108号）、令とは道路法施行令（昭和27年政令第179号）

(3) 市道認定基準

目 的 市道の路線認定について必要な基準を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため。

施行年月日 平成17年8月1日

○認定対象路線（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①市が新設し、又は改良した道路
- ②都市計画法、土地地区画整理法、土地改良法、その他関係法令に基づき施行され、市が引継ぎを受けた道路
- ③道路法（昭和27年法律第180号）第20条の協議に基づき協議が成立した道路
- ④国道及び県道のうちその供用が廃止された道路
- ⑤私道で寄附を受けた道路
- ⑥その他市長が市道として必要と認める道路

○市道認定基準（法令に定めのあるものを除くほか、次に定める構造を備え、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①起点及び終点が公道に接続し、系統的で生活上重要な道路であること
- ②道路の沿線に集落又は公共施設があること
- ③市長が諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に認定することが適当と認めた道路であること

○市道の構造条件

道路の縦横断、勾配等道路の技術的な基準は、原則として、道路構造令によるものとし、道路の幅員は、原則として4メートル以上であること。

○農道等を含む路線認定

農道等を含めた拡幅道路を申請により市道に認定する場合は、上記の市道認定基準、市道の構造条件に定めるもののほか、当該道路（農道等の部分を除く。）のうち、新たに拡幅した個人所有に係る部分及び道路に附属する施設又は工作物が所有者全員の寄附申込により市に所有権の移転登記ができるものでなければならない。

○宅地造成地内等の道路認定（宅地造成地内等の私道を市道に認定する場合は、上記の市道認定基準及び市道の構造条件に定めるもののほか、次に定めるところによる）

- ①道路敷所有者が寄附申込書を市長に提出すること
- ②宅地造成地内等の私道を寄附しようとする者は、工事着手前に道路計画図（縮尺500分の1程度）により市と協議すること
- ③認定後直ちに道路敷及び道路に附属する施設又は工作物が市に所有権移転登記ができること
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づき特定行政庁からその指定を受けたもの
- ⑤路面は舗装され、側溝排水系統又は道路敷地境界杭が完備していること。

4 建 築

(1) 市営住宅

①建設年度別管理戸数

平成31年3月31日現在

団 地 名	建 設 年 度	管 理 戸 数	建 物 構 造	一 戸 当 た り 建 築 面 積 (m ²)	摘 要
迎 町	S25	7	木造平屋建	24.97～36.30	
	S28	2	〃	36.20	
	S31	0	〃	23.14	
毘 舎 丸	S26	1	〃	28.00～36.30	
古 城 町	S27	8	簡易耐火二階建	47.20	
	S28	8	〃	47.20	
	S29	8	〃	46.20	
沖 町	S28	2	木造平屋建	36.30	
妙 見 町	S28	6	〃	28.00	
日 奈 久	S29	7	〃	28.00～36.30	
海士江町道上	S36	5	〃	29.70～34.70	
	S37	4	〃	31.47	
豊 原 下 町	S37	0	〃	36.44	
	S38	0	〃	40.55	
若 宮	S39	20	〃	31.72～37.06	
	S40	20	〃	31.72～37.06	
	S41	11	〃	31.50～36.84	
三 江 湖	S40	20	〃	31.62	
井 揚	S42	16	〃	31.50～36.84	
	S43	40	〃	31.50～36.84	
	S44	36	〃	31.50～36.84	
	S45	46	〃	31.11～36.84	
流 藻 川	S46	34	〃	31.11～36.84	
	S47	30	〃	34.96～38.30	
	S48	45	〃	36.63～39.96	
	S49	25	〃	41.60～44.50	
	S50	5	〃	44.50	
	S49	18	中層耐火三階建	49.60	
	S50	54	〃	48.82～51.26	
西 宮	S53	12	簡易耐火平屋建	70.61	
	S55	12	中層耐火三階建	61.69	
築 添	S51	40	中層耐火四階建	51.34～54.73	
	S52	48	〃	54.66～57.16	
	S53	48	〃	57.16～61.70	

団 地 名	建 設 年 度	管 理 戸 数	建 物 構 造	一 戸 当 た り 建 築 面 積 (m ²)	摘 要
築 添	S54	48	中層耐火四階建	57.16～61.70	
	S55	48	〃	59.64～61.60	
高 島	S56	48	〃	61.69～65.17	
	S57	48	〃	61.69～65.17	
麦 島	S59	24	〃	62.46	
	S60	32	〃	62.46～65.07	
	S62	32	〃	62.46	
	S63	16	〃	62.46	
	H元	24	〃	62.46	
西 片 町	H 5	16	木造二階建	61.33～86.58	
		14	中層耐火三階建	66.81～69.90	
海 士 江 町	H 7	26	耐火二階建	57.55～71.22	
		12	中層耐火三階建	67.90～69.15	
植柳上町第一	H13	24	〃	56.65～72.85	
	H14	5	耐火二階建	63.70～65.40	
		18	中層耐火三階建	62.10～82.60	
坂 本 駅 前	H 2	6	木造二階建	50.43	
	H12	4	〃	55.89	
中 次	S43	23	簡易耐火準平屋建	31.50～36.84	
	S44	23	〃	31.50～36.84	
	S45	27	〃	31.50～36.84	
	S46	23	〃	31.50～36.84	
郷 開	S57	30	中層耐火三階建	74.90	
	S58	30	〃	71.40	
刈 ノ 本	S63	5	木造平屋建	59.94～60.98	
	H元	2	〃	60.95	
	H元	3	木造二階建	72.09	
下 岳 上	S57	4	木造平屋建	61.49	
	S58	2	〃	61.49	
平	H 9	2	〃	89.29	
氷 川 台	H12	8	木造二階建	52.25	
氷 川 台 第 二	H 5	2	木造平屋建	64.98～70.93	
上 日 置	S54	12	簡易耐火二階建	78.46	
新 町	H12	24	中層耐火四階建	51.70～74.30	従前居住者用住宅
楠	H 9	23	鉄筋コンクリート 造壁式構造 4 階建	58.61～97.29	特定公共優良賃貸住宅
合 計	1,326				

※ 家賃は、住宅の建設年度、利便性、部屋の広さ及び入居世帯の収入によって各々算出。

②団地別管理戸数

平成31年3月31日現在

団 地 名	建 物 構 造								団地面積(m ²)
	木 造 平 屋	木 造 二 階	簡 易 平 屋	簡 易 二 階	耐 火 二 階	中 耐 三 階	中 耐 四 階	計	
迎 町	9							9	5,459
毘 舎 丸	1							1	4,982
古 城 町				24				24	2,430
沖 町	2							2	4,945
妙 見 町	6							6	115
日 奈 久	7							7	2,033
海 士 江 町 道 上	9							9	5,044
豊 原 下 町	0							0	0
古 閑 中 町								0	3,206
若 宮			51					51	11,044
三 江 湖			20					20	2,826
井 揚			138					138	17,270
流 藻 川			139			72		211	26,592
西 宮			12			12		24	3,840
築 添							232	232	20,745
高 島							96	96	9,110
麦 島							128	128	9,434
西 片 町		16				14		30	4,201
海 士 江 町					26	12		38	8,030
植 柳 上 町 第 一					5	42		47	6,338
坂 本 駅 前		10						10	1,863
中 次			96					96	15,055
郷 開						60		60	7,247
渕 ノ 本	7	3						10	2,170
下 岳 上	6							6	1,610
平	2							2	578
氷 川 台		8						8	2,171
氷 川 台 第 二	2							2	689
上 日 置				12				12	2,451
新 町							24	24	2,542
楠							23	23	2,343
合 計	51	37	456	36	31	212	503	1,326	186,363

(2) 建築指導 (建築指導課)

業務内容 建築主事の権限において 建築基準法に基づく建築確認及び検査に関する事務を行い、特定行政庁として建築物に関する建築許可・認可、指導、違反建築に対する是正措置、道路の指定、バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、建設リサイクル法、建築物省エネルギー法等の建築行政に関する事務を行う。

建築主事：2名 他担当職員：8名

①建築確認申請取扱件数

区 分 \ 年 度	H26			H27			H28			H29			H30		
建 築 物	568	市	108	540	市	98	524	市	117	657	市	157	646	市	144
		指定機関	460		指定機関	442		指定機関	407		指定機関	500		指定機関	502
工 作 物	27	市	6	18	市	8	13	市	4	20	市	3	19	市	3
		指定機関	21		指定機関	10		指定機関	9		指定機関	17		指定機関	16
建築設備	6	市	2	5	市	1	7	市	1	1	市	0	6	市	0
		指定機関	4		指定機関	4		指定機関	6		指定機関	1		指定機関	6
合 計	601	市	116	563	市	107	544	市	122	678	市	160	671	市	147
		指定機関	485		指定機関	456		指定機関	422		指定機関	518		指定機関	524

②検査申請取扱件数

区 分 \ 年 度	H26			H27			H28			H29			H30		
建 築 物	516	市	114	542	市	91	457	市	99	529	市	118	580	市	140
		指定機関	402		指定機関	451		指定機関	358		指定機関	411		指定機関	440
工 作 物	29	市	6	19	市	6	12	市	5	16	市	4	26	市	5
		指定機関	23		指定機関	13		指定機関	7		指定機関	12		指定機関	21
建築設備	6	市	2	4	市	1	8	市	1	2	市	0	6	市	0
		指定機関	4		指定機関	3		指定機関	7		指定機関	2		指定機関	6
合 計	551	市	122	565	市	98	477	市	105	547	市	122	612	市	145
		指定機関	429		指定機関	467		指定機関	372		指定機関	425		指定機関	467

中間検査	0	市	0	2	市	1	1	市	0	0	市	0	0	市	0
		指定機関	0		指定機関	1		指定機関	1		指定機関	0		指定機関	1

③市関係確認及び検査申請手数料

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
手数料 (千円)	5, 293	4, 974	4, 252	5, 463	5, 952

④計画通知

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
通知件数	21	10	14	27	13

⑤許認可関係 (受付)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
許認可等の件数	20	15	21	21	19

⑥道路位置指定件数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
指定件数	9	14	9	16	12

⑦その他

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
イ. 熊本県やさしいまちづくり条例に基づく事前協議件数	55	36	27	46	41
ロ. 建設リサイクル法に基づく届出件数	230	245	180	242	247
ハ. 長期優良住宅法に基づく申請件数	67	73	53	69	89
ニ. 建築物省エネルギー法に基づく届出件数	77	42	49	58	57
ホ. エコまち法に基づく申請件数	1	6	1	1	0

※ニ. 建築物省エネルギー法に基づく届出件数については、H22年度から届出対象面積が、2,000㎡から300㎡以上に改正。

※ホ. エコまち法はH24年12月に施行された法律であり、申請については、H24年12月から取り扱うものである。

(3) 八代市民間建築物耐震化促進事業

- 事業概要 平成7年の阪神・淡路大震災の際、被害の大きかったとされている昭和56年5月31日以前に着工している民間の戸建木造住宅の耐震改修、及び建替え工事等
大地震の際に道路を閉塞するおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断（精密診断）の費用について、市が補助するもの。
- 補助限度額 耐震診断については、緊急輸送道路沿道建築物が一棟あたり600千円以内とする。
耐震改修等については、改修設計とシェルター工事は200千円以内、改修工事は600千円以内、改修設計工事と建替工事は1000千円以内とする。
- 補助率 耐震診断については、補助対象経費の2/3以内の額とする。
耐震改修等は、補助対象経費の2/3以内が改修設計の率、1/2以内が改修工事とシェルター工事の率、4/5以内が改修設計工事と建替工事の率とする。

補助実績

年 度			H27	H28	H29	H30
取扱件数	耐震診断	戸建木造住宅	2	14	5(前年度繰越分) ※	－
		緊急輸送道路建築物	0	0	0	0
	耐震改修等 ※	戸建木造住宅改修設計	－	－	6	2
		戸建木造住宅改修工事	－	－	3	5
		戸建木造住宅改修設計工事	－	－	－	1
		戸建木造住宅耐震建替工事	－	－	1	3
		耐震シェルター工事	－	－	1	1
補助金（千円）		114	2,247	4,101	6,949	

※ 耐震診断戸建木造住宅については、平成29年度より県の補助事業へ移行。

(4) 八代市老朽危険空き家等除却促進事業

- 事業概要 市民の生活環境に危険、不安等の影響を与えている放置された「老朽危険空き家」の除却費用に対して、市が補助するもの。

事業の対象となる建物

次の①～③の要件のすべてに該当する住宅、兼用住宅（建築基準法別表第2（い）第一号及び第二号に相当するもの）、及びそれに附属する建物をいう。

- ①【空き家】 概ね1年以上、常時無人の状態で、管理されないまま放置されたもの。
- ②【老 朽】 構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの。
- ③【危 険】 倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性のあるもの。

補助限度額 1件当たりの補助限度額60万円

補助率 補助対象経費（解体工事費用の8/10）の3分の2

補助実績

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
取 扱 件 数（戸）	33	26	70	62	39
補 助 金（千円）	16,942	13,275	37,448	36,179	21,449

(5) 八代市危険ブロック塀等除却促進事業

地震発生時等における人身事故の発生を防止し、並びに輸送及び避難経路を確保するため、危険ブロック塀等の除却を行う者に対し補助を交付する。

- 事業概要 道路等に面した「危険ブロック塀等」の除去費用に対して、市が補助するもの
事業の対象となる危険ブロック塀等 次の①～④の要件のすべてに該当するもの

- ①緊急輸送道路、避難路の道路等に面するもの
- ②路面より塀の高さ80センチ以上のもの
- ③ブロック塀等自体の高さが60センチ以上であること
- ④災害時に倒壊などで人に危害を及ぼす恐れがある危険ブロック等と判定したもの

補助限度額 除却する長さ当り1万2千円/mとし、1件当たりの補助限度額20万円まで

補助率 補助対象経費（解体費用）の1分の1

補助実績

年 度	H30年度（H31年2月～）
取 扱 件 数	10
補 助 金（千円）	2,000

(6) 八代市優良建築物等整備事業

目 的	中心市街地の活性化に寄与する優良な住宅の供給を行う施行者に、建設費の一部を助成し、街なか居住の促進を図るため。
施行年月日	平成 20 年 4 月 1 日
対 象 事 業	①八代市中心市街地活性化協議会から支援要請を受けた事業 ②中心市街地の活性化に関する法律第 23 条に規定されている認定を受けた事業 ③優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年建設省住街発第 63 号）に基づく国庫補助事業の採択を受けた事業
事 業 内 容	整備事業に係る調査設計、土地整備及び共同施設整備に要する費用の 3 分の 2 以内で、かつ、2,500 万円を限度として補助する。
事 業 費	平成 20 年度 3,000 千円（建築設計費） 平成 21 年度 22,000 千円（共同施設整備）
財 源 内 訳	国（1/2）：12,500 千円、市（1/2）：12,500 千円
補 助 実 績	

年 度	H20	H21
補助対象戸数	65 戸	
補助金（千円）	3,000	22,000

(7) 八代市営住宅長寿命化計画策定事業

目 的	八代市営住宅の現況に基づき、今後 10 年間（H23～H33）の団地別活用方針を判定する。また、判定の結果、長寿命化を図る団地については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針及びその内容を取りまとめ、「市営住宅長寿命化計画」を策定する。この計画に沿った修繕・改善を実施することにより、住宅事業におけるライフサイクルコストの削減を図る。
計 画 期 間	平成 23 年度から平成 32 年度まで
事 業 対 象	八代市営住宅
事 業 内 容	市営住宅の建設年度、建物種別に応じて現況調査を行い、団地別活用方針を策定する。 ①長寿命化を図り、維持管理していく住宅 ②建替えを検討する住宅 ③用途廃止を検討する住宅 長寿命化を図る住宅については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針、およびその内容をコンサル業者へ委託し、策定する。 以上のことについて、コンサル業者へ委託する。
事 業 費	平成 22 年度 3,990 千円
財 源 内 訳	（国）4.5/10 （市）5.5/10
補 助 実 績	平成 22 年度 1,795 千円

(8) 八代市住生活基本計画策定事業

目 的	市総合計画の基本構想である「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく元気都市”やつしろ”」の理念に基づいて、高齢者が暮らしやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくり、災害に強い環境など、本市の住まい・町づくりの推進にあたり、住宅政策に関する基本的な方針、目標、方向性を明確にして、安全に安心して、快適に生活できる住まい、住環境づくりを進めるための指針を示す。
計 画 期 間	平成 25 年度から平成 34 年度まで
事 業 対 象	市内全域
事 業 内 容	住まい・住環境に関する市民アンケート調査、事業者アンケート調査等を実施し、現状の把握・課題を整理し、今後の住まい・町づくりのための基本理念・目標・施策の基本方針・重点施策を策定する。 ①基本計画の内容については、有識者等による外部策定委員会（委員数 11 名）を設置し検討を行う。（実施回数 5 回） ②策定委員会への資料を提出するために、市職員による作業部会（部会員数 18 名）を設置し検討を行う。（実施回数 5 回） ③各地域審議会において、計画策定に対する意見聴取を行う。 ④パブリックコメントの実施。 ※上記の策定業務については、コンサルタント業者に委託し策定する。 また、基本計画策定業務の関連事項として、今後の市営住宅の運営についての検討をあわせて委託する。 ※県の「住宅マスタープラン」の策定作業の遅れに伴い、平成 25 年度へ事業を繰越す。
事 業 費	平成 24 年度 1,480 千円 平成 25 年度（平成 24 年度繰越） 3,455 千円
財 源 内 訳	（国）5/10 （市）5/10
補 助 実 績	平成 24 年度 748 千円 平成 25 年度（平成 24 年度繰越） 1,727 千円

5 下水道事業

(1) 公共下水道事業（八代・八代東部処理区）

① 沿革

昭和48年 9月14日	八代市都市計画審議会答申 (議案 八代都市計画下水道の決定変更)	}	当初
昭和48年10月11日	八代都市計画下水道変更の承認		
昭和48年10月22日	八代都市計画下水道変更の告示（市告示）		
昭和49年 2月22日	下水道法第4条の規定による認可		
昭和49年 2月25日	都市計画法による認可		
昭和49年 3月 2日	都市計画法による告示（県告示）	}	直近
平成29年12月 4日	下水道法第4条の規定による変更認可		
平成29年12月22日	都市計画法による変更認可		
平成30年 2月27日	都市計画法による変更の告示（県告示）		

② 事業計画

計画区分 事 項			基本計画(全体)			都市 計画 決定	事業認可計画		
			公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計		公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計
計 画 年 度			S48～H47	H18～H47		－	S48～H35	H18～H35	
排水・処理 面 積	(ha)		1,910	49	1,959	1,910	1,495.6	49	1,544.6
処 理 人 口	(人)		47,360	1,560	48,920	－	52,200	1,600	53,800
処 理 方 法			標準活性汚泥法			－	標準活性汚泥法		
終末処理場	設置数	(箇所)	1	－	1	－	1	－	1
	敷地面積	(㎡)	約86,000			約90,000	約86,000		
	計画汚水量	(㎥／日)	32,900	700	33,600	－	27,400	700	28,100
	処理能力	(㎥／日)	33,600			－	33,600		
ポンプ場	設置数 (箇所)	汚水	3	－	3	3 (見込)	3	－	3
		雨水	4	－	4	4 (見込)	4 (見込)	－	4 (見込)
排 除 方 式			分 流 式			同 左	分 流 式		

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：平成31年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使用料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,192円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	186円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	191円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	202円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	207円
			100立方メートルを超えるもの	218円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 29円			

※消費税別途

イ 八代市公共下水道事業(八代処理区・八代東部処理区)受益者負担及び受益者分担に関する条例

処理区域の名称	単 位 負 担 金 額
八 代 処 理 区	1平方メートル当り 245円

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：平成26年 1月 1日改正

処理区域の名称	単 位 分 担 金 額
八 代 東 部 処 理 区	1平方メートル当り 245円

④ 事業施工状況

施工実績 昭和48年度～平成30年度

事業総額 65,323,732千円（建設事業費・起債対象）※八代処理区・八代東部処理区

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 污水管 $\ell=273.50\text{km}$

雨水管 $\ell=27.10\text{km}$

イ 雨水ポンプ場関係一式、水処理センター一式、汚水中継ポンプ場関係一式

⑥ 施設内容（既設）

ア 雨水ポンプ施設

a 野上ポンプ場（既設部：昭和47年度供用、増設部：平成25年1月供用）

敷 地 面 積 1,916 m^2

ポンプ場建築延面積 既設部：304 m^2 増設部：605 m^2

ポンプ設置台数	4台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 700 \times 66 \text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 45\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(ii)} \phi 1,000 \times 132 \text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 125\text{ps} \times 1\text{台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(iii)} \phi 700 \times 70.2 \text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 110\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{増設部}) \\ \text{(iv)} \phi 1,200 \times 198 \text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 260\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{増設部}) \end{array} \right.$
現有排水能力	7.700 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画流入量	7.756 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画排水能力	7.767 $\text{m}^3/\text{秒}$	
機 種	(i)、(ii)：横軸軸流、(iii)、(iv)：立軸斜流	
発 電 機	旧：115kVA×1台、新：250kVA×1台	
そ の 他	電気設備一式、沈砂池3池、ポンプ井2槽、吐出水槽1槽、放流水路1水路	

b 中央ポンプ場（昭和56年度供用）

敷 地 面 積	13,963 m^2	
ポンプ場建築延面積	1,903 m^2	
ポンプ設置台数	5台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 500 \times 36 \text{m}^3/\text{分} \times 4.1\text{m} \times 45\text{kW} \times 2\text{台} \quad \text{立軸斜流} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 325 \text{m}^3/\text{分} \times 3.7\text{m} \times 450\text{ps} \times 2\text{台} \quad \text{横軸斜流} \\ \text{(iii)} \phi 1,800 \times 460 \text{m}^3/\text{分} \times 3.5\text{m} \times 600\text{ps} \times 1\text{台} \quad \text{横軸斜流} \end{array} \right.$
現有排水能力	19.700 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画流入量	26.110 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画排水能力	27.367 $\text{m}^3/\text{秒}$	
発 電 機	250kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池4池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機4基	

c 徳淵ポンプ場（昭和42年度供用）

敷 地 面 積	32.37 m^2	
ポンプ場建築延面積	25 m^2	
ポンプ設置台数	1台	(i) $\phi 600 \times 41 \text{m}^3/\text{分} \times 3.3\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台}$
機 種	立軸二床式軸流	
計画排水能力	0.68 $\text{m}^3/\text{秒}$	

d 麦島ポンプ場（平成17年度供用）

敷 地 面 積	4,006 m^2	
ポンプ場建築延面積	1,050 m^2	
ポンプ設置台数	3台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 800 \times 90 \text{m}^3/\text{分} \times 5.3\text{m} \times 132\text{kW} \times 2\text{台} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 316 \text{m}^3/\text{分} \times 5.5\text{m} \times 600\text{ps} \times 1\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	8.270 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画流入量	13.523 $\text{m}^3/\text{秒}$	
計画排水能力	13.533 $\text{m}^3/\text{秒}$	
機 種	立軸斜流	
発 電 機	500kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池3池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機2基	

イ 汚水中継ポンプ施設

a 中央中継ポンプ場（昭和59年度供用）

敷地面積	1,942m ²
ポンプ場建築延面積	594m ²
ポンプ設置台数	3台 $\left\{ \begin{array}{l} (i) \phi 300 \times 12.6 \text{ m}^3/\text{分} \times 10\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台} \text{ (予備)} \\ (ii) \phi 250 \times 6.3 \text{ m}^3/\text{分} \times 10\text{m} \times 22\text{kW} \times 2\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	0.210m ³ /秒
計画流入量	0.291m ³ /秒
計画排水能力	0.292m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	150kVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井1槽

b 松崎中継ポンプ場（平成6年度供用）

敷地面積	1,391m ²
ポンプ場建築延面積	1,005m ²
ポンプ設置台数	3台 $\left\{ \begin{array}{l} (i) \phi 250 \times 7.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kW} \times 2\text{台} \text{ (内1台予備)} \\ (ii) \phi 300 \times 8.1 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	0.252m ³ /秒
計画流入量	0.404m ³ /秒
計画排水能力	0.405m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	200kVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井2槽、しき破碎機

c 麦島中継ポンプ場（平成18年度供用）

敷地面積	554m ²
ポンプ場建築延面積	251m ²
ポンプ設置台数	2台 (i) $\phi 150 \times 3.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 28\text{m} \times 30\text{kW} \times 2\text{台} \text{ (内1台予備)}$
現有排水能力	0.050m ³ /秒
計画流入量	0.078m ³ /秒
計画排水能力	0.078m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	150kVA×1台
その他	電気設備一式、しき破碎機

d 小規模ポンプ施設

マンホールポンプ	39箇所
----------	------

ウ 八代市水処理センター

敷地面積	86,003.22m ²
職員数	職員 5名 委託人数 18名 (ポンプ場管理含む)
工期	着工 昭和55年11月 竣工 昭和60年3月
供用開始	昭和60年3月30日
処理方法	標準活性化汚泥法
処理能力	全体計画 33,600m ³ /日
	認可 33,600m ³ /日
	現有 20,400m ³ /日

施 設 概 要	管理棟、機械棟、沈砂池、ポンプ棟、汚泥処理棟、濃縮棟、その他
現有設備概要	主ポンプ 立軸斜流渦巻ポンプ $\phi 350 \times 15 \text{m}^3/\text{分} \times 3 \text{台}$
送 風 機	多段ターボブロワ 40 $\text{m}^3/\text{分} \times 2 \text{台}$ 60 $\text{m}^3/\text{分} \times 1 \text{台}$
発 電 機	875kVA $\times 1 \text{台}$
脱 水 機	ベルトプレス式 3m幅 $\times 2 \text{台}$

(2) 都市下水路事業

① 日奈久都市下水路事業（補助対象事業）

計 画 決 定	昭和50年 9月 6日（告示）
事 業 認 可	昭和51年 1月17日（告示）
事 業 年 度	昭和50年度～同53年度
集 水 区 域	約31ha（日奈久塩南町の全部及び日奈久浜町、日奈久東町の一部）
事 業 内 容	下水管渠 第1号幹線 220m（放流は、日奈久港）総施工延長 370m
ポンプ施設	敷地 505 m^2 排水ポンプ $\phi 500 \times 40 \text{m}^3/\text{分} \times 55 \text{kW} \times 3 \text{台}$ （内1台予備）

② 前川都市下水路事業

計 画 決 定	昭和57年 7月22日（告示）
事 業 認 可	昭和57年11月30日（告示）
計画集水面積	137ha
計画幹線延長	5,190m
事業施工状況	
県施工分	施 工 年 度 昭和48年度～同56年度 前 川 幹 線 $\ell = 1,981 \text{m}$ 事 業 費 970,583千円
市施工分	施 工 年 度 昭和57年度～同63年度 事 業 費 176,000千円 事 業 内 容 $\ell = 386 \text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 2,500 \text{mm} \times 1,450 \text{mm} \\ \square 2,300 \text{mm} \times 1,380 \text{mm} \end{array} \right.$

※ 平成元年度より公共下水道に編入

③ 宮地都市下水路事業

計 画 決 定	昭和58年11月29日（告示）
事 業 認 可	昭和58年12月21日（当初認可） 平成元年 7月26日（最終認可）
計画集水面積	103ha
計画幹線延長	2,480m
施 工 延 長	2,340m

ア 妙見幹線

施 工 年 度	昭和58年度～同62年度
事 業 費	52,000千円
事 業 内 容	$\ell=283\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,400\text{mm} \times 1,400\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 1,200\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 800\text{mm} \end{array} \right.$
	樋門 1 門

イ 宮地幹線（アピール下水道）

施 工 年 度	昭和60年度～平成元年度
事 業 費	242,100千円
事 業 内 容	$\ell=1,478.2\text{m}$ $\square 1,200\text{mm} \times 4,000\text{mm} \sim 6,000\text{mm}$ 伏越工 $\ell=51.8\text{m}$ $\square \square 1,500\text{mm} \times 1,000\text{mm} \times 2\text{連}$

ウ 宮地幹線（水緑景観事業）

施 工 年 度	昭和63年度～平成元年度
事 業 費	28,900千円
事 業 内 容	歩道橋 $\ell=18.1\text{m}$ $W=2.0\text{m}$ 植樹工一式

エ 古麓幹線

施 工 年 度	平成元年度～平成2年度
事 業 費	104,400千円
事 業 内 容	$\ell=527\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,600\text{mm} \times 900\text{mm} \\ \square 1,000\text{mm} \times 700\text{mm} \end{array} \right.$
	樋門 1 門

（３） 八代北部流域下水道

① 沿革

平成 2年10月	八代北部流域下水道促進期成会設立（旧千丁・鏡・竜北・小川）
平成 6年 3月	流域下水道基本計画策定
平成 6年12月	事業採択大蔵省内示
平成 7年 3月	流域下水道事業計画策定、関連 4 町下水道基本計画策定
平成 7年12月	事業採択・予算内示
平成 8年 1月	関連4町下水道事業認可
平成 8年 2月	旧小川町・鏡町都市計画事業認可
平成 8年度	管渠工事着手・終末処理場基本計画・用地買収
平成 9年度	終末処理場管理橋建設・管渠工事促進
平成10年度	終末処理場造成・道路、水路付け替え・管渠工事促進
平成11年度	終末処理場本体工事着工・管渠工事促進
平成12年度	終末処理場・管渠工事促進
平成13年度	終末処理場・管渠工事促進（千丁処理区50ha、鏡処理区50ha）
	八代北部流域下水道一部供用開始（平成14年1月）
平成17年度	管渠促進（千丁処理区136ha、鏡処理区186.5ha）
平成19年度	管渠促進（千丁処理区182.5ha、鏡処理区288ha）
平成26年度	管渠促進（千丁処理区209.0ha、鏡処理区345.5ha）

ア 特定環境保全公共下水道事業（千丁処理区）

平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による許可(50ha)
平成13年 3月23日	下水道法第4条の規定による変更許可(86ha)
平成19年12月11日	下水道法第4条の規定による変更許可(46.5ha)
平成27年 3月 6日	下水道法第4条の規定による変更許可(26.5ha)
平成30年10月18日	下水道法第4条の規定による変更許可(計画人口及び原単位の変更)

イ 公共下水道事業（鏡処理区）

平成 7年 7月11日	鏡町都市計画審議会答申	当初
平成 7年 8月21日	鏡都市計画下水道変更（都決）の承認	
平成 7年 8月28日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(町告示)	
平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による変更許可(50ha)	
平成 8年 1月23日	都市計画法による変更許可	
平成26年12月10日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(市告示)	直近
平成27年 2月 9日	下水道法第4条の規定による認可(57.5ha)	
平成27年 3月 6日	都市計画法による認可承認	
平成27年 3月17日	都市計画法による変更の告示（県告示）	
平成30年10月18日	下水道法第4条の規定による変更許可(計画人口及び原単位の変更)	
平成30年10月18日	都市計画法による認可承認	
平成30年10月30日	都市計画法による変更の告示（県告示）	

② 事業計画

事 項			計画区分	基本計画 (流域全体)	都市計画決定 (鏡処理区)	事業認可計画	
						千丁処理区	鏡処理区
計 画 年 度			H7～H47	—	H7～H36	H7～H36	
排 水 ・ 処 理 面 積 (ha)			1,309	412	209	346	
処 理 人 口 (人)			30,900	—	5,780	8,990	
処 理 方 法			標準活性汚泥法	—	—	—	
終末 処理場	設 置 数 (箇所)		1	—	—	—	
	敷 地 面 積 (㎡)		約41,800	—	—	—	
	処 理 能 力 (㎡／日)		13,600	—	—	—	
ポ ン プ 場	設置数	汚 水	3	—	—	—	
		雨 水	—	—	—	—	
排 除 方 式			分 流 式	—	同 左	同 左	

※参考 八代北部流域事業認可計画（基本計画）

事 項	八代市		宇城市 小川処理区	氷川町 竜北処理区	氷川町 宮原処理区	計
	千丁処理区	鏡処理区				
排水・処理面積	209.0 (220.8)	345.5 (412.2)	347.5 (347.5)	183 (183)	145.0 (145.0)	1,230.0 (1,309)
処 理 人 口	5,780 (5,300)	8,990 (9,100)	8,880 (7,900)	6,020 (5,100)	4,100 (3,500)	33,770 (30,900)
計画汚水量	1,968 (1,802)	3,061 (3,096)	3,502 (3,146)	2,041 (1,755)	1,826 (1,586)	12,400 (11,390)

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：平成31年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使用料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,192円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	186円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	191円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	202円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	207円
			100立方メートルを超えるもの	218円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		29円	

※消費税別途

イ 八代市下水道事業（千丁処理区）受益者分担に関する条例

八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例

処 理 区 域 の 名 称	金 額
一 般 世 帯	均等割 180,000円
事 業 所 等	1. 7人槽までは、180,000円 2. 8人槽以上については、180,000円に7人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じた金額を加算した額とする。 ただし、501人槽以上になる場合は674,000円とする。

④ 事業施工状況（建設事業・起債対象）※八代市分のみ（県・氷川町・宇城市施工分除く）

施工実績 平成7年度～平成30年度

事業総額 12,897,181千円（千丁処理区：5,393,535千円、鏡処理区：7,503,646千円）

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 汚水管 $\phi=120.46\text{km}$ （千丁処理区 53.81km・鏡処理区 66.65km）

小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 40箇所（千丁処理区：28箇所、鏡処理区：12箇所）

イ 八代北部浄化センター

敷 地 面 積 41,800 m^2

職 員 数 指定管理者（平成18年度より）

全 体 計 画 平成 7年度～平成47年度

供 用 開 始 平成14年 1月

処 理 方 法 標準活性化汚泥法

処 理 能 力 全体計画 13,600 m^3 /日

認 可 13,600 m^3 /日

現 有 13,400 m^3 /日

施 設 概 要 管理棟、消毒棟、沈砂池ポンプ棟、汚泥処理棟、水処理施設、その他

現有設備概要 主ポンプ
吸込スクルー式水中ポンプ { $\phi 200 \times 3.8\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
 $\phi 250 \times 6.8\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$
 $\phi 350 \times 13.5\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$

送 風 機 ロータリーブロワ { $16\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$
 $32\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$

発 電 機 ガスタービン発電装置 6,600V 375KVA 一式

脱 水 機 スクレープレス式 $\phi 700 \times 1\text{台}$

公共下水道事業整備調書（八代処理区）

区 分		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面積 (ha)	14,721	14,748	14,688	14,688	14,688	H25.3.31以降↓ 外国人登録人口含む
	人口 (人)	99,456	98,931	98,713	98,009	97,369	
	外国人登録者数 (人)						
認可区域	世帯数 (戸)	42,232	42,760	43,297	43,514	43,941	
	面積 (ha)	1,424.60	1,424.60	1,424.60	1,495.60	1,495.60	
	人口 (人)	55,197	55,521	54,793	54,489	54,112	
整備面積	世帯数 (戸)	24,001	24,434	24,560	24,666	24,832	
	汚水	1,161.53	1,182.10	1,198.75	1,216.12	1,238.40	
	雨水	472.07	482.56	483.72	485.21	486.47	
	全体	1,212.98	1,233.55	1,250.20	1,267.57	1,289.85	
	人口 汚水	45,291	45,184	45,473	44,854	45,386	
	人口 雨水	19,213	19,096	18,814	18,644	18,499	
	人口 全体	46,674	46,529	46,986	46,139	46,570	
供用開始区域	汚水	1,145.70	1,169.66	1,187.40	1,204.77	1,227.93	
	雨水	472.07	482.56	483.72	485.21	486.47	
	全体	1,194.28	1,218.24	1,235.98	1,253.35	1,276.51	
	人口 汚水	45,219	45,105	45,380	44,758	45,386	
	人口 雨水	19,213	19,096	18,814	18,644	18,499	
	人口 全体	46,602	46,450	46,893	46,043	46,570	
	世帯数 汚水	19,917	20,100	20,602	20,674	21,035	
普及状況	水洗化人口 (人)	36,253	37,140	37,636	38,125	38,946	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	15,313	15,815	18,237	18,538	19,066	
	普及率 (人口比%)	45.5	45.6	46.0	45.7	46.6	
	水洗化率 (人口比%)	80.2	82.3	82.9	85.2	85.8	
	水洗化率 (戸数比%)	76.9	78.7	88.5	89.7	90.6	
	整備率 (認可区域比%)	81.5	83.0	84.1	81.3	82.8	
管渠延長	汚水 (km)	256.80	258.59	261.79	265.27	267.44	整備延長(決算ベース)
	雨水 (km)	22.94	25.40	25.73	26.81	27.11	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力 (土木)	4/8	4/8	4/8	4/5	4/5	既設／全体計画
	(20,400m ³ /日) (機械)	3/8	3/8	3/8	3/5	3/5	既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	14,540	14,650	15,218	15,623	15,392	晴天時
	流入水量(日最大m ³ /日)	16,617	17,031	17,518	17,408	18,233	晴天時
	有収水量(m ³ /日)	12,345	12,272	12,392	12,604.2	12,818.2	
	有収率 (%)	84.9	83.8	81.4	80.7	81.5	有収水量÷日平均流入水量
	脱水汚泥量(t/日)	6.8	8.1	7.6	7.6	8.2	日平均
	流入 BOD	224.0	196.0	178.0	164.0	236.0	日平均
	水質 SS	233.0	248.0	183.0	180.0	239.0	日平均
	(mg/l)放流 BOD	3.2	2.1	1.8	2.2	2.4	日平均
	S S SS	2.0	2.4	2.0	2.2	2.7	日平均
ポンプ場	汚水 (箇所)	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	既設／認可計画
	雨水 (箇所)	3/5	3/4	3/4	3/4	3/4	既設／認可計画
マンホールポンプ (箇所)		32	32	33	35	36	
建設事業費 [起債対象] (千円)	単年度	600,189	420,582	513,280	882,937	1,790,842	決算ベース
	累計	61,319,867	61,740,449	62,253,729	63,136,666	64,927,508	

特定環境保全公共下水道（千丁処理区）

区 分		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	1,118	1,118	1,119	1,119	1,119	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	7,097	7,078	7,133	7,195	7,277	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	2,521	2,503	2,607	2,662	2,739	
認可区域	面 積 (ha)	209.00	209.00	209.00	209.00	209.00	
	人 口 (人)	6,564	6,560	6,619	6,649	6,559	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	2,350	2,347	2,438	2,488	2,506	
整備面積	面 積 汚水	159.20	161.00	161.58	166.44	168.80	
	雨水	0.00					
	全体	159.20	161.00	161.58	166.44	168.80	
	人 口 汚水	5,922	5,904	6,016	6,094	6,031	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	5,922	5,904	6,016	6,094	6,031	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	159.20	161.00	161.58	166.20	167.60	
	雨水						
	全体	159.20	161.00	161.58	166.20	167.60	
	人 口 汚水	5,922	5,904	6,016	6,094	6,011	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	5,922	5,904	6,016	6,094	6,011	外国人登録人口含む
普及状況	世 帯 数 汚水	2,118	2,111	2,203	2,269	2,284	
	水洗化人口 (人)	4,277	4,312	4,480	4,614	4,769	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,431	1,437	1,562	1,638	1,710	
	普及率 (人口比%)	83.4	83.4	84.3	84.7	82.6	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	72.2	73.0	74.5	75.7	79.3	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	67.6	68.1	70.9	72.2	74.9	水洗化戸数÷汚水世帯数
管渠延長	整備率 (認可区域比%)	76.2	77.0	77.3	79.6	80.8	汚水整備面積÷認可面積
	汚 水 (km)	50.55	50.88	51.28	52.87	53.81	整備延長(決算ベース)
処理場	雨 水 (km)						整備延長(決算ベース)
	流入水量(日平均m³/日)	1,162	1,239	1,390	1,309	1,332	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	1,992	2,400	2,435	2,438	3,613	晴天時
	有収水量(m³/日)	1,098.5	1,143.1	1,177.4	1,195.6	1,234.5	
マシホルポ ンブ (箇所)	有 収 率 (%)	94.5%	92.3%	84.7%	91.3%	92.7%	有収水量÷日平均流入水量
		24	24	25	27	28	
建設事業費 [起債対象] (千円)	単 年 度	43,397	28,590	114,632	285,306	171,165	決算ベース
	累 計	4,793,842	4,822,432	4,937,064	5,222,370	5,393,535	

公共下水道事業整備調書（鏡処理区）

区 分		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	2,824	2,824	2,827	2,827	2,827	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	15,272	15,343	14,856	14,731	14,609	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	5,721	5,794	5,788	5,857	5,921	
認可区域	面 積 (ha)	345.50	345.50	345.50	345.50	345.50	
	人 口 (人)	12,325	10,519	10,270	10,015	9,808	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	4,681	4,132	5,788	4,095	4,075	
整備面積	面 積 汚水	229.30	235.95	240.01	250.33	251.85	
	雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全体	229.30	235.95	240.01	250.33	251.85	
	人 口 汚水	8,107	8,003	8,026	7,960	7,866	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	8,107	8,003	8,026	7,960	7,866	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	229.30	235.95	240.01	250.33	251.85	
	雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全体	229.30	235.95	240.01	250.33	251.85	
	人 口 汚水	8,107	8,003	8,026	7,960	7,866	外国人登録人口含む
	雨水	380	380	380	380	380	外国人登録人口含む
	全体	8,107	8,003	8,026	7,960	7,866	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	3,238	3,236	3,292	3,338	3,340	
普及状況	水洗化人口 (人)	4,768	4,731	4,684	4,789	4,875	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,588	1,593	1,652	1,703	1,758	
	普及率 (人口比%)	53.1	52.2	54.0	54.0	53.8	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	58.8	59.1	58.4	60.2	62.0	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	49.0	49.2	50.2	51.0	52.6	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	66.4	68.3	69.5	72.5	72.9	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	61.78	63.10	64.23	65.82	66.65	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	整備延長(決算ベース)
処理場	流入水量(日平均m³/日)	1,526	1,617	1,439	1,614	1,557	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	2,820	4,107	3,670	3,670	4,276	晴天時
	有収水量(m³/日)	1,333.8	1,332.0	1,323.0	1,357.1	1,361.8	
	有 収 率 (%)	87.4	82.4	91.9	84.1	87.5	有収水量÷日平均流入水量
マンホールポンプ (箇所)		11	11	11	12	12	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	107,357	128,362	198,474	216,121	153,742	決算ベース
	(千円) 累 計	6,806,947	6,935,309	7,133,783	7,349,904	7,503,646	

公共下水道事業整備調書（八代東部処理区）

区 分		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	49	49	49	49	49	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	616	657	647	652	659	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	348	304	307	307	307	
認可区域	面 積 (ha)	49.00	49.00	49.00	49.00	49.00	
	人 口 (人)	616	657	488	500	504	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	348	304	222	230	226	
整備面積	面 積 汚水	43.32	43.32	44.18	44.18	44.18	
	雨水	0	0	0	0		
	全体	43.32	43.32	44.18	44.18	44.18	
	人 口 汚水	466	507	504	509	519	外国人登録人口含む
	雨水	0	0	0	0		外国人登録人口含む
	全体	466	507	504	509	519	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	228	254	257	255	256	
	雨水						
供用開始区域	面 積 汚水	38.83	38.83	39.69	39.69	39.69	
	雨水	0	0	0	0		
	全体	38.83	38.83	39.69	39.69	39.69	
	人 口 汚水	466	507	504	509	519	外国人登録人口含む
	雨水	0	0	0	0	0	外国人登録人口含む
	全体	466	507	504	509	519	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	228	254	257	255	256	
	雨水						
普及状況	水洗化人口 (人)	432	447	422	420	432	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	189	205	223	222	228	
	普及率 (人口比%)	75.6	77.2	77.9	78.1	78.8	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	92.7	88.2	83.7	82.5	83.2	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	82.9	80.7	86.8	87.1	89.1	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	88.4	88.4	90.2	90.2	90.2	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	5.87	5.87	6.10	6.10	6.10	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	0	0	0	0	0	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力 (土木)						既設／全体計画
	(20,400m ³ /日) (機械)						既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)						晴天時
	流入水量(日最大m ³ /日)						晴天時
	有収水量(m ³ /日)	185.3	200.4	203.3	209.1	222.7	有収水量÷日平均流入水量
	有 収 率 (%)						日平均
	脱水汚泥量(t/日)						日平均
	流 入 BOD						日平均
	水 質 SS						日平均
	(mg/1)放流 BOD						日平均
ポンプ場	汚 水 (箇所)	0	0	0	0	0	既設／認可計画
	雨 水 (箇所)	0	0	0	0	0	既設／認可計画
マンホールポンプ (箇所)		4	4	4	4	4	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	0	0	19,387	0	2,138	決算ベース
	(千円) 累 計	374,699	374,699	394,086	394,086	396,224	

(4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設置目的	公共下水道の処理区域内において、排水設備を公共下水道に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。
施行年月日	平成17年8月1日
設置目的	生活扶助世帯の所有に係る公共下水道の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を公共下水道に接続するための工事に必要な経費を、予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。
助成措置の実績	なし

(5) 農業集落排水処理施設事業

① 沿革

泉町下岳上地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日	平成 4年 2月24日
事業採択年月日	平成 4年 4月10日
供用開始年月日	平成 8年10月 1日

東陽町南区地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日	平成 6年 8月16日
事業採択年月日	平成 7年 4月 4日
供用開始年月日	平成12年 4月 1日

② 事業計画

処 理 区		泉町下岳上処理区	東陽町南区処理区
事 項			
計 画 年 度		平成4年度～平成8年度	平成7年度～平成11年度
集 落 圏 面 積 (ha)		440	220
事業計画区域面積 (ha)		24	48
計画処理対象人口 (人)		820	2300
処 理 方 法		嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－Ⅲ型	回分式活性汚泥方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－XI96型
処 理 場	設置数 (箇所)	1	1
	計画汚水量 (㎥/日)	222	621
	処理能力 (㎥/日)	246	690
ポンプ施設	設置数 (箇所)	16	31
管渠	延長 (km)	10.9	19.6
放流水質	BOD (mg/ℓ)	20 (除去率90%)	20 (除去率90%)
	SS (mg/ℓ)	50 (除去率75%)	50 (除去率75%)
排 除 方 式		分 流 式	分 流 式

③ 使用料、受益者分担金

ア 八代市農業集落排水処理施設条例

当初：平成17年8月1日施行

直近：平成31年4月1日施行

区 分	金 額 (月 額)	備 考
基本料金	2,219円	
世帯員割	739円	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,479円	店舗面積により加算
その他の料金	440円	学校職員、児童生徒

※消費税抜き

イ 八代市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例

単位分担金額
1世帯につき 100,000円

当初：平成17年8月1日施行

④ 泉町下岳上地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成4年度～平成8年度

事業総額 934,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管 渠	汚水管 L=10.9km
小規模ポンプ施設	マンホールポンプ 16箇所
b 処理場一式	
型 式 名 称	日本農業集落排水協会（JARUS）-Ⅲ型
処 理 能 力	全体計画 246m ³ /日 現 有 246m ³ /日
施 設 概 要	処理場上屋（RC造1階建） 処理場 820人槽 ばっ気沈砂槽、流量調整槽、嫌気性濾床槽 接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽、汚泥濃縮貯留槽 機械電気設備一式
現有設備概要	原水ポンプ 80φ×0.445m ³ /分×9.25m×2.2kW×2台 非常用エンジンポンプ 50φ×0.445m ³ /分×10m×4.5PS×1台 水中攪拌ポンプ 0.98m ³ /分×2.80m 80φ×50φ×2.2kW×1台 嫌気性ろ床槽攪拌装置 VP40 有孔管 12基 汚泥引抜ポンプ（横型自吸式） 50φ×0.15m ³ /分×10m×2.2kW×1台 送 風 機 ブロワ 65φ×1.59m ³ /分×4,500mmAq×3.7kW×2台 発 電 機 ディーゼルエンジン発電機 20kVA×1台、13kVA×1台、8.0kW×1台

⑤ 東陽町南区地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成7年度～平成11年度
事業総額 1,970,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管 渠 汚水管 L=19.6km
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 31箇所

b 処理場一式

型 式 名 称	日本農業集落排水協会（JARUS）-XI96型
処 理 能 力	全体計画 690m ³ /日 現 有 690m ³ /日
施 設 概 要	処理場上屋（RC造2階建） 処理場 2,300人槽 ばっ気沈砂槽、流量調整槽、回分槽 散水ポンプ槽、消毒槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽 放流施設、機械電気設備一式
現 有 設 備 概 要	原水ポンプ 100φ×0.6m ³ /分×7.0m×2.2kW×3台 非常用エンジンポンプ 80φ×0.6m ³ /分×10m×6.0PS×2台 水中攪拌ポンプ 80φ×3.7kW×2台 回分槽ばっ気攪拌装置 3.7kW×2台 汚泥引抜ポンプ（エアリフト式） PVC製 1台 上澄水排出装置 堰式 1.5m×0.2kW×2台
送 風 機	ブロワ 65φ×1.41m ³ /分×5,000mmAq×3.7kW×3台
発 電 機	ディーゼルエンジン発電機 20kVA×1台、6.0kVA×2台
脱 水 機	多重円板型 40kg-DS×8.85kW×1台

⑥ 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設 置 目 的 農業集落排水の処理区域内において、排水設備を農業集落排水に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施 行 年 月 日 平成17年8月1日

助 成 概 要 生活扶助世帯の所有に係る農業集落排水の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を農業集落排水に接続するための工事に必要な経費を予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

農業集落排水処理施設事業整備調書（泉町下岳上地区）

		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人 口 (人)	2,064	2,008	1,970	1,976	1,835	
	世 帯 数 (世帯)	822	818	814	813	799	
事業計画	集 落 圏 面 積 (ha)	440	440	440	440	440	
	事業計画区域面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	820	820	820	820	820	
	世 帯 数 (世帯)	180	180	180	180	180	
整備区域	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	476	480	480	478	457	
	世 帯 数 (世帯)	167	173	183	181	195	
供用開始区域	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	476	480	480	478	457	
	世 帯 数 (世帯)	167	173	183	181	195	
普及状況	水洗化人口 (人)	440	435	433	429	388	
	水洗化世帯数 (世帯)	148	155	153	154	152	
	普 及 率 (人口比%)	23.1%	23.9%	24.4%	24.2%	24.9%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	92.4%	90.6%	90.2%	89.7%	84.9%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	88.6%	89.6%	83.6%	85.1%	77.9%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚 水 (km)	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(246m ³ /日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	185	205	183	190	174	
	流入水量(日最大m ³ /日)	351	458	418	331	400	
	有収水量(日平均m ³ /日)	185	205	183	190	174	
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	日平均(脱水前)
	放流水質 BOD	11.9	6.9	5.1	6.4	5.5	月平均
	(mg/l) SS	10.9	5.7	4.7	8.5	5.4	月平均
マンホールポンプ (箇所)		16	16	16	16	16	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	0	0	0	0	0	
	(千円) 累 計	934,000	934,000	934,000	934,000	934,000	

農業集落排水処理施設事業整備調書（東陽町南区地区）

		H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人 口 (人)	2,315	2,246	2,189	2,192	2,077	
	世 帯 数 (世帯)	827	819	820	817	810	
事業計画	集 落 圏 面 積 (ha)	220	220	220	220	220	
	事業計画区域面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	世 帯 数 (世帯)	518	518	518	518	518	
整備区域	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,574	1,540	1,512	1,513	1,452	
	世 帯 数 (世帯)	556	554	559	556	560	
供用開始区域	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,574	1,540	1,512	1,513	1,452	
	世 帯 数 (世帯)	556	554	559	556	560	
普及状況	水洗化人口 (人)	1,288	1,274	1,257	1,244	1,214	
	水洗化世帯数 (世帯)	440	437	451	455	465	
	普 及 率 (人口比%)	68.0%	68.6%	69.1%	69.0%	69.9%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	81.8%	82.7%	83.1%	82.2%	83.6%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	79.1%	78.9%	80.7%	81.8%	83.0%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚 水 (km)	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(690m³/日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
	流入水量(日平均m³/日)	524	495	487	504	509	
	流入水量(日最大m³/日)	722	776	698	647	807	
	有収水量(日平均m³/日)	524	495	487	504	509	
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.15	0.20	0.20	0.19	0.17	日平均(H25より脱水後)
	放流水質 BOD	6.6	1.5	2.0	2.8	2.8	月平均
	(mg/l) SS	4.2	2.2	3.2	3.4	3.4	月平均
マンホールポンプ (箇所)		31	31	31	31	31	
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	0	0	0	0	0	
	(千円) 累 計	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	

(6) 浄化槽市町村整備推進事業

① 目 的

市町村が設置主体となって戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与する。

② 対象地域

泉町、東陽町で農業集落排水処理施設の処理区域外の地域。

③ 事業の要件

以下のアからオのすべてを満たすものであること。

ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

イ 原則として、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽を整備する事業であること。

ウ 当該事業年度内に10戸以上整備すること。

エ 適正な維持管理を確実に確保するため住民等の協力体制が整っていること。

オ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽は特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるもの。

④ 財政措置の概要

- ・ 国庫補助金 1/3 (循環型社会形成推進交付金)
- ・ 起債 17/30 (下水道債)
- ・ 受益者分担金 1/10

⑤ 事業計画と整備状況

平成31年3月31日現在

事業区域		泉地区	東陽地区	合計
事業期間		平成14年度～30年度	平成13年度～30年度	平成13年度～30年度
計画	計画基数	510基	190基	700基
	計画人口	1,620人	992人	2,612人
	計画区域内人口	1,495人	701人	2,196人
整備状況	設置済基数	271基	160基	431基
	水洗化人口	635人	400人	1,035人

⑥年度別・人槽別整備状況

(単位：基)

地区名	人 槽	寄附	H13～ H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
泉	5人槽	15	89	1	5		2	1		3	3	3	122
	6人槽	8											8
	7人槽	21	87		4		2						114
	8人槽	9											9
	10人槽	3	7		2								12
	14人槽		1										1
	20人槽		1										1
	45人槽	1											1
	50人槽	1	1										2
	60人槽	1											1
	合 計	59	186	1	11	0	4	1	0	3	3	3	271
	累 計	59	245	246	257	257	261	262	262	265	268	271	
東 陽	5人槽		73		1		1					1	76
	7人槽		82		1								83
	14人槽		1										1
	合 計		156	0	2	0	1	0	0	0	0	1	160
	累 計		156	156	158	158	159	159	159	159	159	160	
合 計	5人槽	15	162	1	6		3	1		3	3	4	198
	6人槽	8											8
	7人槽	21	169		5		2						197
	8人槽	9											9
	10人槽	3	7		2								12
	14人槽		2										2
	20人槽		1										1
	45人槽	1											1
	50人槽	1	1										2
	60人槽	1											1
	合 計	59	342	1	13	0	5	1	0	3	3	4	431
	累 計	59	401	402	415	415	420	421	421	424	427	431	
設置基数進捗状況		8.4%	57.3%	57.4%	59.3%	59.3%	60.0%	60.1%	60.1%	60.6%	61.0%	61.6%	

⑦使用料、受益者分担金

ア 八代市浄化槽条例

a 浄化槽使用料

一般世帯の浄化槽使用料

当初：平成17年8月1日施行

直近：平成31年4月1日施行

区分	料金（税別）
基本料金（1件当たり）	3,800円
世帯員割（6人以上据置）	420円

事業所等の浄化槽の使用料

人槽区分	金額
5 人槽	5,360円
6 人槽	5,450円
7 人槽	5,540円
8 人槽	5,810円
10 人槽	6,180円
11～15人槽	9,450円
16～20人槽	11,950円
21～25人槽	14,560円
26～30人槽	17,060円
31～35人槽	19,150円
36～40人槽	21,230円
41～45人槽	22,060円
46～50人槽	26,230円
60 人槽	30,750円

備考 公民館、集会所等の浄化槽の使用料は、3,800円とする。

b 浄化槽受益者分担金

【泉地区】当初：平成17年8月1日施行

人槽区分	分担金額
5 人槽	100,000円
6 人槽	100,000円
7 人槽	100,000円
8 人槽	100,000円
10 人槽	100,000円
11～15人槽	200,000円
16～20人槽	300,000円
21～25人槽	400,000円
26～30人槽	450,000円
31～40人槽	550,000円
41～50人槽	600,000円

【東陽地区】

分担金額
100,000円

当初：平成17年8月1日施行

浄化槽市町村整備推進事業整備調書（泉地区）

		H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人 口 (人)	2,064	2,008	1,970	1,976	1,835	
	世 帯 数 (世帯)	822	818	814	813	799	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	計 画 人 口 (人)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
	計 画 基 数 (基)	510	510	510	510	510	
	現 在 人 口 (人)	1,588	1,513	1,490	1,495	1,378	
	現 在 世 帯 数 (世帯)	640	645	631	631	604	
処理区域	面 積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	人 口 (人)	671	676	678	667	635	
	設 置 済 基 数 (基)	262	262	265	268	271	
普及状況	水洗化人口 (人)	671	676	678	667	635	
	水洗化世帯数 (世帯)	253	237	252	256	257	
	普 及 率 (人口比%)	32.5%	33.7%	34.4%	33.8%	34.6%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	550	550	550	550	550	
	現在処理能力 (m ³ /日)	368	368	371	374	377	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	134	135	136	133	127	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	48,983	49,483	49,494	48,691	46,355	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	48,983	49,483	49,494	48,691	46,355	0.2m ³ /人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
	建設事業費 (千円)	単年度 810	0	2,506	2,841	2,749	人件費含まず
		累 計	212,800	212,800	215,306	218,147	220,896

浄化槽市町村整備推進事業整備調書（東陽地区）

		H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人 口 (人)	2,315	2,246	2,189	2,192	2,077	
	世 帯 数 (世帯)	827	819	820	817	810	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	計 画 人 口 (人)	992	992	992	992	992	
	計 画 基 数 (基)	190	190	190	190	190	
	現 在 人 口 (人)	741	721	700	701	625	
	現 在 世 帯 数 (世帯)	271	265	264	264	250	
処理区域	面 積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	人 口 (人)	475	466	434	424	400	
	設 置 済 基 数 (基)	159	159	159	159	160	
普及状況	水洗化人口 (人)	475	466	434	424	400	
	水洗化世帯数 (世帯)	155	149	151	150	150	
	普 及 率 (人口比%)	20.5%	20.7%	19.8%	19.3%	19.3%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	266	266	266	266	266	
	現在処理能力 (m ³ /日)	194	194	194	194	195	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	95	93	87	85	80	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	34,675	34,111	31,682	30,952	29,200	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	34,675	34,111	31,682	30,952	29,200	0.2m ³ /人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
	建設事業費 (千円)	単年度 0	0	0	0	907	人件費含まず
		累 計	161,866	161,866	161,866	161,866	162,773

6 日奈久港整備事業

事業主体 八 代 市

事業年度 着 手 平成 3年度

※「八代市公共事業評価規程」に基づき、第3回目の事業評価を実施し、
「事業休止」の方針決定。

(1) 全体計画

①日奈久港改修（地方）事業【補助事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
防波堤（A）	60m	物揚場（B）	80m	道 路（B）	100m
防波堤（B）	75m	船揚場	20m		
護岸（防波）	280m	ポンツーン	330m		
物揚場（A）	250m	浮棧橋	1基		

平成22年度までの総事業費 2,774百万円

財源内訳 国 1,110百万円

地 方 債 1,422百万円

一般財源 242百万円

②日奈久港港湾環境整備事業【補助事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
護 岸（Ⅰ）	207m	護 岸（Ⅱ）	80m	突 堤	65m
砂 止 堤	34m	緑 地	1,525㎡		

平成22年度までの総事業費 439百万円

財源内訳 国 171百万円

地 方 債 197百万円

一般財源 71百万円

③日奈久港港湾施設整備事業【市単独事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
護 岸（D）	30m	護 岸（E）	35m	照 明 灯	9 基
緑 地	440㎡	航 路（-1.5m）	520m	15 号 護 岸	34 m

平成26年度までの総事業費 1,025百万円

財源内訳 一般財源 1,025百万円

④日奈久港みなと振興交付金事業【交付金事業】

施 設 名	数 量	施 設 名	数 量	施 設 名	数 量
人道橋	2 基	休憩所	1 基	通路工	110m

社会実験・・・一式

平成26年度までの総事業費 160百万円

財源内訳 国 75百万円

一般財源 85百万円

(2) 事業経過

年度	事業内容	年度	事業内容
H 3	業務委託	H13	物揚場(A)、船揚場、防波堤(A) 付帯工事
H 4	業務委託、漁業補償	H14	船揚場、防波堤(A)、付帯工事
H 5	業務委託、漁業補償、航路浚渫工事	H15	船揚場、道路(B)、埠頭用地埋立 付帯工事
H 6	業務委託、航路・泊地浚渫工事、付帯工事	H16	業務委託、護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D) 付帯工事
H 7	業務委託、泊地浚渫、護岸工事、付帯工事	H17	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D)、付帯工事
H 8	業務委託、物揚場(B)、道路護岸工事 付帯工事	H18	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 砂止堤、突堤、付帯工事
H 9	護岸(防波)、物揚場(A)、道路護岸工事 付帯工事	H19	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)、付帯工事
H10	護岸(防波)、物揚場(A)、付帯工事	H20	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)・養浜 付帯工事、業務委託
H11	物揚場(B)、泊地(床止)、付帯工事	H21	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋・休憩所 付帯工事
H12	物揚場(A)、物揚場(B)、船揚場 付帯工事	H22	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋 付帯工事

平成22年度までの総事業費 4,316百万円
 財源内訳 国 1,356百万円
 地方債 1,619百万円
 一般財源 1,341百万円

7 鏡港整備事業

【第Ⅰ期】

事業主体 八代市(旧鏡町)
 事業年度 着手 昭和53年度
 竣工 昭和57年度
 供用開始 昭和57年11月24日

(1) 全体計画

①鏡港改修(局改)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場(-1.0m)	100m	船揚場	15m
泊地(-1.0m)	(12,200m ²) 7,900m ³		

総事業費 193百万円
 財源内訳 国 64百万円 県 19百万円
 地方債 104百万円 一般財源 6百万円

(2) 事業経過

昭和53年度 業務委託
昭和54年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和55年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和56年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事
昭和57年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事

【第Ⅱ期】

事業主体 八代市(旧鏡町)
事業年度 着手 平成5年度
竣工 平成12年度
供用開始 平成13年3月31日

(1) 全体計画

①鏡港改修(局改)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場 (-1.0m)	130m	泊地 (-1.0m)	(13,000m ²) 33,100m ³

総事業費 570百万円

財源内訳 国 190百万円 県 54百万円
地方債 269.4百万円 一般財源 56.6百万円

(2) 事業経過

平成5年度 業務委託
平成6年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成7年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成8年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成9年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成10年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成11年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成12年度 物揚場 (-1.0m) 工事、泊地浚渫工事

【第Ⅲ期】

事業主体 八代市(鏡支所)
事業年度 着手 平成19年度
竣工 平成23年度
供用開始 平成23年7月29日

(1) 全体計画

①鏡港整備交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
航路 (-1.0m)	(20,000m ²) 20,000m ³

総事業費 205百万円

財源内訳 国 80百万円
一般財源 125百万円

(2) 事業経過

平成19年度 業務委託
平成20年度 泊地浚渫工事（単独）
平成22年度 航路浚渫工事

【第Ⅳ期】

事業主体 八代市
事業年度 着手 平成29年度

(1) 全体計画

①社会資本整備総合交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
泊地（-1.0m）	(27,000m ²) 72,000m ³

平成30年度までの総事業費	111百万円
財源内訳	
国	37百万円
地方債	66百万円
一般財源	8百万円

(2) 事業経過

平成28年度 鏡港泊地浚渫工事
平成28年度 鏡港泊地浚渫工事（その2）
平成29年度 鏡港泊地浚渫工事

8 九州新幹線整備関連事業

(1) 駅舎整備

①新幹線新八代駅

整備主体	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備年度	平成 13 年度～平成 15 年度
施設概要	高架駅 1 階：改札口、駅事務室、みどりの窓口、待合室、トイレ（男女・多目的）等 2 階：ホーム（8 両対応）、旅客上屋、待合室 昇降設備：エレベーター、エスカレーター

②観光物産案内所（八代市観光物産案内所）

運 営	一般社団法人 DM0 やつしろ
サービス内容	・観光及び物産の案内等を目的とした情報の提供（各種情報誌・市内案内図・パンフレット・ポスター等） ・物産品の展示及び販売情報の提供 ・市行政に関する情報提供（市広報誌・地域イントラネット） ・各種行事・イベント等の P R 及び情報提供 ・物産品の幹旋
事業費	112,000 千円 財源内訳：地方債 80,200 千円 一般財源 31,800 千円
面積	観光物産案内所 136.36 m ² 一般通路 204.80 m ² 公衆トイレ 63.05 m ² 浄化槽埋設地 156.49 m ²

③在来線新八代駅

整備主体	J R 九州
事業費	326,225 千円
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
施設概要	橋上駅舎 ホーム 2 面（上下線）、駅務室・改札（有人）、トイレ（男女・多目的） エレベーター（上下線に各 1 基）

④自由通路

事業費	411,229 千円
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
建築面積	1,155 m ²
延長	130m（横断距離 L ≒ 40m）
幅員	4m
構造	鉄骨造 2 階建 斜路付立体横断施設（手押し自転車通行可）
昇降施設	通過型エレベーター 2 基（車椅子対応 11 人乗り）

(2) 駅前広場整備

①東口駅前広場

整備面積	10,580 m ²
整備年度	平成 14 年度～平成 15 年度
主な施設	バス乗降場……………4 バース タクシー乗降場……………3 バース 一般車乗降場……………2 バース 身障者乗降場……………2 バース タクシープール……………12 台 モニュメント……………1 基

②南口広場

整備面積	1,570 m ²
整備年度	平成 15 年度
主な施設	駐輪場……………約 40 台 サークルベンチ……………1 基
* 東口駅前広場及び南口広場事業費	907,133 千円

③西口駅前広場

事業費	177,116 千円	
整備面積	1,820 m ²	
整備年度	平成 15 年度	
主な施設	バス乗降場……………1 バース	タクシー乗降場……………1 バース
	一般車乗降場……………2 バース	身障者乗降場……………1 バース
	タクシープール……………2 台	一般者待合場……………4 基
	時計塔……………1 塔	駐輪場……………約 50 台

(3) アクセス道路

①県道西片新八代停車場線

整備主体	熊本県
整備年度	平成 13 年度～平成 15 年度
施設概要	延長：980m 幅員：17m

(4) 肥薩おれんじ鉄道

九州新幹線の開業に伴い、鹿児島本線八代～川内間が、J R 九州から経営分離されることを受け、熊本県と鹿児島県、そして沿線の 10 市町（現在 7 市町）の出資により、第三セクター鉄道会社として、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立される。

肥薩おれんじ鉄道株式会社（八代市萩原町 1 丁目 1 番 1 号）

設立年月日	平成 14 年 10 月 31 日
開業日	平成 16 年 3 月 13 日
株主	【熊本県側】熊本県、八代市、水俣市、芦北町（旧芦北町、旧田浦町） 津奈木町 【鹿児島県側】鹿児島県、薩摩川内市（旧川内市）、出水市（旧出水市、旧高尾野町、旧野田町）、阿久根市
駅の数	28 駅（有人駅 10 駅・無人駅 18 駅）

①初期投資に対する負担割合について

- ア 熊本県側：鹿児島県側＝1：1
 ＊ただし、新八代駅の折り返し設備に関する費用（65,000 千円）は熊本県側で負担する。
- イ 県：沿線市町＝85：15
- ウ 沿線市町間の負担割合＝均等割 1/10 人口割 6/10 新幹線駅割 3/10
 ＊新幹線駅割の負担率は、八代市 50%、水俣市 45%、津奈木町 5%とする。
- エ 負担率

	割合（%）（端数調整前）
熊本県	85.00
八代市	8.32 (8.325)
水俣市	4.02
旧田浦町	0.59 (0.585)
旧芦北町	1.23
津奈木町	0.84
合計	100.00

②設立当時（平成 14 年度～平成 16 年度）における出資金及び補助金

ア 出資金：市負担	60,750,000 円
全体	1,560,000,000 円
イ 補助金：市負担	194,819,520 円
全体	4,615,330,183 円

X II 教 育

1 . 学 校 教 育	341
2 . 社 会 教 育	354

1 学 校 教 育

(1) 市立小・中学校、特別支援学校及び幼稚園設置状況

(令和元年5月1日現在)

区分	学校名	児童数 (人)	学級数 (室)	校地		校舎		教室数		教職員数								体育施設		竣工年度 (年度)				
				面積 (㎡)	運動場外 (㎡)	実面積 (㎡)	普通 (室)	特別 (室)	教員						事務員 市費 (人)	市費 (人)	給食状況	プール (㎡)	体育館 (年度)					
									校長 (人)	副校長 (人)	教頭 (人)	主幹教諭 (人)	教諭 (人)	養護教諭 (人)							講師 (人)	計 (人)	市費 (人)	市費 (人)
小	代陽小学校	422 特24	13 特4	34, 870	22, 697	5, 974	20	16	1	1	1	23	1	(1)	27(1)	1(1)	(3)	1	(1)	完全給食	有	1, 065	S63	S49
	太田郷小学校	684 特40	21 特7	29, 305	15, 645	7, 610	28	18	1	1	1	36	1	(2)	40(2)	2(1)	(6)	1	(1)	〃	〃	1, 048	S43	S63
	植柳小学校	239 特19	8 特4	27, 341	9, 604	4, 348	13	14	1	1		15	1	(1)	18(1)	1(1)	(3)		(1)	〃	〃	1, 461	S50	H19
	松高小学校	794 特55	24 特9	26, 165	11, 351	5, 897	36	14	1	2	1	41	2	(2)	47(2)	2(1)	(5)		(1)	〃	〃	1, 744	S48	H19
	金剛小学校 (弥次分校)	186 特10	9 特2	17, 404	10, 537	3, 367	11	8	1	1		12	1	(2)	15(2)	1(1)	(3)	(1)	(1)	〃	〃	646	H26	S44
		63 特6	3 特2	6, 682	3, 512	1, 248	5	3				6	1	(1)	7(1)				〃	〃	416	H15	S52	
	高田小学校	348 特24	13 特4	19, 078	9, 103	5, 296	17	15	1	1		21	1	(2)	24(2)	(1)	(3)		(1)	〃	〃	909	S56	S58
	八千把小学校	737 特51	23 特8	24, 671	16, 242	6, 455	31	11	1	1	1	37	1	(4)	41(4)	1(1)	(5)		(1)	〃	〃	935	S52	S55
	郡築小学校	191 特15	6 特3	14, 701	7, 675	3, 465	9	12	1	1		12	1		15	1	(4)	1	(1)	〃	〃	1, 185	S55	H22
	八代小学校	256 特37	10 特7	27, 996	13, 801	4, 666	17	9	1	1		20	1	(3)	23(3)	1(1)	(4)		(1)	〃	〃	1, 214	S59	H23
学	宮地小学校	154 特10	6 特2	13, 017	6, 568	3, 300	8	11	1	1		13	1		16	1	(2)		(1)	〃	〃	480	S52	S46
	日奈久小学校	60 特6	6 特2	24, 730	10, 908	3, 397	8	13	1	1		7	(1)	(2)	9(3)	1	(1)		(1)	〃	〃	608	S53	S49
	昭和小学校	42 特3	4 特1	15, 072	6, 033	2, 768	5	9	1	1		5	(1)		7(1)	(1)			(1)	〃	〃	893	H11	H23
	二見小学校	26 特4	4 特3	17, 860	10, 171	2, 612	7	8	1	1		5	(1)	(2)	7(3)		(1)		(1)	〃	〃	439	S45	S43
	龍峯小学校	65 特3	6 特2	11, 146	7, 082	2, 052	8	7	1	1		9	1		12	1	(1)		(1)	〃	〃	497	S54	S50
	麦島小学校	384 特36	12 特6	24, 623	11, 307	5, 113	18	12	1	1		24	(1)		26(1)	1(1)	(5)	1	(1)	〃	〃	1, 183	S57	H23
	八竜小学校	57 特8	5 特3	18, 603	6, 136	2, 863	8	7	1	1		7	1	(1)	10(1)	1(1)	(2)		1(2)	(1)	〃	882	H14	H13
	千丁小学校	415 特19	13 特4	21, 026	11, 123	4, 552	17	10	1	1		21	1	(1)	24(1)	1(1)	(2)	(1)		(1)	〃	1, 257	S33	H16
	鏡小学校	321 特28	12 特5	18, 385	9, 930	4, 663	18	9	1	1		20	1	(2)	23(2)	1(1)	(4)		2(3)	(1)	〃	1, 275	S38	S63
	鏡西部小学校	23 特2	4 特1	7, 971	3, 995	1, 492	5	7	1	1		4	1	(1)	7(1)	1(1)			1(1)	(1)	〃	808	S54	H2
校	有佐小学校	113 特6	6 特2	13, 823	6, 806	2, 210	8	6	1	1		8	1	(1)	11(1)	1(1)	(1)		2(1)	(1)	〃	1, 087	S55	H5
	文政小学校	255 特18	10 特4	29, 601	11, 813	4, 113	15	10	1	1		17	(1)		19(1)	1(1)	(4)		2(3)	(1)	〃	1, 311	S50	H4
	東陽小学校	68 特5	6 特2	11, 803	7, 645	1, 895	8	7	1	1		9	1		12	(1)	(2)	1	(1)	〃	〃	532	S58	S51
	泉小学校	40 特2	4 特1	16, 692	4, 222	664	5	-	※1	1	1	4	(1)	(1)	6(2)	1(1)			(1)	〃	〃	604	S40	H24
	泉第八小学校	4 特1	2 特1	13, 472	4, 528	566	3	2	1	1		3			5				(1)	〃	〃	420	S59	S59
	合 計	5, 947 特432	230 特89	486, 037	238, 434	90, 586	328	238	23	1	25	4	379	19 (6)	451 (35)	21 (4)	(19)	(60)	5 (2)	8 (11)			22, 899	

※は泉中学校と兼務 () は非常勤又は臨時職員

区分	学校名	生徒数	学級数	校 地		校舎 実面積 (㎡)	教室数		教 職 員										給食 状況	体育施設		竣工年度 (年度)				
				面 積 (㎡)	運 動 場 屋 外		普 通	特 別	教 員						事 務 員		講 師	計		市 費	市 費		市 費	市 費		
									校長	副校長	教頭	主幹 教諭	教諭	養護 教諭	市費	市費									市費	市費
中 学 校	第一中学校	635 特35	17 特7	25,036	13,165	7,053	26	23	1	1	1	40	1	(5)	44(5)	1(1)	(1)	(7)	(1)	完全給食	有	1,544	S44	S56		
	第二中学校	363 特13	10 特4	25,963	14,671	4,839	14	17	1	1	1	20	1	(4)	24(4)	1	(1)	(4)	1	(1)	〃	〃	1,581	S53	H17	
	第三中学校	310 特10	9 特3	36,307	24,869	5,971	12	23	1	1	1	19	1	(2)	23(2)	1	(1)	(3)		(1)	〃	〃	1,344	S56	S56	
	第四中学校	338 特6	10 特2	20,972	12,145	4,246	12	16	1	1	1	19	(1)	(1)	22(2)	1	(1)	(4)		(1)	〃	〃	1,494	S51	H26	
	第五中学校	149 特6	6 特2	17,114	4,680	3,569	8	16	1			12	1	(1)	15(1)	1	(2)		(1)	〃	〃	〃	1,461	S52	H18	
	第六中学校	122 特6	5 特2	19,024	11,315	3,311	8	13	1	1	1	10	1	(2)	13(2)	1	(2)	1		(1)	〃	〃	1,595	S53	H27	
	第七中学校	113 特5	4 特2	19,048	10,681	3,110	6	14	1	1	1	8	1	(3)	11(3)	1	(1)	1		(1)	〃	〃	1,297	S52	H24	
	第八中学校	61 特5	3 特2	17,395	11,901	2,607	5	9	1	1	1	9	1	(2)	12(2)	1				(1)	〃	〃	1,487	H21	H21	
	日奈久中学校	45 特5	3 特2	18,349	10,661	2,764	5	10	1	1	1	8	1	(2)	11(2)	1	(1)			(1)	〃	〃	〃	812	S54	S41
	二見中学校	19	3	14,352	7,862	2,061	3	10	1	1	1	7	1	(1)	10(1)	1				(1)	〃	〃	〃	608	S47	S44
中 学 校	坂本中学校	36 特5	3 特2	41,960	11,986	2,437	5	11	1	1	1	7	1	(3)	10(3)	1	(1)		1(2)	(1)	〃	〃	1,640	H17	S50	
	千丁中学校	191 特5	6 特2	24,883	15,003	3,912	8	15	1	1	1	12	1	(1)	15(1)	1	(1)	(2)		(1)	〃	〃	1,819	S47	H14	
	鏡中学校	335 特16	9 特3	37,159	20,927	6,868	12	20	1	1	1	17	1	(4)	21(4)	2	(1)	(3)	1	(1)	〃	〃	1,455	H9	S48	
	東陽中学校	30 特4	3 特1	13,252	6,551	2,066	4	9	1	1	1	8	(1)	(1)	10(2)	1		(1)		(1)	〃	〃	746	S44	S46	
	泉中学校	29 特1	3 特1	14,679	3,713	2,728	4	10	1	※1	1	9	1	(1)	12(1)		(1)	(3)		(2)	〃	〃	767	S40	H24	
	合 計	2776 特122	94 特35	345,493	180,130	57,542	132	216	15	0	15	5	205	13(2)	253(35)	15(1)	(8)	(33)	4	1(2)			19,650			
	八代支援学校(小・中等部)	64	16																							
	八代支援学校(高等部)	19	4	20,597	3,547	4,437	20	13	1	1		34	1	(3)	37(4)	2(2)	(9)		(1)	完全給食	有	322	S47	S49		
	幼 稚 園	代陽幼稚園	23	3	2,268	1,410	1,016	3	1	1	1	2				4		(2)		(1)	完全給食	有	無	S54	無	
		太田郷幼稚園	34	3	2,933	1,859	1,080	3	1	1	1	2				4		(1)		(1)	〃	無	〃	S43	〃	
植柳幼稚園		22	3	4,119	1,386	933	3	1	1	1	2				4		(1)		(1)	〃	有	〃	H14	〃		
麦島幼稚園		27	3	3,342	1,502	762	3	1	1	1	2				4		(1)		(1)	〃	〃	〃	H5	〃		
松高幼稚園		43	3	4,665	2,064	958	3	1	1	1	2				4		(3)		(1)	〃	〃	〃	H9	〃		
千丁幼稚園		30	3	2,785	1,390	560	3	1	1	1	2				4		(1)		(1)	〃	〃	〃	S52	〃		
合 計	179	18	20,112	9,611	5,309	18	6	6	6	12				24		(9)		(6)								

(2) 特色ある学校づくり

①教育研究校（園）推進事業

毎年、幼・小・中学校 3～4 校を研究指定校（園）として委嘱し、地域や児童生徒の実態の上に立った研究により、「特色ある学校づくり」ができるように研究助成を行う。

学校名	委 嘱	研究内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
千丁中学校	県・市	I C T 教育推進		○	◎		
八代小学校	県・市	I C T 教育推進		○	◎		
第三中学校	市	I C T 教育推進				○	◎
坂本中学校	県・市	防災教育	◎				
八千把小学校	文・県・市	教育課程	○	◎			
鏡中学校	県・市	いじめ防止推進	○	◎			
泉小中学校	市	小中一貫・連携教育	◎				
麦島小学校	県・市	学力向上		○	◎		
第四中学校	県・市	健康教育		○	◎		
植柳小学校	文・県・市	教育課程			○	◎	
東陽小学校	県・市	学校給食・食育				○	◎
泉中学校	文・県・市	人権教育				○	◎

(注) ○：研究年度、◎：発表年度

※研究発表を伴わない推進事業の指定校

- ・子どもの体力向上実践事業 代陽小学校 R 元・2 年度

②「八代型小中一貫・連携教育」

- ・「八代型小中一貫・連携教育」とは、子どもたちの「生きる力」を育むため、義務教育 9 年間を見通した小中共通の目標（めざす子ども像等）、指導内容及び指導方法等を共有し、中学校区の実態に応じて、小中相互に連携・交流し合いながら、育ちと学びの連続性を図る教育である。
- ・平成 23 年 3 月策定の「八代市小中一貫・連携教育推進計画」に基づき、モデル校区を中心とした取り組みを進め、平成 27 年度から全市完全導入となった。
- ・平成 28 年度から「やつしろスピリッツ」を完全導入した。

やつしろスピリッツ
～育ちと学びの土台づくり～
愛言葉 あいさつ・ききかた・そろえかた
○自分からすすんであいさつをする
○話す人の顔を見てしっかり話を聴く
○靴のかかとを靴箱の手前のへりにそろえる

- ・「八代型小中一貫・連携教育」実践校

平成 28 年度 日奈久中学校・日奈久小学校

平成 29 年度 第七中学校・郡築小学校・昭和小学校

平成 30 年度 第六中学校・金剛小学校

令和元年度 第四中学校・八千把小学校

③八代市学校支援委員会事業

目 的	いじめ等の生徒指導上の諸事態に対し、学校、教育委員会、児童生徒及び保護者への専門的な立場から、指導・支援を通じて課題の解決を図り、子どもたちの学びと育ちを保障するため。		
施行年月日	平成26年1月8日		
対 象 者	本市の各学校の児童生徒及びその保護者、教職員、教育委員会		
事 業 内 容	ア いじめ等の生徒指導上の課題を抱える小中学校及び特別支援学校(以下「当該校」という。)からの要請を受け、課題解決のため、状況の把握と専門性を生かした対応策の検討を行う。 イ 問題解決に向けた関係機関との連携及び支援・協力についての指導・助言を行う。 ウ 当該校並びに当該校の児童生徒及び保護者並びに教育委員会への具体的な指導・支援及び学校と家庭の関係修復に向けた働きかけを行う。		
事 業 費	令和元年度予算	868,000 円	
財 源 内 訳	国 (1/3)	257,000 円	市 (2/3) 611,000 円

(3) 八代市学校教育指導の重点に伴う事業

◎郷土学習資料の開発と学習による愛郷心の育成

生活科・社会科・総合的な学習の時間等の学習資料作成

(令和元年度配付) 総経費：1,198,691 円 (1,199 千円)

- ・小学1年生「やつしろ行って見マップ」
- ・小学4年生「わたしたちの八代市」
- ・小学5年生「未来につなごう 美しき八代」

◎教育に関する相談事業

○教育サポート事業

目 的	経験豊かで実践的指導力がある退職教員(2名)を八代市教育サポートセンターに配置し、本市教育課題の解決に資する事業や教育現場の教育的ニーズに応える事業を行う。		
施行年月日	平成22年4月1日		
対 象 者	八代市立幼稚園、小・中、特別支援学校の教職員、保護者		
事 業 内 容	学力向上と不登校防止に必要な学校への支援 教職員の指導力向上に必要な各種研修 指導方法や教材選定などについての教職員への助言 学校経営の質の向上のための校長・園長支援 教育課程の編成や授業への関係資料の提供 教育関係資料を拡大印刷して提供 保護者対象の研修会などでの講話 等		
事 業 費	令和元年度予算	4,360 千円	
財 源 内 訳	市 (10/10)	4,360 千円	
実 績	平成30年度教育サポーター活動件数	655 件 (のべ件数)	

○特別支援教育相談事業

目 的	特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け助言することで、特別支援教育に係る課題解決を図る。		
施行年月日	平成28年4月1日		
対 象 者	八代市立幼稚園、小・中、特別支援学校の教職員、保護者		

事業内容	対象となる児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言 校内における支援体制づくりへの助言 特別支援教育コーディネーターの育成 個別の指導計画の作成への協力 専門家チームと学校をつなぐこと 校内での実態把握の実施への助言 授業場面の行動観察 校内委員会やケース会議等への支援 保護者との連携・支援 特別支援教育支援員への助言 校内研修における講話		
事業費	令和元年度予算	2,117 千円	
財源内訳	市（10/10）	2,117 千円	
実績	平成 30 年度特別支援教育アドバイザー活動件数	541 件（のべ件数）	
○子ども支援相談事業（やつしろ子ども支援相談室）			
目的	いじめや不登校等をめぐる悩みや諸問題について、児童生徒及び保護者に対し、相談員が指導助言を行う。		
施行年月日	平成 23 年 4 月 1 日		
対象者	八代市立幼稚園、小・中、特別支援学校に在籍する児童生徒とその保護者及び教職員		
事業費	令和元年度予算	1,215 千円	
財源内訳	市（10/10）	1,215 千円	
実績	平成 30 年度相談件数	455 件（のべ件数）	
◎学校教育活動支援事業（H30 年度実績）			
・学校図書館支援員の配置	（計 25 名）		15,346,550 円
・特別支援教育支援員の配置	（小 38 名・中 17 名・特 4 名）		54,306,750 円
・生徒指導支援員の配置	（中 5 名）		4,212,300 円
・看護師の配置	（特 3 名）		1,753,900 円
・幼稚園保育支援員の配置	（幼 7 名）		6,916,640 円
◎語学指導外国青年招致事業（H29 年度実績）（10 名）			49,601,768 円
◎学校評議員の設置（H29 年度実績）（小 104 名・中 66 名・特 5 名・幼 16 名）			1,801,200 円

（４）市立八代支援学校

所在地	八代市高島町 1 番地 6		
開校	昭和 48 年 4 月 10 日		
敷地面積	14,921 m ²		
建築年月日	校舎	昭和 47 年 12 月	
	増築	昭和 55 年 2 月	
	増築（高等部）	平成 16 年 3 月	鉄骨造平屋建 431 m ²
	体育館	昭和 50 年 2 月	
	改築（小中学部）	平成 26 年 9 月	
	プール	昭和 55 年 7 月	
建物	校舎	鉄骨造平屋建、鉄筋コンクリート造平屋建	2,249 m ²
		木造平屋建	64 m ²
	体育館	鉄骨造平屋建	321 m ²
	プール		200 m ²

運 営 概 要	対象児童 知的障がい及び重複障がい児童生徒 児童生徒数（令和元. 5. 1 現在） 小学部 35 人（うち他市町村からの委託 0 人） 中学部 29 人（うち他市町村からの委託 0 人） 高等部 19 人
教 育 課 程	組 編 成 小学部 9 組、中学部 7 組、高等部 4 組 ①各教科等を合わせた指導 ・日常生活の指導 ・作業活動 ・生活単元学習 ②自立活動 ③教科別・領域別の指導 ・教科別の指導 ・領域別の指導 ④総合的な学習の時間 ⑤特別活動 ⑥道徳
事 務 委 託	八代市と氷川町との間の八代市立八代支援学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務
施行年月日	平成 17 年 10 月 1 日
委託事務範囲	学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部に関する教育事務
委 託 団 体	氷川町
経 費 負 担	委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担とし、その額及び交付の時期は、八代市長が委託団体の長と協議して定める。
委 託 状 況	小学部 0 人 中学部 0 人

（５）八代市適応指導教室「くま川教室」

目 的	不登校状態にある子どもに対して、個別や集団での活動を通して適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的な自立を目指す。
施行年月日	平成 22 年 4 月 1 日（くま川教室の始まりは平成 4 年 9 月） 平成 29 年 4 月 1 日、学校教育課より移管
対 象 者	八代市に居住し、かつ、八代地域に存する小・中・特別支援学校に在籍する不登校児童・生徒で、入級することが適当と認められるものとする。
事 業 内 容	教科、ボランティア活動を含め、年間行事の中で、多くの体験と人との出会いを通して自己有用感を持ち、自立できる子どもの育成。
事 業 費	令和元年度 8,612 千円
財 源 内 訳	国 52 千円 市 8,560 千円
実 績	平成 30 年度通級児童生徒数 38 名（体験含む）

(6) その他市内の学校

①公立中学校

ア 氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校（概要：70ページ参照）

イ 県立中学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科別人員 () 内は定数	沿 革
八代中学校	240 (240)	—	平成20年 8月 県立八代中学校設置 平成21年 4月 県立八代中学校開校

②高等学校

ア 県立高等学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科別人員 () 内は定数	沿 革
八代高等学校	710 (720)	普通科	明治29年 4月 済々黌八代分校を光徳寺内に置く 明治33年 12月 県立八代中学校と改称 昭和23年 4月 県立八代高等学校と改称 昭和40年 9月 現在地（永碇町）へ移転 平成20年 8月 県立八代中学校併設
八代工業高等学校	全日制	インテリア科 108(120) 機械科 238(240) 工業化学科 85(120) 電気科 218(240) 情報技術科 113(120)	昭和19年 5月 八代市立八代工業学校開校 昭和23年 4月 県立八代高等学校第二部となる 昭和24年 4月 県立八代高等学校工業課程と改称 昭和26年 4月 県立八代工業高等学校として独立 昭和42年 4月 定時制創設 平成22年 4月 「県立高等学校再編整備等基本計画 実施に向けた準備のための計画（前期）に基づき定時制機械科募集停止し、定時制総合学科を新設 平成25年 3月 定時制機械科を閉科
	定時制	総合学科 34(160)	
八代東高等学校	全日制	普通科 87(120) (体育コース) 商業科 187(240) 情報会計科 19(40) 情報ネットワーク科 45(80)	昭和26年 4月 県立八代高等学校定時制課程を独立、 県立城南高等学校と改称 昭和27年 4月 全日制課程を開設 昭和29年 4月 県立八代東高等学校と改称 昭和56年 4月 商業科のみとなる 平成 2年 4月 商業科の一部を情報科・国際科に 改編 平成 3年 4月 商業科の一部を普通科(体育コース) に改編 平成15年 4月 情報科を情報ビジネス科へ改称 " 国際科募集停止 平成22年 4月 情報ビジネス科を情報会計科へ変更 " 定時制課程募集停止 平成25年 3月 定時制課程閉科 平成30年 4月 情報ネットワーク科開設
八代清流高等学校	431 (600)	普通科	平成24年 4月 県立八代清流高等学校開校
氷川高等学校			昭和50年 4月 県立氷川高等学校開校 平成26年 3月 再編統合により閉校
八代南高等学校			昭和54年 4月 県立八代南高等学校開校 昭和61年 4月 理数科を開設 平成17年 4月 理数科募集停止 平成26年 3月 再編統合により閉校

八代農業高等学校	本 校	198 (480)	園芸科学科 43(120) 食品科学科 71(120) 農業工学科 40(120) 福祉家庭科 44(120)	大正 9年 6月 県八代農業学校開校 昭和22年 4月 県立八代農業学校、中学校を併設 昭和23年 4月 県立八代農業高等学校 平成21年 4月 園芸科学科、食品科学科、農業工学科、福祉家庭科の4学科に学科改編
	泉分校	34 (120)	グリーンライフ科	昭和30年 4月 県立八代農業高等学校泉分校 (定時制)開校 昭和41年 4月 全日制へ切替 平成10年 4月 グリーンライフ科へ学科改編
熊本県立松橋支援学校 高等部氷川分教室		40 (68)	普通科一般学級	平成26年 4月 県立松橋支援学校高等部氷川分教室 開室

イ 私立高等学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科別人員 () 内は定数	沿 革
八代白百合学園 高 等 学 校	322 (480)	普通科	明治42年 4月 私立八代女子技芸学校開校 大正10年 4月 八代実科高等女学校に昇格 大正15年 4月 八代成美高等女学校と改称 昭和23年 4月 八代白百合高等学校設置 昭和26年 4月 八代白百合学園高等学校と改称 平成20年 12月 井上町へ移転
秀岳館高等学校	1,076 (1,200)	普通科 809(720) 商業科 122(180) 建設工学科 145(300)	大正12年 4月 八代町立代陽実業補習学校開校 昭和26年 4月 八代商業専修学校創設 昭和27年 4月 八代商業学校と改称 昭和31年 4月 八代商業高等学校と改称 昭和38年 4月 八代第一高等学校と改称 平成13年 4月 秀岳館高等学校と改称

③工業高等専門学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科目別人員 () 内は定数	沿 革
熊 本 高 等 専 門 学 校 (八代キャンパス)	700 (648)	機械知能システム工学科 217(200) 建築社会デザイン工学科 214(200) 生物化学システム工学科 206(200) 専攻科 生産システム工学専攻 63(48)	昭和49年 6月 国立八代工業高等専門学校開校 平成元年 4月 生物工学科増設 平成 6年 4月 専攻科増設 平成16年 4月 独立行政法人国立高等専門学校機構 八代工業高等専門学校となる 平成21年 10月 熊本電波工業高等専門学校と八代工 業高等専門学校は高度化再編統合し、 国立熊本高等専門学校となる

④私立短期大学

学校名	生徒数 () 内は定数	科目別人員 () 内は定数	沿 革
中九州短期大学	191 (260)	経営福祉学科 77(100) 幼児保育学科 114(160)	昭和49年 4月 学校法人八商学園中九州短期大学 開設 平成17年 4月 (学科名称変更) 幼児教育学科を幼児保育学科へ変更 (収容定員変更) 商経学科 100名 幼児保育学科 160名 平成19年 4月 (学科名称変更) 商経学科を経営福祉学科へ変更

(7) 学校給食

① 単独調理校

(令和元年5月1日現在)

学校名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
代陽小学校	八代支援学校、 代陽幼稚園	北の丸町 1-7	S 54	230 m ²	651 食
八竜小学校		坂本町荒瀬 6544	H14	152 m ²	84 食
鏡小学校		鏡町鏡村 609-1	S 53	246 m ²	382 食
鏡西部小学校		鏡町野崎 217-1	S 54	87 m ²	38 食
有佐小学校		鏡町中島 1360-1	S 56	143 m ²	138 食
文政小学校		鏡町両出 1371-1	S 57	202 m ²	304 食
泉第八小学校		泉町樅木 137-4	S 59	27 m ²	11 食
坂本中学校		坂本町荒瀬 6000	H17	111 m ²	61 食
鏡中学校		鏡町内田 1038-1	H11	272 m ²	391 食

② 給食センター

(令和元年5月1日現在)

センター名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
麦島学校 給食センター	植柳小、麦島小、三 中、植柳幼、麦島幼	迎町 1 丁目 16 号 1-3	S 57	629 m ²	1,158 食
南部学校 給食センター	高田小、金剛小、弥 次分校、日奈久小、 二見小、五中、六 中、日奈久中、二見 中	大福寺町 2561-1	S 60	886 m ²	1,245 食
西部学校 給食センター	松高小、八千把小、 八代小、郡築小、昭 和小、四中、七中、 松高幼	郡築九番町 66-12	H1	1,143 m ²	2,936 食
中部学校 給食センター	太田郷小、宮地小、 龍峯小、一中、二 中、八中、太田郷幼	島田町 1291-1	H5	1,214 m ²	2,330 食
千丁学校 給食センター	千丁小、千丁中、千 丁幼	千丁町 新牟田 1357-2	H12	687 m ²	725 食
東陽学校 給食センター	東陽小、東陽中、泉 小中	東陽町南 3416-2	H11	434 m ²	241 食

③給食費

ア 単独調理校

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

学校名及び園名	月額・回数	学校名及び園名	月額・回数
代 陽 幼 稚 園	3,650 円×11 回	泉 第 八 小 学 校	3,000 円×11 回
代 陽 小 学 校	4,400 円×11 回	坂 本 中 学 校	6,500 円×10 回
八 竜 小 学 校	4,800 円×11 回	鏡 中 学 校	5,400 円×10 回
鏡 小 学 校	4,300 円×11 回	八 代 支 援 学 校	小学部 4,400 円×11 回 中学部 5,200 円×11 回 高等部 5,200 円×11 回
鏡 西 部 小 学 校	4,400 円×11 回		
有 佐 小 学 校	4,300 円×11 回		
文 政 小 学 校	4,800 円×10 回		

イ 給食センター

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

センター名	幼稚園	小学校	中学校
麦島学校給食センター	3,650 円×11 回	4,400 円×11 回	5,200 円×11 回
南部学校給食センター	3,650 円×11 回	4,400 円×11 回	5,200 円×11 回
西部学校給食センター	3,650 円×11 回	4,400 円×11 回	5,200 円×11 回
中部学校給食センター	3,650 円×11 回	4,400 円×11 回	5,200 円×11 回
千丁学校給食センター	3,650 円×11 回	4,200 円×11 回	4,800 円×11 回
東陽学校給食センター		4,400 円×11 回	4,900 円×11 回

(8) 公益財団法人八代市学校給食会

設 立 昭和 58 年 3 月 28 日 (財団法人) 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行
 事 務 所 八代市島田町 1291-1
 目 的 八代市における学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、地域社会の食生活の改善に寄与すること。
 事 業 ①学校給食の調理及び配送に関する事業
 ②学校給食用物資の調達に関する事業
 ③学校給食の普及充実に必要な事業
 ④その他この法人の目的を達成するため必要な事業

役 員

評議員 (任期 4 年以内) 3 人～10 人以内
 理 事 (任期 2 年以内) 3 人～10 人以内 (会長 1、常務理事 1)
 監 事 (任期 2 年以内) 1 人～2 人以内

(9) 幼稚園就園奨励費補助金

目 的 所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の較差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減し、幼稚園教育の一層の普及充実に資する。

施行年月日 平成17年8月1日

事業概要

対 象 者 次のすべての条件に該当する方

- ①八代市に居住する幼児の保護者で、その幼児が私立幼稚園に通園している。
- ②①の幼児が当該年度当初に3歳児、4歳児、5歳児であること。(9月末までに3歳の誕生日を迎えた幼児を含む。)
- ③①の幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の家計の主宰者の当該年度市町村民税額の合計をもとに下表にあてはまる方 (ただし、「非該当」の記載のある欄に当てはまる方は除く。)

※平成27年度より、市立幼稚園は子ども・子育て支援新制度へと移行し、利用者負担(保育料)は保護者の所得に応じた応能負担と変わったため、補助金の対象とはならない。また、私立幼稚園で子ども・子育て支援制度へと移行した園も補助金の対象とはならない。

※令和元年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、平成31年4月から令和元年9月までが補助対象期間となるため、補助金限度額は次の算式により算定した額となる。下表の額×当該期間における保育料の支払い月数÷12

範囲及び補助金限度額 (令和元年度)

補助の対象となる範囲			補助金限度額 (年額)			子どもの数の数え方
			第1子	第2子	第3子以降	
(1)	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		308,000円	308,000円	308,000円	—
(2)	当該年度の市町村民税が非課税または均等割のみの世帯	ひとり親世帯等 (※)	308,000円	308,000円	308,000円	年齢制限がなく、最年長の兄・姉から子どもを数える
		ひとり親世帯等以外	272,000円	308,000円	308,000円	
(3)	当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 34,500円+①+② ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	ひとり親世帯等 (※)	272,000円	308,000円	308,000円	
		ひとり親世帯等以外	187,200円	247,000円	308,000円	
(4)	当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳上19歳未満の扶養親族の数×7,200円		62,200円	185,000円	308,000円	年齢制限があり、小学校3年生以下の子どもから数える
(5)	上記区分以外の世帯		非該当	154,000円	308,000円	

(※) ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者 (ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。)
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る)
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 (在宅の者に限る)
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 (在宅の者に限る)
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

減免(補助)の方法 該当者には当該年度末(3月中旬)に各幼稚園を通じて補助金が交付される。

事業実績

年度	区分	公 立		私 立		合 計		国庫補助 (千円)
		該当者	補助額 (円)	該当者	補助額 (円)	該当者	補助額 (円)	
H26		126	5,334,200	259	29,651,800	385	34,986,000	8,387
H27		—	—	242	29,952,300	242	29,952,300	9,161
H28		—	—	228	29,060,700	228	29,060,700	8,914
H29		—	—	173	22,614,800	173	22,614,800	7,163
H30		—	—	167	20,894,500	167	20,894,500	6,946

(10) 私立幼稚園助成

設置目的 私立幼稚園の教育の振興のために必要な経費について、補助金を交付する。

施行年月日 平成17年8月1日

助成概要 別表により予算の範囲内で市長が定める。

別 表

補助金交付対象区分		配分方法及び限度額
経常経費	均 等 割	60%
	園児数割	40%
施設設備費		1件につき、その要した経費の3分の1以内とし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

助成措置の状況 (実績)

補助機関名	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
松寿幼稚園	170,000円	165,000円	170,000円	173,000円	171,000円
聖愛幼稚園	146,000円	133,000円	139,000円	145,000円	141,000円
八千把幼稚園	239,000円	234,000円	227,000円	232,000円	241,000円
八代白百合学園幼稚園	229,000円	229,000円	224,000円	210,000円	208,000円
合計	784,000円	761,000円	760,000円	760,000円	761,000円

(11) 資金貸付

①奨学資金貸付

設置目的	経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸付け、その能力に応ずる教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成するため。		
設置年月日	平成17年8月1日		
奨学生の資格	本人または保護者が、八代市に引き続き3年以上住所を有している者であって、かつ経済的理由により就学困難な者で次に該当する者(但し日本学生支援機構その他から支給又は貸付を受けている者を除く)		
	ア	高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学に進学若しくは在学する者	
奨学資金の額	ア	高等学校の生徒及び高等専門学校の第1学年から第3学年までの学生	
		国公立の学校	月額15,000円以内
		私立の学校	月額20,000円以内
	イ	大学・短期大学及び専門学校の学生並びに高等専門学校の第4学年及び第5学年の学生	
		国公立の学校	月額30,000円以内
		私立の学校	月額35,000円以内

②宇野奨学基金

設置目的	八代市民のうち経済的理由により就学困難なもの及び学業成績優秀な者に対する奨学資金に充てるため。		
設置年月日	昭和46年12月		
資金の額	20,000千円(昭和46年度 10,000千円、昭和48年度 10,000千円)		
原 資	宇野秀雄氏寄附金		
運用益金の処理	一般会計予算に計上し、八代市奨学資金貸付に関する条例による貸付金に充当。		

2 社会教育

(1) 図書館

①本館(八代市北の丸町2-35)

工 期 着工 昭和59年6月15日 竣工 昭和60年3月29日
 敷 地 3,230.67 m²
 建造物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 建 築 1階 1,820.55 m² 2階 815.54 m²
 1階 一般書架、児童書架、青少年コーナー、ブラウジングコーナー
 視聴覚室、対面朗読室等
 2階 調査研究室、集会室(3室)
 開 館 昭和60年6月8日
 総 工 費 763,300 千円
 財 源 内 訳 補助金 100,000 千円 地方債 496,000 千円
 一般財源 167,000 千円

蔵書冊数 (図書のみ)

(単位:冊) (平成31年3月31日現在)

区 分		総 記	哲 学	歴 史	社会科学	自然科学	技 術	産 業	芸 術	言 語	文 学	そ の 他	合 計
本 館	一 般	7, 976	9, 644	20, 734	38, 127	14, 276	16, 503	8, 129	17, 664	3, 591	73, 807	3, 421	213, 872
	児 童	900	726	2, 890	3, 003	6, 090	1, 938	1, 324	3, 525	965	23, 575	24, 785	69, 721
移 動	一 般	148	350	433	825	639	1, 307	378	727	77	8, 098	111	13, 093
	児 童	59	82	192	289	625	221	138	529	105	2, 764	4, 513	9, 517
合計		9, 083	10, 802	24, 249	42, 244	21, 630	19, 969	9, 969	22, 445	4, 338	108, 244	32, 830	306, 203

利用状況

(平成31年3月31日現在)

年 度	区 分	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H28	本 館	41,733 人	65,044 人	281,043 冊
	移動図書館	3,340 人	2,944 人	12,998 冊
H29	本 館	43,011 人	70,114 人	303,859 冊
	移動図書館	4,048 人	2,771 人	12,569 冊
H30	本 館	44,790 人	65,506 人	292,591 冊
	移動図書館	4,095 人	2,583 人	11,708 冊

②せんちょう分館(八代市千丁町新牟田1428-2)

工 期 着工 平成15年8月1日 竣工 平成16年2月9日
 敷 地 3,138.81 m²
 建造物の構造 鉄骨造 平屋建
 建 築 595.25 m²
 一般書架、児童書架、絵本コーナー、学習コーナー、視聴覚コーナー等

開 館 平成 16 年 4 月 1 日
 総 工 費 192,797 千円
 財 源 内 訳 補 助 金 6,641 千円 一般財源 186,156 千円

蔵 書 冊 数 (図書のみ) (単位:冊) (平成 31 年 3 月 31 日現在)

区 分	総 記	哲 学	歴 史	社会 科学	自然 科学	技 術	産 業	芸 術	言 語	文 学	そ の 他	合 計
一 般	1,315	1,127	3,144	4,370	2,150	3,169	1,114	2,951	557	18,076	2,326	40,299
児 童	346	288	1,101	1,298	1,874	856	533	1,241	385	9,402	16,533	29,762
合 計	1,661	1,415	4,245	5,668	4,024	4,025	1,647	4,192	942	27,478	18,859	70,061

利 用 状 況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H28	3,695 人	22,806 人	110,134 冊
H29	3,768 人	26,165 人	129,575 冊
H30	3,946 人	28,876 人	130,774 冊

③かがみ分館(八代市鏡町内田 493-1)

工 期 着工 平成 9 年 11 月 4 日 竣工 平成 11 年 3 月 19 日
 敷 地 612 m² (敷地面積、建築面積共に図書館部分)
 建造物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 (複合施設＝鏡文化センター)
 建 築 1 階 612 m² (1 階の一部)
 1 階 一般書架、児童書架、視聴覚コーナー、おはなしの部屋等
 開 館 平成 11 年 5 月 20 日
 総 工 費 1,599,983 千円 (施設全体)
 財 源 内 訳 地 方 債 1,368,400 千円 一般財源 231,583 千円

蔵 書 冊 数 (図書のみ) (単位:冊) (平成 31 年 3 月 31 日現在)

区 分	総 記	哲 学	歴 史	社会 科学	自然 科学	技 術	産 業	芸 術	言 語	文 学	そ の 他	合 計
一 般	1,210	1,374	3,388	5,086	2,943	3,944	1,306	3,105	582	23,994	93	47,025
児 童	335	217	875	967	2,142	788	478	996	256	9,482	11,325	27,861
合 計	1,545	1,591	4,263	6,053	5,085	4,732	1,784	4,101	838	33,476	11,418	74,886

利 用 状 況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H28	6,761 人	19,555 人	98,885 冊
H29	6,636 人	19,751 人	104,426 冊
H30	7,224 人	22,754 人	108,903 冊

(2) 公民館

平成29年4月1日から八代市公民館の1館体制へ移行し、校区公民館は廃止し、施設はコミュニティセンターに移管しました。

八代市公民館（八代市千丁町新牟田1433）

工 期 着工 平成6年10月13日 竣工 平成8年2月23日

開 館 平成8年4月1日

敷地面積 4,409㎡（千丁健康温泉センターとの複合施設）

延床面積 4,450.76㎡

建 物 (単位：㎡)

	公民館	千丁健康温泉センター	渡り廊下	合計
地 階	40.250			40.250
1 階	2,692.885		34.625	2,727.510
2 階	445.949	906.321		1,352.27
3 階	176.770	99.750		276.520
Z 5 階	54.210			54.210
計	3,410.064	1,006.071	34.625	4,450.760

・ホール棟

客席535席（固定席485席、栈敷席38席、親子室10席、車椅子席2席）

楽屋（洋室、和室、個室）、楽屋事務所、舞台、リハーサル室、ホワイエ

・会議棟

1階 会議室（A、B）、研修室、生涯学習室、和室（A、B）

2階 千丁健康温泉センター管理

総工費 2,451,192千円（複合施設全体）

用地購入費 64,022千円 設計管理委託費 64,916千円

建築主体工事費 1,380,234千円 電気設備工事費 172,708千円

財源内訳 機械設備工事費 528,207千円 その他 241,105千円

地 方 債 1,727,400千円 基 金 611,110千円

一般財源 112,682千円

八代市公民館ホール利用状況 (単位：件・人)

年度	ホール		舞台		ホワイエ		リハーサル室		楽屋等		備考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H30	35	10,460	56	2,570	20	6,820	281	5,255	34	925	

八代市公民館会議室等利用状況 (単位：件・人)

年度	会議室（A・B）		研修室		生涯学習室		和室（A・B）		備考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H30	27	1,304	31	1,001	21	452	8	330	10月より運用開始

八代市公民館（会議室等使用料）

（単位：円）

区 分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	全 日
小会議室 (100㎡以下)		510	610	820	1,850
中会議室 (101㎡以上 250㎡以下)		720	820	1,020	2,460
大会議室 (251㎡以上)		1,440	1,640	2,050	4,930
和室	A又はB	510	610	820	1,850
	両室	1,020	1,220	1,640	3,700

※なお、市外居住者が使用する場合は上記の50%増とする。

八代市公民館（ホール使用料）

（単位：円）

区 分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	9時以前又は 22時以降 (1時間当たり)
ホール（入場料 を徴収する場 合）	平日	14,400	18,510	22,620	51,420	5,140
	日曜日、土曜 日及び休日	17,480	24,680	28,800	65,820	6,170
ホール（入場料 を徴収する場 合を除く。）	平日	7,200	9,250	11,310	25,710	3,080
	日曜日、土曜 日及び休日	9,250	11,310	13,370	30,850	4,110
舞台のみ	平日	2,050	2,570	3,080	7,200	1,020
	日曜日、土曜 日及び休日	2,570	3,080	4,110	9,250	1,020
ホワイエ		2,050	2,570	3,080	7,200	720
リハーサル室		1,020	1,540	2,050	4,110	510
楽 屋		410	610	820	1,540	—
楽屋事務所		610	820	1,020	2,050	200

(3) 公民館以外の社会教育関係施設

①八代市さかもと青少年センター

目 的 自然豊かな環境の中で、青少年及び成人が団体宿泊等による共同生活体験、自然体験活動等を通し社会性豊かな感性を育み、規律、協同、友愛、互助の精神を養う。

②八代市社会教育センター（西部・深水・鮎舄・藤本・中津道・田上・久多良木・仁田尾）

目 的 恵まれた自然環境の中で、青少年の健全な育成をはじめ、社会教育に関する活動の推進を図る。

施 設 名 (所在地)	設置 年月	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	施設の概要	平成30年度利用状況	
					件数	利用者数
さかもと青少年センター (坂本町中谷い1270)	H16. 4	8, 764	2, 066. 00	研修室、調理実習室、 和室、多目的室、浴室、 体育館	304	7, 200
さかもと青少年センター分館 (坂本町中谷い8926-1)	H17. 8	1, 063	201. 00	研修室	34	473
西部社会教育センター (坂本町西部は1999)	H16. 4	5, 043	2, 447. 00	研修室、体育館、 運動場	2	94
深水社会教育センター (坂本町深水い1471)	H16. 4	6, 357	1, 709. 00	研修室、体育館、 運動場	221	2, 034
鮎舄社会教育センター (坂本町鮎舄は867)	H16. 4	5, 390	2, 436. 00	研修室、体育館、 運動場	52	828
藤本社会教育センター (坂本町葉木4259)	H16. 4	9, 163	2, 981. 78	研修室、体育館、 運動場	29	551
中津道社会教育センター (坂本町中津道300)	H16. 4	7, 813	1, 954. 00	研修室、体育館、 運動場	131	950
田上社会教育センター (坂本町田上2006)	H16. 4	17, 526	2, 212. 00	研修室、体育館、 運動場	98	1, 674
久多良木社会教育センター (坂本町百済来下664)	H18. 4	7, 930	2, 175. 00	研修室、体育館、 運動場	102	1, 227
仁田尾社会教育センター (泉町仁田尾96)	H23. 4	2, 836	464. 00	研修室、体育館、 運動場	30	557

使用料

区 分		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
研 修 室		410円	410円	510円
屋内運動場（体育館）		510円	510円	510円
屋外運動場		無 料		
屋外運動場照明施設		1時間 300円		
宿 泊	青少年センター	高校生以上	1泊	1, 020円
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊	510円
	社会教育センター	高校生以上	1泊	820円
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊	300円

③八代市二見自然の森（八代市二見本町3087）

目 的 恵まれた自然環境の中で、安全で快適な憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 20,852㎡

利用状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件 数	4件	3件	3件	1件	1件
利 用 者 数	230人	270人	240人	39人	37人

④八竜山自然公園（坂本町中谷は335-2）

目 的 恵まれた自然環境と豊かな森林資源を保護しつつ、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供し、青少年の健全育成を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 22,729㎡

施設の概要
 ・さかもと八竜天文台
 ・ロッジ（6人用）
 ・コテージ（10人用）

使用料

施 設 名	区 分	基 本 料	備 考
さ か も と 八 竜 天 文 台	大 人	300円	
	小・中・高生	150円	
ロ ッ ジ	1棟 一泊	12,340円	1人増えるごとに1,020円 休憩1時間当たり1,540円
コ テ ー ジ	1棟 一泊	18,510円	1人増えるごとに1,020円 休憩1時間当たり2,050円

利用状況

施 設 名	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
さ か も と 八 竜 天 文 台	-	2,643	-	2,643	-	2,229	-	2,166	-	2,959
ロ ッ ジ	71	360	100	497	79	419	82	417	87	390
コ テ ー ジ	34	321	41	349	41	365	45	407	37	336

⑤赤星公園（八代市鏡町宝出76-1）

目 的 市民の教育、学術、文化の向上及び市民相互の交流を図る。

設置年月日 平成15年4月1日

面 積 4,278㎡

施設の概要
 ・水竹居の館（研修棟）
 ・工房

使用料

	1部屋	工房	冷暖房	厨房	浴室	屋外
	1時間当たり				1団体	
市内在住者	50円	100円	100円	100円	300円	無料
市外在住者	100円	200円	100円	100円	300円	半日1,020円

利用状況

	部屋		工房		厨房		屋外	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
26年度	663	5,652	107	365	20	148	2	600
27年度	239	4,808	50	319	20	154	2	700
28年度	13	103	2	14	1	6	0	0
29年度	161	3,194	31	217	6	60	2	500
30年度	172	3,266	65	411	10	50	2	500

(4) 講座等（平成30年度）

	青少年体験講座	おでかけ公民館講座	市民教育講座	家庭教育学級
実施回数	4	34	39	328
参加者数	166	922	931	16,043

(5) 八代市総合社会教育推進協議会連合会

発 足 昭和48年1月26日

総合社会教育推進協議会（総社教）は、旧八代市域の16校区に社会教育・生涯学習の総合的推進を図ることを目的として設置された組織。

八代市総合社会教育推進協議会連合会は各校区総社教の連絡、協調を密にし、地域発展のため共通課題の発見とこれの解決を目指し、それぞれの地域に応じた独自の機能を効果的に発揮できるよう努めたが、合併後、八代市で取り組んだ住民自治によるまちづくりの推進により、平成27年3月13日をもって解散。

(6) 八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金

目 的 本市の町内に設置される社会教育施設（自治公民館）の整備に要する経費に対し補助金を交付する。

補 助 概 要 ①新築、増築又は全面改築の場合（延床面積が50㎡以上のものであること。）
総事業費の50%

限度額 ・延床面積が50㎡を超え150㎡以内のときは、200万円

・延床面積が150㎡を超えるとときは、300万円

②修繕等の場合（総事業費が20万円以上のものであること。）

総事業費の50% 限度額：50万円

③この補助金を受けた事業者は、翌年度から起算して3年間はこの補助金の交付を受けることができない。

補助実績

年度	事業内容	補助金額
H25	新築 1件	9,589千円
	修繕 28件	
H26	新築 2件	11,239千円
	修繕 22件	
H27	新築 1件	7,086千円
	修繕 15件	
H28	新築 1件	9,196千円
	修繕 21件	
H30	新築 0件	4,660千円
	修繕 16件	

（７）放課後子供教室推進事業

目 的	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に様々な体験活動・学習活動・交流活動等の取組みを実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。本市では、放課後対策事業として、これまで放課後児童クラブが設置されているが、未設置の校区において平成20年度より「放課後子供教室」を開設し、放課後対策事業の未実施校区の解消を目指している。		
施行年月日	平成19年6月21日		
対 象 者	郡築小学校、泉小学校の1～2年生及び昭和小学校の1～3年生までの児童		
事 業 内 容	①放課後における子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保 ②地域の人たちの参画を得て子供たちに様々な体験・交流・学習活動を提供		
事業費及び 財 源 内 訳	平成26年度	1,623千円（県支出金(2/3)	717千円、一般財源906千円)
	平成27年度	1,690千円（県支出金(2/3)	779千円、一般財源911千円)
	平成28年度	1,198千円（県支出金(2/3)	501千円、一般財源697千円)
	平成29年度	1,210千円（県支出金(2/3)	436千円、一般財源774千円)
	平成30年度	1,444千円（県支出金(2/3)	511千円、一般財源933千円)
30年度実績	放課後対策事業運営委員会 委員数：9人（小学校校長会代表・放課後児童クラブ代表・社会教育委員代表・PTA連絡協議会代表・市政協力員協議会代表他） 開催回数：2回 郡築小学校放課後子供教室 実施日：毎週火・木曜日 参加者数：33人 対象児童数：68人（1・2年生） 実施回数：51回 昭和小学校放課後子供教室 実施日：毎週月・木曜日 参加者数：22人 対象児童数：22人（1～3年生） 実施回数：54回 泉小学校放課後子供教室 実施日：毎週火・金曜日 参加者数：14人 対象児童数：14人（1・2年生） 実施回数：54回		

（８）八代市地域学校協働活動事業（※平成28年度までは「学校支援地域本部事業」）

目 的	地域と学校が連携・協働して、読み聞かせや学習支援、クラブ活動支援、環境整備等を実施することで、地域全体で未来を担う子供たちの育成を支える。		
対 象 者	第三中学校区（植柳小、麦島小、第三中）		
事 業 内 容	地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動を推進する。		
事業費及び 財 源 内 訳	平成28年度	665千円（国・県支出金(2/3)	424千円、一般財源 241千円)
	平成29年度	492千円（国・県支出金(2/3)	297千円、一般財源 195千円)
	平成30年度	344千円（国・県支出金(2/3)	210千円、一般財源 134千円)
30年度実績	八代市地域学校協働活動推進員活動時間：年間249.5時間 八代市地域学校協働活動事業連絡協議会 委 員 数：12人（地域協議会、婦人会、主任児童委員、PTA会長、学校長他） 開催回数：2回		

植柳小学校地域学校協働活動

実施回数：23回 参加ボランティア延数：157人

麦島小学校地域学校協働活動

実施回数：21回 参加ボランティア延数：206人

第三中学校地域学校協働活動

実施回数：17回 参加ボランティア延数：154人

(9) 八代市地域未来塾事業

目 的	教員を希望する大学生、元教員及び学習塾などの民間教育事業者等、幅広い地域住民の協力を得て、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に定着していない児童・生徒等へ学習機会を提供するため、「地域未来塾」を設置し、もって地域の児童・生徒等の学力及び地域の教育力向上を図る。		
対 象 者	第三中学校、第六中学校：3年生、日奈久中学校：1～3年生		
事 業 内 容	学力向上を実現するため、児童・生徒等への学習指導の知識・技能を有する学習支援員を配置し、学力及び地域の教育力の向上を図る。		
事業費及び 財 源 内 訳	平成28年度	1,080千円（国・県支出金(2/3) 649千円、一般財源 431千円）	
	平成29年度	1,308千円（国・県支出金(2/3) 476千円、一般財源 832千円）	
	平成30年度	539千円（国・県支出金(2/3) 240千円、一般財源 299千円）	
30年度実績	八代市地域未来塾運営委員会		
	委 員 数：7人（教育委員会、学校長他）		
	開催回数：1回		
	第三中学校地域未来塾		
	実施科目：英語、数学	実施回数：35回	参加生徒数：20人
	第六中学校地域未来塾		
	実施科目：数学、英語	実施回数：72回	参加生徒数：37人
	日奈久中学校地域未来塾		
	実施科目：英語、数学	実施回数：14回	参加生徒数：16人

(10) 八代市立博物館 未来の森ミュージアム

工 期 着工 平成元年 11 月 17 日 竣工 平成 3 年 3 月 27 日

開 館 平成 3 年 10 月 25 日

敷地面積 8,997.80 m²

建 物 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 4 階建 建築面積 1,432 m²

延床面積 3,418 m²

施設内容 1 階 第一常設展示室、第二常設展示室（松井文庫）、収蔵庫、
燻蒸室、警備員室、控え室、荷解室、一時保管室
2 階 エントランスホール、特別展示室、講義室、会議室、館長室、事務室、
学芸員室、カフェ
3 階 スタジオ、暗室、作業室、スタッフルーム、倉庫
4 階 収蔵庫
外部 屋外展示場、第 1 駐車場(大型バス 4 台、乗用車 30 台)
第 2 駐車場(乗用車 20 台)

総 工 費 2,448,841 千円

工事費 2,234,780 千円

土地購入費 214,061 千円(公園用地、第 2 駐車場用地)

財源内訳 地方債 1,950,792 千円 基金 443,615 千円 一般財源 54,434 千円

入 館 料 常設展示観覧料

区 分	個 人	20 人以上団体
一 般	310 円	1 人につき 240 円
大学・高校生	200 円	〃 160 円

※中学生以下は、原則として入館無料。

(特別展示の場合は、その都度別に定める)

平成 30 年度八代市立博物館観覧統計表

個 人 (人)	団 体 (人)	小 計 (人)	減 免 (人)		小 計 (人)	合 計 (人)	観覧料 (円)	開館日数 (日)	1 日当たり の観覧者数 (人/日)
			児童生徒	その他					
4,376	1,481	5,857	2,813	11,199	14,012	19,869	2,565,300	204	97

【平成 30 年度事業】

①展覧会活動

種 別	展 覧 会 名 称	会 期	総入館者数
春季特別展覧会	能面乱舞 一八代城主松井家伝来能楽 コレクションー	平成 30 年 4 月 20 日(金) ～6 月 3 日(日)	3,344 人
夏季特別展覧会	八代の禅宗寺院とその寺宝	平成 30 年 7 月 13 日(金) ～8 月 26 日(日)	3,295 人
八代の歴史と文化 28 秋季特別展覧会	ザ・家老 松井康之と興長 ～細川家を支え続けた「忠義」～	平成 30 年 10 月 19 日(金) ～11 月 25 日(日)	3,689 人
冬季特別展覧会	平成 30 年 12 月 11 日～平成 31 年 3 月 31 日まで工事休館のため開催なし		

②調査研究活動

ア 松井文庫所蔵古文書調査 調査期間 6/18（月）～6/22（金）

事業概要 松井文庫に所蔵される古文書約 1 万通の整理・保存・利用を目的として、平成 6 年度より調査を開始した。

- 事業内容
- a 古文書の燻蒸
 - b 古文書の調査（224 通）
 - c 目録・写真台帳の作成
 - d 解読作業
 - e 『調査報告書 20』（令和元年度刊行予定）に収載する古文書 98 通の解読

③資料収集活動

（i）寄贈資料（計 9 件・38 点）

豊田家系譜略（明治 25 年・八代郡豊原高田に居住した豊田氏の略系譜）	1 巻
荒木家資料（天明・文化・明治期の先祖附等、荒木家は旧松井家家臣）	6 点
西山宗因自筆資料（短冊 3、書簡 1、評点奥書 1）	5 点
肥後国八代郡高田村大字豊原村図面（明治 27 年）	1 冊
河俣塗盆（昭和 4 年、11 枚入）	1 箱
佐野家文書（江戸時代、細川家家臣佐野家の古文書）	17 点
高田焼象嵌布袋形水注（近代）	1 点
高田焼資料（現代、茶碗など）	5 点
八代宮遷宮図（近代）	1 点

（ii）寄託資料

該当なし

④教育普及活動

ア 講座・講演会関係

- a 展覧会に伴う特別講演会・講座 6 回開催（参加者延べ 536 人）
- b 教育普及活動に関わる体験講座（古代の鏡・お金作り） 1 回開催（参加者 18 人）
- c 古文書講座 上級 12 回開催（延べ 147 人）
- d 教育普及活動に伴う講座・講演会など 15 回開催（参加者延べ 860 人）
- e 博物館友の会ボランティア活動 8 回開催（参加者延べ 74 人）

イ その他

- a 解説シートの設置（各特別展示・企画展示・常設展示）
- b 児童・生徒・視察・研修・その他諸団体への解説活動
- c 学芸員実習生の受け入れ
- d 各種講演会への講師派遣、新聞・雑誌への寄稿
- e 調査協力・館蔵資料の貸し出し
- f 博物館ホームページの充実

⑤博物館施設整備事業

平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 3 月 31 日にかけて、博物館外壁他改修工事（外壁及び鉄骨構造部材の塗装防水工事等）を実施。工事期間は臨時休館とした。

XⅢ 水道・病院事業

1. 上水道事業	367
2. 病院事業	375

1 上 水 道 事 業

(1) 八代市水道局

事業開始年月日	事業創設認可	昭和26年5月23日
	供用開始	昭和30年8月1日
地方公営企業法適用年月日		昭和37年4月1日（全部適用）
現在給水人口	40,665 人	
同 戸 数	15,975 戸	
普 及 率	58.7 %	
水 源 地	①八代水源地	取水能力（1日）11,008m ³ 取水ポンプ、電動機4台（45kw×2台、37kw×2台）
	②高田水源地	取水能力（1日）3,000m ³ 取水ポンプ、電動機2台（いずれも15kw）
	③松江城水源地	取水能力（1日）3,000m ³ 取水ポンプ、電動機1台（15kw）
	④建馬水源地	取水能力（1日）2,864m ³ 取水ポンプ、電動機1台（18.5kw）
	⑤新開水源地	取水能力（1日）3,428m ³ 取水ポンプ、電動機1台（18.5kw）

取水量（平成30年度）

1日最大	16,400m ³	（うち日奈久	1,413m ³ ）
1日平均	13,693m ³	（	” 1,124m ³ ）
年間総配水量	4,997,855m ³	（	” 410,416m ³ ）

給水量（平成30年度）

一 般 用	2,776,560m ³	業務営業用	930,057m ³
工 場 用	57,449m ³	そ の 他	16,772m ³
有 収 水 量	3,780,838m ³	有 収 率	75.65%
導・送・配水管延長	381,519m		

沿 革

①八代地区

ア 創 設			
認 可	昭和26年5月22日	（変更	昭和28年6月30日）
着 工	昭和28年6月	竣 工	昭和34年3月
事 業 費	159,900千円		
給水計画	人口 30,000人	1日最大給水量	5,400m ³
イ 第1次拡張事業（内港船舶用、宮地及び野上地区）			
認 可	昭和38年12月28日		
着 工	昭和40年3月	竣 工	昭和42年3月
事 業 費	38,789千円（内港船舶用13,000千円、宮地及び野上地区25,789千円）		
給水計画	人口 40,000人	1日最大給水量	8,800m ³

ウ	第2次拡張事業（外港船舶給水用及び大島地区）				
	認可	昭和43年3月30日			
	着工	昭和44年1月	竣工	昭和44年6月	
	事業費	27,855千円			
	給水計画	人口 40,000人	1日最大給水量	8,800m ³	
エ	第3次拡張事業（八代地区低水圧解消、市庁舎及び外港船舶給水用）				
	認可	昭和45年12月25日			
	着工	昭和46年11月	竣工	昭和47年3月	
	事業費	50,430千円			
	給水計画	人口 40,000人	1日最大給水量	12,000m ³	
オ	第4次拡張事業（海岸部の塩水化現象の解消及び龍峯地区の無水源解消のため）				
	認可	昭和56年4月7日（変更 昭和59年10月24日）			
	着工	昭和56年4月	竣工	平成元年3月	
	事業費	2,045,000千円			
	給水計画	人口 43,800人	1日最大給水量	20,300m ³	
カ	第5次拡張事業（球磨川以北の東町を除く全域を給水区域とする）				
	認可	平成8年3月29日（変更 平成11年2月18日）			
	着工	平成8年7月	竣工	平成15年3月	
	事業費	3,640,657千円			
	給水計画	人口 59,000人	1日最大給水量	20,300m ³	
キ	市町村合併により水道事業経営の廃止				
	廃止期日	平成17年7月31日			

②日奈久地区

ア	創設				
	認可	昭和29年7月10日（再認可 昭和31年3月）			
	着工	昭和30年4月	竣工	昭和33年5月	
	事業費	31,213千円			
	給水計画	人口 9,000人	1日最大給水量	1,800m ³	
イ	第1次拡張事業				
	認可	昭和41年10月5日			
	着工	昭和41年11月	竣工	昭和43年3月	
	事業費	103,992千円 （昭和41年度 63,550千円、昭和42年度 40,442千円）			
	給水計画	人口 10,000人	1日最大給水量	3,000m ³	
ウ	市町村合併により水道事業経営の廃止				
	廃止期日	平成17年7月31日			

③八代市水道事業（市町村合併により創設）

ア	創設				
	認可	平成17年8月1日			
	給水計画	人口 69,000人	1日最大給水量	23,300m ³	
イ	軽微な変更				
	認可	平成23年2月22日			
	給水計画	人口 61,600人	1日最大給水量	19,654m ³	

水道使用料金（八代市）

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

①専用給水装置

令和元年10月1日施行

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金 （水量1立方メートルにつき）
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	858円	132円
浴 場 営 業 用	100立方メートル	4,400円	66円
臨 時 用	1立方メートルにつき 176円		
外 国 籍 及 び 外 国 航 路 船 舶 用	午前8時30分から午後5時まで		1立方メートルにつき 200円
	上記以外の時間		1立方メートルにつき 300円
上 記 以 外 の 船 舶 用	午前8時30分から午後5時まで		1立方メートルにつき 220円
	上記以外の時間		1立方メートルにつき 330円
私 設 消 火 栓 演 習 用	口径25ミリメートル未満		1回20分まで 264円
	口径25ミリメートル以上 50ミリメートル未満		1回20分まで 528円
	口径50ミリメートル以上		1回20分まで 880円

②共用給水装置

令和元年10月1日施行

料 金		
基本料金（1世帯又は1カ所につき）		超 過 料 金 （水量1立方メートルにつき）
水 量	料 金	
8立方メートル	792円	132円

③メータ使用料（1月につき）

令和元年10月1日施行

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル以上	66円	50ミリメートル以上	1,320円
20 〃	121円	70 〃	1,595円
25 〃	132円	100 〃	2,013円
40 〃	242円	150 〃	4,400円

事業経営状況（八代市）

（単位：千円）

事 項 \ 年 度		H26	H27	H28	H29	H30
給 水 人 口（人）		41,108	40,974	40,989	40,501	40,665
普 及 率（対給水区域人口）（%）		58.52	58.55	58.55	58.24	58.69
総 配 水 量（m ³ ）		4,360,666	4,388,525	4,766,118	4,944,847	4,997,855
一 日 最 大 配 水 量（m ³ ）		14,638	15,056	15,706	15,277	16,400
有 収 水 量（m ³ ）		3,613,788	3,665,853	3,728,430	3,742,483	3,780,838
有 収 率（%）		82.87	83.53	78.23	75.68	75.65
導 ・ 送 ・ 配 水 管 延 長（m）		370,432	373,512	375,886	378,905	381,519
職 員 数（人）		13	13	14	13	10
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	457,818	468,343	471,742	473,892	491,944
	うち(1) 給 水 収 益	453,467	460,282	467,727	469,151	473,880
	(2) 受 託 工 事 収 益	2,225	6,029	2,142	2,290	15,536
	2. 営 業 外 収 益	17,341	16,231	16,382	35,063	16,178
	3. 特 別 利 益	4,202	13	37	35	95
	総 収 益（A）	479,361	484,587	488,161	508,990	508,217
	1. 営 業 費 用	350,115	359,550	361,265	409,316	402,573
	うち(1) 人 件 費	98,210	106,694	103,728	122,686	75,090
	(2) 経 費	108,443	107,920	109,720	135,285	173,852
	(3) 減 価 償 却 費	143,462	144,936	147,817	151,345	153,631
	2. 営 業 外 費 用	27,854	26,252	24,539	22,759	22,077
	3. 特 別 損 失	8,369	89	290	631	616
	総 費 用（B）	386,338	385,891	386,095	432,706	425,266
	当年度純利益（損失）(A) - (B)（C）	93,023	98,696	102,066	76,284	82,951
	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金（未 処 理 欠 損 金）（D）	93,023	176,155	216,327	178,350	159,235
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 等 処 分 額（E）	86,773	77,459	114,261	102,066	74,431
	年 度 末 積 立 金 残 高（F）	0	15,564	0	0	0
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金（累 計 欠 損 金）（G）					
資 本 的 収 支	(1) 企 業 債（イ）	0	0	0	0	0
	(2) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	43,403	25,973	17,094	8,714	37,791
	収 入 計（H）	43,403	25,973	17,094	8,714	37,791
	(1) 建 設 改 良 費	201,315	200,412	204,799	196,284	168,769
	(2) 企 業 債 償 還 金（ロ）	71,689	77,458	80,723	72,614	74,431
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	支 出 計（I）	273,004	277,870	285,522	268,898	243,200
	差 引 き 計（H）-（I）	△ 229,601	△ 251,897	△ 268,428	△ 260,184	△ 205,409
流 動 資 産（J）		519,151	517,765	512,881	539,343	540,905
流 動 負 債（K）		123,257	124,757	126,867	180,649	149,704
不 良 債 務（K）-（J）		—	—	—	—	—
企業債現在高（イ）+前年度の（ハ）-（ロ）（ハ）		1,227,011	1,149,552	1,068,829	996,215	921,785
減 価 償 却 累 計 額		3,568,815	3,713,751	3,857,131	3,941,398	4,091,344

（２）八代生活環境事務組合

上水道施設については72～74ページを参照

(3) 簡易水道事業

地 区 名	認可年月日	給水開始 年 月 日	計画給水 人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	計画一日 最大 給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	年間 給水量 (m^3)	浄水方法	原水の種別	管路延長 (m)
二見洲口町	二見白島簡水	S60. 4. 25	220	99	99	56	6, 339	消毒のみ	地下水	1, 389
		H28. 3. 25	39	34	32	10	4, 754	緩速ろ過	地下水	699
			196	210	190	66	16, 842	消毒のみ	地下水	2, 714
		S30. 4. 1	227	210	202	77	20, 064	消毒のみ	地下水	3, 589
		S31. 4. 1	39	31	31	17	3, 813	消毒のみ	地下水	2, 187
	下深木簡水	S31. 5. 1	65	60	52	29	7, 092	消毒のみ	地下水	1, 877
		H18. 3. 24	253	171	163	76	9, 080	急速ろ過	表流水	5, 897
	瀬高簡水	S63. 6. 8	110	41	41	22	3, 951	消毒のみ	地下水	1, 902
	木々子簡水	S55. 8. 5	200	67	67	40	5, 643	緩速ろ過	表流水	2, 143
	鮎尾簡水	S55. 8. 5	500	117	112	120	9, 486	緩速ろ過	表流水	4, 181
	大平簡水	S33. 9. 15	500	55	52	90	3, 726	緩速ろ過	表流水	3, 655
	川原谷簡水	H18. 3. 30	144	89	89	54	5, 855	緩速ろ過	表流水	5, 522
	辻簡水	S61. 6. 10	150	54	48	30	3, 564	緩速ろ過	表流水	2, 475
	日光簡水	S62. 6. 16	130	43	43	26	2, 478	緩速ろ過	表流水	2, 512
	坂本簡水	H24. 3. 9	230	196	188	58	15, 032	消毒のみ	地下水	3, 665
坂 本 町	合志野簡水	S29. 4. 1	155	118	122	81	22, 459	消毒のみ	地下水	4, 569
		S32. 4. 1	195	169	165	49	23, 829	消毒のみ	地下水	4, 406
		S33. 4. 1	113	102	104	28	9, 103	消毒のみ	地下水	1, 709
		S33. 4. 1	200	102	103	99	14, 538	消毒のみ	地下水	2, 365
	荒瀬簡水	H17. 3. 29	140	97	98	106	22, 730	消毒のみ	地下水	2, 417
	藤本簡水	H5. 3. 29	210	96	88	65	8, 937	消毒のみ	地下水	1, 954
	大門簡水	S63. 12. 22	160	60	60	32	5, 701	消毒のみ	地下水	917
	中津道簡水	H26. 3. 28	111	107	106	30	10, 033	緩速ろ過	表流水	4, 952
		上・下鎌瀬地区	18	20	20	4	1, 411	消毒のみ	地下水	753
		三坂地区	108	80	80	36	8, 098	緩速ろ過	表流水	4, 183
		中津道地区	12	11	10	3	699	緩速ろ過	表流水	1, 145
	板持簡水	市ノ俣地区	27	20	20	7	3, 398	消毒のみ	地下水	655
		西鎌瀬地区	230	102	96	50	6, 826	緩速ろ過	表流水	4, 541
		板持地区	123	153	107	10, 196	10, 196	緩速ろ過	表流水	5, 041
		田上地区	90	78	77	18	1, 081	緩速ろ過	地下水	3, 214
	久多良木簡水	H17. 3. 28	170	112	108	43	7, 752	消毒のみ	地下水	2, 772
	小川内簡水	S58. 6. 27	130	46	45	26	4, 462	消毒のみ	地下水	1, 398
	鶴喰簡水	H7. 2. 7	220	179	144	114	10, 212	緩速ろ過	表流水	3, 998

地 区 名	認可年月日	給水開始 年 月 日	計画給水 人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	計画一日 最大 給水量 (m ³ /日)	年間 給水量 (m ³)	浄水方法	原水の種別	管路延長 (m)
東 陽 町		H18. 3. 24		408	390	273	34, 076	急速ろ過	表流水	10, 696
		H3. 12. 6		141	126	151	12, 321	消毒のみ	地下水	4, 541
		S28. 10. 1		62	60	46	10, 873	消毒のみ	表流水	2, 610
泉 町		S33. 9. 15		65	65	105	7, 821	急速ろ過	表流水	3, 749
		S34. 9. 4		70	61	68	16, 016	消毒のみ	表流水	1, 788
		H14. 3. 10		64	61	31	4, 002	急速ろ過	表流水	7, 730
		S35. 9. 1		15	12	53	3, 006	消毒のみ	表流水	1, 169
		S35. 9. 1		25	20	23	4, 281	消毒のみ	表流水	1, 395
		S28. 10. 1		85	79	62	17, 558	消毒のみ	表流水	978
		S33. 9. 15		92	92	33	6, 703	急速ろ過	表流水	4, 825
		S33. 1. 17		54	54	60	11, 295	消毒のみ	表流水	3, 150
		S37. 7. 21		39	31	19	7, 569	緩速ろ過	表流水	2, 433
		H25. 3. 31		35	20	6	7, 591	消毒のみ	表流水	615
				45	44	30	7, 733	急速ろ過	表流水	3, 644
				52	43	46	8, 729	緩速ろ過	表流水	5, 719
合 計			9, 864	4, 381	4, 120	2, 568	448, 758			150, 438

(4) 飲料水供給施設

地 区 名	認可年月日	給水開始 年 月 日	計画給水 人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	計画一日 最大 給水量 (m ³ /日)	年間 給水量 (m ³)	浄水方法	原水の種別	管路延長 (m)
坂 本 町	(飲供)		—	14	14	—	849	緩速ろ過	表流水	1, 435
	(飲供)		—	25	18	—	2, 003	消毒のみ	地下水	1, 063
	(飲供)		—	60	59	—	5, 244	消毒のみ	地下水	2, 775
合 計			0	99	91	0	8, 096		0	5, 273

総 計			9, 864	4, 480	4, 211	2, 568	456, 854	0	0	155, 711
-----	--	--	--------	--------	--------	--------	----------	---	---	----------

簡易水道使用料金

令和元年10月1日施行

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

①専用給水装置

ア 二見洲口町、坂本町、東陽町、泉町の計量給水区域

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,573円	水量1立方メートルにつき 169円
臨 時 用	水量1立方メートルにつき 363円		
消 火 栓	無 料		

イ 泉町放任給水区域

種 別	料金（1月につき）
一 般 用	600円
消 火 栓	無 料

②メータ使用料（1月につき）

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル	66円	40ミリメートル	242円
20 "	121円	50 "	1,320円
25 "	132円		

事業経営状況（簡易水道事業）

（単位：千円）

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
事 項						
給 水 人 口 (人)		4,652	4,563	4,481	4,356	4,211
普 及 率 (対 給 水 区 域 人 口) (%)		93.90	93.81	94.88	94.80	92.31
総 配 水 量 (m ³)		461,736	460,332	463,684	470,995	456,854
一 日 最 大 配 水 量 (m ³)		2,054	1,973	1,950	1,945	1,961
有 収 水 量 (m ³)		453,123	451,638	453,660	458,943	444,909
有 収 率 (%)		98.13	98.11	97.84	97.44	97.39
導 ・ 送 ・ 配 水 管 延 長 (m)		137,157	141,752	148,939	151,439	155,711
職 員 数 (人)		6	6	6	6	6
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	70,607	71,462	71,633	71,214	70,259
	うち (1) 料 金 収 入	70,515	71,300	71,594	71,113	70,049
	(2) そ の 他	92	162	39	101	210
	2. 営 業 外 収 益	34,102	31,345	46,818	47,161	42,261
	うち (1) 一 般 会 計 繰 入 金	33,367	28,496	29,845	29,892	33,598
	うち (2) そ の 他	735	2,849	16,973	17,269	8,663
	総 収 益 (A)	104,709	102,807	118,451	118,375	112,520
	1. 営 業 費 用	84,118	82,858	88,696	100,975	96,236
	うち (1) 人 件 費	44,549	44,451	43,139	45,135	42,689
	うち (2) 維 持 管 理 費	39,569	38,407	45,557	55,840	53,547
	2. 営 業 外 費 用	20,591	19,918	18,417	17,400	16,284
	う ち 支 払 利 息	20,591	19,918	18,417	17,400	16,284
	総 費 用 (B)	104,709	102,776	107,113	118,375	112,520
	収 支 差 引 (A)-(B) (C)	0	31	11,338	0	0
資 本 的 収 支	(1) 地 方 債 (イ)	118,500	136,600	114,600	153,700	98,800
	(2) 一 般 会 計 繰 入 金	90,144	87,859	91,456	94,270	99,487
	(3) 国 (都道府県) 補助金	0	0	0	0	0
	(4) 工 事 負 担 金	875	2,676	897	2,411	1,566
	(5) そ の 他	28,510	11,438	31	12	0
	収 入 計 (H)	238,029	238,573	206,984	250,393	199,853
	(1) 建 設 改 良 費	152,108	152,092	115,665	158,507	100,478
	(2) 企 業 債 償 還 金 (ロ)	85,919	86,481	91,307	91,775	99,486
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	支 出 計 (I)	238,027	238,573	206,972	250,282	199,964
	収 支 差 引 (H)-(I) (J)	2	0	12	111	△ 111
収 支 再 差 引 (C)+(J) (K)		2	31	11,350	111	△ 111
積 立 金 (L)		0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (M)		0	0	0	0	111
前 年 度 繰 上 充 用 金 (N)		0	0	0	0	0
形式収支 (K) - (L) + (M) - (N) (O)		2	31	11,350	111	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (P)		2	31	11,350	111	0
実 質 収 支 (O)-(P)		0	0	0	0	0
給 水 原 価 (円)		420.70	419.05	437.38	457.90	485.05
供 給 単 価 (円)		155.62	157.87	157.81	154.95	160.27
企 業 債 現 在 高		1,288,820	1,338,939	1,362,232	1,424,157	1,423,472

2 病 院 事 業

(1) 沿革・施設

開 設	昭和 27 年 5 月 1 日	村立宮地病院として開設
	昭和 30 年 4 月 1 日	宮地村の編入に伴い八代市国民健康保険直営病院として運営
廃 止	平成 31 年 3 月 31 日	「八代市病院事業の設置等に関する条例及び国民健康保険八代市立病院条例を廃止する条例」の施行に伴い廃止
敷 地 面 積	6,789.5 m ²	
改 築 工 事	昭和 43 年 11 月 20 日	竣 工 昭和 44 年 10 月 31 日
設 計	村田相互設計事務所	施 工 西田工業株式会社
建 物	鉄筋コンクリート 4 階、塔屋 2 階、医師宿舎鉄筋コンクリート 2 階建他 エックス線棟、鉄筋コンクリート平家建他	
建物延床面積	4,099.28 m ²	
総 工 費	436,798,570 円	
	(本館 326,570,020 円、医師宿舎等 53,118,550 円、エックス線棟 57,110,000 円)	
	建物関係工事 275,364,290 円 機械備品 161,434,280 円	
財 源 内 訳	企業債 381,700,000 円 一般財源 55,098,570 円	
施 設 内 容	(全館 冷暖房設備)	
地 階	126.5 m ²	ボイラー室、電気室、雑排水槽
1 階	1,150.5 m ²	診療部門 内科、外科、薬局、物療室、一般臨床検査室、中央材料消毒室、レントゲンコーナー、待合ホール、手術室、クリーンベンチ室等 管理部門 院長室、医局、会議室、図書室、総師長室、事務室等
2 階	559.6 m ²	病棟部門 内科・外科病棟病室 12 室 36 床(1 人部屋 2 室、2 人部屋 3 室、4 人部屋 7 室)、食堂デールーム、ナースステーション
3 階	559.6 m ²	病棟部門 病室 12 室 30 床 (1 人部屋 5 室、2 人部屋 1 室、4 人部屋 5 室、ドック部屋 1 室 3 床)、面談室、食堂デールーム、ナースステーション
4 階	559.6 m ²	病棟部門 結核病棟 11 室 30 床、消毒ホール、食堂デールーム、ナースステーション、面談室
塔屋 1 階	82.3 m ²	洗濯室、空調機械室
塔屋 2 階	20.9 m ²	エレベーター機械室、クーリングタワー
このほか、既設建物 給食棟 124.7 m ² 、手術棟 75.3 m ² 、医師住宅 (4 戸) 390.5 m ² 、 エックス線棟 115.6 m ² 、機械棟 43.2 m ² 、仮設外来棟 290.98 m ²		
診 療 科 目	内科、外科、胃腸科、消化器科、循環器科、呼吸器科	
病 床 数	96 床 (一般 66 床、結核 30 床) ※平成 28 年 4 月 20 日より休止	

主たる医療機械器具設備状況

C T装置 16 列、連続撮影装置、透視撮影装置、多機能解析心電計、血管造影剤自動注入器、胃・十二指腸・大腸・胆道・気管支ファイバースコープ、内視鏡検診台、蛋白分画自動積算器、腹腔鏡、ブッキー撮影台、高周波焼灼電源装置、呼吸機能自動解析装置、電動油圧手術台、直腸鏡、ニューポートレスピレーター、一時的体外式ペースメーカー、除細動器、薬剤自動分割分包機、肺機能測定器、オーディオメーター、超音波診断装置、心電図監視装置、オルソトラック、移動型X線装置、消化管吻合器、四要素モニター、自動冷却加温装置、液量注入ポンプ、サーボベンチレーター、低周波治療器、自動制御輸液ポンプ、限外濾過無菌水手洗装置、全身麻酔器、テレメーター患者監視装置、Na・K・CL同時測定装置、血圧監視装置、メモリー骨髓像計数装置、全自動血圧測定装置、OES高輝度光源装置、自動視力計、全自動血液ガス分析装置、電気手術器、遠心機、SLネオビジョン、パルスオキシメータ、無散瞳眼底カメラ、医用TVシステム、超音波ネブライザー、処置用ファイバースコープ、内視鏡自動洗浄消毒装置、バイオクリーンベンチ、ビデオ電子内視鏡システム、パックスレー、ディスカッション顕微鏡、インキュベータ、高感度デジアナ電離箱サーベイメーター、生体情報モニターシステム、低圧持続吸引器、ベネットベンチレーター、無影灯、A-Vインパルスシステム、体温維持装置、デジタルホルター記録器、デジタルリフトスケール、患者監視装置、AED、FCRデジタルX線画像診断システム装置、多項目自動血球分析装置、血圧脈波検査装置、呼気中一酸化炭素濃度測定器、エチレンガス滅菌器、安全キャビネット、生化学分析装置

職員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

職 種	職 員	嘱託・臨時職員	業務委託職員	合 計
医 師	2			2
看 護 師	20			20
薬 剤 師	2			2
臨床検査技師	1			1
放射線技師	1			1
管理栄養士	1			1
社会福祉士	1			1
事務職員	4	2	3	9
清掃員			3	3
管理人			2	2
合 計	32	2	8	42

(2) 事業運営状況

(単位：円)

事項				年度	H26	H27	H28	H29	H30
患者数	入院 (人)			21,474	20,796	1,193	0	0	
	外来 (人)			8,305	7,932	7,684	7,623	7,063	
	計 (人)			29,779	28,728	8,877	7,623	7,063	
病床	病床数 (床)			96	96	96	96	96	
	利用率 (%)			61.3	59.2	65.4	0.0	0.0	
職員数 (人)				82	81	48	44	42	
収益的 収支	収 益	医業 収益	入院収益	431,713,814	408,076,883	59,418,602	0	0	
			外来収益	112,368,390	113,342,174	115,947,527	114,435,967	99,842,977	
			その他医業収益	11,047,433	13,650,923	8,975,564	9,139,039	9,675,209	
			小計	555,129,637	535,069,980	184,341,693	123,575,006	109,518,186	
		医業 外益	他会計負担金	143,744,908	151,902,749	149,396,807	165,913,285	82,227,817	
			その他	15,923,444	33,737,160	24,983,275	17,898,241	19,334,352	
			小計	159,668,352	185,639,909	174,380,082	183,811,526	101,562,169	
		特別利益			0	0	1,680,404	100,000	146,594,205
		計 (A)			714,797,989	720,709,889	360,402,179	307,486,532	357,674,560
	費 用	医業 費用	給与費	383,703,733	396,154,253	322,912,779	250,827,804	219,972,926	
			材料費	137,448,951	124,712,303	67,213,407	59,163,493	44,830,625	
			減価償却費	22,447,615	21,324,302	18,584,239	20,682,581	19,231,777	
			その他	110,697,899	97,361,200	47,171,575	36,267,704	34,679,952	
			小計	654,298,198	639,552,058	455,882,000	366,941,582	318,715,280	
		医業外費用			13,042,796	48,187,840	41,065,458	14,436,934	18,989,325
		特別損失			178,924,057	613,530	41,890	0	26,081,837
		計 (B)			846,265,051	688,353,428	496,989,348	381,378,516	363,786,442
	当年度純利益 (損失) (A) - (B) (C)			△ 131,467,062	32,356,461	△ 136,587,169	△ 73,891,984	△ 6,111,882	
期収 間外支	収益 (D)								
	支出 (E)								
	差引き計 (D) - (E) (F)			0	0	0	0	0	
当年度未処分利益剰余金 (未処理 欠損金) (C) + (F) + 前年度の (M)				△ 40,799,418	△ 8,442,957	△ 145,030,126	△ 218,922,110	△ 225,033,992	
資本的 収支	収 入	企業債	0	4,100,000	0	0	0		
		他会計出資金	9,545,092	5,767,081	17,509,834	13,745,290	81,552,891		
		その他	17,000			0	960,960		
		小計 (H)	9,562,092	9,867,081	17,509,834	13,745,290	82,513,851		
	支 出	建設改良費	8,739,468	9,539,320	23,899,512	12,179,520	80,365,623		
		企業債償還金	10,350,715	6,094,842	3,583,196	3,477,139	3,076,536		
		退職給与金							
		小計 (I)	19,090,183	15,634,162	27,482,708	15,656,659	83,442,159		
差引き計 (H) - (I) (J)			△ 9,528,091	△ 5,767,081	△ 9,972,874	△ 1,911,369	△ 928,308		
利剰 余金 益金	(G) のうち減債処分額積立金 (K)								
	年度末積立金残高 (L)								
	翌年度繰越利益剰余金 (累積欠損金) (G) - (K) (M)			△ 40,799,418	△ 8,442,957	△ 145,030,126	△ 218,922,110	△ 225,033,992	
不債 良務	流動資産 (N)			359,459,099	427,910,782	281,928,806	199,026,194	48,552,273	
	流動負債 (O)			75,411,489	74,598,436	52,713,386	46,029,616	18,286,552	
	差引き計 (O) - (N) (P)			-	-	-	-	-	
企業債現在高				12,131,713	10,136,871	6,553,675	3,076,536	0	
減価償却累計額				558,467,689	577,430,016	590,574,782	611,257,363	511,927,341	
摘要									

卷 末 資 料

○	平成30年主要付議事件一覧	
	及びその処理状況	381

◎平成30年主要付議事件一覧及びその処理状況

(1) 議 案

提出者	番号	件 名	処 理		
議 員	1	八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案	3	23	原案可決
	2	農協改革に対する J A 自己改革の尊重・支援に関する意見書案	3	23	原案可決
	3	新たな森林管理システムの早期構築を求める意見書案	3	23	原案可決
	4	所有者不明の土地の利用を求める意見書案	3	23	原案可決
	5	適正な規模、機能、予算による新庁舎建設事業の促進を求める決議案	3	23	原案可決
	6	国民健康保険八代市立病院の病床再編移転及び外来機能の事業譲渡に関する決議案	3	23	原案可決
	7	国民健康保険八代市立病院の病床再編移転及び外来機能の事業譲渡に関する決議案	3	23	原案可決
	8	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書案	6	27	原案可決
市 長	1	平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算（第 8 号）	3	23	原案可決
	2	平成 2 9 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	3	23	原案可決
	3	平成 2 9 年度八代市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	3	23	原案可決
	4	平成 2 9 年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3	23	原案可決
	5	平成 3 0 年度八代市一般会計予算	3	23	原案可決
	6	平成 3 0 年度八代市国民健康保険特別会計予算	3	23	原案可決
	7	平成 3 0 年度八代市後期高齢者医療特別会計予算	3	23	原案可決
	8	平成 3 0 年度八代市介護保険特別会計予算	3	23	原案可決
	9	平成 3 0 年度八代市簡易水道事業特別会計予算	3	23	原案可決
	10	平成 3 0 年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算	3	23	原案可決
	11	平成 3 0 年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	3	23	原案可決
	12	平成 3 0 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算	3	23	原案可決
	13	平成 3 0 年度八代市診療所特別会計予算	3	23	原案可決
	14	平成 3 0 年度八代市久連子財産区特別会計予算	3	23	原案可決
	15	平成 3 0 年度八代市椎原財産区特別会計予算	3	23	原案可決
	16	平成 3 0 年度八代市水道事業会計予算	3	23	原案可決
	17	平成 3 0 年度八代市病院事業会計予算	3	23	原案可決
	18	平成 3 0 年度八代市下水道事業会計予算	3	23	原案可決
	19	専決処分の報告及びその承認について（平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算（第 7 号））	3	23	承 認
	20	八代市総合計画基本構想を定めることについて	3	23	可 決
	21	財産の貸付けについて	3	23	可 決

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	22	八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	3	23	可 決
	23	指定管理者の指定について（八代市坂本地域福祉センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）	3	23	可 決
	24	契約の変更について（八代市環境センター建設工事）	3	23	可 決
	25	八代生活環境事務組合規約の一部変更について	3	23	可 決
	26	氷川町及び八代市中学校組合規約の全部変更について	3	23	可 決
	27	八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3	23	原案可決
	28	八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	29	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	30	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	31	八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	3	23	原案可決
	32	八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について	3	23	原案可決
	33	八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について	3	23	原案可決
	34	八代市環境センター条例の制定について	3	23	原案可決
	35	八代市建築基準条例の一部改正について	3	23	原案可決
	36	八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	37	八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	38	八代市介護保険条例の一部改正について	3	23	原案可決
	39	八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	3	23	原案可決
	40	八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	3	23	原案可決
	41	八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3	23	原案可決
	42	八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3	23	原案可決
	43	八代市国民健康保険条例の一部改正について	3	23	原案可決
	44	八代市国民健康保険税条例の一部改正について	3	23	原案可決
	45	八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	46	八代市学校・子ども教育応援基金条例の制定について	3	23	原案可決
	47	八代市八竜山自然公園条例の一部改正について	3	23	原案可決
	48	八代市さかもと青少年センター条例の一部改正について	3	23	原案可決

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	49	八代市広域交流センターさかもと館条例の一部改正について	3	23	原案可決
	50	八代市国営八代平野土地改良事業負担金等徴収条例の制定について	3	23	原案可決
	51	八代市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	52	八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3	23	原案可決
	53	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	3	23	原案可決
	54	平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算（第 9 号）	3	23	原案可決
	55	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 1 号）	3	23	原案可決
	56	教育長の任命につき同意を求めることについて	3	23	同 意
	57	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 3 号）	6	27	原案可決
	58	平成 3 0 年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	6	27	原案可決
	59	専決処分の報告及びその承認について（平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算（第 1 0 号））	6	27	承 認
	60	専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）	6	27	承 認
	61	専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	6	27	承 認
	62	専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6	27	承 認
	63	専決処分の報告及びその承認について（八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	6	27	承 認
	64	専決処分の報告及びその承認について（八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	6	27	承 認
	65	専決処分の報告及びその承認について（平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 2 号））	6	27	承 認
	66	専決処分の報告及びその承認について（平成 3 0 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））	6	27	承 認
	67	あらたに生じた土地の確認について	6	27	可 決
	68	町区域の変更について	6	27	可 決
	69	市道路線の認定について	6	27	可 決
	70	八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6	27	原案可決
	71	平成 3 0 年度八代市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	6	27	原案可決
	72	平成 3 0 年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	6	27	原案可決
	73	平成 3 0 年度八代市水道事業会計補正予算（第 1 号）	6	27	原案可決
	74	人権擁護委員候補者の推薦について	6	27	同 意
	75	人権擁護委員候補者の推薦について	6	27	同 意
	76	人権擁護委員候補者の推薦について	6	27	同 意

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	77	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	78	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	79	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	80	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	81	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	82	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	83	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	84	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	85	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	86	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	87	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	88	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	89	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	90	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	91	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	92	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	93	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	94	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	95	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	96	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	6	27	同 意
	97	平成 2 9 年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9	21	原案可決 及び認定
	98	平成 2 9 年度八代市病院事業会計決算の認定について	9	21	認 定
	99	平成 2 9 年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9	21	原案可決 及び認定
	100	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 6 号）	9	21	原案可決
	101	平成 3 0 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	9	21	原案可決
	102	平成 3 0 年度八代市病院事業会計補正予算（第 1 号）	9	21	原案可決
	103	専決処分の報告及びその承認について（平成 3 0 年度八代市一般会計補正 予算（第 4 号））	9	21	承 認
	104	専決処分の報告及びその承認について（平成 3 0 年度八代市一般会計補正 予算（第 5 号））	9	21	承 認
	105	市道路線の認定について	9	21	可 決
	106	契約の締結について	9	21	可 決
	107	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	9	21	可 決

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	108	八代市建築基準条例及び八代市手数料条例の一部改正について	9	21	原案可決
	109	八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等について	9	21	原案可決
	110	八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	9	21	原案可決
	111	日奈久温泉イベント広場条例の一部改正について	9	21	原案可決
	112	八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について	9	21	原案可決
	113	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	9	21	原案可決
	114	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 7 号）	9	21	原案可決
	115	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9	21	同 意
	116	監査委員の選任につき同意を求めることについて	9	21	同 意
	117	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 9 号）	11	2	原案可決
	118	専決処分の報告及びその承認について（平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 8 号））	11	2	承 認
	119	八代市病院事業の設置等に関する条例及び国民健康保険八代市立病院条例の廃止について	11	2	原案可決
	120	平成 2 9 年度八代市一般会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	121	平成 2 9 年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	122	平成 2 9 年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	123	平成 2 9 年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	124	平成 2 9 年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	125	平成 2 9 年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	126	平成 2 9 年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	127	平成 2 9 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	128	平成 2 9 年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	129	平成 2 9 年度八代市久連子財産区特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	130	平成 2 9 年度八代市椎原財産区特別会計歳入歳出決算	11	26	認 定
	131	平成 3 0 年度八代市一般会計補正予算（第 1 1 号）	12	20	原案可決
	132	平成 3 0 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	12	20	原案可決
	133	平成 3 0 年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	12	20	原案可決
	134	平成 3 0 年度八代市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	12	20	原案可決
	135	平成 3 0 年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	12	20	原案可決
	136	平成 3 0 年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）	12	20	原案可決
	137	平成 3 0 年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）	12	20	原案可決
	138	平成 3 0 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）	12	20	原案可決

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	139	平成30年度八代市診療所特別会計補正予算（第1号）	12	20	原案可決
	140	平成30年度八代市水道事業会計補正予算（第2号）	12	20	原案可決
	141	平成30年度八代市下水道事業会計補正予算（第1号）	12	20	原案可決
	142	専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算（第10号））	12	20	承 認
	143	指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）	12	20	可 決
	144	指定管理者の指定について（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）	12	20	可 決
	145	指定管理者の指定について（八代市がらっぱ広場）	12	20	可 決
	146	指定管理者の指定について（サンライフ八代）	12	20	可 決
	147	指定管理者の指定について（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館）	12	20	可 決
	148	指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設）	12	20	可 決
	149	市道路線の廃止について	12	20	可 決
	150	市道路線の認定について	12	20	可 決
	151	八代市下水道条例の一部改正について	12	20	原案可決
	152	八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	12	20	原案可決
	153	八代市浄化槽条例の一部改正について	12	20	原案可決
	154	八代市介護保険条例の一部改正について	12	20	原案可決
	155	平成30年度八代市一般会計補正予算（第12号）	12	20	原案可決
	156	平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	12	20	原案可決
	157	平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算（第3号）	12	20	原案可決
	158	平成30年度八代市下水道事業会計補正予算（第2号）	12	20	原案可決
	159	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	12	20	可 決
	160	公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについて	12	20	可 決
	161	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	12	20	原案可決
	162	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について	12	20	原案可決
	163	八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	12	20	原案可決
	164	人権擁護委員候補者の推薦について	12	20	同 意
	165	人権擁護委員候補者の推薦について	12	20	同 意
	166	人権擁護委員候補者の推薦について	12	20	同 意

(2) 請 願

番号	件 名	受理 月 日	委 員 会			本 会 議	
			付託月日	付託委員会	審査終了月日	結 果	結 果
1	日奈久地域におけるクルーズ客船観光客受け入れに伴う整備方について	H30	H30		12 13	採 択	採 択
		11 27	12	7			

(3) 陳 情

番号	件名	受理 月日	委 員 会		結 果	本 会 議			
			付託月日	付託委員会		審査終了月日	結 果		
1	八代市食肉センター跡地利活用について	H29	H29	経済企業	10 11	継続審査	10 20	継続審査	
		7 28	10 6		12 13	継続審査	12 20	継続審査	
					H30			3 23	審議未了
2	熊本地震被害者の住宅再建について	H29	H29	文教福祉	10 13	継続審査	10 20	継続審査	
		9 27	10 6		12 12	継続審査	12 20	継続審査	
					H30			3 23	審議未了
3	生活道路の整備について	H30	H30	建設環境	—	—	3 23	審議未了	
4	中心市街地アーケード空き店舗利用について	1 10	3 8		—	—	3 23	審議未了	
		1 15	3 8	—	—	3 23	審議未了		
5	市議会議員の海外視察凍結解除反対について	6 5	6 14	議会運営	—	—	6 27	審議未了	
6	八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について	8 27	9 7	建設環境	9 13	継続審査	9 21	継続審査	
					12 11	継続審査	12 20	継続審査	
					H31			3 22	審議未了
7	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について	11 22	12 7	総 務	—	—	12 20	審議未了	

